

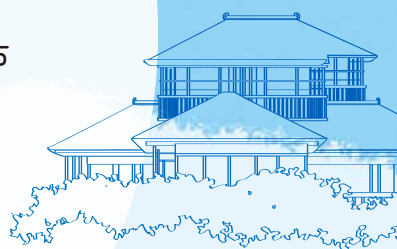


2024年度▶2028年度

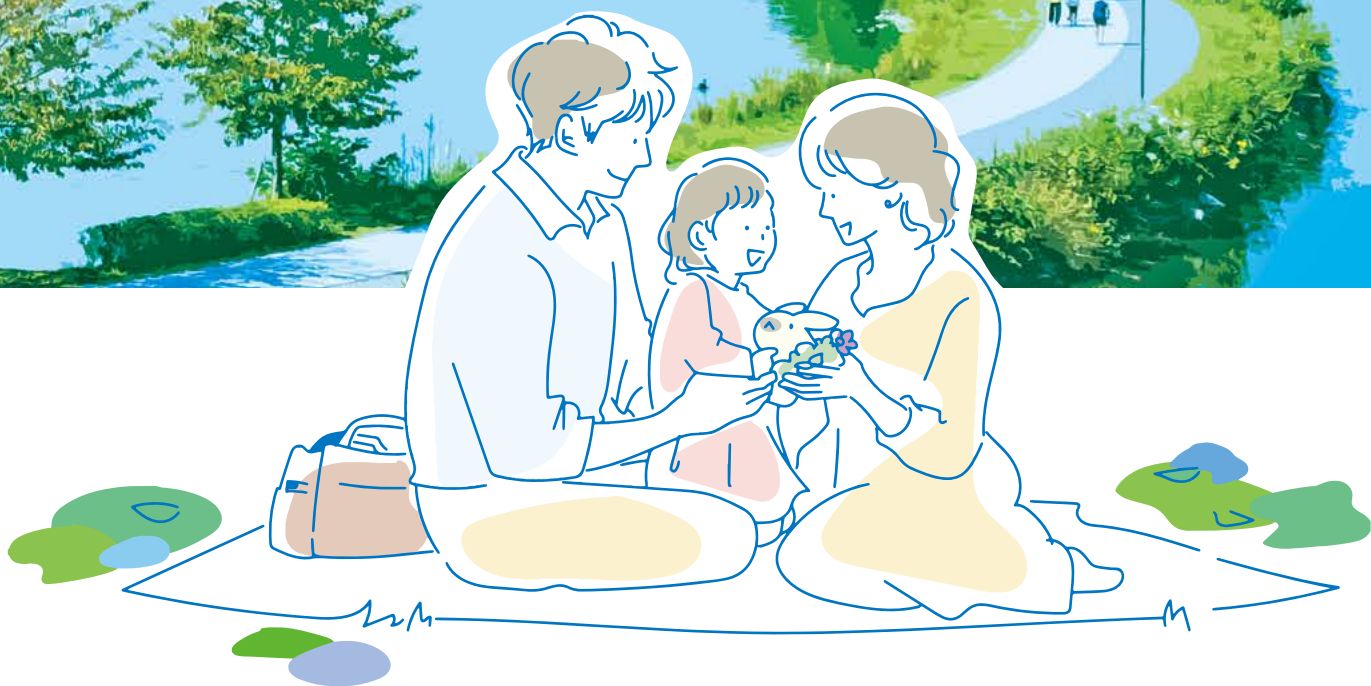


# 第4次 水戸市地域福祉活動計画 【福祉のまちづくり推進計画】

一人一人の行動がつながり、  
しあわせ(福祉)を実感できる地域共生のまち・水戸



## 第4次 水戸市社会福祉協議会 中期経営計画



社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

## 第4次水戸市地域福祉活動計画の策定にあたって



社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会  
会 長 保立 武憲

水戸市社会福祉協議会では、2020（令和2）年に、「みんなのしあわせ地域いきいきプラン～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・みと」を基本理念に、「第3次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」を策定、公表し、「福祉のまち水戸」の実現のために、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等とともに、取り組みを進めてきました。

2020（令和2）年から今日を振り返ってみますと、コロナ禍によって社会経済活動をはじめ、地域福祉活動やボランティア活動等の市民活動が未だかつてない大きな影響を受けた4年間でした。令和5年5月に5類に移行後、急速に従来の形を取り戻しつつありますが、コロナ禍によって途切れた活動や顕在化した新たな生活・福祉課題の中には、中長期的な取り組みを進めていく必要性のあるものも存在しており、更なる高齢化の進行、少子化による人口減少社会とあいまって、既存の制度だけでは解決に至らない状況となっています。高齢者数がピークを迎える（団塊ジュニア世代が高齢者となる）2040年に向けて社会変化がさらに加速化することが予想されており、その変化が、国の経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉のあり方についても、さらなる変革が求められています。その中でも子どもや若者を中心とした社会環境づくりが重要な柱となっており、様々な困難を抱える子どもや家庭の支援のために、福祉、介護、医療等の連携を図ることが不可欠となっています。

本会においては、2020（令和2）年に策定した「第3次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」の成果と課題に基づき、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が地域共生社会の実現を目指し主体的に取り組んでいく羅針盤として、2024（令和6）年4月を始期とする「第4次地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」を策定しました。

「第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」では、SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という理念を踏まえ、社会福祉法や水戸市第7次総合計画、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた水戸市が策定する「水戸市地域福祉計画」や関連計画等との整合を図りながら、「地域共生のまち・水戸」の実現を目指すこととしています。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、アンケート調査等のご協力いただきました市民の皆様や関係団体をはじめ、専門的な立場からご意見、ご審議をいただきました本計画の策定委員会の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 第4次水戸市地域福祉活動計画の策定に寄せて



地域福祉活動計画策定委員会

委員長 池田 幸也

本計画は日々変化する市民の生活環境に対応した「地域共生のまち」の創造を目的に掲げ策定されました。

この実現には生活圏である「地域」の現実を理解することが欠かせません。誰もが個々の生活に埋没しやすい社会です。身近な他者である隣人とのつながりを意識して維持またはつくらなければ「地域」は成り立ちません。そこで、基本方針の第1には「つながり助けあう地域づくりの推進」を掲げています。これにより孤立防止はもちろん災害時などの危機に際しての助け合い基盤となる信頼関係の醸成が期待されます。「共生」とは文字通り「共に生きる」ことですが、これは信頼関係に基づく人々がつながる地域生活が前提となります。しかし、多様な生活スタイルや価値観をもつ人々のつながりを実現することは容易ではありません。そこで基本方針の第2には「多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実」を掲げています。異なる生活観、人生観、経済観など相互の違いを認めたとうえで、「地域づくり」のために共通の「新たな地域の意味」を生み出すことが求められます。市民の個々の考え、意見を受け止め、共通の利益を確認する取り組みをどのように支援するか、支援を担う社協職員をはじめ、これを推進する市民の担い手の育成・支援の強化が求められます。そこで基本方針の第3では「ともに支えあう人づくりの推進」を掲げています。本計画の直接的な実施主体は社会福祉協議会ですが「地域共生のまちを創造」の主体は市民一人ひとりにほかなりません。市民参加による市民のためのお互いさまの関係の構築とその仲間づくり、場づくり、グループ団体間の連携や協働の推進が必要となります。

これら目標の実現は市民への啓発と協働する楽しさ、参加の意義を分かち合うことが重要です。本計画を実施する中でこれらの推進とその進捗を評価すること、これを積み重ねていくことは計画の成否を決することになると思います。この意味で丁寧な進捗管理と市民参加や市民活動の開発を促進することが期待されます。

最後になりましたが、第4次水戸市地域福祉活動計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員のみなさま、地域の実情を届けてくださった多くの市民のみなさま、さらに、本計画策定の取りまとめにご尽力いただきました水戸市社会福祉協議会保立会長をはじめとする職員のみなさまに深く感謝申し上げます。

# 目 次

第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）の策定にあたって

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 会長 保立武憲

第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）の策定に寄せて

地域福祉活動計画策定委員会 委員長 池田幸也 氏

## 第4次水戸市地域福祉活動計画

|                                           |      |
|-------------------------------------------|------|
| 第1部 総 論 .....                             | P 5  |
| 第1章 第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）の概要 ..... | P 6  |
| 第1節 計画策定の基本的事項（計画策定に当たって） .....           | P 6  |
| 1 計画策定の背景（趣旨）                             |      |
| 2 計画策定の目的と意義                              |      |
| 3 計画の位置付け（他計画との関係）                        |      |
| 4 計画期間                                    |      |
| 5 進行管理                                    |      |
| 第2章 水戸市の現況と課題 .....                       | P 11 |
| 第1節 水戸市の現況等 .....                         | P 11 |
| 第2節 アンケート調査の概要 .....                      | P 21 |
| 1 市民意識調査                                  |      |
| 2 社会福祉事業者アンケート調査                          |      |
| 3 福祉員・福祉活動推進員意識調査                         |      |
| 第3章 これまでの計画の取り組みと評価 .....                 | P 88 |
| 第1節 水戸市地域福祉活動計画の系譜 .....                  | P 88 |
| 第2節 第3次水戸市地域福祉活動計画の成果（自己評価）と課題 .....      | P 89 |
| 1 企画委員会の審議を踏まえた自己評価の集計                    |      |
| 2 基本方針ごとのまとめ                              |      |
| 第3節 計画策定の基礎となる事業と課題 .....                 | P 95 |
| 1 計画策定の基礎となる事業                            |      |
| 2 地域課題と課題解決の方向性                           |      |



# 目 次

---

## 第2部 基本構想 ..... P 99

第1章 基本理念(目指す姿) ..... P 100

第2章 基本方針(施策の基本的方向) ..... P 101

第3章 基本計画(施策の体系) ..... P 103

## 第3部 実施計画 ..... P 105

第1章 基本方針1に基づくアクションプラン ..... P 106

第2章 基本方針2に基づくアクションプラン ..... P 118

第3章 基本方針3に基づくアクションプラン ..... P 144

## 第4次水戸市社会福祉協議会 中期経営計画 ..... P 153

第1章 計画の概要 ..... P 154

第2章 これまでの計画の取り組みと評価 ..... P 155

第3章 基本構想 ..... P 162

第4章 実施計画 ..... P 165

## 資料編 ..... P 175

計画策定の経過 ..... P 176

策定委員会設置要綱 ..... P 177

策定委員会委員名 ..... P 178

社協支部事業一覧 ..... P 180

用語集 ..... P 186



# 第1部 総論

## 福祉のまちづくり推進計画

## 第4次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)

### 第1部 総論

#### 第1章 第4次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)の概要

##### 第1節 計画策定の基本的事項(計画策定に当たって)

###### 1 計画策定の背景(趣旨)

近年、我が国は、超高齢社会を迎え、更なる高齢化の進行とともに、少子化による急速な人口減少社会へ移行しています。加えて、高度な情報化社会を背景とした様々な価値観やライフスタイルが混在する複雑な社会の中で、貧困・低所得、引きこもり、孤立死、虐待、自殺、DV(家庭内暴力)被害、8050、社会的排除など、既存の社会保障・社会福祉では解決に至らない諸問題が顕在化しています。また、コロナ禍によって顕在化した新たな生活・福祉課題の中には、中長期的な取組を進めていく必要性のあるものが数多く存在しています。

これらの諸問題・諸課題に対し、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、住民相互のつながりの希薄化、核家族化の進行等が指摘されている今、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等、全ての市民が、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携し、支え合っていく必要があります。国においては、2017(平成29)年4月、地域共生社会の実現を目指す方針を示し、地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決していく地域づくりを推進しています。また、2020(令和2)年6月に社会福祉法が改正され、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設される等、地域共生社会の推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるための取組が全国各地で進められています。

水戸市社会福祉協議会(以下、「市社協」)においても、2020(令和2)年3月に2023(令和5)年度までの4年間の計画として策定した第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)に基づき、「ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち水戸」の実現を目指し、基本方針として、「誰もが支えあう新たな地域づくりの推進」「一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実」「生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立」を定め、地域福祉の推進を図ってきたところです。

「第4次水戸市地域福祉活動計画」は、社会福祉法、「水戸市第7次総合計画」、福祉分野個別計画の横断的計画として位置付けられた「水戸市地域福祉計画(第4次)」及び水戸市の関連計画等との整合を図りながら、SDGsの理念を踏まえ、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア等が地域共生社会の実現に向けた共通の目標を持てるよう、地域福祉の推進に取り組むための指針として策定するものです。また、市社協の中期的な行動計画である「水戸市社会福祉協議会中期経営計画」を併せて策定することによって、地域福祉活動計画の推進担当事務局として、法人の組織、財務、事業等に関する具体的な取組も計画的に遂行してまいります。



## 2 計画策定の目的と意義

### (1)「地域福祉活動計画」とは

わたしたちの暮らす地域や暮らしの中にある「福祉問題」や「生活課題」を解決していくためには、公的な福祉サービスを利用するだけでは解決が難しいことがたくさんあります。そこで、住民が主体となり、どのような形で、どのような関わり方で解決していくか、また、市社協や行政が課題等に対してどのように支援、応援するかなど、地域の生活ニーズを共有し、課題解決に向けて話し合い、日頃から見守り、支えあい、助けあう「地域福祉活動の推進」が大変重要になってきます。地域福祉活動計画は、「地域福祉活動の推進」に向けて、地域住民をはじめ、各種組織・団体などの共通の目標を定めるとともに、地域福祉推進の方策、具体的な実践内容をまとめた民間の活動・行動計画です。

行政が策定する「地域福祉計画」は、平成12年に改正施行された社会福祉法107条に基づく公的な計画である一方、「地域福祉活動計画」は、法律に基づく計画でも義務化された計画でもありませんが、中長期的な展望に立った地域福祉活動を展開する上では必要不可欠なものです。

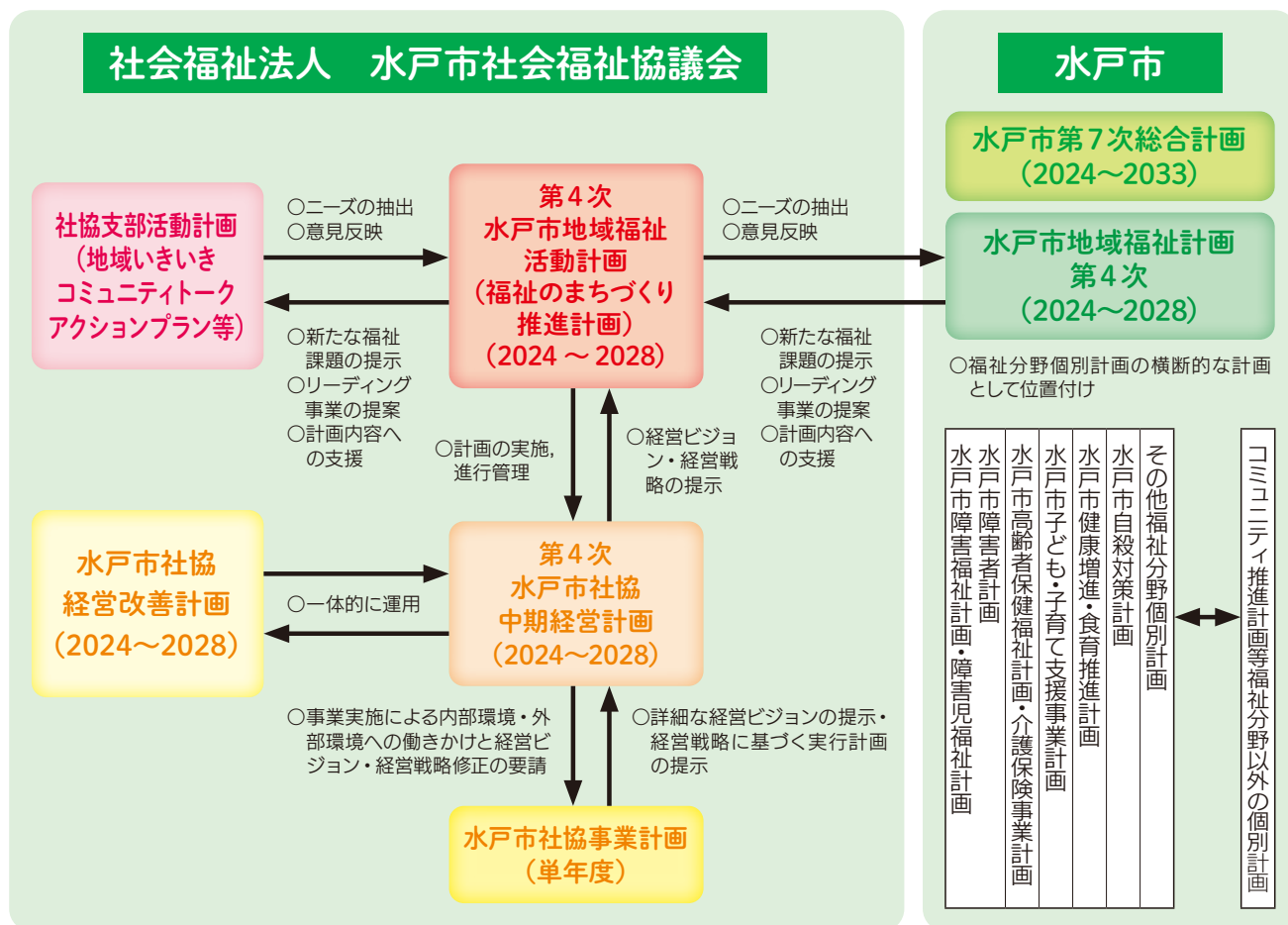
### 全国社会福祉協議会が示す計画の定義

『地域福祉活動計画策定指針－地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画－（全国社会福祉協議会地域福祉部：平成15年11月）』から抜粋

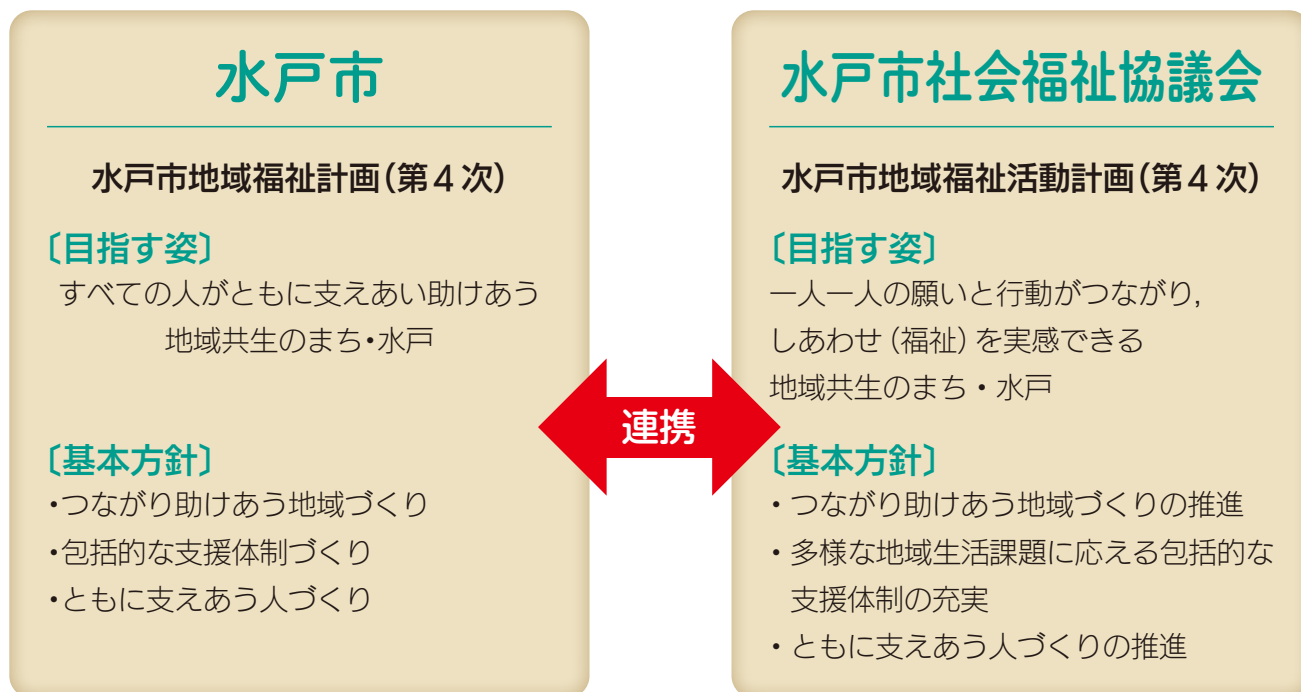
- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」です。
- 具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられます。

## 3 計画の位置付け(他計画との関係)

行政が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであることから、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりする等相互に連携を図ることが必要です。したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の策定・実施・評価にあたっては、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図ったり、また、地域住民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置付けるなど、相互に連携することが重要となっています。

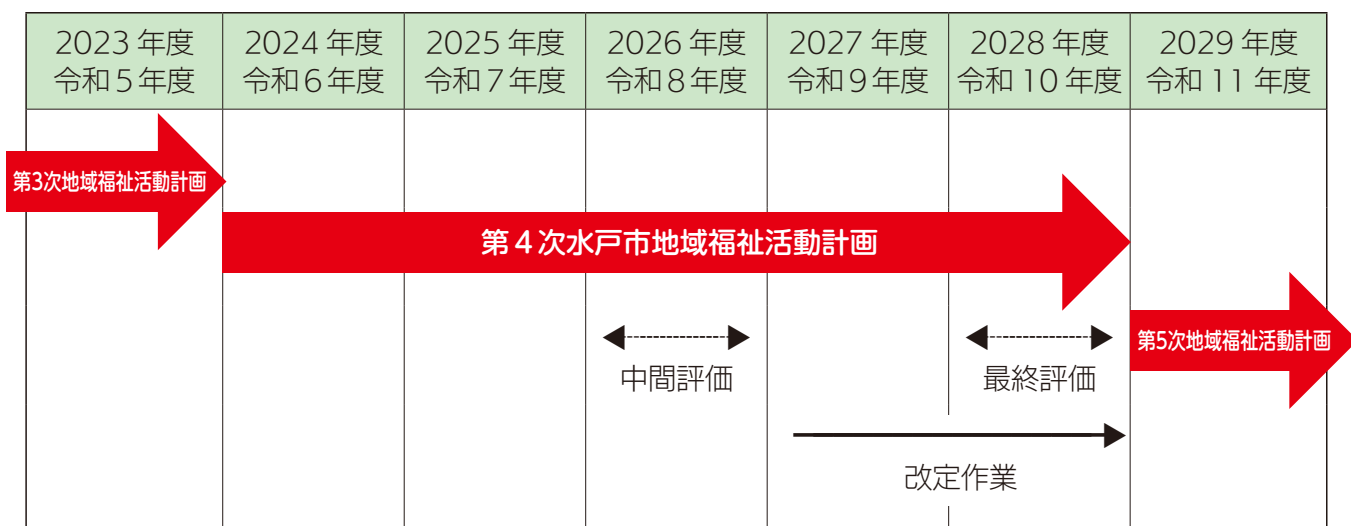


【水戸市地域福祉計画との比較図】



#### 4 計画期間

第4次計画の期間は、「水戸市地域福祉計画(第4次)」と合わせ、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。なお、社会情勢や制度改正及び計画取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて内容の見直しを行います。



## 5 進行管理

第3次計画においては、年2回開催する市社協内企画委員会のうち、年度末に開催する企画委員会において、報告や意見聴取を求めながら推進してきましたが、月ごとの定期的な進捗状況の確認といった評価（振り返り）ができていませんでした。そこで、第4次計画においては、事業を推進するセクションごとに事業評価会議を年2回実施し、会長、常務理事、課長以上の管理職で構成する役職員会議において、事業目標がどの程度達成することができたかを確認し合うとともに、引き続き、企画委員会において、各関係団体等の委員の意見を踏まえながら進行管理します。

また、水戸市が策定する「水戸市地域福祉計画」との一体的な推進を図るため、市と市社協の職員で構成する調整会議を年2回以上実施することとします。

### （1）単年度での進行管理及び評価の方法

#### 【市社協事務局】



#### 【企画委員会】



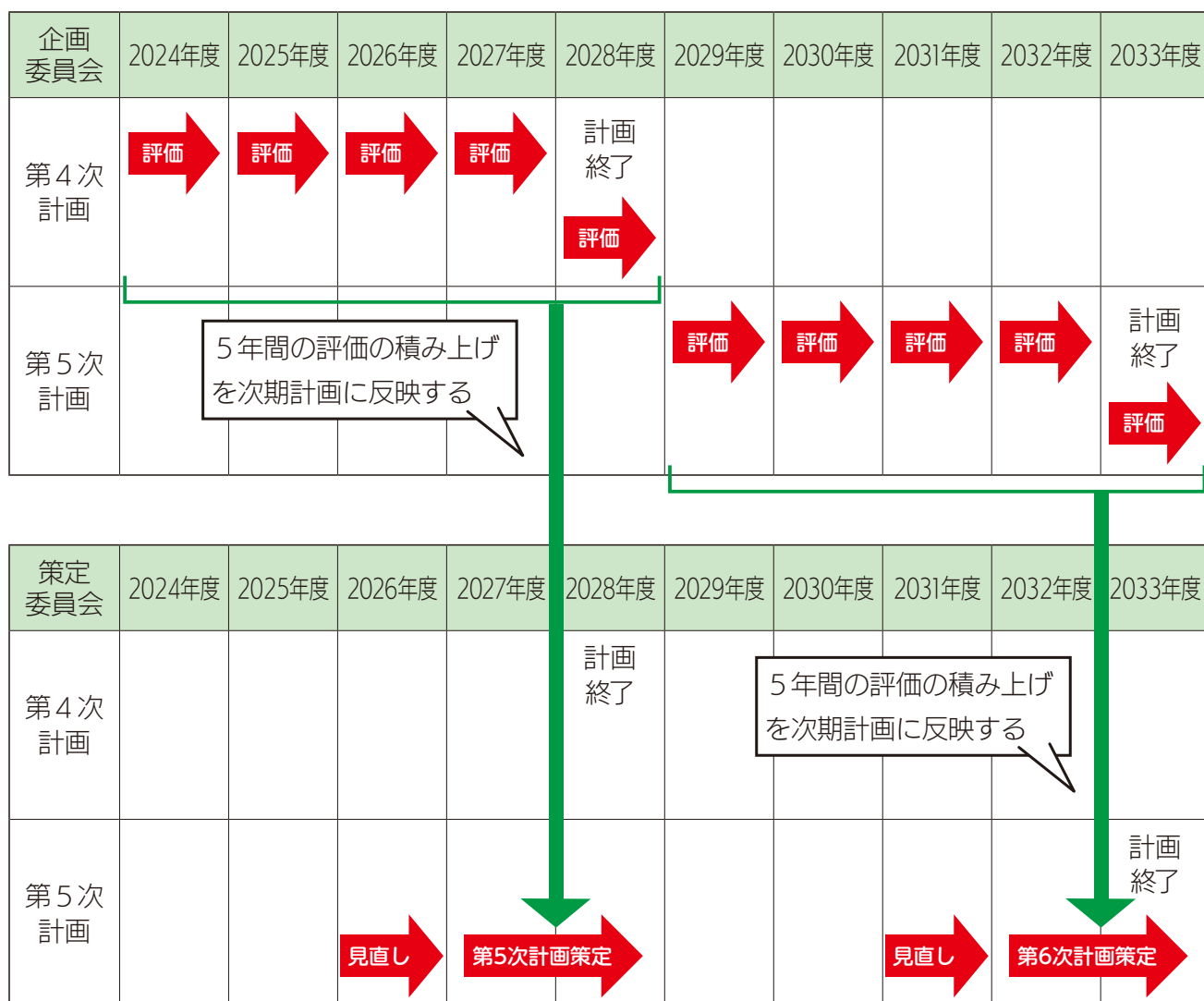
## 【水戸市】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月   | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|------|----|-----|-----|-----|------|----|----|
|    |    |    |    | 調整会議 |    |     |     |     | 調整会議 |    |    |

## (2) 計画期間における評価の流れ・次期計画への反映方法

目指すべき姿である「一人一人の願いと行動がつながり、しあわせ（福祉）を実感できる地域共生のまち・水戸」の実現に向け、計画の目標を達成していくためには、適切な進行管理により、進捗や達成状況を検証、評価し、計画の見直しを行うなど、次の取組につなげていくことが重要となります。

そのため、PDCAサイクルを活用し、計画の進行管理を行っていきます。





## 第2章 水戸市の現況と課題

### 第1節 水戸市の現況等

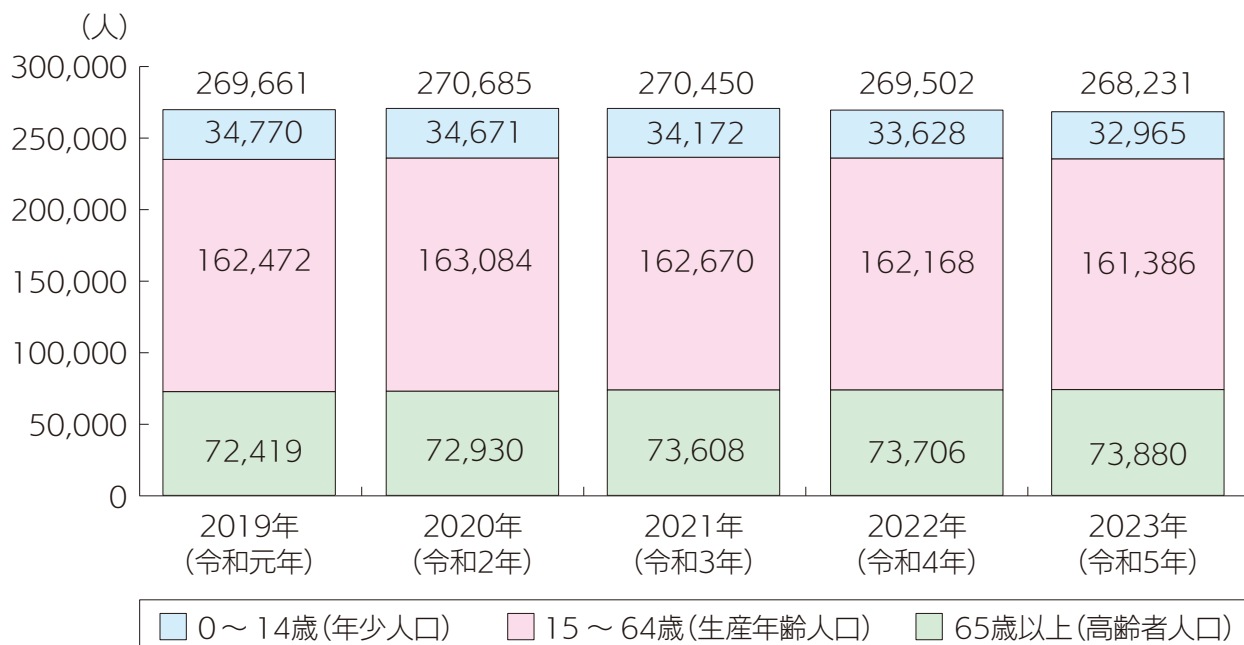
#### 1 人口及び世帯に関する現況

##### (1) 人口

##### ①人口の現状

本市の総人口（年齢不詳者含む）は、2019（令和元）年に269,661人、2020（令和2）年に270,685人となりましたが、2021（令和3）年以降は年々減少となり2023（令和5）年には268,231人となりました。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、生産年齢人口と年少人口は減少しており、少子化、高齢化がより一層進行していることが分かります。



※年齢不詳人口を按分して含む。

図1 総人口と年齢3区分別人口の推移

各年10月1日現在（水戸市調べ）

## ②人口の将来推計及び目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計をみると、総人口は2020（令和2）年の270,685人から2050（令和32）年には243,760人となり、30年で約27,000人減少するとされています。

これに対して、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）においては、2050（令和32）年の目標人口を254,300人としています。

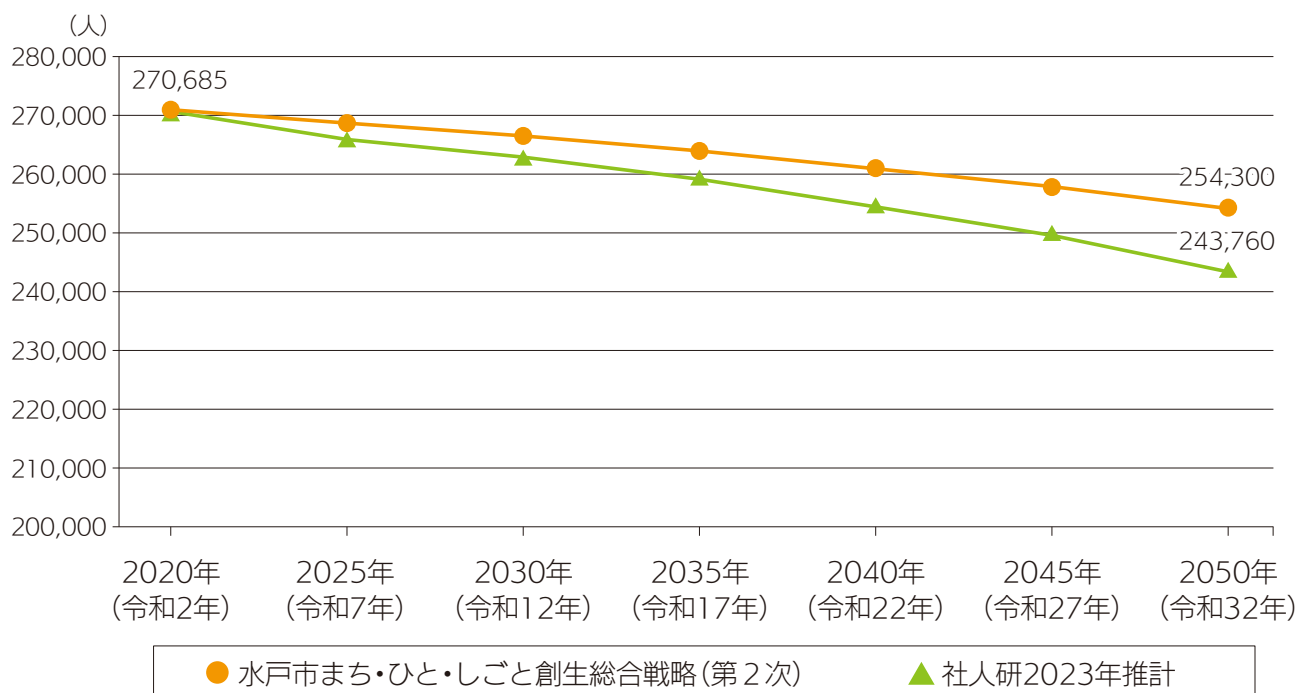


図2 人口の将来推計及び目標人口

（水戸市調べ）

（出典：日本の地域別将来推計人口（2023年推計），国立社会保障・人口問題研究所）

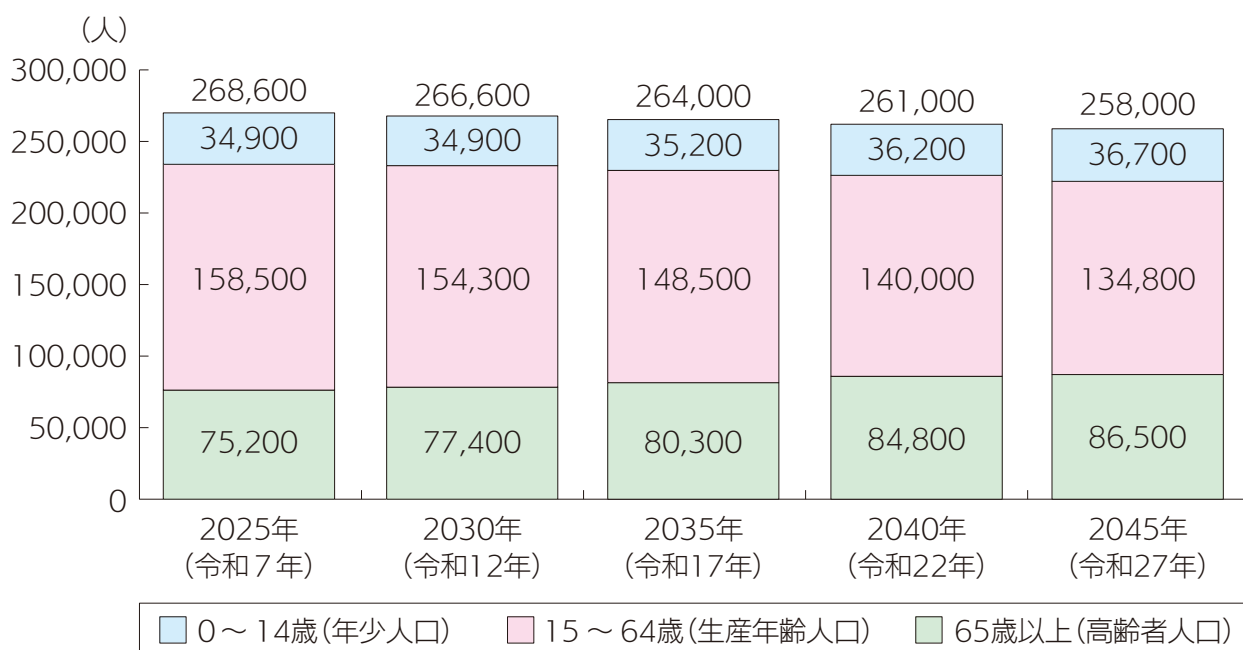


図3 目標人口における年齢3区分別人口の将来推計

(水戸市調べ)

## (2) 世帯

本市の総世帯数は年々増加しており、2023（令和5）年は125,938世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は2019（令和元）年に2.21人であり、2023（令和5）年には2.13人に減少しています。

単身世帯については、2010（平成22）年には総世帯に占める割合が34.0%でしたが、2020（令和2）年には5.3ポイント増の39.3%となっています。

国や県との比較をみると、本市では茨城県や全国の数値より単身世帯の割合が高い傾向にあります。

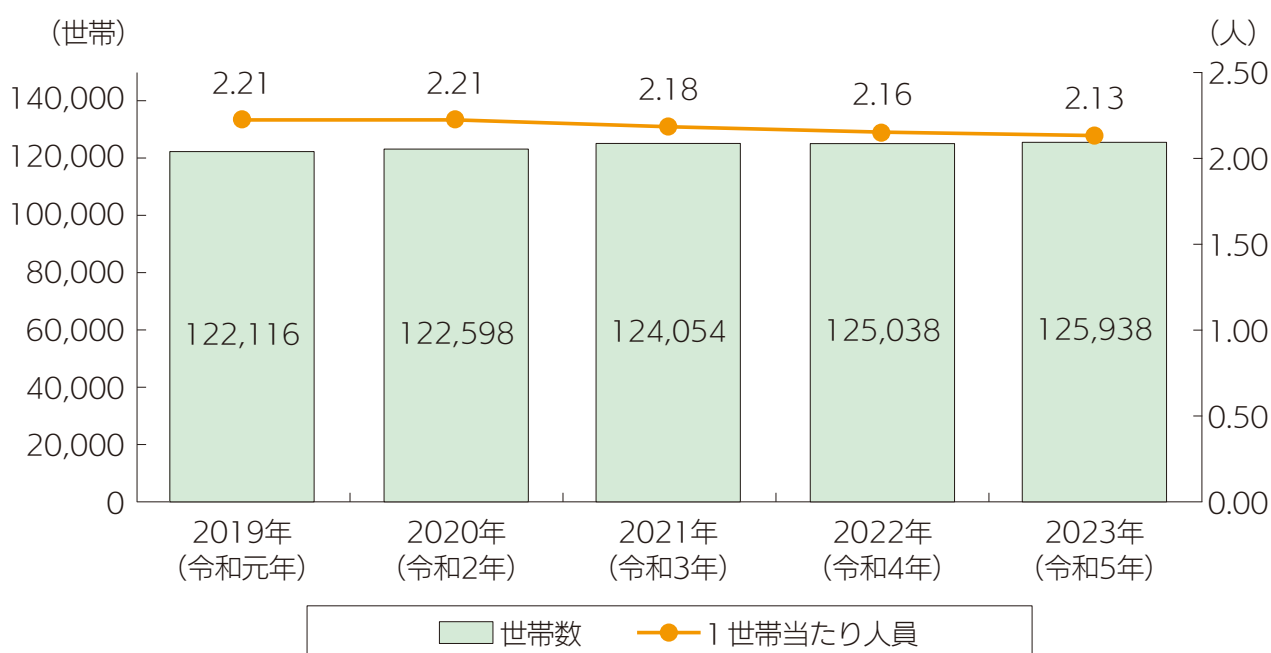


図4 世帯数と1世帯当たり人員の推移

各年10月1日現在（水戸市調べ）

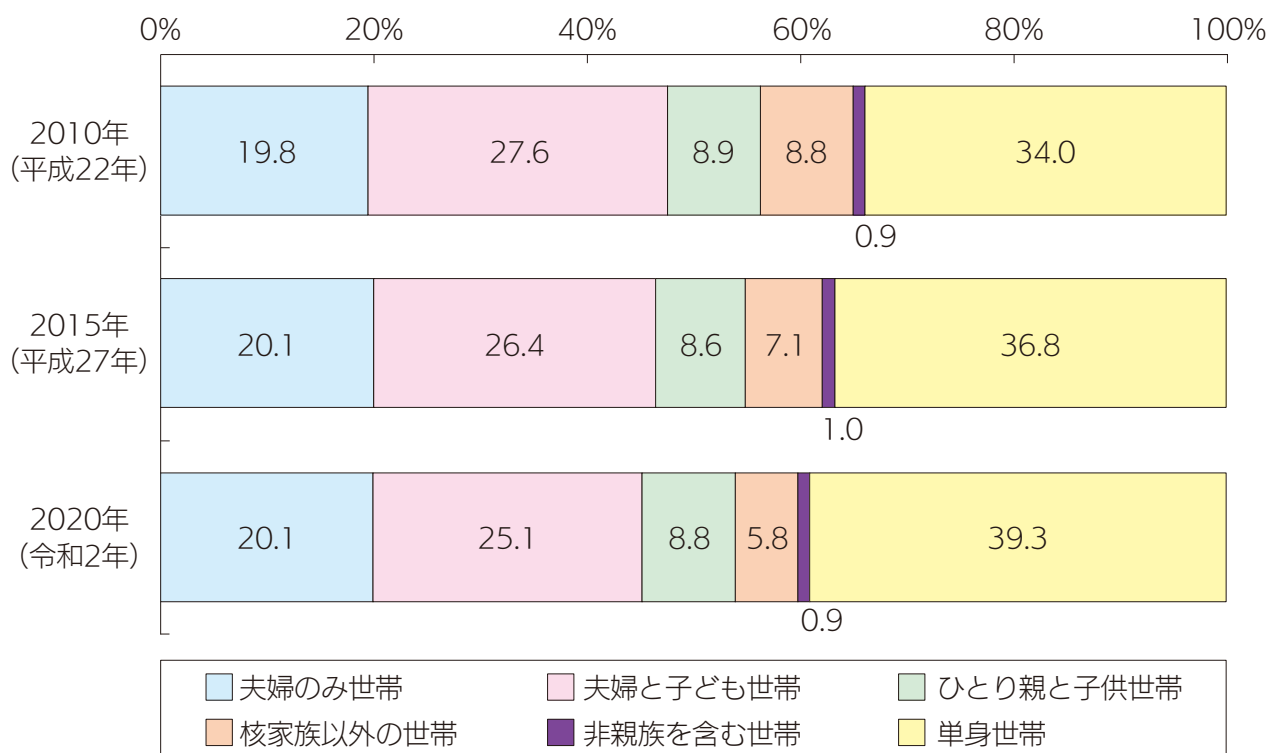


図5 総世帯に占める世帯構成の推移

各年10月1日現在（出典：国勢調査，総務省統計局）

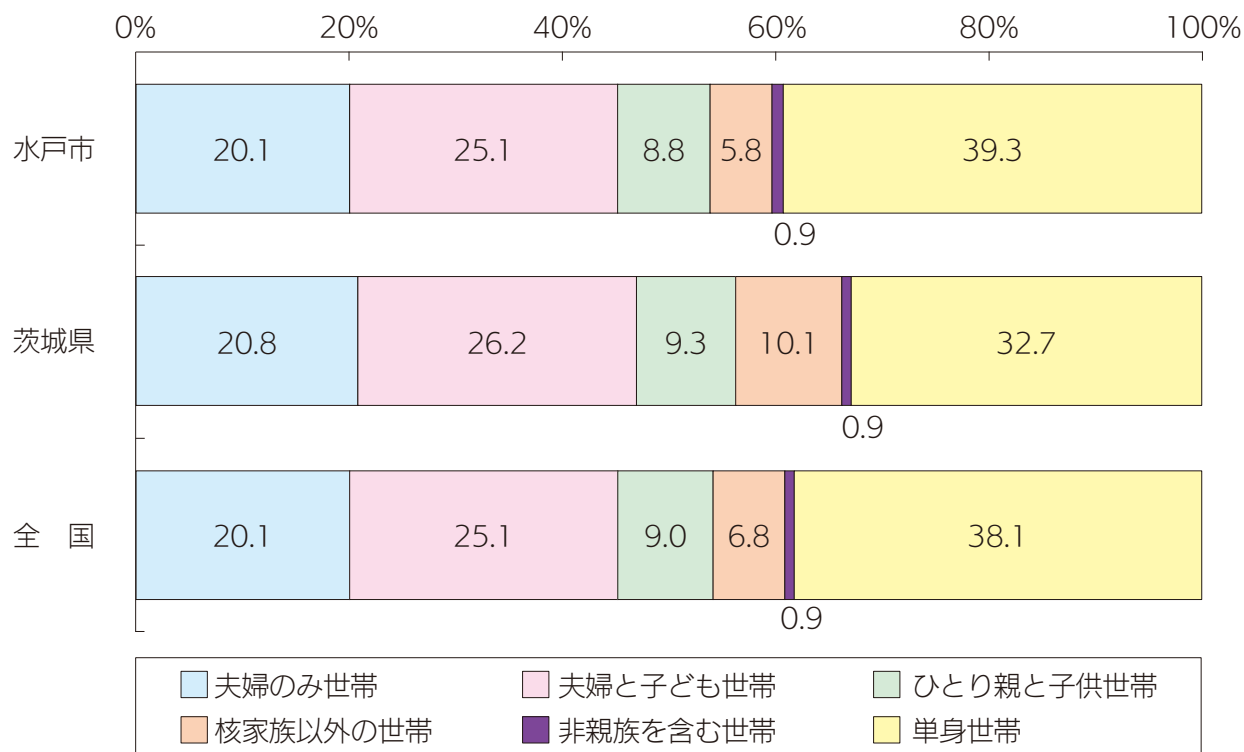


図6 総世帯に占める世帯構成に係る国や県との比較

2020（令和2）年10月1日現在（出典：国勢調査，総務省統計局）



## 2 こどもに関する現況

本市の出生数は年々減少傾向にあり、2020（令和2）年には2,000人を下回り、2022（令和4）年には1,848人となりました。合計特殊出生率も1.34に減少しています。

ひとり親世帯は2020（令和2）年に1,954世帯と減少しています。内訳としては、母子世帯が1,792世帯と9割以上を占めています。

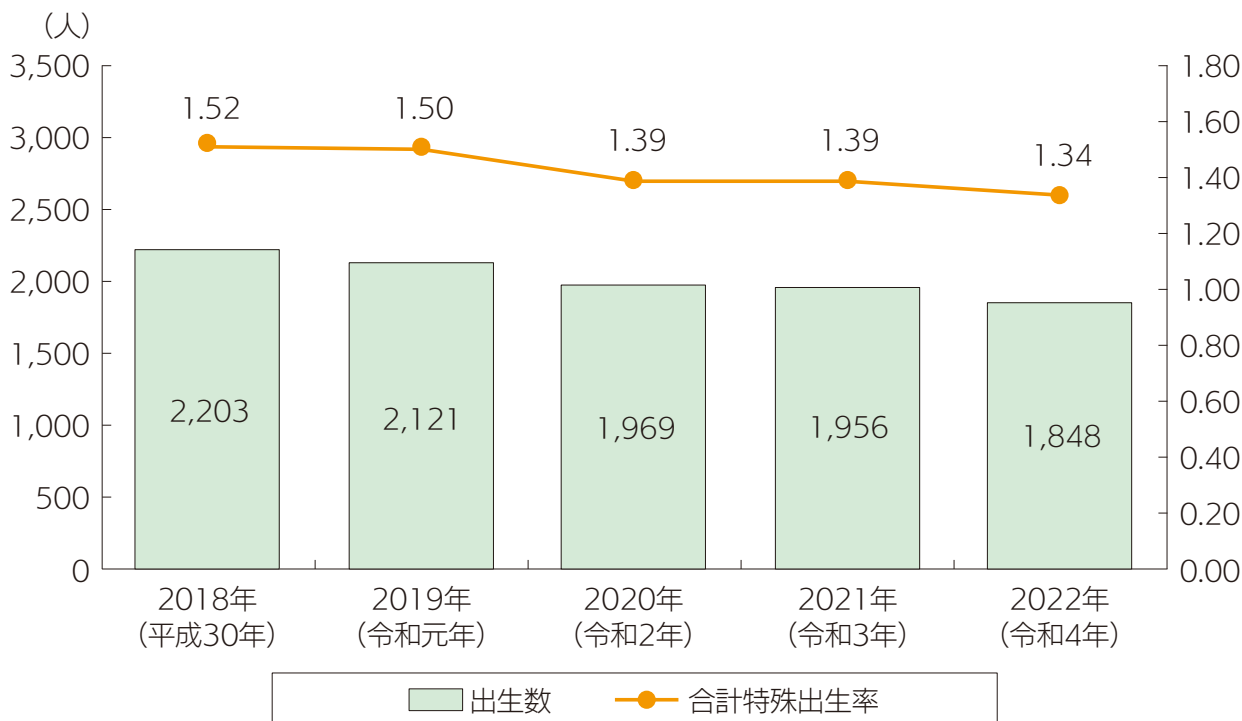


図7 出生状況の推移

各年12月末現在（水戸市調べ）

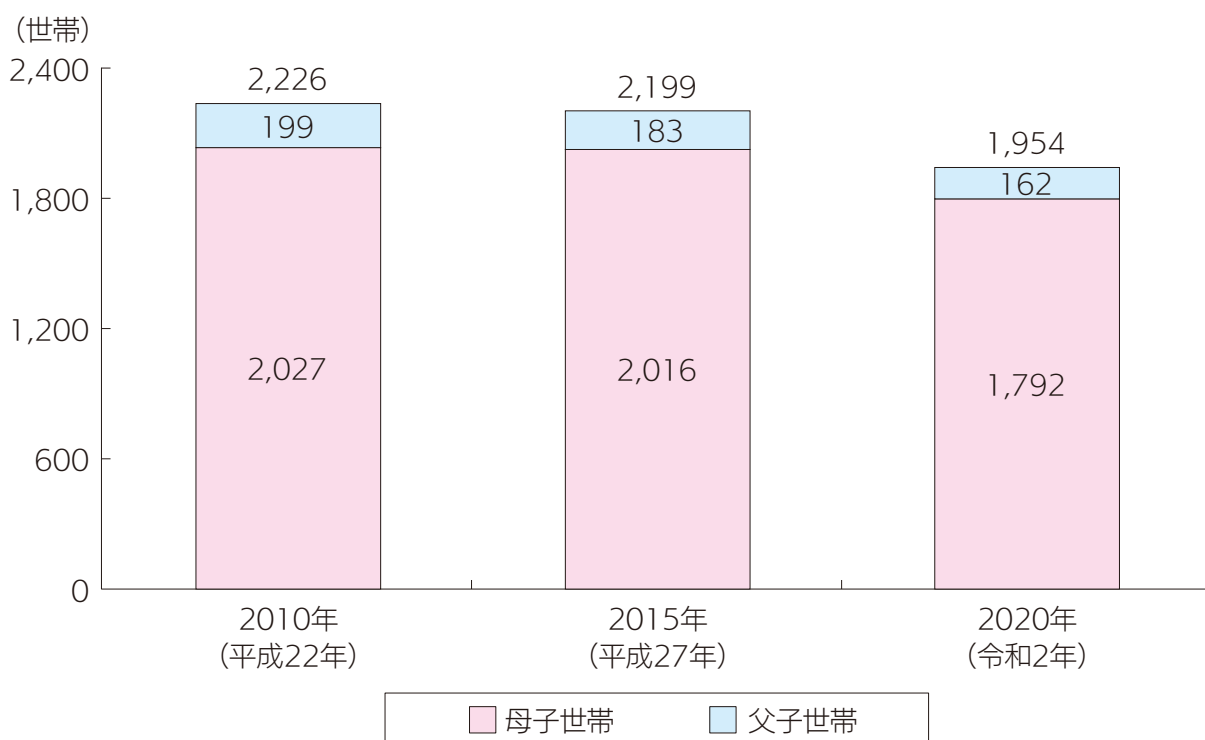


図8 ひとり親世帯数の推移

各年10月1日現在（出典：国勢調査，総務省統計局）

### 3 高齢者に関する現況

本市では64歳以下の人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、2023（令和5）年は高齢化率が27.5%となっています。

高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加が続いており、特に高齢者単身世帯の増加率が高くなっています。

また、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定率は19%台で推移していますが、要介護認定者は微増しています。

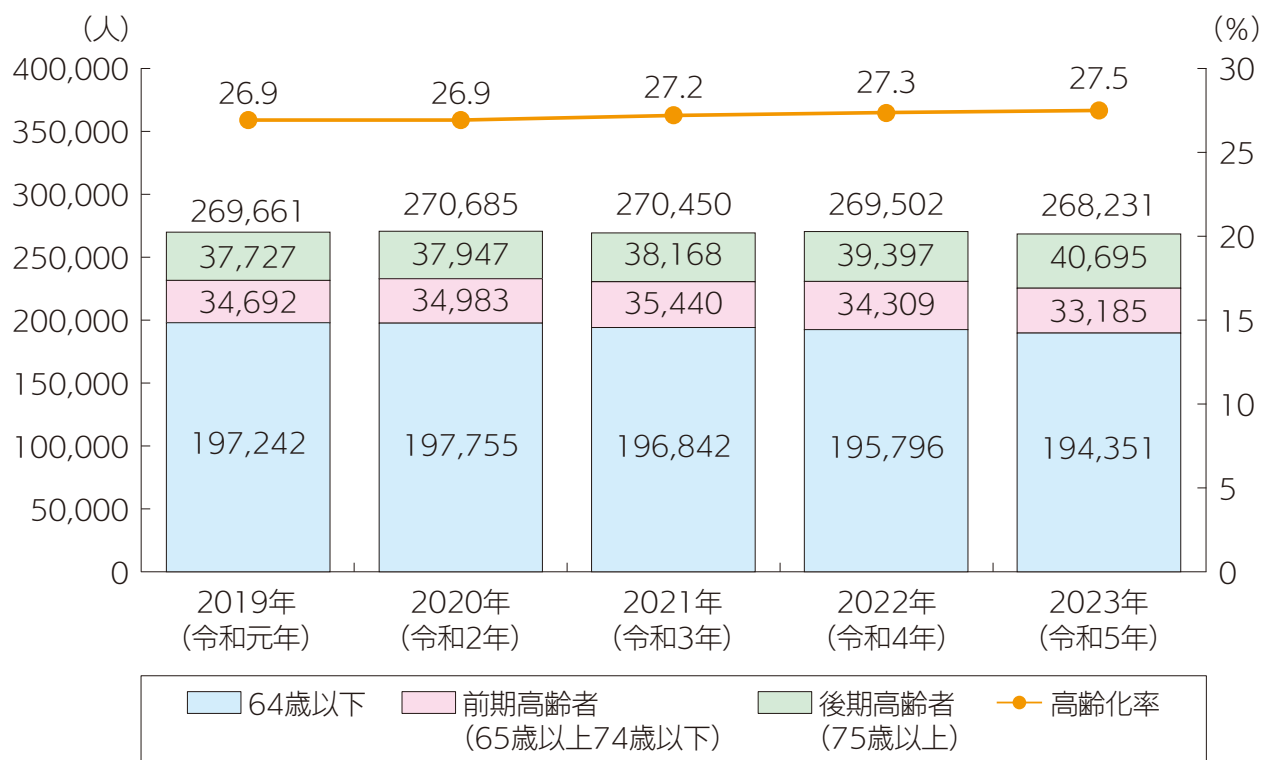
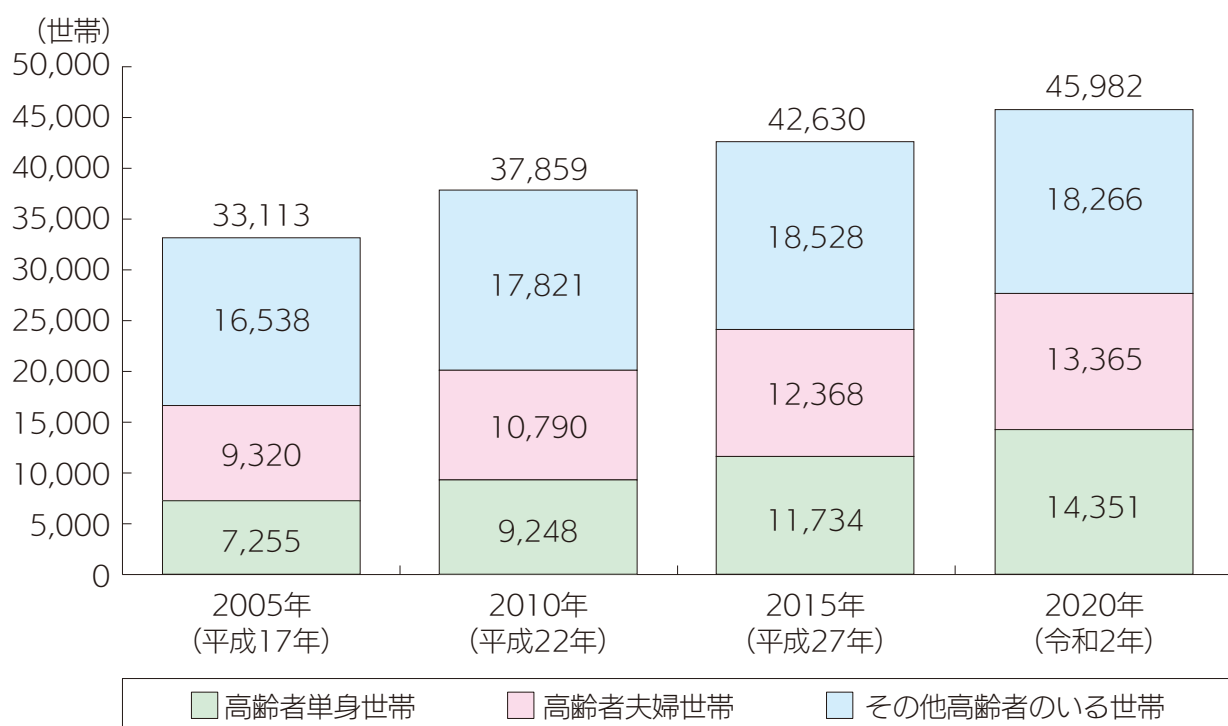


図9 総人口に占める高齢者人口の推移

各年10月1日現在（水戸市調べ）



※「高齢者夫婦世帯」は「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」を指します。

図10 高齢者のいる世帯の推移

各年10月1日現在（出典：国勢調査，総務省統計局）

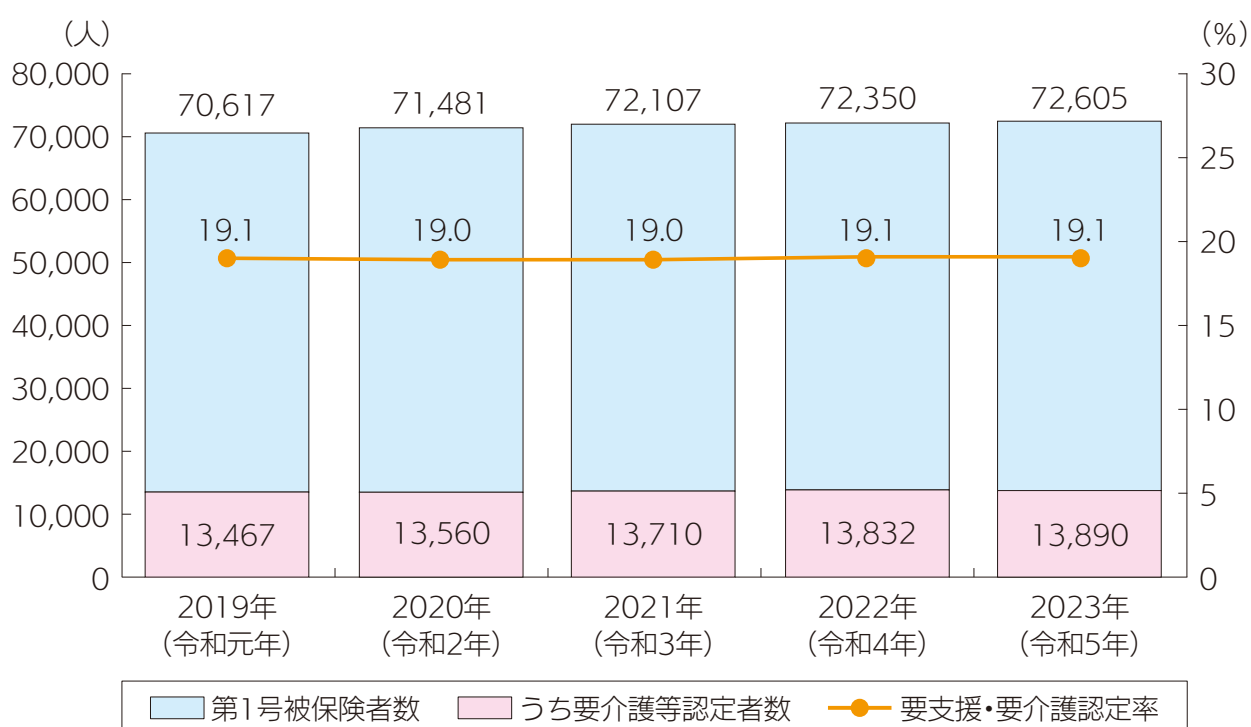


図11 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の推移

各年9月末日現在（水戸市調べ）

#### 4 障害者等に関する現況

本市の障害者数の推移を障害者手帳所持者数からみると、2018（平成30）年度の12,768人から2022（令和4）年度には14,006人に増加しました。

また、難病患者数は、2020（令和2）年度から2,000人を超え、2022（令和4）年度には2,172人となっているとともに、指定難病特定医療受給者及び特定疾患医療受給者が年々増加しています。

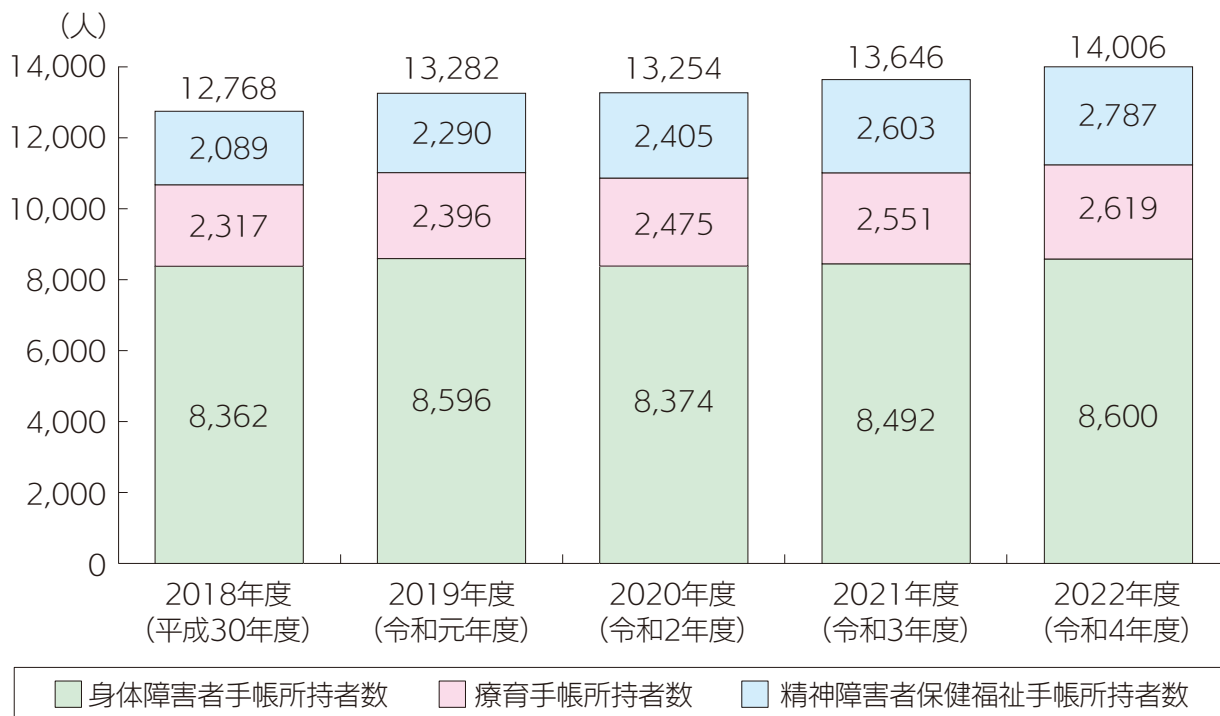


図12 障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（水戸市調べ）

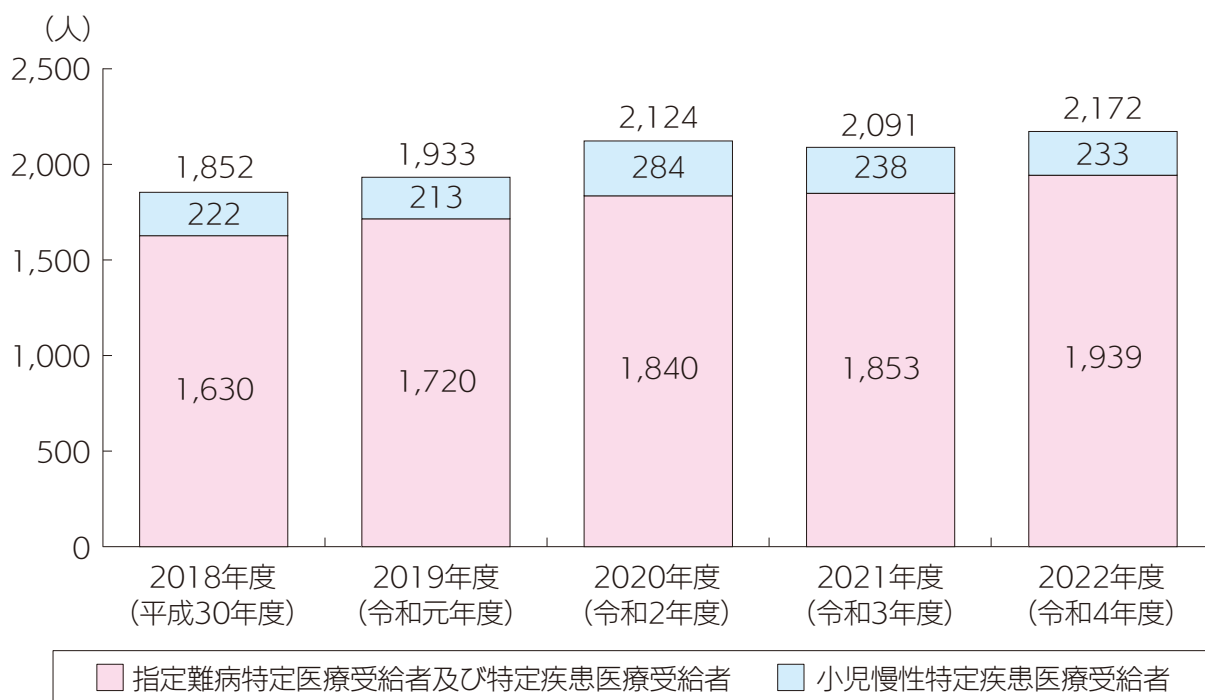


図13 難病患者の推移

各年度末現在（水戸市調べ）

## 5 生活保護に関する現況

本市の生活保護受給世帯数をみると、2022（令和4）年度は4,086世帯となっており、2018（平成30）年度以降は横ばいが続いています。世帯類型別でみると、高齢者世帯の割合が高くなっています。

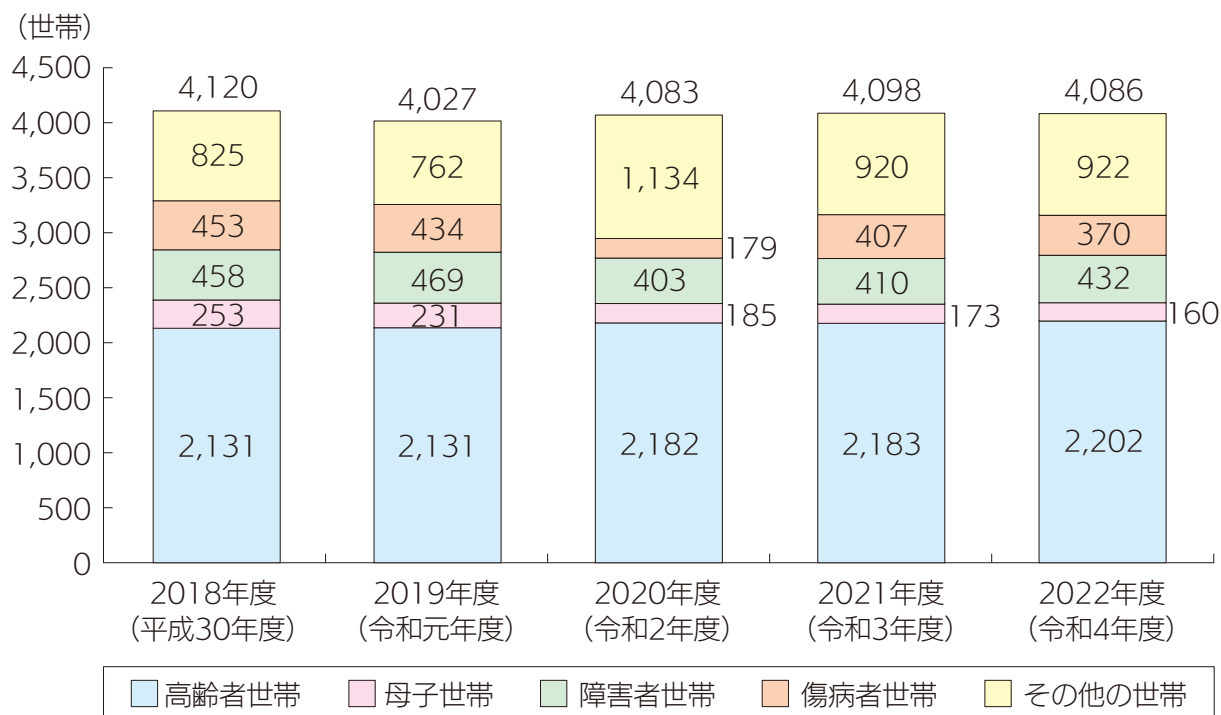


図14 生活保護受給世帯数と世帯類型別の推移

各年度末現在（水戸市調べ）



## 6 再犯者に関する現況

水戸警察署（管轄区域：水戸市・大洗町・茨城町）で検挙された再犯者数は、2018（平成30）年は179人であり、2021（令和3）年までは減少していましたが、2022（令和4）年に増加して146人となりました。再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は2022（令和4）年は47.2%となっています。

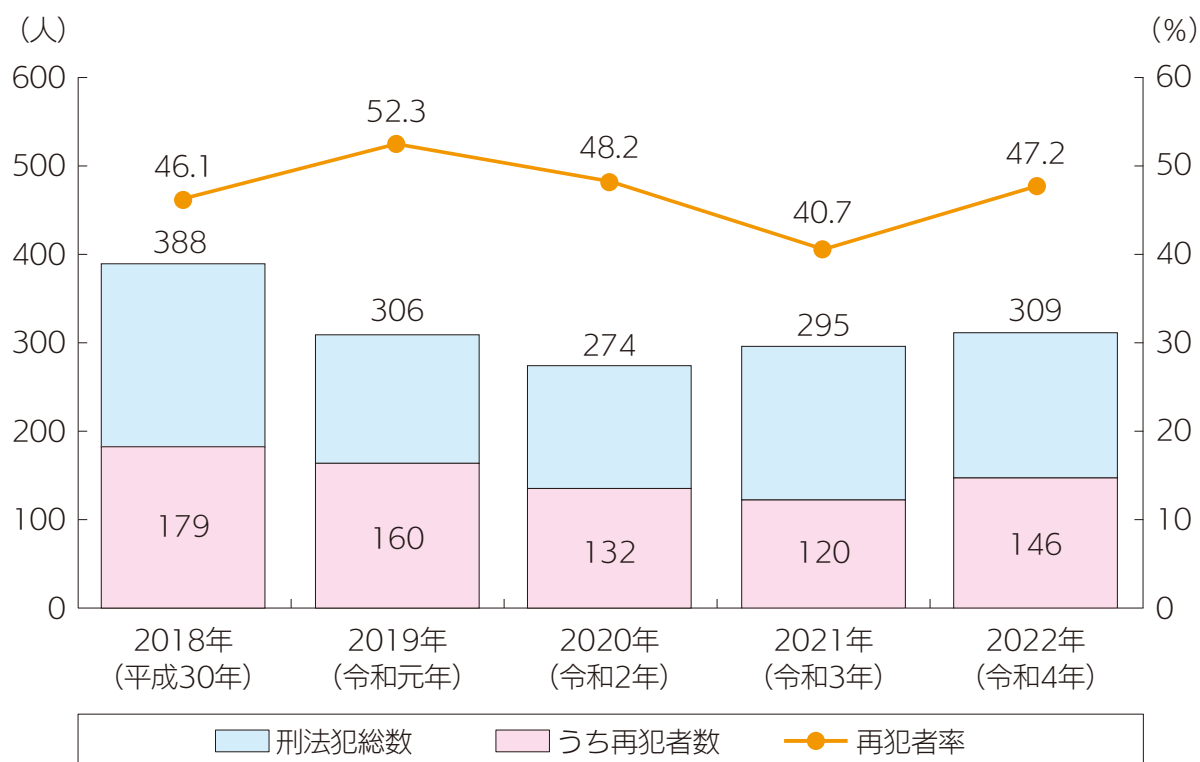


図15 刑法犯数・再犯者数の推移

各年12月末現在（出典：警察署別犯罪統計，法務省矯正局）

## 第2節 アンケート調査の概要

### 1 市民意識調査(水戸市実施, 参考資料)

#### (1) 調査目的

地域における福祉課題や多様化するニーズを把握し, 水戸市地域福祉計画(第4次)の基礎資料にするとともに, 今後の福祉政策に反映していくため, 「水戸市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (2) 調査方法及び回収結果等

|         |                                                                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象    | 18歳以上の市民のうち4,000名を住民基本台帳から無作為抽出                                                                                                                                  |
| 実施時期    | 2022(令和4)年12月20日(火)～2023(令和5)年1月13日(金)                                                                                                                           |
| 配布・回収方法 | 郵送による配布・回収                                                                                                                                                       |
| 回収結果    | 1,465件(回収率36.6%)                                                                                                                                                 |
| 調査項目    | ①「地域」との関わりについて<br>②隣近所の人との付き合いや今後のことについて<br>③日々の生活における悩みや不安について<br>④災害時の対応について<br>⑤地域活動やボランティア活動について<br>⑥福祉サービスについて<br>⑦地域共生社会の実現について<br>⑧自身の現在の取り組み状況と今後の意向について |

### (3) 調査の主な結果

#### 調査項目① 「地域」との関わりについて

##### ア 地域の住みやすさについて

生活環境の満足度は、「障害者が安心して暮らせる環境」、「高齢者が安心して暮らせる環境」では「どちらともいえない」が最も高く、それ以外の環境では「やや満足」が最も高くなっています。「満足」、「やや満足」をあわせた《満足層》の割合は、「障害者が安心して暮らせる環境」、「高齢者が安心して暮らせる環境」、「防犯灯の整備など防犯の取り組み」においては5割を下回っています。

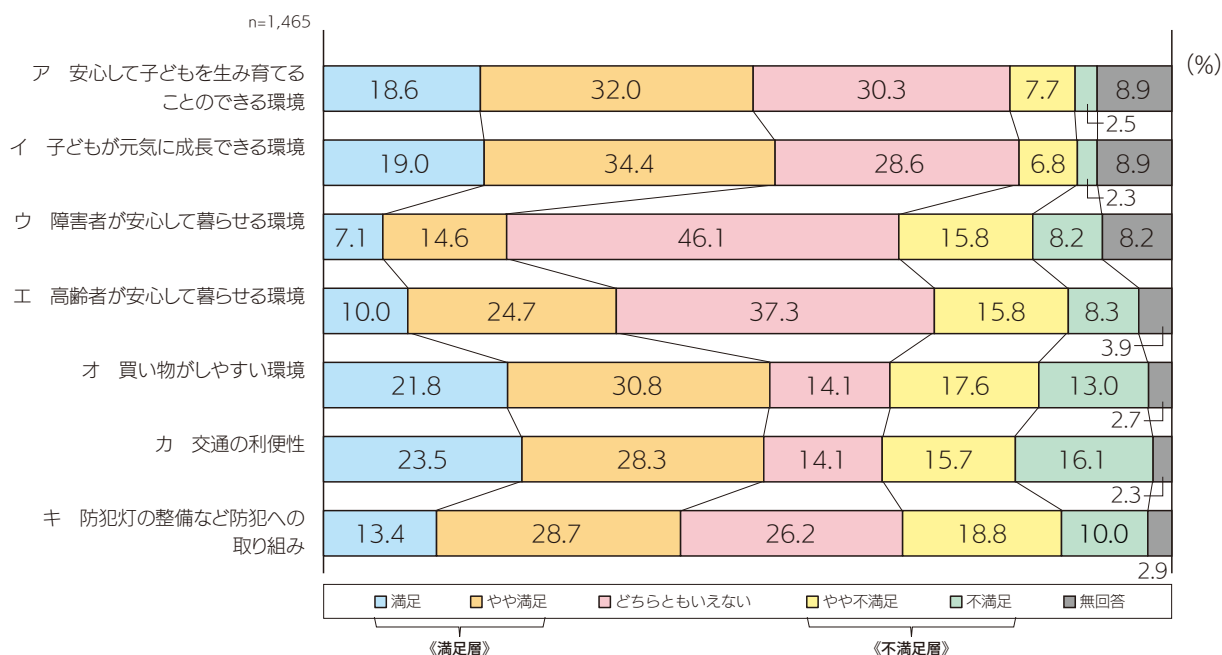


図16 生活環境満足度

##### イ 町内会・自治会等の加入状況について

町内会・自治会等の加入状況は、2018（平成30）年度調査（以下、前回調査とする。）と比較して減少となっています。年齢別では70歳から74歳までの加入割合が最も高く82.4%となっていますが、年齢が低くなるほど加入割合は低下しており、20代から30代までの加入割合は4割を下回っています。

また、町内会・自治会等への未加入の理由としては「誘われたことがないから」（46.2%）、「加入しなくても特に困ることがないから」（45.0%）が高く、次いで「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」といった理由が続いています。

前回と比べると、「加入しなくても特に困ることがないから」が15.6ポイント増と大きく増加しています。

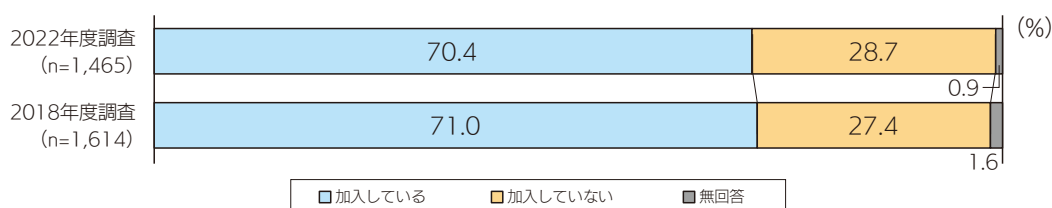


図17 町内会・自治会等の加入状況：経年比較

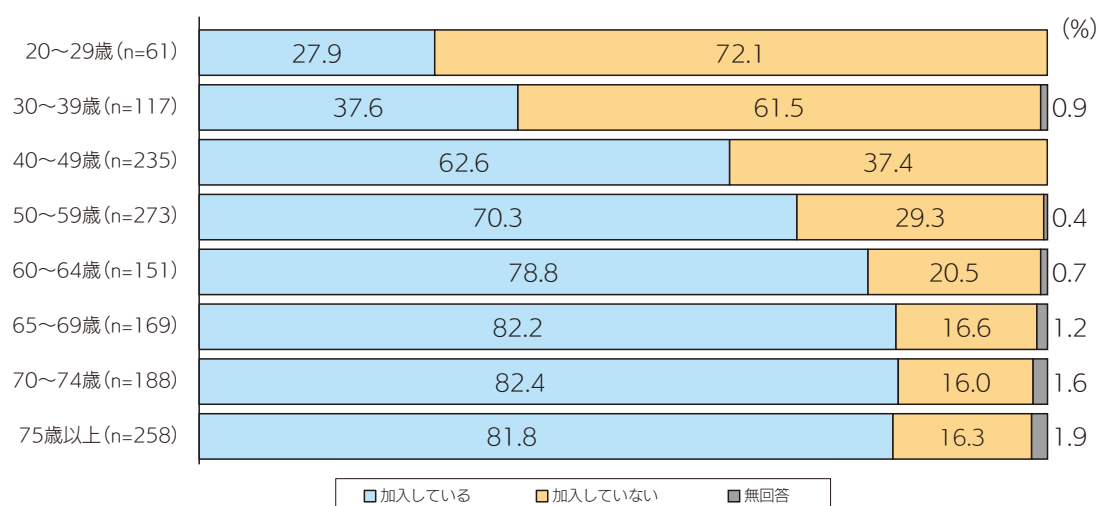


図18 町内会・自治会等の加入状況：年齢別

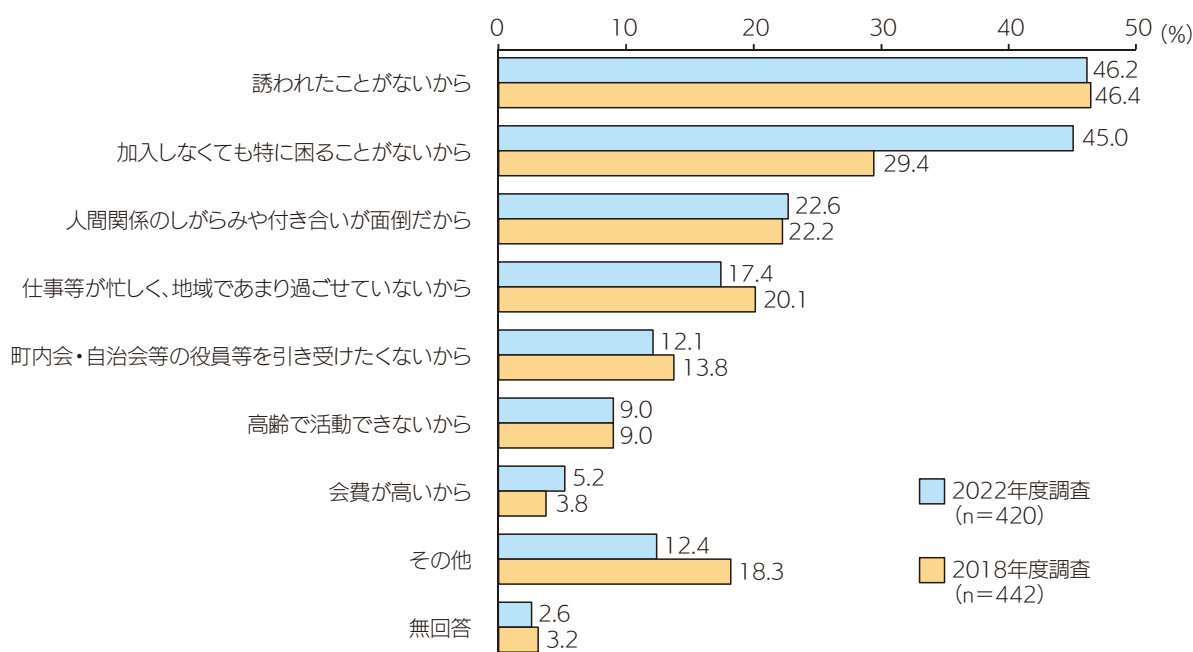


図19 町内会・自治会等に参加していない理由（複数回答）：経年比較

## 調査項目② 隣近所の人との付き合いや今後のことについて

隣近所との付き合いは、「あいさつ程度の付き合い」(36.7%)が最も高く、次いで「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」(29.1%)と続いています。

前回調査と比べると、「あいさつ程度の付き合い」が1.9ポイント増、「近所付き合いはしていない」が2.0ポイント増となっている一方で、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合っている」が3.1ポイント減、「困ったときに相談し合えるほどでなくても、親しく付き合っている」が1.9ポイント減となっています。

年齢別でみると、20代から60代前半では「あいさつ程度の付き合い」が最も高く、65歳以上になると「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」が最も高くなっています。《あいさつを交わすより深い関係》の割合は、若年層ほど低くなる傾向にあり、20～30代で顕著に低くなっています。

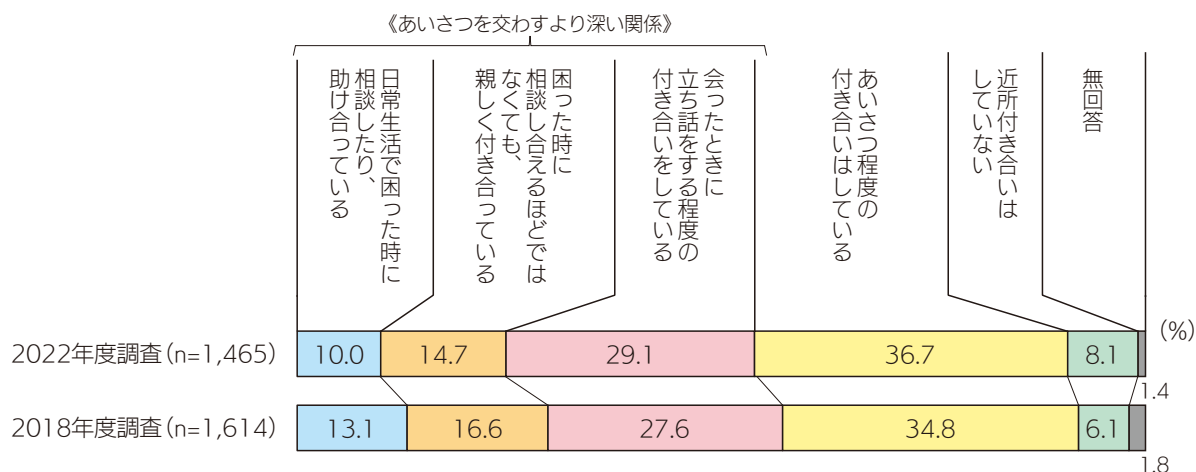


図20 近所付き合いの程度：経年比較

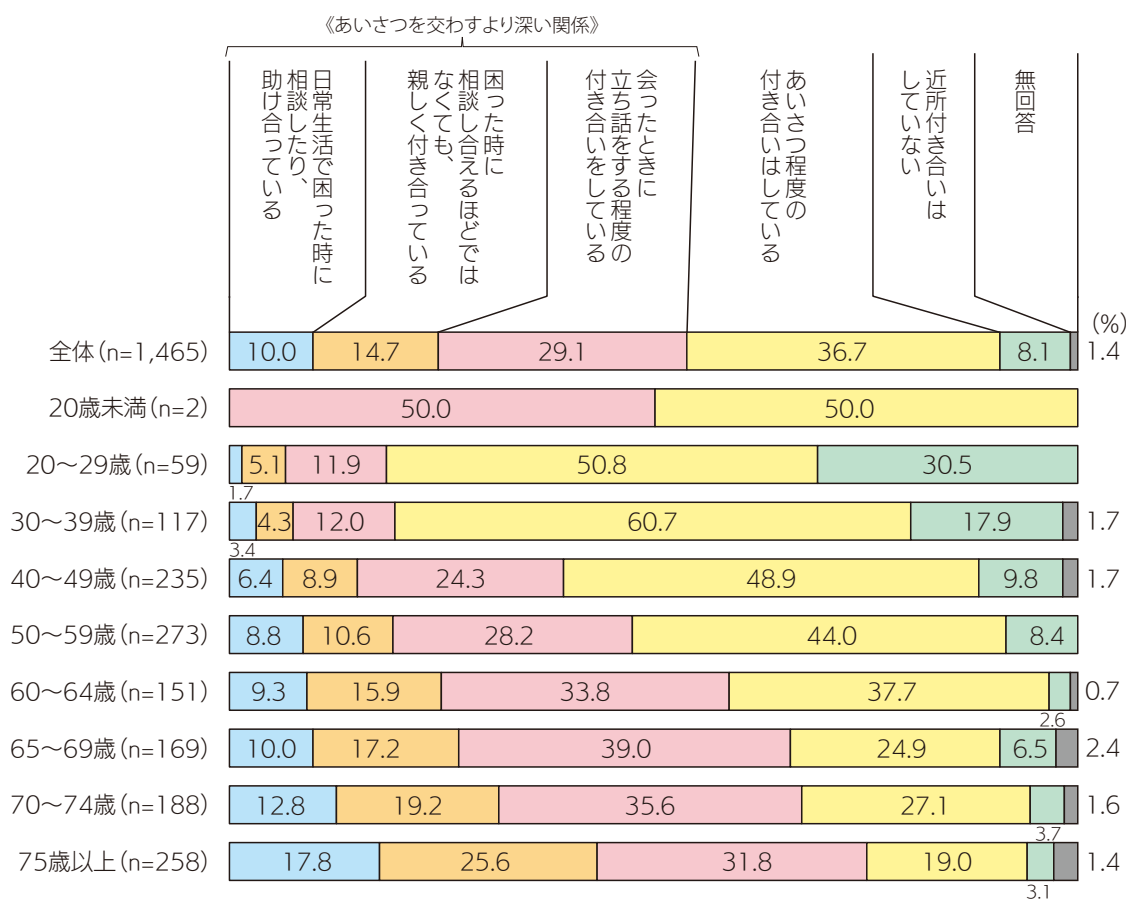
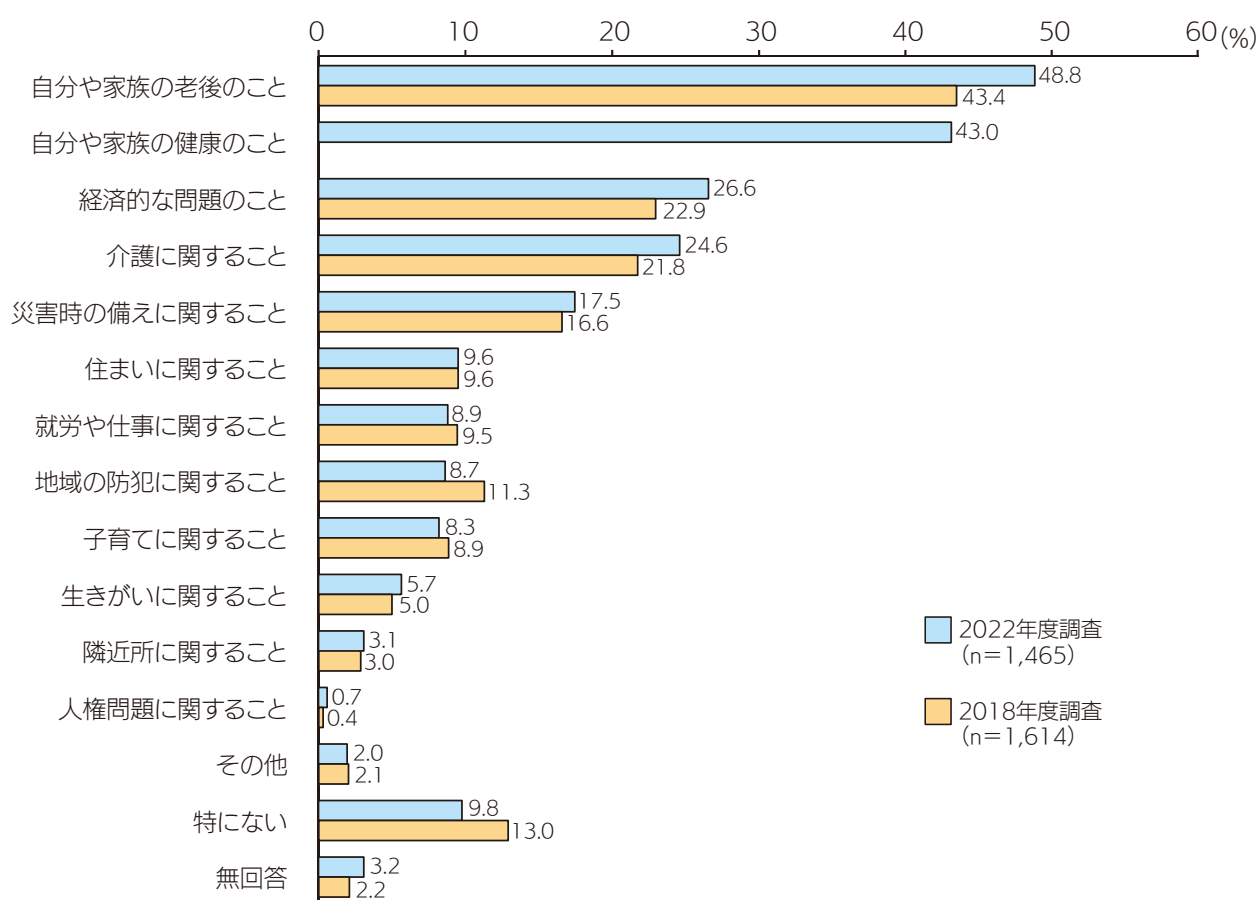


図21 近所付き合いの程度：年齢別

## 調査項目③ 日々の生活における悩みや不安について

日々の生活で悩みや不安を感じていることは、「自分や家族の老後のこと」(48.8%)が最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(43.0%)、「経済的な問題のこと」(26.6%)、「介護に関すること」(24.6%)となっています。前回調査と比べて「自分や家族の老後のこと」が5.4ポイント増、「経済的な問題のこと」が3.7ポイント増、「介護に関すること」が2.8ポイント増となっています。

悩みごとの相談先は、「家族・親戚」(75.5%)が最も高く、次いで「知人・友人」(42.7%)と続いています。一方で、「誰に(どこに)相談したらよいかわからない」(6.1%)、「相談できる人はいない」(5.0%)という回答もあります。



※「自分や家族の健康のこと」は、前回では「自分や家族の身体的な健康のこと(35.3%)」と「自分や家族の精神的な健康こと(9.6%)」でした。

図22 悩みや不安を感じていること(複数回答)：経年比較



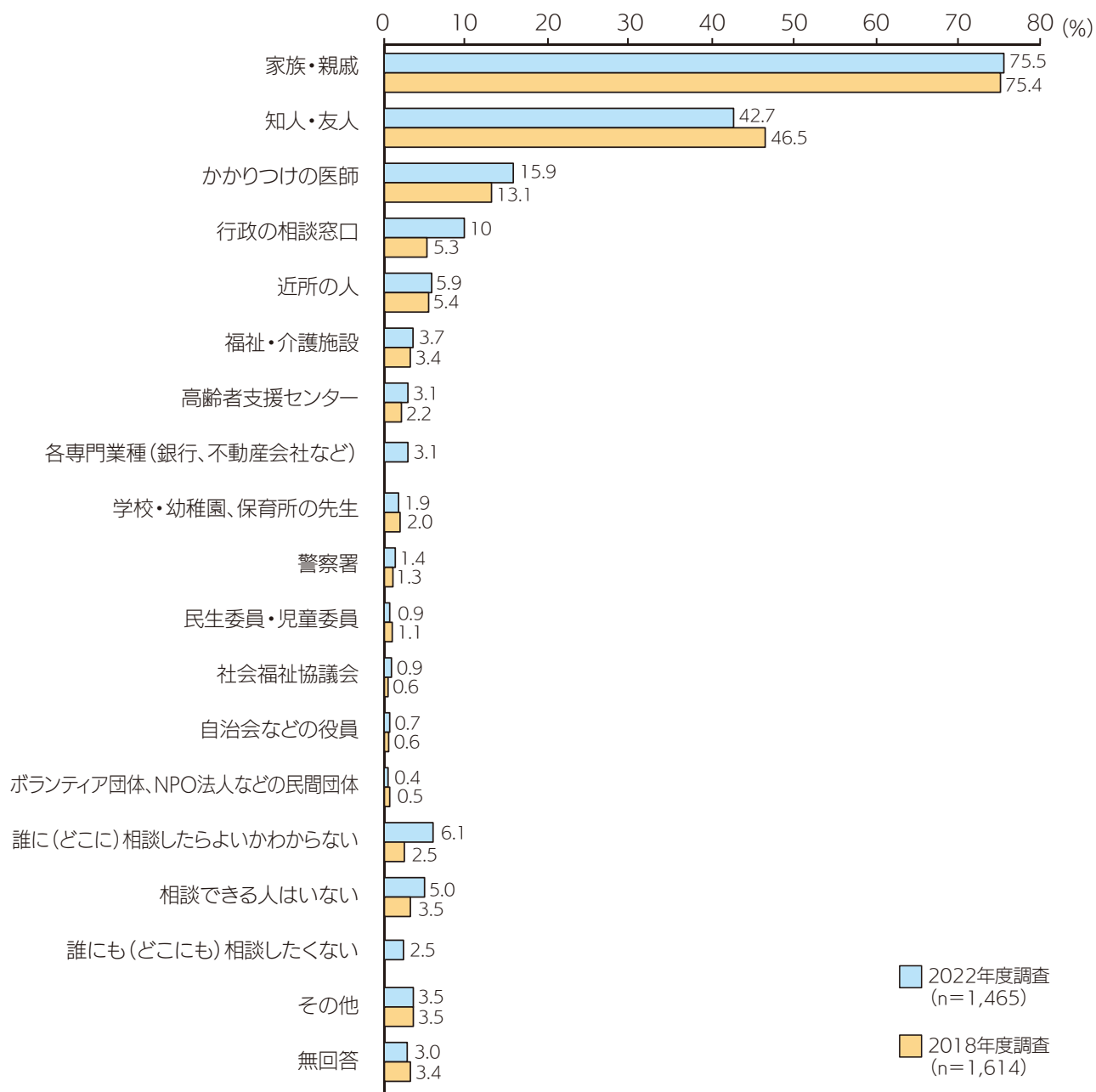


図23 悩みごとの相談先：経年比較

## 調査項目④ 災害時の対応について

災害や緊急時の対応については、「災害時避難所の認知」(84.0%)が最も高く、次いで「ハザードマップの認知」(76.9%)、「要配慮者への避難支援」(67.4%)と続いています。一方、「水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルの認知」(15.2%)、「地域の防災訓練(話し合い)等に参加」(16.5%)、「避難行動要支援者制度の認知」(18.6%)は2割未満となっています。

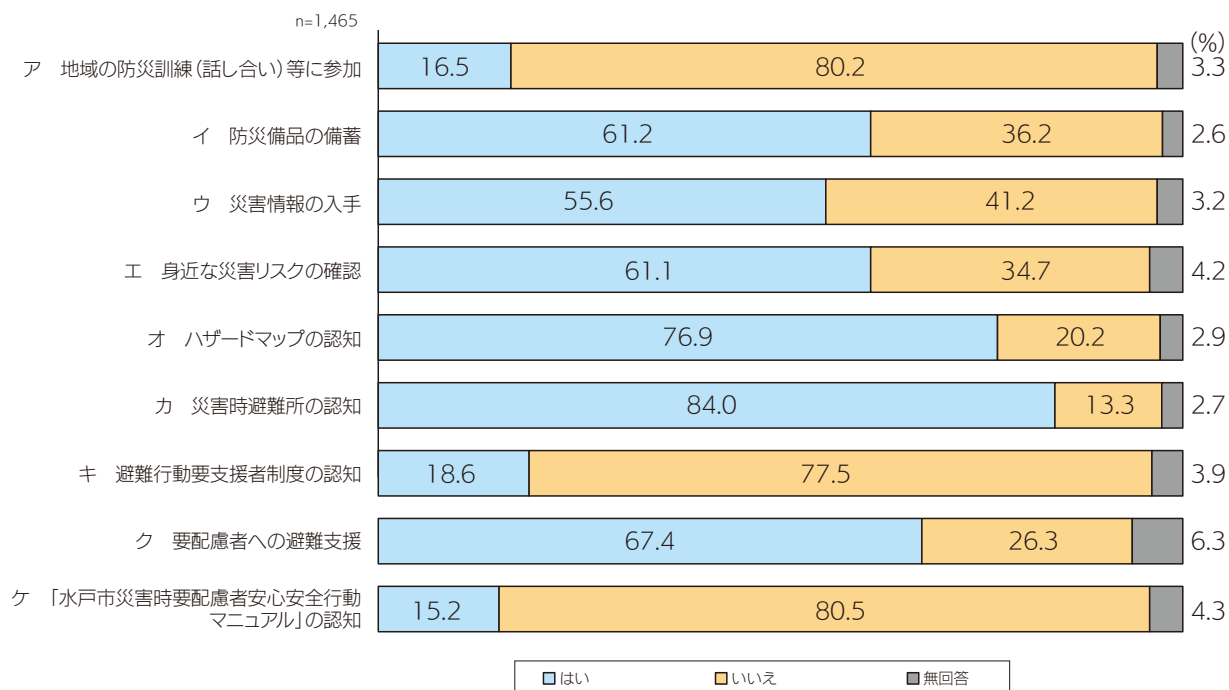


図24 防災や緊急時の対応について

## 調査項目⑤ 地域活動やボランティア活動について

## ア 参加状況について

地域活動やボランティア活動等の支援活動への参加状況として、「現在参加しており、今後も参加したい」(15.3%)、「現在参加しているが、今後は参加したいと思わない」(1.8%)を合わせると、《参加層》は17.1%となっています。また、「以前は参加しており、今後はまた参加したい」(6.8%)、「参加したことがないが、今後は参加したい」(27.6%)を合わせると、潜在的な参加意向層は34.4%となっています。

前回と比較すると、《参加層》が1.1ポイント増、潜在的な参加意向層は2.0ポイント減となっています。年齢別にみると、《参加層》、潜在的な参加意向層は60代前半でそれぞれ23.2%、43.7%と最も高くなっています。20歳代、30歳代は《参加層》が1割未満と低いですが、潜在的な参加意向層は約4割となっています。一方で、「参加したことがなく、今後も参加したいと思わない」の割合も高く、4割を超えています。

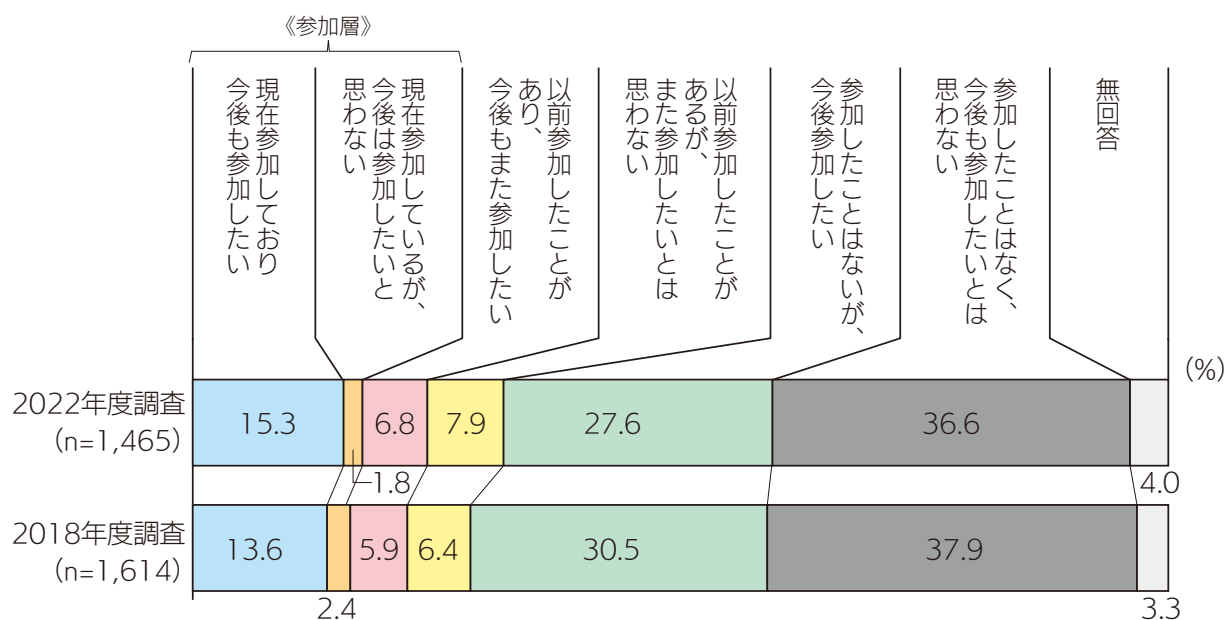


図25 地域活動やボランティア活動などの支援活動：経年比較

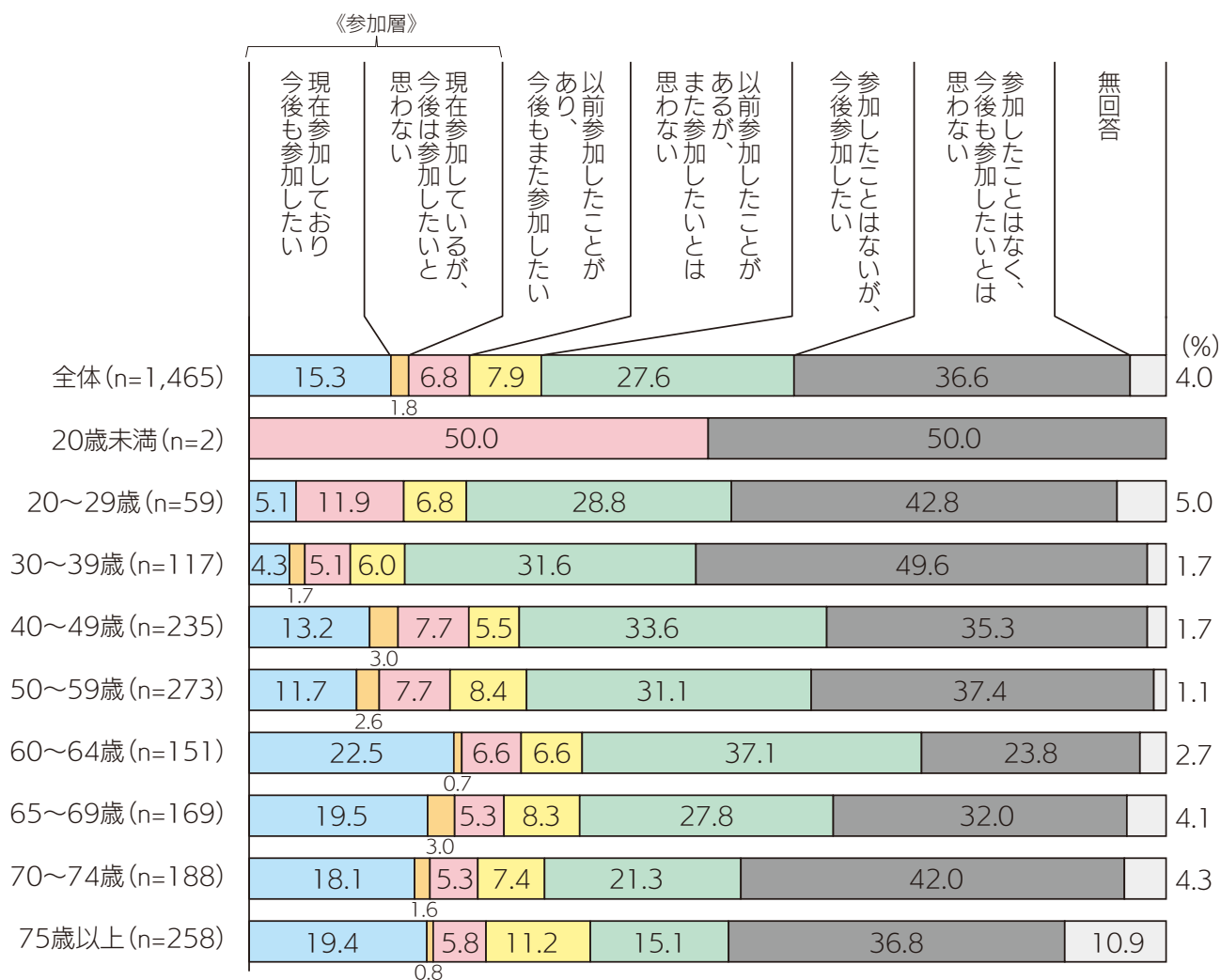


図26 地域活動やボランティア活動などの支援活動：年齢別

## イ 活動継続のための懸案事項について

活動参加経験のない方の活動していない理由は、「学業、仕事、家事などに忙しく、時間が取れない」(39.4%)が最も高く、次いで「活動に関する情報が少ないから」(19.6%)、「きっかけがつかめないから」(18.3%)と続いています。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととしては、「活動に関する情報を積極的に発信する」(39.7%)が最も高く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置する」(33.9%)、「活動できる拠点や場所を増やす」(30.9%)と続いています。

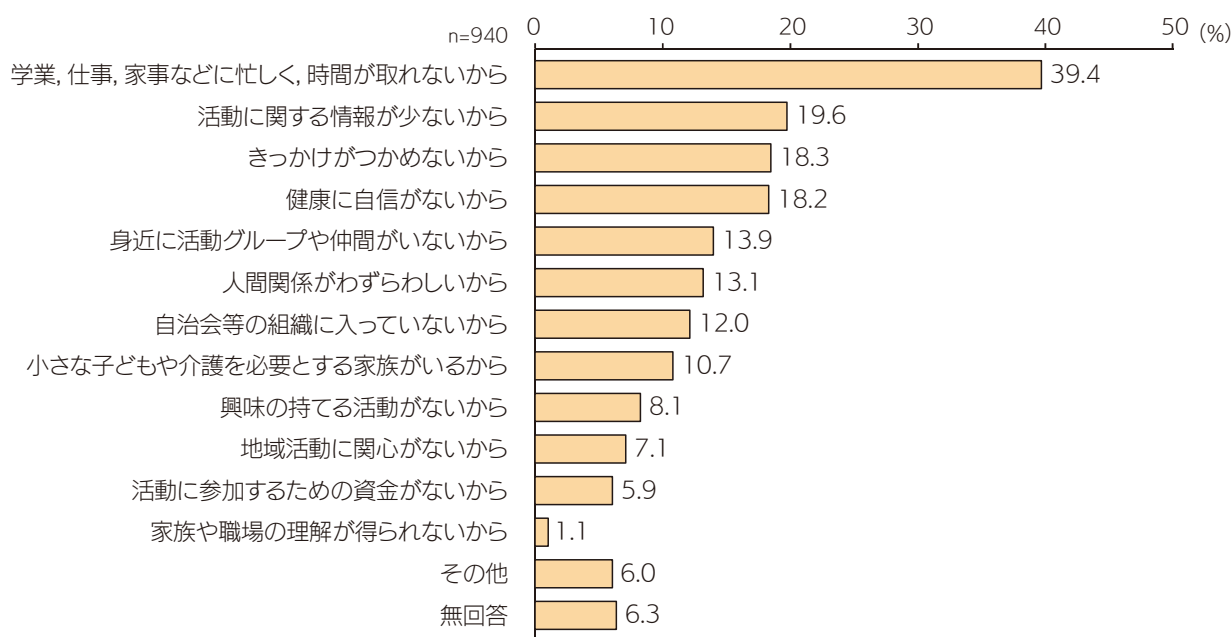


図27 活動していない理由（複数回答）

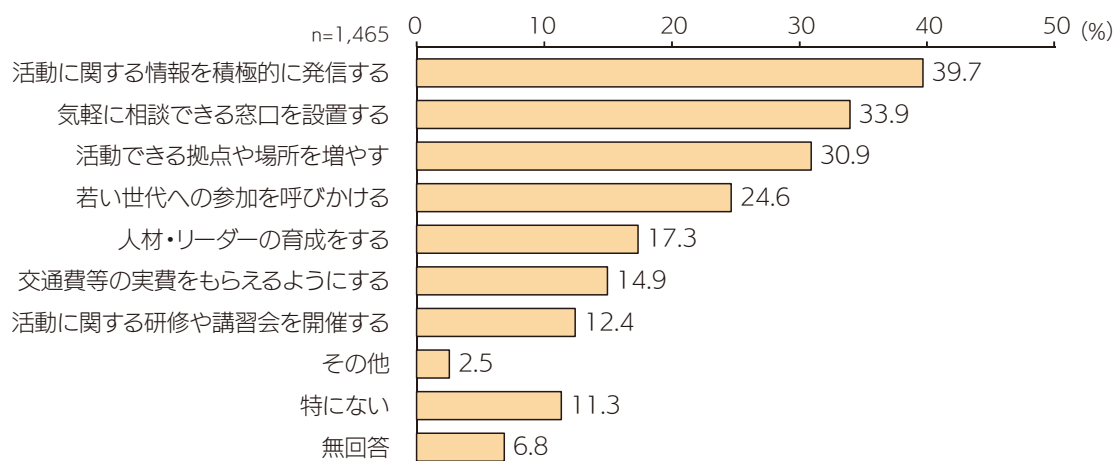


図28 活動の輪を広げていくために必要なこと（複数回答）

## 調査項目⑥ 福祉サービスについて

## ア 福祉サービスの認知について

活動や事業の認知度については、「民生委員・児童委員」(75.9%)、「社会福祉協議会」(70.9%)が高くなっています。一方で、「知らない」との回答は「こども発達支援センター」(53.2%)が最も高く、次いで「住みよいまちづくり推進協議会」(43.3%)となっています。前回と比較すると、いずれの機関・団体についても認知が向上している傾向にあります。

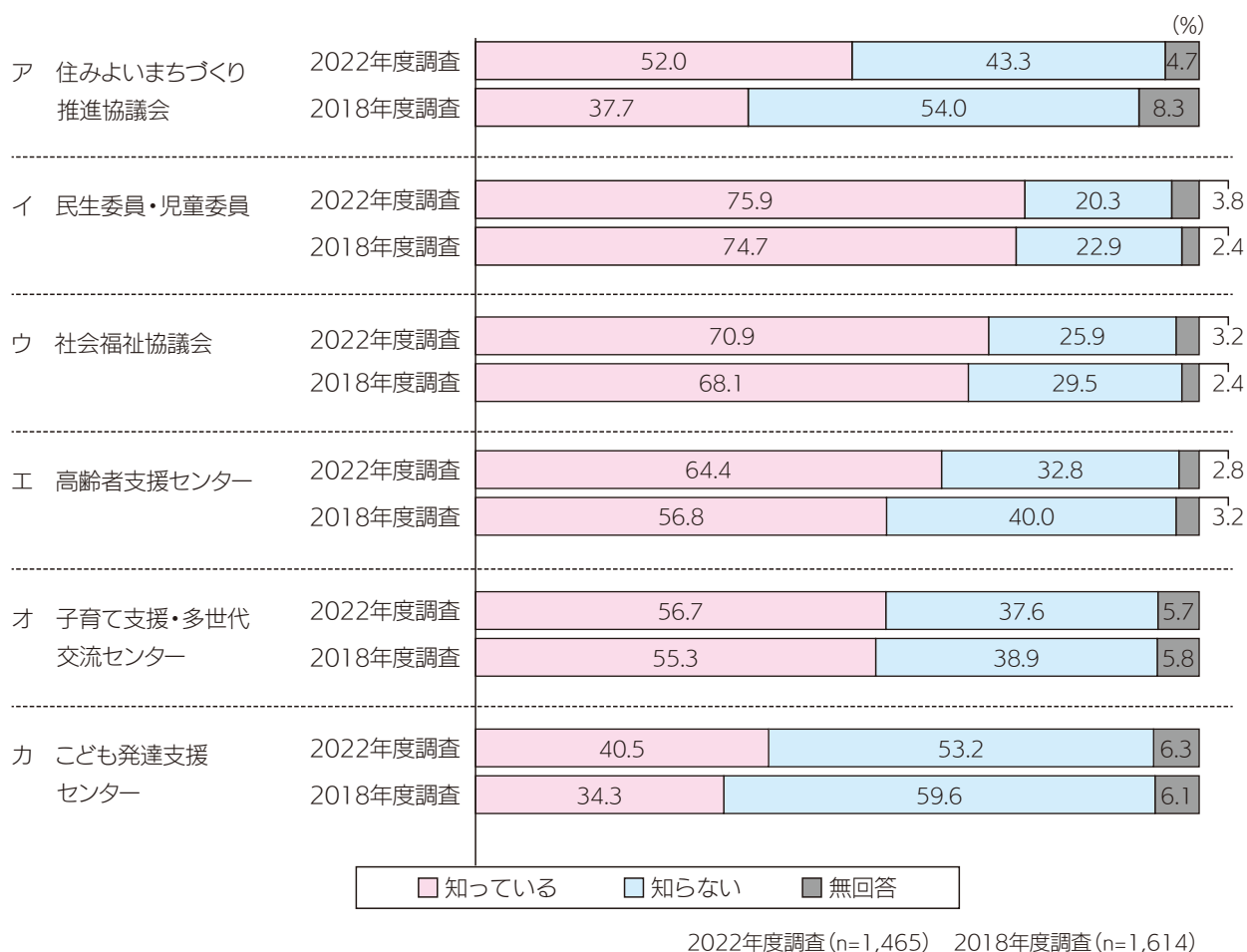


図29 活動や事業の認知度の度合：経年比較

## イ 福祉サービスの情報取得について

福祉サービスに関する情報の入手方法は、「広報みと」(76.2%)が最も高く、次いで「市のホームページ」(30.0%)、「家族・友人・知人等」(17.9%)と続いています。経年比較でみると、前回調査時に比べて、「市が発信しているSNS」で11.6ポイント増、「市のホームページ」で8.3ポイント増とオンライン媒体での情報入手が顕著に増加しています。

年齢別のスマートフォン、パソコンでのインターネットの使用を見てみると、50代で80.9%、60～64歳で74.1%が「よく使用している」となっており、若年層に限らずネットでの情報取得が主流となっていることが伺えます。

必要な情報の取得状況は、「あまり得られていない」(29.1%)が最も高く、「全く得られていない」(9.2%)を合わせると、「情報を得られていない」は38.3%でした。一方、「得られている」(6.6%)と「ある程度得られている」(27.0%)を合わせた《情報を得られている》は33.6%でした。経年比較でみると，《情報を得られている》は10.5ポイント増，《情報を得られていない》は20.7ポイント減となっています。

また、福祉サービスに関してほしい情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容」(65.3%)が最も高く、次いで「民間事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」(30.2%)、「健診等の保健医療」(23.5%)と続しており、市や民間事業者が提供している福祉サービスの種類や内容、健康に関する情報ニーズが高いことが分かります。

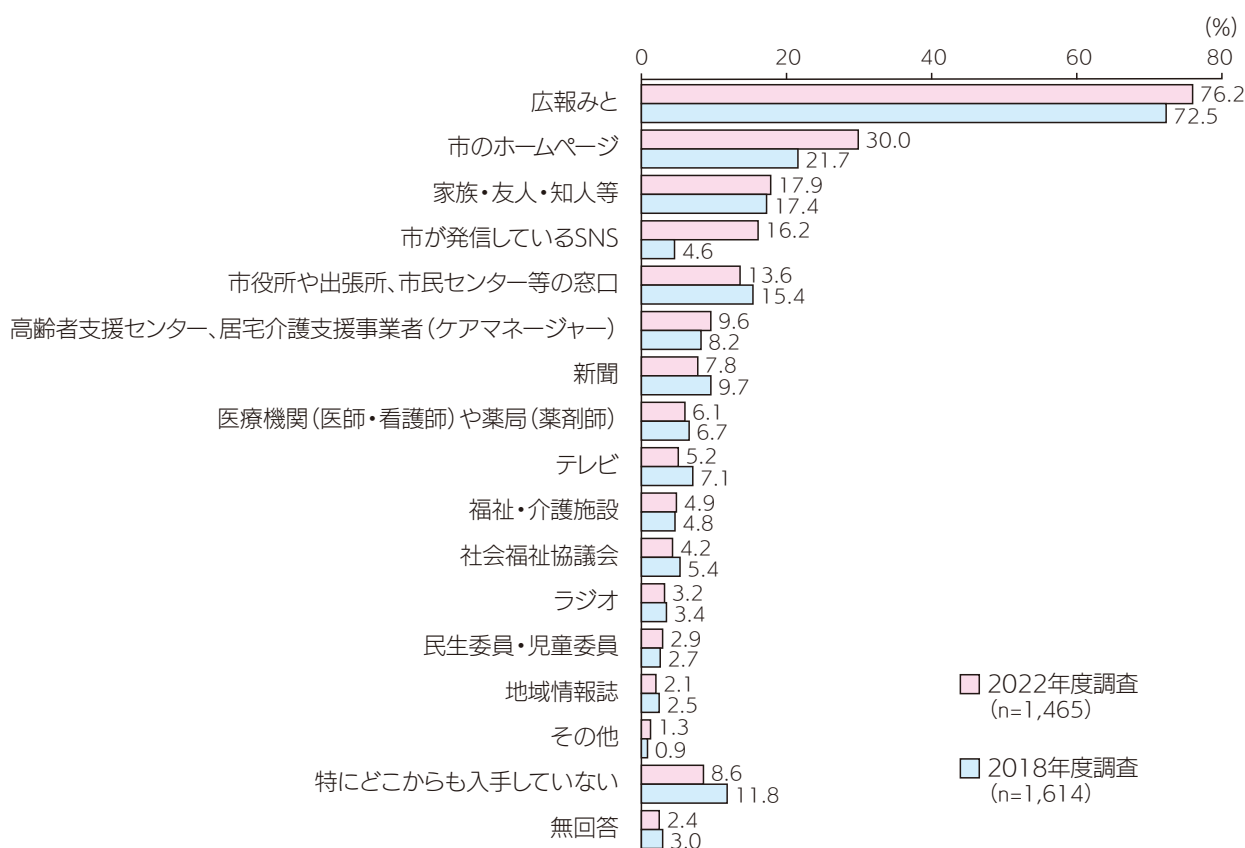


図30 福祉サービスに関する情報の入手方法：経年比較



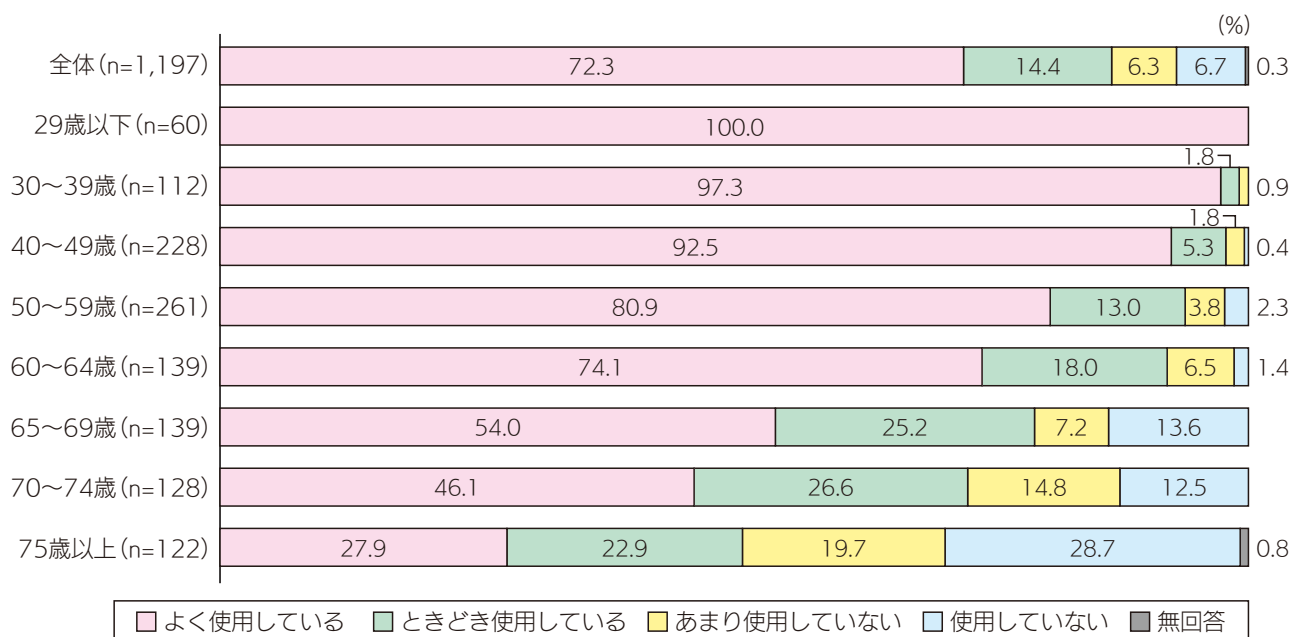


図31 スマートフォン、パソコンでのインターネット使用：年齢別

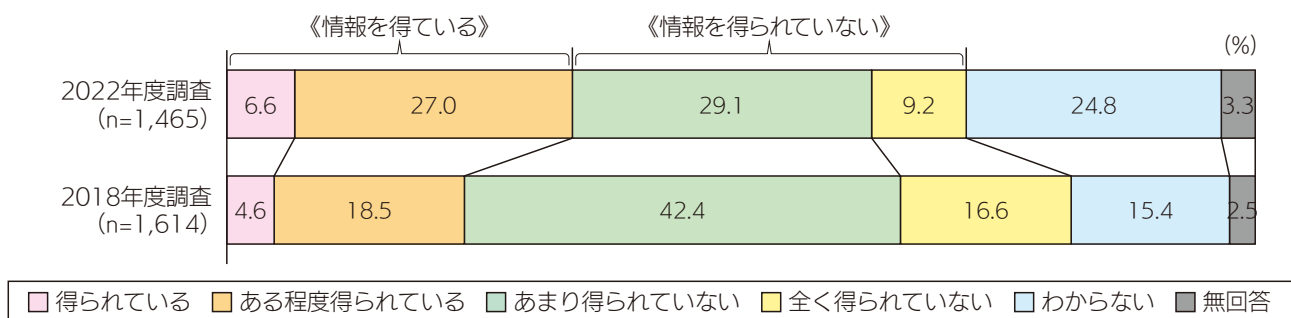


図32 福祉サービスに関する必要な情報の取得状況：経年比較

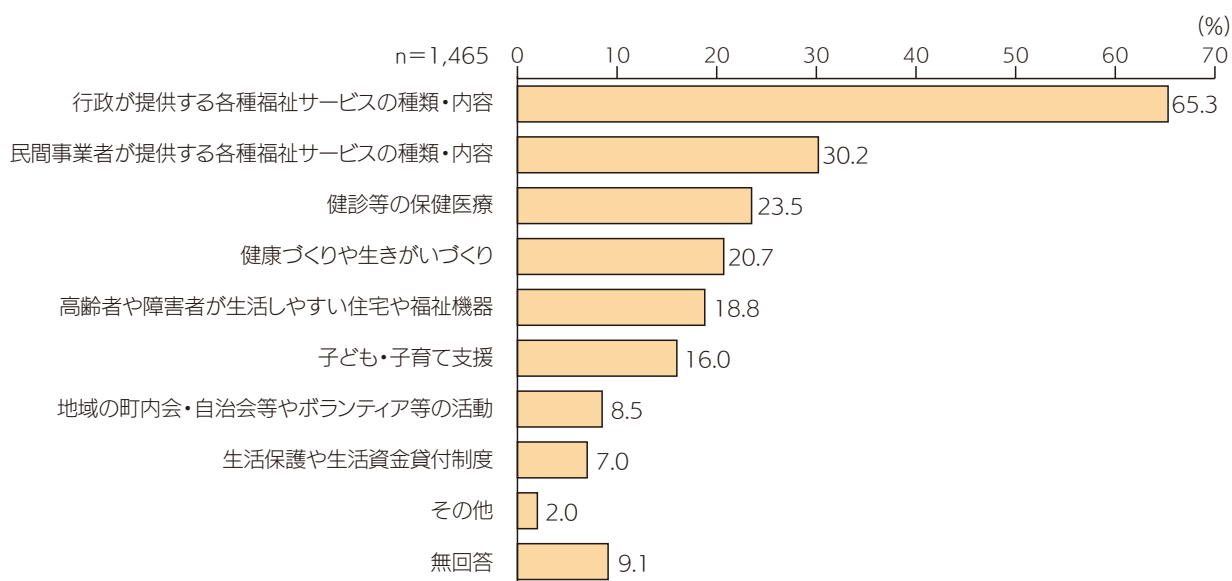


図33 福祉サービスに関してほしい情報（複数回答）

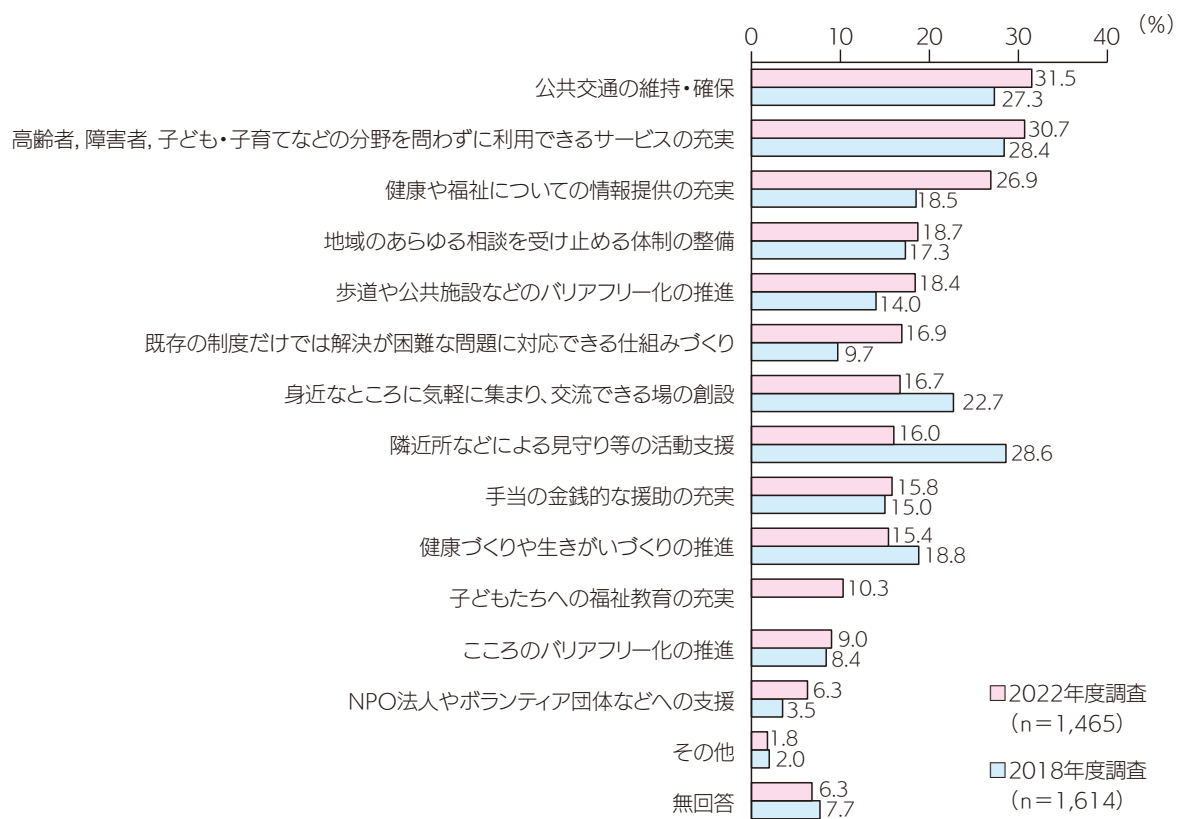
## 調査項目⑦ 地域共生社会の実現について

地域共生社会を実現するために市が力を入れるべき項目は、「公共交通の維持・確保」(31.5%)が最も高く、次いで「高齢者、障害者、こども・子育てなどの分野を問わずに利用できるサービスの充実」(30.7%)、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)と続いています。前回調査時と比べると、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)、「既存の制度だけでは解決が困難な問題に対応できる仕組みづくり」(16.9%)は特に割合が増加しています。一方で「隣近所などによる見守り等の活動支援」が12.6ポイント減、「身近なところに気軽に集まり、交流できる場の創設」が6.0ポイント減となっています。

地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことは、「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」(33.0%)が最も高く、次いで「地域における福祉活動の意識啓発」(29.0%)、「福祉活動やボランティア活動の活動費・運営費などの資金的な援助」(24.8%)となっています。前回調査時は、「地域における福祉活動の意識啓発」が最も高い割合でしたが、今回は「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」が上回っています。

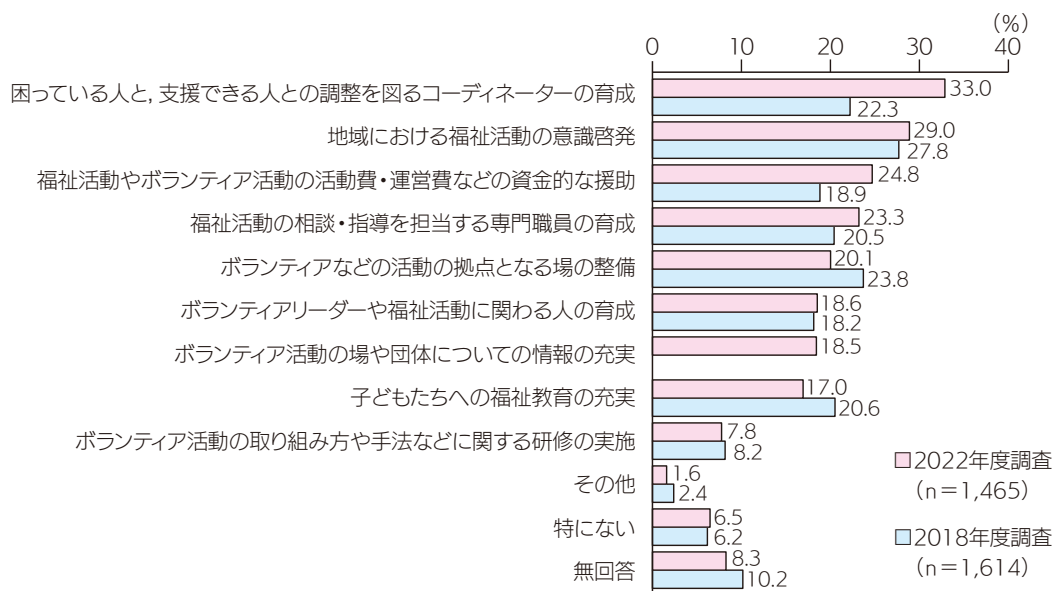
地域において力を入れて取り組むべき活動は、「多世代で交流を深める活動」(36.4%)が最も高く、次いで「孤立を防ぐための活動」(32.8%)、「地域の仲間づくり、居場所づくり活動」(24.2%)と続いています。

地域の生活課題や問題を中心となって解決すべきと思う人・組織は、「市」(65.4%)が最も高く、次いで「地域住民」(50.3%)、「町内会・自治会」(38.0%)と続いています。経年比較でみると、前回調査に比べて「市」が12.2ポイント増、「社会福祉協議会」が3.3ポイント増、「ボランティア団体、NPO法人などの民間団体」が3.0ポイント増と特に割合が増えています。複雑化している福祉ニーズに対し、組織や団体が連携して課題を解決することが求められているといえます。



※「子どもたちへの福祉教育の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図34 地域共生社会を実現するために、市が力を入れるべき取組（複数回答）：経年比較



※「ボランティア活動の場や団体についての情報の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図35 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答）：経年比較

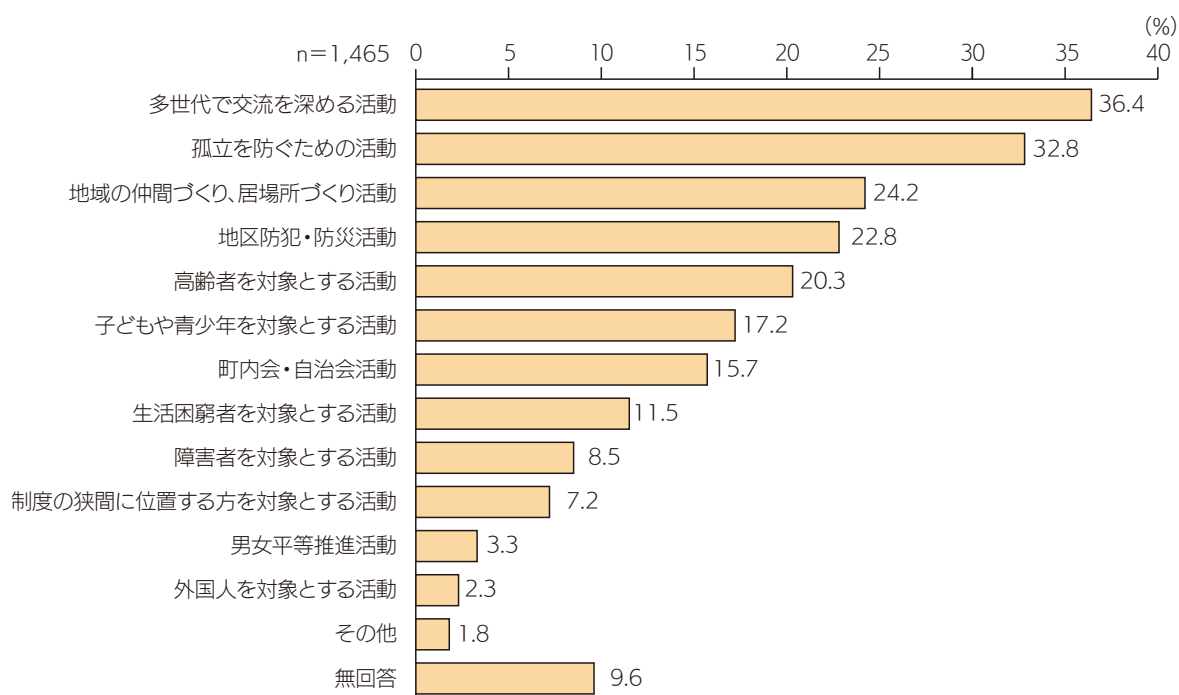


図36 地域において力を入れて取り組むべき活動

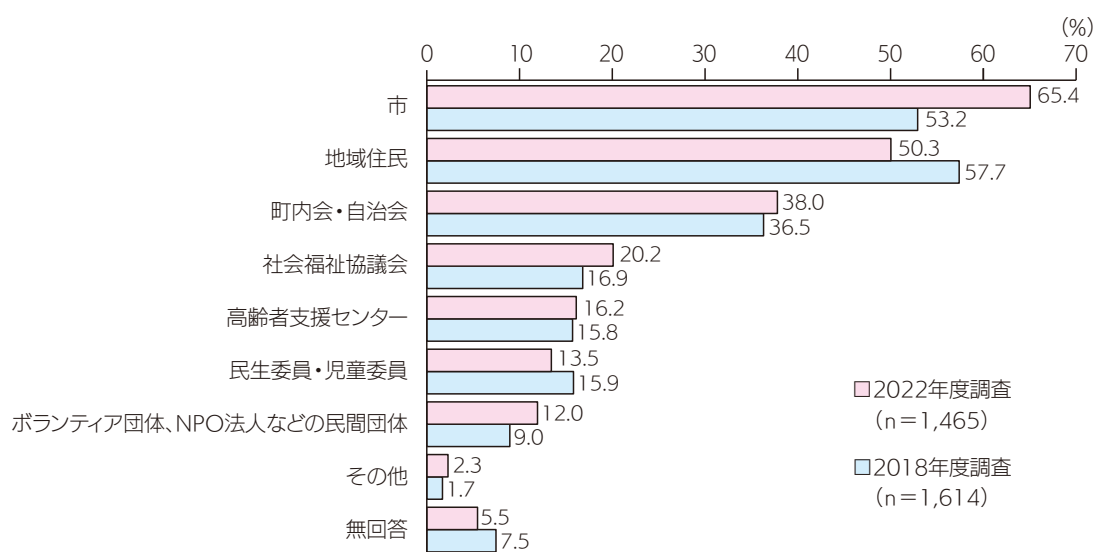


図37 地域の生活課題等を中心となって解決してほしい人・組織（複数回答）：経年比較

## 調査項目⑧ 自身の現在の取り組み状況と今後の意向について

地域共生社会を実現するために自身が現在取り組んでいる活動は、「健康意識と自己管理」(82.7%)、「身近な隣近所でのあいさつや声かけ」(82.2%)が高くなっています。一方、取り組んでいない事項は上位より、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」(68.4%)、「災害時の避難誘導等への協力」(61.4%)となっています。

また、将来取り組みたい事項は、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」、「ひとり暮らしの高齢者等への見守り」以外の項目で7割以上となっています。特に「健康意識と自己管理」(83.5%)が最も高くなっています。

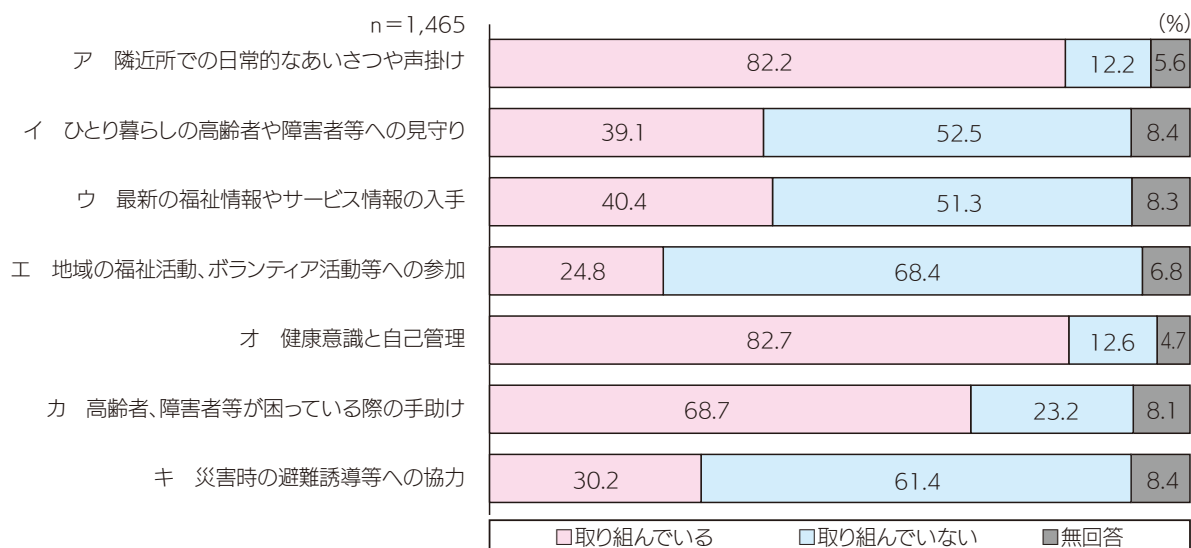


図38 自身の現在取り組んでいる事項

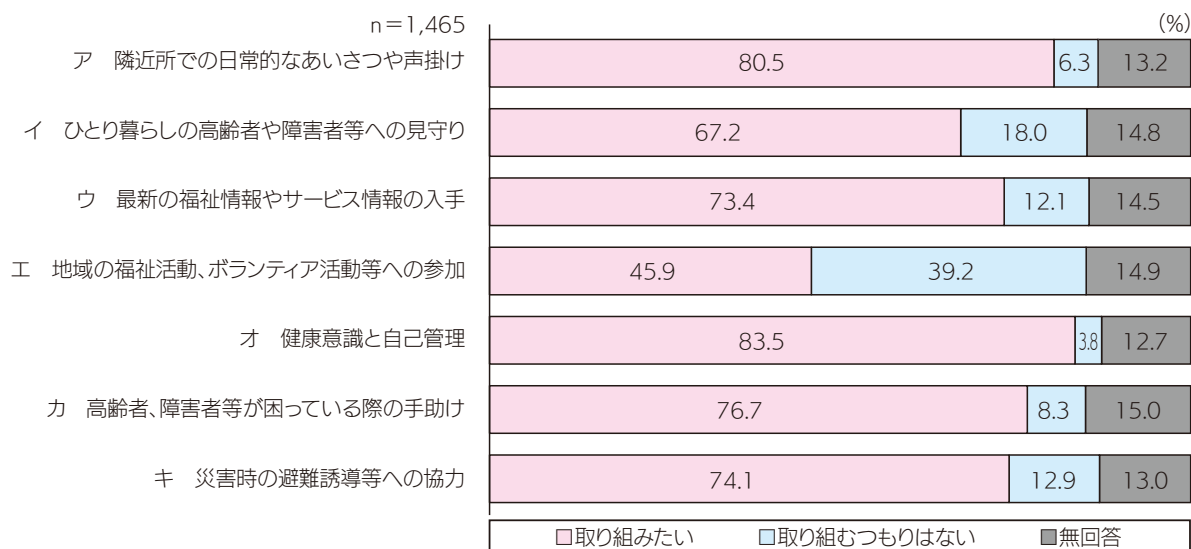


図39 将来取り組みたい事項

## 2 社会福祉事業者アンケート調査（水戸市実施，参考資料）

### （1）調査目的

市内で活動している社会福祉法人を対象に，水戸市地域福祉計画（第4次）策定の参考とするために，地域福祉活動に関するアンケート調査を実施しました。

### （2）調査方法及び回収結果等

|         |                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象    | 市内で活動している社会福祉法人（35法人）                                                                                                |
| 実施時期    | 2023（令和5）年5月8日（月）～5月31日（水）                                                                                           |
| 配布・回収方法 | 電子メールによる送信・返信                                                                                                        |
| 回収結果    | 35法人（回収率100％）                                                                                                        |
| 調査項目    | ①活動の情報発信について<br>②人材確保及び育成の取り組みについて<br>③地域における公益的な取り組みについて<br>④「社会福祉連携推進法人制度」について<br>⑤「福祉よろず相談窓口」について<br>⑥地域福祉の課題について |

### （3）調査の主な結果

#### 調査項目① 活動の情報発信について

市内の社会福祉法人における活動のPRをする際の情報発信は，「ホームページ・SNS」が最も多く，次いで「独自パンフレット」が続いています。

経年比較でみると，2018（平成30）年度調査と比較して，「ホームページ・SNS」が増加しており，「独自パンフレット」や「イベント等」が減少となりました。

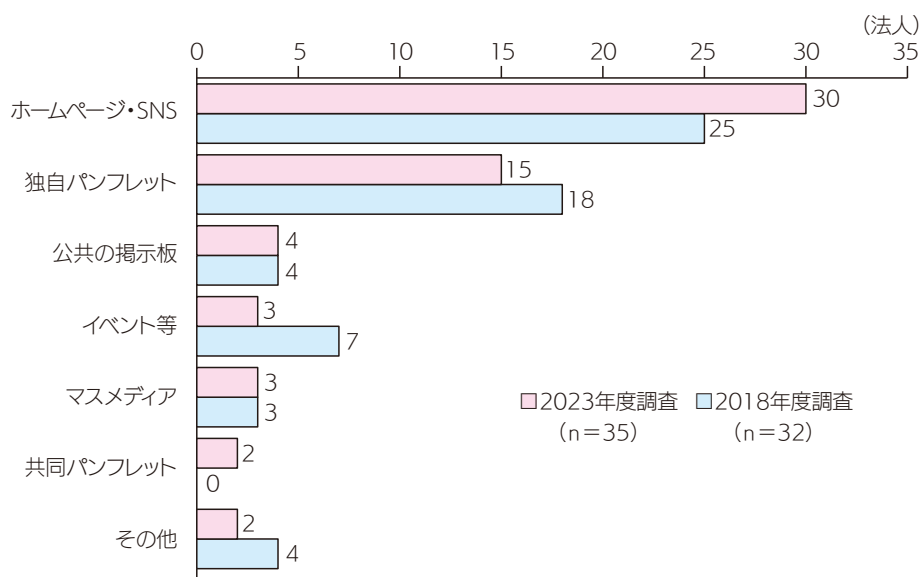


図40 活動PR方法（複数回答）：経年比較

## 調査項目② 人材確保及び育成の取り組みについて

人材確保及び育成の取り組みについては、「研修会の開催」をしている社会福祉法人が最も多く、次いで「処遇改善」が続いています。

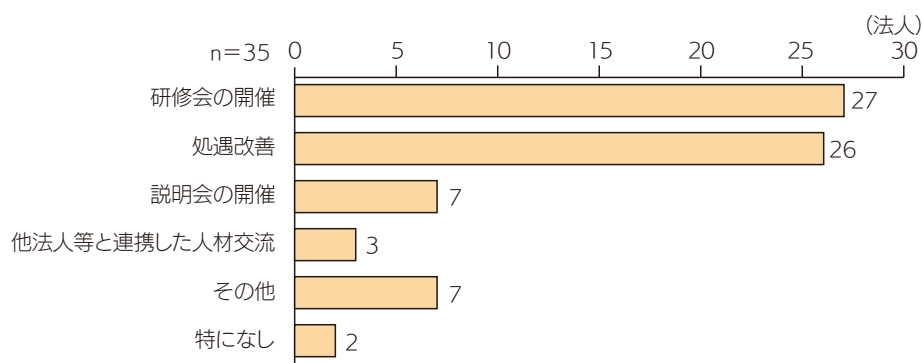


図41 人材育成及び育成の取り組み

## 調査項目③ 地域における公益的な取り組みについて

社会福祉法人が実施している公益的な取組として、地域福祉活動や環境整備、福祉サービスを通じた支援活動や、地域行事への参加や交流の場づくりを通じて住民同士が支えあう関係を醸成する活動、担い手育成や地域福祉への参加促進を図る活動などが挙げられました。

表1 社会福祉法人が実施する地域における公益的な取り組み例

| 活動の分類                                               | 具体的な取り組み例                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>《支援活動》</b><br>身近な地域福祉活動や福祉環境整備、サービス提供による住民支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動</li> <li>・在宅の障害者のための地域拠点整備</li> <li>・災害時の福祉避難所の設置運営</li> <li>・相談窓口の設置（福祉よろず相談窓口、おとしより相談所など）</li> <li>・ショートステイ・トワイライトステイの実施</li> <li>・NPO法人への運営資金援助</li> </ul> |
| <b>《交流活動》</b><br>地域行事の参加や住民同士の交流場づくりと交流を通じた福祉ニーズの把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動、クリーン運動の実施</li> <li>・地域のイベントの参加や運営協力</li> <li>・祭りや交流会の開催</li> <li>・施設や設備の一般開放</li> <li>・カフェや販売店の運営</li> </ul>                                                 |
| <b>《育成・研修活動》</b><br>担い手育成や住民の地域福祉への理解と参加促進を図る活動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの紹介や育成</li> <li>・実習生や社会科見学等の受け入れ</li> <li>・講演会の開催</li> </ul>                                                                                                  |



#### 調査項目④ 「社会福祉連携推進法人制度」について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」に基づき、令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。本制度は、2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、福祉サービス事業間の連携・協働を図りながら適切な福祉サービスを提供することと、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業間の連携方策の新たな選択肢として創設された法人制度です。

今回の調査では、25法人が本制度について「知っている」と回答しました。

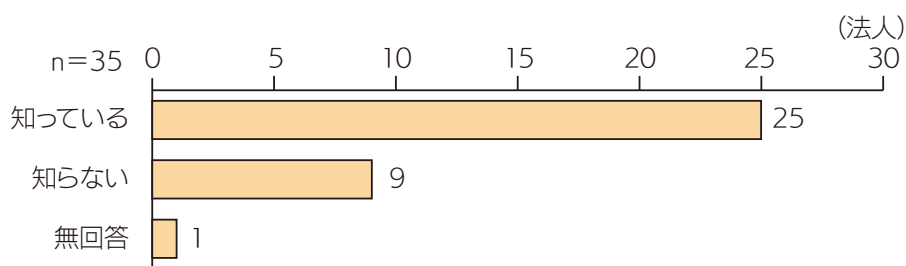


図42 「社会福祉連携推進法人制度」について

#### 調査項目⑤ 「福祉よろず相談窓口」について

水戸地区社会福祉法人連絡会では、所属する社会福祉法人が窓口となり、地域の福祉に関する様々な悩み事の相談を受ける「福祉よろず相談窓口」を2021(令和3)年度に開設しました。

今回の調査では9の社会福祉法人が窓口を開設しており、合計で2021(令和3)年度に96件、2022(令和4)年度に150件の相談がありました。

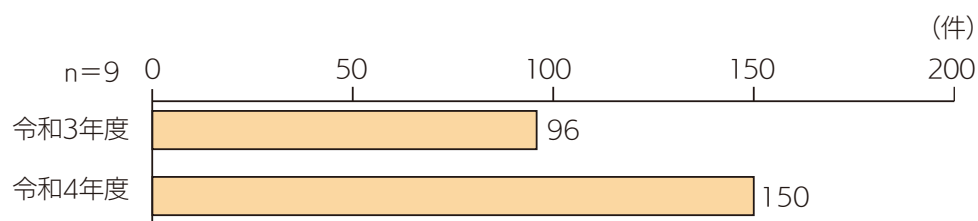


図43 相談実績

## 調査項目⑥ 地域福祉の課題について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うサービスの利用控えや事業活動の鈍化、物価高騰等の影響もあり、経営に関する課題を挙げる社会福祉法人が多く見られました。その他にも、社会福祉法人が考える地域福祉の課題及び協力・提案できることとして、以下のような内容が挙げられました。

表2 社会福祉法人が考える地域福祉の課題、協力・提案できること

| 項 目           | 課 題                                                                                                                                 | 協力・提案できること                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営に関すること      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政、経営基盤の強化</li> <li>・担い手育成、人材の確保と定着</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他法人との協力・連携</li> <li>・実習生の受入</li> </ul>                                               |
| 支援体制や連携に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や各組織・団体との連携強化と連携の重要性の理解</li> <li>・地域や各組織・団体の機能や役割の見直し</li> <li>・地域と連携した防災体制の構築</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容に応じたサービスの提供、関連組織との連携</li> <li>・取り組み事例の共有</li> <li>・福祉避難所や防災拠点の設置</li> </ul>      |
| 事業活動に関すること    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流機会の創出</li> <li>・活動や事業の周知</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業や事業を通じた交流機会創出、社会貢献</li> <li>・保有する資源や能力の活用、提供（例 未利用時間のフロア開放、サロン活動など）</li> </ul> |

### 3 福祉員・福祉活動推進員意識調査（水戸市社会福祉協議会実施）

#### （1）調査目的

第4次水戸市地域福祉活動計画（令和6年度～令和10年度）の策定にあたり，社協支部活動を支える福祉員又は福祉活動推進員を対象としたアンケート調査を実施することによって，地域福祉を支える人々から見た福祉課題を把握することを目的としています。

#### （2）調査方法及び回収結果等

|         |                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象    | 社協全支部（34支部）における福祉員又は福祉活動推進員                                                                                              |
| 実施時期    | ～2023年（令和5年）9月24日（日）                                                                                                     |
| 配布・回収方法 | 各支部から手渡し等による配布・郵送による回収                                                                                                   |
| 回収結果    | 520件                                                                                                                     |
| 調査項目    | ○あなた自身のことについて<br>○福祉員等の活動及び支部活動について<br>○あなたの住んでいる地域について<br>○水戸市社会福祉協議会について<br>○現行計画の取り組みに対する評価について<br>○地域福祉推進に向けたご意見について |

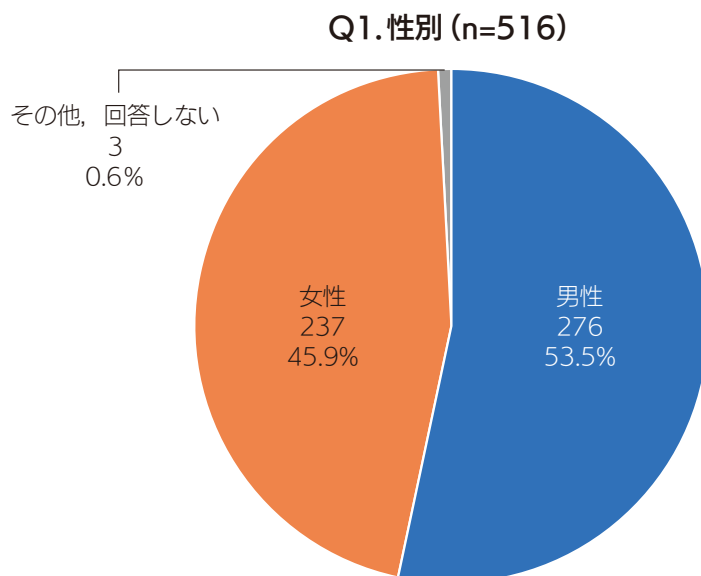
#### （3）データの見方

- ・図表の「n」は，サンプル数（データの数）を示している。
- ・図表の数値は，各設問回答者の割合，構成比をパーセントで表示しており，四捨五入による表示のため，単数回答項目の回答割合の合計が100%にならない場合（99%，101%等）がある。
- ・複数回答の設問においては，選択肢が2つ以上を回答している場合もあるため，回答割合の合計が100%を超える場合がある。
- ・図表は，単数回答項目では円グラフか帯グラフ，複数回答項目では縦棒グラフで表示している。
- ・図表では，調査票の選択肢を一部簡略化又は省略している場合がある。
- ・回答数が30未満の場合は，誤差が大きくなることから参考値として扱う。
- ・自由意見は，代表的なものを抜粋して表記している。問14と最終設問においては，内容を分類して表記しており，（ ）内に所属している社協支部名を記載している。

#### (4) あなた自身のことについて

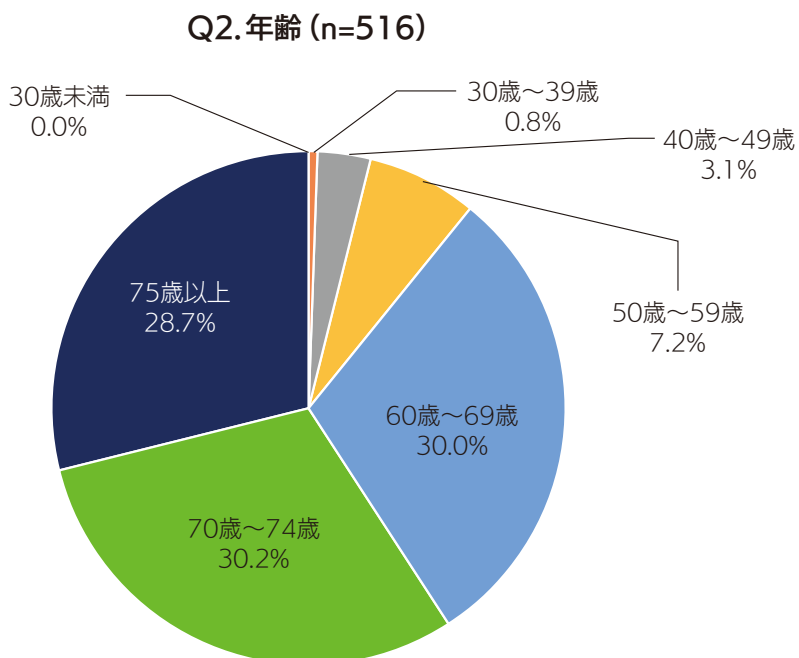
問1. あなたの性別をご回答ください。(○は1つ)

「男性」が53.5%、「女性」が45.9%と続く。



問2. あなたの年齢をご回答ください。(○は1つ)

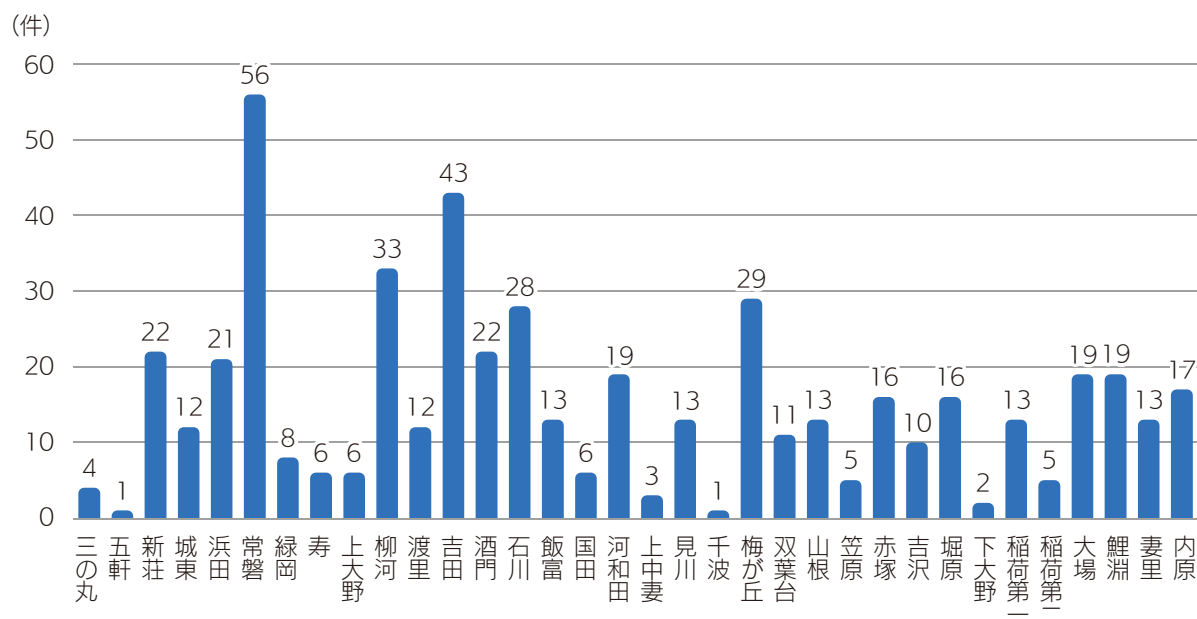
「70歳～74歳」が30.2%、「60歳～69歳」が30.0%、「75歳以上」が28.7%と続く。



問3. あなたが所属している社協支部の番号に○をつけてください。(○は1つ)

「常磐」が56件と最も多く、「吉田」が43件、「柳河」が33件と続く。

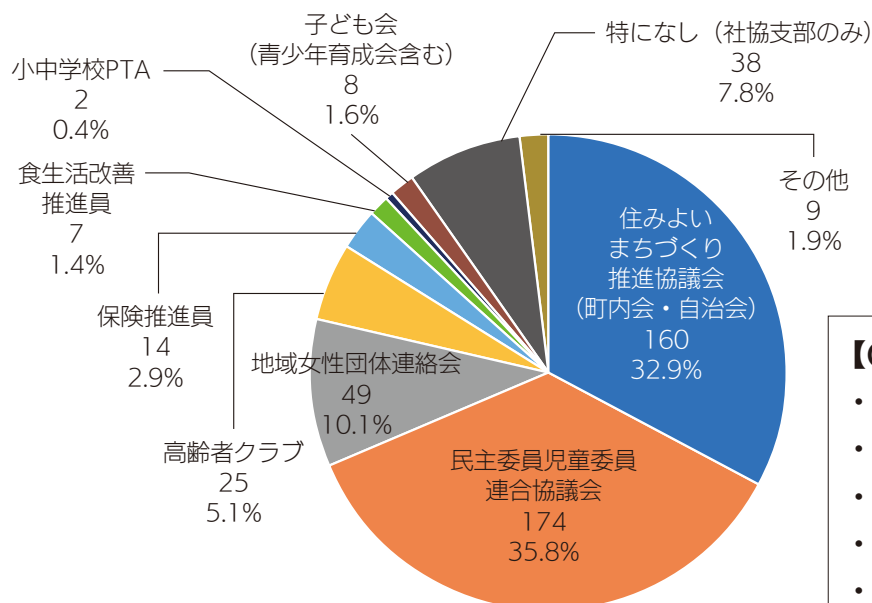
Q3.所属している社協支部 (n=517)



問4. 社協支部 (34支部) は、基本的に小学校区を単位として、地域内の関係団体等で組織されていますが、あなたは次のどの組織に所属していますか。(○は1つ)

「民生委員児童委員連合協議会」が35.8%、「住みよいまちづくり推進協議会 (町内会・自治会)」が32.9%、「地域女性団体連絡会」が10.1%と続く。

Q4.所属している社協支部組織 (n=486)



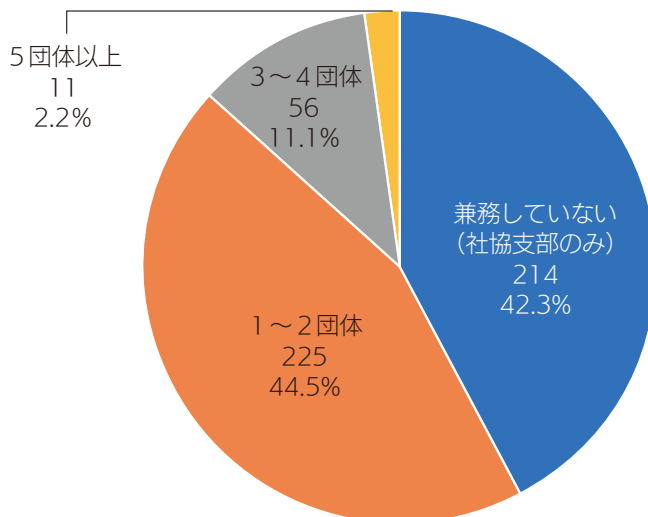
#### 【Q4.その他回答】

- ・福祉活動に関心を有する者
- ・女性会
- ・梅が丘地区連合会
- ・学識経験者
- ・体育振興会
- ・少年指導員

問5. あなたは、所属している団体のほかに、関係機関等の役職を兼務していますか。  
(〇は1つ)

「1～2団体」が44.5%、「兼務していない(社協支部のみ)」が42.3%、「3～4団体」が11.1%と続く。

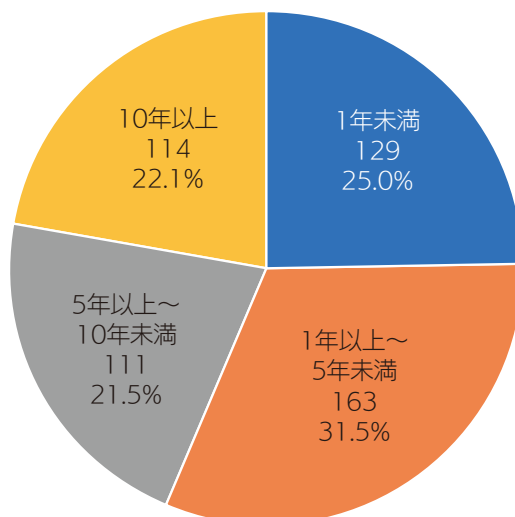
Q5. 兼務している関係機関等の役職 (n=506)



問6. あなたの、福祉員又は福祉活動推進員(以下「福祉員等」という。)としての経験はどのくらいですか。(〇は1つ)

「1年以上～5年未満」が31.5%、「1年未満」が25.0%、「10年以上」が22.1%と続く。

Q6. 福祉員等の経験年数 (n=517)

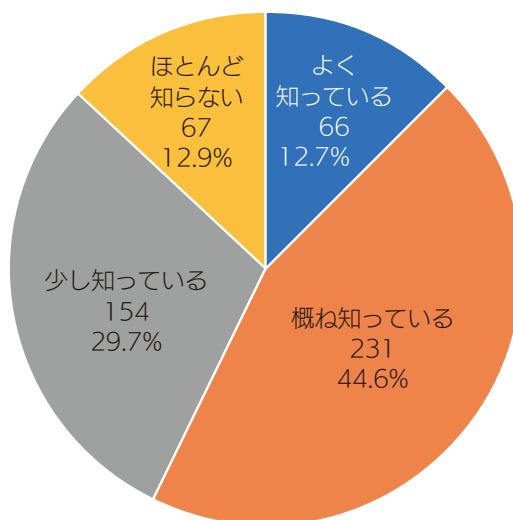


問7. あなたは、社協支部活動の内容や福祉員等の役割について、どの程度ご存じですか。  
(〇は1つ)

「概ね知っている」が44.6%、「少し知っている」が29.7%、「ほとんど知らない」が12.9%と続く。

半数以上の人々が、社協支部の活動や役割について一定の知識があることが窺える。

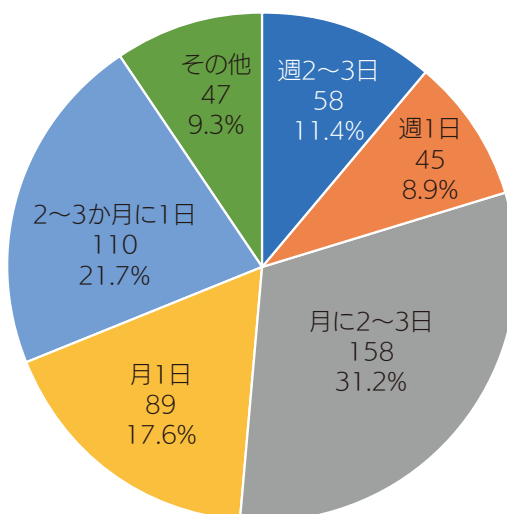
Q7. 社協支部活動の内容や福祉員等の役割 (n=518)



問8. あなたが、福祉員等として活動するおおよその日数(見込み日数)を教えてください。  
(〇は1つ)

「月に2～3日」が31.2%、「2～3か月に1日」が21.7%、「月1日」が17.6%と続く。

Q8. 福祉員等として活動するおおよその日数 (n=507)





## (5) 福祉員等の活動及び支部活動について

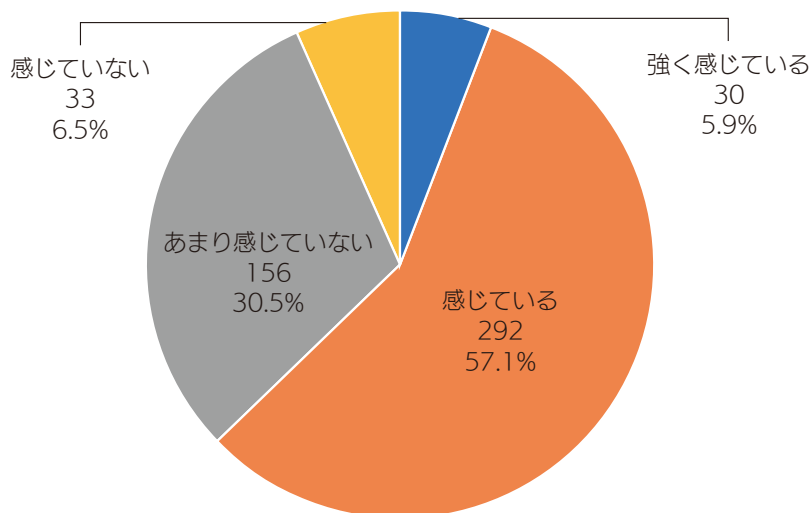
問9. あなたは、福祉員等の活動、支部活動について、どのように感じていますか。

ア やりがい(○は1つ)

「感じている」が57.1%、「あまり感じていない」が30.5%、「感じていない」が6.5%と続く。

やりがいを感じている層(「強く感じている」+「感じている」)は、63.0%を占め、過半数がやりがいを感じながら活動にあたっていることが分かる。

Q9.1. やりがい (n=511)

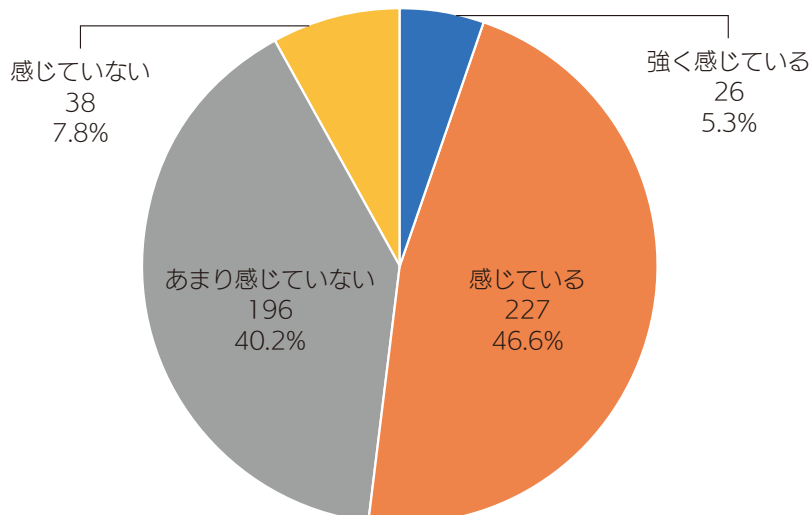


イ 負担感(○は1つ)

「感じている」が46.6%、「あまり感じていない」が40.2%、「感じていない」が7.8%と続く。

負担感を感じている層(「強く感じている」+「感じている」)は、51.9%を占める。

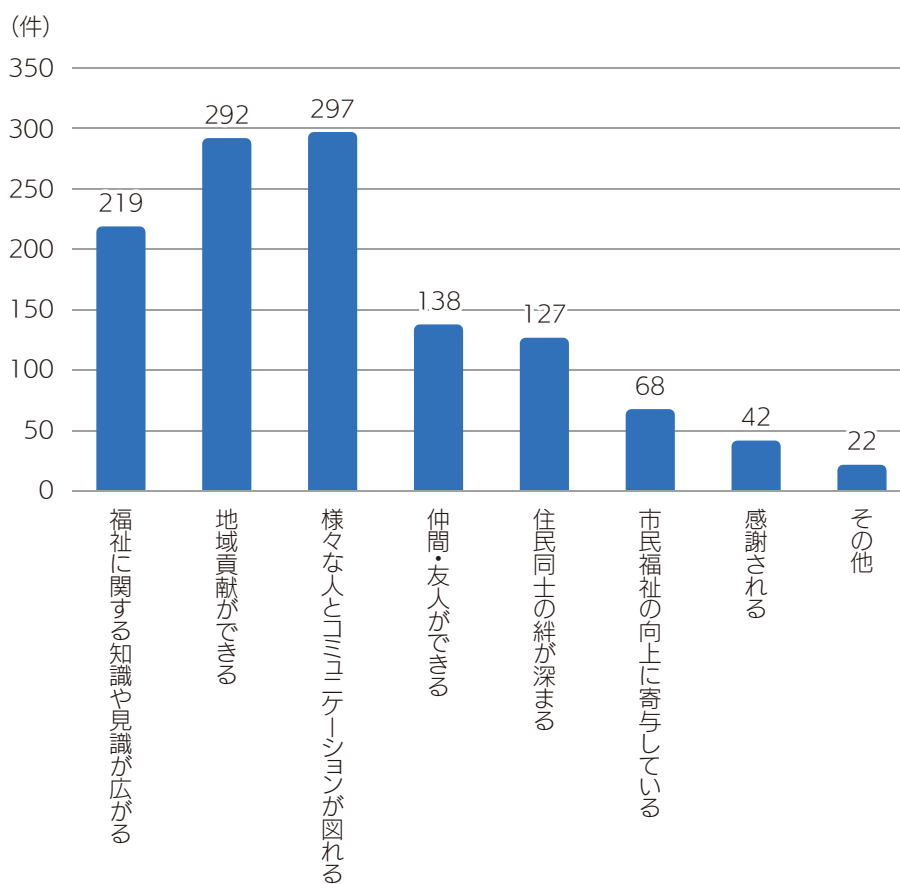
Q9.2. 負担感 (n=487)



問10.あなたが、支部活動を通じて、良かったと感じていることは何ですか。  
(〇はいくつでも)

「様々な人とコミュニケーションが図れる」が297件,「地域貢献ができる」が292件,「福祉に関する知識や見識が広がる」が219件と続く。

Q10.支部活動を通じて良かったこと (n=506)



#### 【Q10.その他回答】

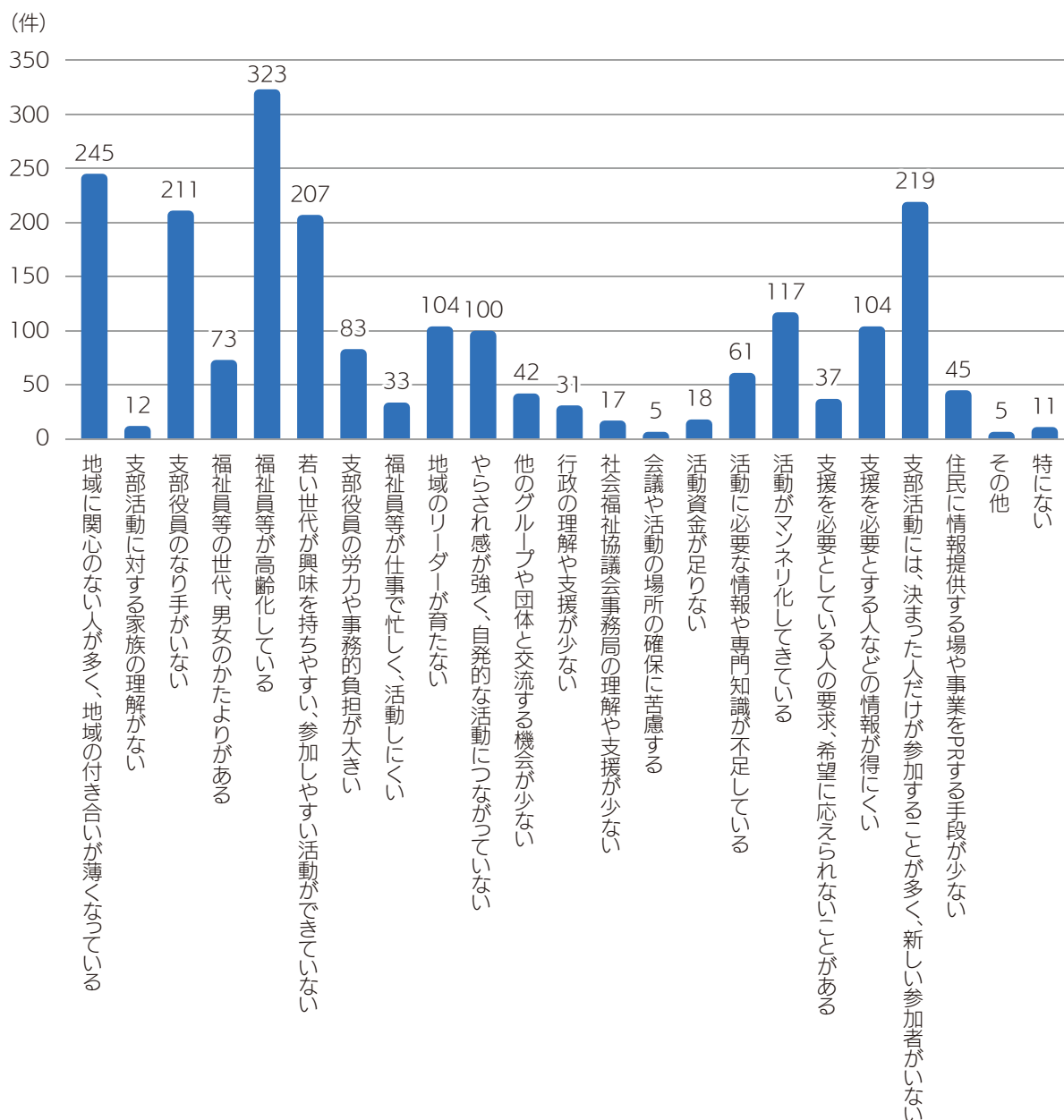
- ・活動の具体性が?
- ・時々重荷になる事がある
- ・活動していない
- ・1年限りの福祉員のため
- ・やりはじめたばかりでわからない
- ・充て職と感じている
- ・支部活動が浅いため感じる事ない

問11.あなたが、現在、支部活動をしている中で、困っていることは何ですか。  
(〇はいくつでも)

「福祉員等が高齢化している」が323件、「地域に関心のない人が多く、地域の付き合いが薄くなっている」が245件、「支部活動には、決まった人だけが参加することが多く、新しい参加者がいない」が219件と続く。

高齢化や関心が薄まっていることなど、活動に参加する人についての困りごとが多く見られた。

Q11.支部活動をしている中で困っていること (n=511)



#### 【Q11.その他回答】

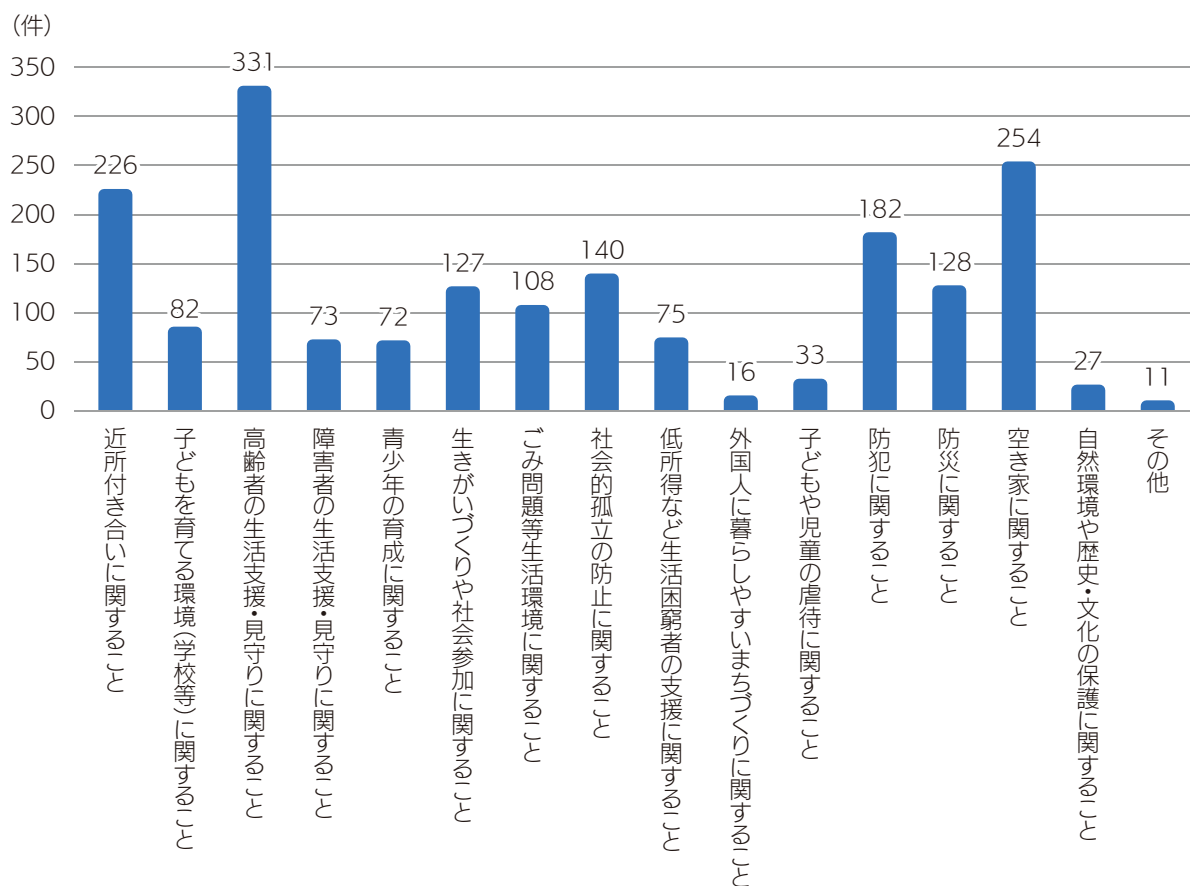
- ・自治住民の会の兼務が支部長に多く、社協との両立が難しく今は、代理で出ている人がいるので助かっている。負担が大きすぎる
- ・会合は平日昼間、仕事を持っていると参加できない
- ・組織、行事、体制が昭和のまま。連絡ツールや会議にITの導入が必要
- ・社協の組織そのものの理解が得にくい

## (6) あなたの住んでいる地域について

問12 あなたの地域において今後(5年～10年後)気がかりなことはありますか。  
(〇はいくつでも)

「高齢者の生活支援・見守りに関すること」が331件, 「空き家に関すること」が254件, 「近所付き合いに関すること」が226件と続く。

Q12. 今後(5年～10年後) 気がかりなこと (n=509)



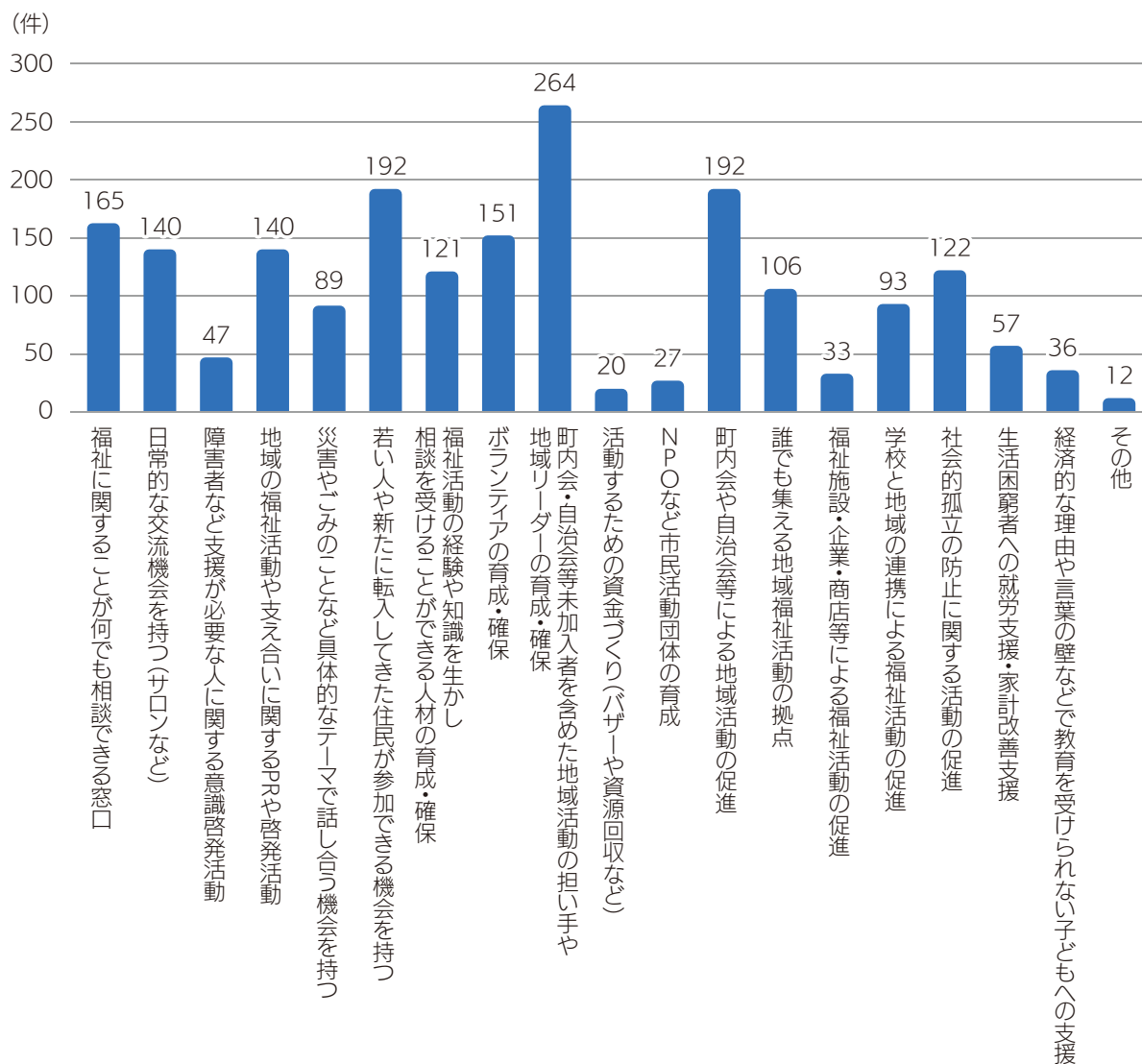
## 【Q12.その他回答】

- ・子どものひきこもり問題
- ・自治会(町内会)への加入率低迷
- ・ほぼ全て
- ・地下水があふれる
- ・出かける移動手段
- ・非耕作地の放置化
- ・原発の重大事故がおきたときの避難方法。弱者に対する支援
- ・町内、周りが高齢化になり1人暮らしも多くなり町内会連絡が消滅する。→交通手段がなくなる。
- ・外出時ちょっと休める所
- ・町内会がなくなりそうなこと

問13 そのような気がかりなことに対して、どのような対応策が有効であると思いますか。  
(〇はいくつでも)

「町内会・自治会等未加入者を含めた地域活動の担い手や地域リーダーの育成・確保」が264件、「若い人や新たに転入してきた住民が参加できる機会を持つ」が192件、「町内会や自治会等による地域活動の促進」が192件と続く。

Q13 気がかりなことに対して、有効な対応策 (n=497)



#### 【Q13.その他回答】

- ・制度上実効力のある団体と住民個人の直接のパイプ
- ・高齢者対策, 空家対策
- ・新たに転入してきた住民とのつながりの方法等
- ・地域に空き家が多い理由として家を解体すると固定資産税が3～4倍になることが原因の一つと思われるため, 税制との改革が必要。
- ・ボランティアに頼らず, 職員の自治体への働きかけ, 職員の育成, 専門職の人員増加
- ・何をして良いかわからない
- ・最低でも月1回は見守り活動をする
- ・高齢者の働き場の場, 年金の適切な支給
- ・郊外地域は中央と比べ全てに遅れがある。道路, 照明の暗さ

など

問14 コロナ禍によって以下のような新たな生活・福祉課題が顕在化しました。

『コロナ禍で顕在化した地域課題への対応方策』令和4年12月 東京都社会福祉協議会編  
参照

- ・高齢者のフレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態）
- ・障害者の交流機会の減少
- ・親以外の大人との交流が減った子ども
- ・ぎりぎりで生活できていた世帯の不安定な状態
- ・相談機関を知らなかったり、相談をすることが苦手な人たちの多さ
- ・町内会・自治会の交流行事の停止に伴う地縁関係や一体感の希薄化
- ・地域活動の停止による活動者のモチベーションの低下
- ・中高生、大学生のボランティア活動の機会の減少
- ・デジタルスキルの世代間の差
- ・外国籍居住者の生活実態、言葉の課題 など

以上のような課題に対して、今後、ウィズコロナ時代における地域福祉活動や支部活動はどのようにするべきだとお考えですか。具体的に記入してください。

## 1. 高齢者のフレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態）

- コロナ禍では、老若間は必ず外出等の自粛をされ従来の生活環境が一変した。特に高齢者は歩かないで筋力の低下、テレビばかり見ていて他人との言葉のキャッチボールが出来ず体の機能低下が顕著となった。地域福祉活動・地区のサロンへの参加を呼びかける・地区のコミュニケーションの重要性を認識してもらう・自宅で出来る体操などのツールがあれば訪問時配布する・健康寿命を維持する重要性を伝える。
- フレイルについては、規則正しい生活リズムの確保、栄養バランス、適度な運動習慣、人との関わりが大切と考えます。テレビ、ラジオ、広報誌、福祉関係者、お医者さん等からの情報発信と生きがいづくりの支援を行う。・高齢者や障害者、自治会等の活動自粛は、命に関わる問題でもあったため、手探り状態で対応するしかなかった。まだ、コロナ禍が終息したわけではないので、適切な空間で、的確な言葉、短時間、必要感、デジタルを活用した交流を続けるしかないだろう。
- 室内、椅子に座っての健康体操（30分間、準備体操－10分、健康体操－20分間）と出席者によるトーク10分間位の企画→フレイル予防と認知症予防、交流の場の拡大等を目的とする。
- 町内会離れをなくす（若い世代の方に理解を求める）・高齢者のフレイル（支援センターや保健推進員の協力を得ながらフレイル体操や勉強会の開催等）
- ひとり暮らしの書類は配布されるので訪問して話が出るが、老夫婦の世帯は町内会をぬけたりして訪問する機会が少ない。介護保険を利用しないで老々介護の方が大変な生活をしている。情報があれば訪問して良い方向に進めると思われる。・生活保護を受けている方が車を処分して生活保護を受ける事になったが、病院買物等に頼まなければならない事になり困っているとの事、とてもタクシーを頼む事は出来ない。福祉バス、格安タクシー等住民の足を確保出来るよ



- うにしてほしい。・民生委員のPR，みんなに知ってほしい。民生委員の年齢が65才～75才が多いため一度に退任した時の心配がある。やめる場合，次の方を自分で探すのも大変である。
- 若老人による高齢者福祉でなく，基本的にシステムを変える必要がありますね。

---

## 2. 障害者の交流機会の減少

---

- 高齢者，障害者が気軽に立寄り話が出来相談出来る場所，学生ボランティア（中，高，大学生）を呼び込む
- 高齢者，障害者等への定期的訪問，見守りの徹底。・生活困窮者への支援活動，後フォローの徹底。

---

## 3. 親以外の大人との交流が減った子ども

---

- 横のつながりが希薄になったので高齢者から子供まで参加出来る様なイベントを増やす。
- 三世代交流の場の提供 特に子ども食堂の推進
- コロナ禍の3～4年間で，学校と地域間や学年間のつながりが，ボロボロといえる位薄くなったと感じる。ウィズコロナの新時代がいいのか，前の世がいいのか，完全に前のようには戻れないので，どうバランスをとっていくのか，考えていく必要あると思う。
- 現在の活動主体は，高齢者に対する事業が多いことから，今後は子供に対する事業に少しずつシフトする必要を感じています。・例，夏休みのラジオ体操の復活など。総会などの集会を代表制にしたりコロナ禍で行った文書による総会とし労力を減らす。
- 子ども会を育て，活動できる環境を作れること。
- 低学年から地域行事への参加教育。

---

## 4. ぎりぎりで生活できていた世帯の不安定な状態

---

- 近年，所得格差が広がっている。生活上の問題をかかえている方への対応の充実が必要だと思います。法テラスとの連携を考えても良いのではないのでしょうか。（常磐）
- 高齢者で生活に困窮している人がいるが，なかなか外から見られない状況にある。そのような状況を把握し，地域で支える活動が求められている。（上中妻）

---

## 5. 相談機関を知らなかったり，相談をすることが苦手な人たちの多さ

---

- 働く所がなくなった人がいて食べていかれなくなり，3ヶ月ほどがまんしたみたいです。こういう人がどこへ行くかはわからず困っていました。民生委員が生活保護の事をおしえて役所へ行ってもらいました。（三の丸）
- 社協，市の高齢福祉課，町内会（自治会），福祉委員等の意見交換の場としての定例会はあるが，それは民協ごとである。民協の内でも居住地域によって別々の問題があり小さい単位での意見交換の場の必要性を感じています。・上記の組織の横のつながりが希薄を感じる。広く開かれた場が必要。・民生委員に配布されるパンフ（1枚のみ）の中で，地域の人々や福祉に関するも

のはできるだけ対象者全員に配布してほしいと感じる。・住民全体の活動を望む(常磐)

- コロナ禍で活動自粛しても特に困る事はなかった。個人情報保護の壁で活動はしにくくなっているし、民生委員の制度そのものが時代にそぐわなくなっているのではないのでしょうか。ボランティアに頼るのではなく、いろいろな方法で情報発信していく事が必要。民生委員は地域の人と行政をつなぐパイプ役と言うけれど、困った人が役所に電話して自分の地域の民生委員を教えてくださいと聞く事がある。その時点で必要な部署につないでくれたらいいのと思う事多し！！的はずれな回答だったらごめんなさい、ボヤキです(常磐)
- 誰でもいつでも相談できる場所を作り、小さい事から大きな事まで話し合いができるようにしてほしいです。大きい場所では、市役所がありますが、場所が遠くて行けない人がいたりするので、市民センターなどに設置して専門的な人もいてくれると、とても助かると思います。(吉田)
- 相談機能を持つ場所。コロナが5類となっても、感染拡大しても相談出来る場所がないこと。(酒門)
- 気軽に相談出来る窓口や電話のPR、また、自発的に行動が難しい方を見逃さない為へのつながりや、気づいた方が連絡、通報出来る場所等。(酒門)
- 相談機関の充実・町内会などでの交流を深め、助け合いの精神を高める(上中妻)
- 相談機関や誰に相談したらいいのかわからない人が多いと感じる。学校、地域と個人(家庭)がつながる仕組みを作る・デジタルスキルを向上させるための支援(見川)
- 困りごとが話せる場づくり。市民センター内に置き、まず、住民の声を聞く。(お隣さん同士の茶飲み話などからでもよい。)(山根)
- 広報していても情報を入れない住民がいる。(知ろうとしない)やはり対話しかない(赤塚)
- 地域の市民センターに福祉の窓口を常時開いておく。又、電話でも相談できるようにする。⇒そこから各方面へ(妻里)
- 多世代の交流の場や催し物の開催・他団体(地区会、子供会、高齢者クラブ等)との交流・多方面に渡り、気軽に相談できる身近な相談窓口。(内原)

## 6. 町内会・自治会の交流行事の停止に伴う地縁関係や一体感の希薄化

- 今夏祭など少しずつ地域でのつどいがもどってきた様に思います。ゆっくりあせらずに町内会・自治会などの交流を若い世代に声をかけ、お互い様で明るい地域にしていきたいです。(新荘)
- コロナにより、数々の行事が廃止になり、以前より交流が減少した。(新荘)
- 新しく町内会に引越してきても、町内会には加入しない方が多い。町内の方との交流がない。(新荘)
- 自治会の未加入者も高齢者も多く、町内会、自治会の役員になることが負担になって、今後町内会が続けられるかどうか、心配です。若い人達にも考えていただきたい。(城東)
- 身近な町内会、自治会の交流行事を通してつながりを広げていくことではないかと思われます。(浜田)
- 自治会(町内会)加入率の向上・自治会を通じた広報活動・小学校区毎に新しいメンバーを入れたイベント開催(入り易い環境作り)(浜田)



- 町内会への積極的参加が必要。地域の一番小さな団体は町内会と思う。何かが起きなければまずまず幸せな団体と考える。でも、小さな町内会であっても、常に町内への目をひからせ、あたたかく見守るそして助け合う日々の活動が大切かと思う(浜田)
- 町内会に入っていない人に入会を勧めると、殆どといっていい程「入会することによるメリットは何ですか?」というような質問が返ってくる。ものごとをメリット・デメリットという観点からみてまず判断をしていく姿にさもしさと、人としての寂しさを感じる。こういう人が多くなっている現状で町内会活動をもり上げていこうというためには、進めていく方にもかなりのモチベーションが要求されていくと思う。(常磐)
- 残念ながら、具体的に良い考えは浮かびません。私は今年から、町内会長を務めています(8年前にも4年間ほど務めました)、年を追うごとにその活動も、地域の高齢化、町内会員の高齢化、そして、定年の延長などによって、行事に参加できる人の減少、また役員になってくれる人の減少で、ますます活動そのものが出来づらくなっています。そんな現実に対して、私たちは、町内会をこれからも維持するため頑張っているのですが、どこまで続けることが出来るかわかりません。若い人たち、そして、仕事をしていても町内のために働いてくれる人たち、そんな人たちが出現してくれることを願うばかりです。(常磐)
- 高齢者との接触機会を増やすための、戸別訪問等の推進(ボランティアによる)・自治会等が主体となった行事等の推進(上大野)
- 各町内会の行事が減少し、交流がなくなってしまった。若い家族がマイホームを建てたが、町内会の加入者がいない。町内会に入っているのメリットがあまりなく加入を強制できない。高齢者世帯、独居世帯が増え脱退者が多くなる。(吉田)
- 高齢者世帯の別世帯家族の連絡先が、個人情報保護の名目により知らされない為、対応が取れない。町内会長等位までは知らせるべきと思う!(吉田)
- 町内会、自治会の交流行事がストップしたことの影響は大きいと思います。・まずは2~3年の間にコロナ以前の状態に戻し、特に新しい住民(若い方)の参画ができるような施策を取るべきです。(酒門)
- 町内会、自治会等の地域活動。誰でも集える地域活動(石川)
- 地域活動よりもまず町内活動をどうするか、どのようにしていくか町内会に入らなくても水戸市の資料等は市民センターに行けばもらえる等、これは意外に町内活動にはマイナスになります。(石川)
- コロナ以前には戻ることは出来ないが少しでも、町内会・自治会の交流行事が以前に近づき、活動が復帰出来れば良いのではないかと、そして国が経済を回し始めることが必要だと思います。(国田)
- 3年にわたり、各種交流の行事が絶たれてきた。地縁関係の人間関係は、大変に薄くなっている。これを復活させるべきか、手を尽したい。地域社会をリードする人材の育成。(上中妻)
- 私の町内会では、互助隊を発足し、声かけ(ボランティア登録)草取り、ごみ出しの手伝いなどと、始めたところです。隣近所では、高齢化が進むに従い、助け合いが大切になってくると思います。(見川)
- 何年か前までは各町内でも、新年会をしたり、市民運動会後に反省会など集会所等で、ゆったりもしました。現在の生活の中では近所の方の顔や、姿を見てなくても以前のように気にならなくなった。1人ひとりに時間の余裕がないので交流が出来ない。(双葉台)

- 一人暮らしの高齢者が施設に入るといつのまにか空家になっている。しかし反面新しい家がどんどん増えている。新住人をどうしたら地域に入って活動してもらえるか。新住民が、生活してゆくのに必要な大事なことと理解してもらえるような機会が持てないか。町内会には入ってないから、市民懇談会とか開いても入ってこれない。何とかいい方法を考えて欲しい。(双葉台)
- コロナ禍による3年間がありました。令和5年になり町内会、自治会等地域活動等がマスクを付けながら活動開始されました。しかし3年間の活動中止は身体で低下で高齢者は非常に厳しい。今後は若い方達の参加によりこれからの地域活動が活発になって行くように望みます。おやじの会の若い力は非常に心強い。(笠原)
- 民生委員だけでなく町内でも高齢者等を見守る。(堀原)
- 「地域での見守り」という言葉をよく聞くと、町内会に加入しない世帯が増えてきており、そのような人は挨拶もしないので「地域での見守り」は無理である。町内会やボランティアといった何の権限もない人に頼らず、行政として給料をもらっている権限を持った人が行うべきと考える。予算や人手の問題があるからといって、町内会やボランティアに頼るのは筋が違うように思う。高齢者や婦人などのパート職員を雇えませんか。(稲荷第一)
- 高齢者とのふれあい。交流を多くもつこと。地域で、ハイキングや、日帰り旅行を増やす。(山根)

## 7. 地域活動の停止による活動者のモチベーションの低下

- どのような必要性に基づいて、各事業が、提案されているのかよく見えない。地域コミュニティが希薄になる中で、行政の側のすべきこと、地域にまかせるべきこと、はっきりさせる。行政の町内会の加入援助の働きかけは？転入するときの指導は？マンションを建てることによる地域集団の分断をどれだけ行政は把握しているのか。(五軒)
- 停止していた活動を復活させ、より広い世代が参加できる内容にしていく。・活動内容をPR。(城東)
- 地域の行事に出来るだけ参加して皆さんと触れ合ってもらいたい。(浜田)
- コロナ禍の中、行事の実施を遠慮、躊躇した事により、復活が遅れている。やる気の高揚を図り、全ての行事に積極果敢に攻める体制の強化を行政、地区会協調して実施していく事が必要ではないかと思っています。(浜田)
- 地域住民の交流機会の増加策、対面・デジタルでの機会を増やす。(常磐)
- 交流行事や地域の活動をコロナ以前に戻していくことと、行事や活動の復活を大々的にPRして盛り上げることが大切だと思います。(常磐)
- まだコロナへの恐怖心は無くならないので、きちんとした指導で安心感を与え外に出るのを控えている高齢者達を交流の場へと思っています。(常磐)
- 個人情報保護の問題があると思うが、どこに、どの様な支援を必要としている人が居るのか、の把握がまず大切だと思う。敬老会、お祭り等がなくなる(減った)ので、支援の糸口をつかもうとしても、必要としている人の状況が分からず困難。・デジタルに強い方々には何かしらのツールを作って接しても良いと思う。そうでない方(老人や小さな子)にはやはり面と向かって会って話せる移動教室的な事をしても良いと思う。・ご老人は外出が面倒なので定期的な連続し

て完結する様な内容の出前講座など。(常磐)

- 昔のような地域のつながりを復活させること(常磐)
- コロナ対策をしながら地域の人との繋がりを強くしていく事が大切だと思う！・夏まつり、「福寿のつどい」は多くの方が楽しみにし、参加してくれ、賑やかに開催が出来た。地域全体の色々な人との交流は、今の時代、大切だと感じている(緑岡)
- マスクや手洗いなどの感染予防を行いながら、中止にするのではなく工夫しながら実施して地域との交流を図る。(柳河)
- 社会の孤立者の防止に努める。・地域活動に希薄化する。(渡里)
- コロナ前でも上記の課題がありました。今後はより一層、地域内での広報活動を進める事が必要かと思います。(吉田)
- コロナ禍の中では、大勢集まる行事は制限される。まずは、少人数から始まり、細かな情報を地域に発信し地域の結びつきを強くしなくてはいけない(吉田)
- コロナの感染対策は大切だが、根拠に基づかない、誤った対応等やコロナにかこつけて、行事中止などを行っている(飯富)
- 気軽にできる地域活動を紹介したり、実践を促したりして、地域コミュニティの再構築を図るようにすべきである。例) ゴミ拾い、耕作放棄地周辺の草刈・草取りなど(飯富)
- コロナ禍以前の生活状況に、徐々に戻すことが大切であると思う。各地区の特色ある地域行事の復興に期待したい。(飯富)
- ウィズコロナを踏まえた地域行事の再会。行事の工夫・広報活動の見直し(国田)
- コロナに関して個人の考えの温度差があり、交流をしていいか考えます。(見川)
- コロナは五類に移行され、インフルエンザなどの風邪と同じように考えられるようになったので、社協の活動は、今までと同様、またそれ以上に人と人との交流、コミュニケーションが大事ですので、それを推進していければと思います。高齢者はなるべく、外に出て、人との交流がある方がいいと思いますので。(見川)
- 多世代の交流のできるイベントの企画や機会を作り、地域の新しい誰でも集える場所が出来れば、地域の顔見知りが増え災害時などにも協力が得られるのではないかと。(見川)
- 手洗い、マスク、除菌スプレー等生活の中で習慣になっているので、気を付けて行事への参加を促す。・人との関わり、会話、コミュニケーション等は孤立化しない為に必要だと思う。(梅が丘)
- コロナによって以前と比べ行事、近所付き合い等がなくなった。以前の状態に戻すべき努力をすべきだ(山根)
- 人々が集える機会、場所は提供し続けたいといけない。(山根)
- すべてをコロナ感染のおそれがあるとの理由で中止するのではなく、これからは、状況を見ながら感染予防に注意しながらできるだけコロナ流行以前の活動、イベント等を実施していくのが望ましい。(山根)
- 各階各層の幅広い人々が気楽に集まり交流出来る行事(スポーツ大会、お祭り、芸能鑑賞、旅行等)(吉沢)
- もっと若い人の参加を増やして、または、参加できるよう、世代交代が必要かと。支部活動には、まだまだ、今にない若者の力を必要とすると思う。一緒に活動できるよう、声かけなど。いつまでも、今までのやり方では、若者はついてきません。改革が必要です。(堀原)



- コロナ禍は、交流、組織、絆など、これまで築いてきた、福祉活動の基盤を弱体化させてしまった。やはり、福祉活動は、地域に根差した交流の上で行うべきものであるから、感染対策と感染状況を見極めて徐々に、従来の活動に戻し、さらに、充実した活動を行うべきと考える。当面、密度の濃い活動が戻るまでは、市民への福祉の啓蒙、情宣に努め、味方（仲間）を増やす活動を進めるべきと考える。（鯉淵）

## 8. 中高生、大学生のボランティア活動の機会の減少

- ボランティアに頼らない市としての対応（常磐）
- 問4にあるような各機関に情報共有、町づくり等の集まりに若い人達、大学生や高校生の参加をうながす。（常磐）
- 個人で考え、行動すべき事等を分けて考える。ボランティアの活動は限界があると思います。（吉田）
- 地域の見守り等で歩いていると、しばらく会わなかった人と会う機会があり、私がり手がないので、高齢（97才）の義母を看ながら、民生委員をしているというような話をすると、負担の少ないボランティアをやりたいという方が結構いると気付きました。社会と接触したいという思いは皆さんお持ちだと思いました。（石川）
- コロナ以前のように、地域の行事やボランティアの再開。国籍を問わない交流やコミュニケーションの機会を大切にしていくことで、お互いを尊重し合いながら社会生活を送ることがあたり前の社会を構築していくこと。（石川）
- まずは町内会でのボランティア活動の推進。私の町内会では年5回の清掃を行っています但他の町内会、自治会ではシルバー等に頼みお金で解決している所が大部分です。このため近隣のコミュニケーション不足が多くみられます。（梅が丘）
- 学校教育の授業にボランティアを取り入れ高齢者との触れ合う機会を設ける等（鯉淵）
- 1. 高齢者の方々の交流機会を増す（サロン等の開催回数を増す） 2. 自治会と連携して地域内の活動への参加を呼びかける 3. ボランティア活動の機会を増す（地域活動等への声かけ）  
※コロナ禍で家族以外との交流が減った事によりボランティア活動に対する意識が低下したことから研修等が無かった為に活動に対する不安があると思います。（妻里）
- 社会参加を促すような魅力ある事業・若い人に興味をもってもらうような活動・地域の各種団体との連携強化（飯富）
- 自分も70才を過ぎて、基礎疾患があり、積極的に地域の会合や活動に参加したいという意欲がなくなっている。若い世代がリーダーシップを発揮して取り組めるようになるとういが、年金の支給が遅くなり働く世代の年齢が上がっているのですごく難しいと感じている。いつになってもバトンタッチができない状態を懸念している。（河和田）
- 若い人達がどんどん参加できる場所や環境をつくり、若い人材を増やし、子供から高齢者まで活動できるようにする（梅が丘）
- 中学生が少しでも社会福祉に触れて欲しい。（稲荷第一）
- アンケートにあったように福祉活動や地域の活動等に参加しているメンバーがいつも同じで高齢化しているので活動に活気や意欲が欠けるように思われます。役職も同様兼務状態で、名前だけでもと言われる事があります。最近の世間の社会状況、時代を考慮し、若い年代の参加を

- 希望し、活動に活気と地域間が一体化できる方向に進んでいける事を強く期待しています。・年代別の交流の場を作る。・若い年代のリーダーの発掘（大場）
- 一部の人が踏ん張って活動しているのでは、若い世代への参加呼びかけ、情報の発信、協力者の育成が必要と考えます。（鯉淵）
  - 若い方から高齢の方までが興味をもてる物づくりや体を動かすイベントなど…（内原）

## 9. デジタルスキルの世代間の差

- 数年で社会も価値観も変わり、今は様々な生活スタイルの人がいます。ご近所とは交流せず情報はすべてスマホという人もいれば、身近に若い人がいればごく簡単に済ませられる操作に苦労する人もいます。私自身デジタル難民のひとりですが、その格差が広がっているので支援してください。（寿）
- 1、各支部にHomePageを作成しセンターに行かなくても良い環境を構築する。2、会議や連絡はセンターに集まらなくてもWebやLINE等で出来る様にする。スキルのない老人のみ毎回集まるが10年後は大半がリモートで良くなる。3、地域福祉活動のやり方を見直す。老人会で出来るものは老人会にまかせ、どうしても必要な事はmanPowermoneyを集約する。（柳河）
- コロナ禍で、商品の購入や、各種申請書の作成、閲覧などのデジタル化が進み、高齢者が時代に取り残されている感がある。そうしたデジタル機器の演習、研修の機会を多く取り入れた活動が必要と思う。（吉田）
- デジタルスキルの世代間の差を埋めるため、有識者が不得意な方々をサポートする体制の構築。（吉田）
- SNS活用・在宅で参加できる（Zoom集会、研修）場の必要性。（河和田）
- 中高大学生がスマホやPCのスキルを生かして貢献できる企画・こども食堂のようなもので、こどもに限定しない場づくり。（堀原）
- 集会研修会のweb化、こういったアンケートもweb上で出来るとよいと思います（鯉淵）
- パソコン、スマホ等、世代間のみでなく、同年代においても差は凄まじく、何もできない人から、何でもできる人まで差は広がっている。近くに誰か、すぐ聞ける人、教えてもらえる人が、いないのがほとんど…ちょっとの講座ではなく、時々でも助けてもらえるような場所があれば！昔も今も、サロンやセンター等、利用している人は、同じ人々…他の多数の人々に相談場所や、ここは安心という場を知らせ、頼ってもらうよう広報のみならず、個々にて声かけ、手をとっての活動！役員だけではなく住民を巻き込んで助け助けられ、皆で福祉！（内原）
- 「コロナ終息」とは言えない状況が続いています。専門職対象の研修会においても、感染予防のためにオンライン研修やハイブリッド研修が中心の3年半でしたが、他者に抱く「信頼」や「絆」のような感情は、会場に参集して対面することで深まるものだと感じました。・上記のような丁寧な対応が必要な課題に対しては、行政の担当課や他団体等と連携を図りながら、活動内容を検討する必要があると思います。（内原）
- みまもり等のデジタル化による効果。（堀原）

## 10. ウィズコロナに向けた考え方

- コロナを過剰に恐れる事なく「コロナのリスク」と「コロナで活動をやめた時に生じるリスク」を良く考えて活動するべきと思います。(城東)
- 人が集まる、密集する場所では、マスク、手洗いなど、気をつけて、コロナ前の行動、活動が出来るようにする。現在、コロナに加えて、インフルエンザ、プール熱など、予防しなければならぬ病が流行しています。低年から高齢者まで、全ての人が予防の行動をする事が大事だと思います。(浜田)
- コロナ禍でも町内の意思疎通は比較的あったように思われた。(浜田)
- しっかり予防をして、活動はした方が良いと思う。(浜田)
- 前年踏襲型での事業展開から脱皮できない体質。若い考え方を受け入れられない組織(コロナ禍に限ったことではない。)今は70歳まで仕事をする時代、声をかけると仕事があるからと断るサイクルになっている。(緑岡)
- コロナ禍の時期、地域福祉活動や、支部活動は、ほぼ停滞していたが健康な人にとっては、はん雑な行事から解放され、ゆっくりと自分の時間を楽しむ機会でもあった。ウィズコロナ時代になっても、あまり過剰な活動は、しなくても良いと思う。コロナ前を10としたら、徐々に5位まで戻れば良いと思う。(寿)
- 共存しながらも活動(上大野)
- このようなウィズコロナ時代においては、とりあえず10人以下の人が集まり、その人の部下に伝達していく。何事においても少人数で対応していかなければならないと考えます。(柳河)
- オンラインでの活動。オンラインでの交流会やボランティア活動を行うことで、感染リスクを抑えながら地域のつながりを維持することができる。・支援活動。高齢者、障がい者など、支援が必要な人々に対して、買い物や食事の配達などの支援活動。・情報提供。地域住民に対し、感染予防や病院の情報提供を行う。(柳河)
- コロナ患者“ゼロ”は理想ですが、現実は無理な事です。ワクチン、体温、手指の消毒、体調、机、椅子の清掃等に気を配り、地域活動を進めていきたいと思います。(吉田)
- コロナ禍で諸活動が減少しているものと思われるが、情勢を勘案しながら従来通りの活動機会を増やしていけば良いと思います。(吉田)
- 隣近所の声かけ、町内でのあいさつ、声出し運動。ウィズコロナマスクは「じゃま」、顔の見えるイベントをすべき。(酒門)
- コロナと共存して生活できる環境・活動の推進が必要。(酒門)
- 危機感を煽るような設問ですが、そんなに心配しなくても、徐々に元に戻れると思う。むしろコロナのお陰で無駄なものが判って今後やりやすくなる。(石川)
- ウィズコロナとして、今まで通りの自治会の活動(飲食も出店等を祭りには、出すこと)(国田)
- 地域の福祉活動、支部活動は大事ですが、ワクチン接種の実施、感染対策で重症者が減少し今後はまず「個人の意識改革」が必要です。今回のコロナで問題点が確認された事を謙虚に受け止める姿勢が一番重要です。(河和田)
- 私の周りにもコロナに感染した人が見受けられます。コロナも3年以上過ぎるとあまり感じない人が増え手の消毒さえもやらない人がいる位です。充分に気をつけて感染しない様にしないで、会員40名の生命を守る為努力します。(梅が丘)

- 会う、話すは人間関係の基本。見て、聞いて、繋ぐ事を続けること。いつまでもコロナのせいにせず、小さなことでも話し続けることです。(梅が丘)
- 上記の様な課題は、コロナ禍の時で、ウィズコロナ時代は、コロナ前の状態に戻すための大変な努力が必要と考える。そして、それを行っていくために各支部は、これまで通りの活動をしているだけではだめで、これまで以上に積極的な活動が必要と考える(山根)
- 顔と顔を合わせての活動が難しくなった場合の情報の発信や活動の方法を、今回のコロナ感染拡大の事例を基に構築しておくことが大切だと思います。(山根)
- コロナ禍での地域福祉活動や、支部活動は、とても大変でした。活動している私達も高齢なので、自分達の体調にも気を付けて、人数を減らしての活動にしたりしました。具体的に何が良いのかは、わかりません。(笠原)
- この件(コロナ)は難しいと？(赤塚)
- コロナが減少するまでは、当分の間は少人数での会合とせざるを得ない。(大場)
- コロナが発生した当時の恐怖心みたいなものが残っていて少しずつそれが薄れてきた時に活動が活発になってくるように思います。(鯉淵)
- この地域ではコロナ禍による生活・福祉課題の顕在化は少ないように思われます。逆に住民はどのような事を望んでいるのでしょうか。そちらの意見を取り上げるのも最初でないかと思います。(内原)
- 1. 会議はオンラインで実施する 2. 打ち合わせ等は少人数, 短期間で 3. 換気は十分に, マスクは欠かさず(3密) 4. 熱があったり, 風邪の症状がある場合は参加しない。 5. 活動は場所を考慮する(内原)

## 11. 地域イベント等対面交流による周囲とのより強固なコミュニティ形成

- 地域に寄り添うリーダーの育成。(常磐)
- 負担を感じず活動出来る環境と周囲の理解が必要(常磐)
- 人と人との関わりを避ける風潮が著しくなっている。付き合いは親戚や親しい友人だけで十分と考える家族が多いのが、本県の特徴と考えられる。一部の地域を除いてほとんど大きな災害にあっておらず、ほとんどの場合親戚・友人間で助け合い、カバーできてしまうので、地域の繋がりはいらない必要としない人々が多いのではないかと感じる。子どもがいても、先行き、同居するのはほとんどいない状況で、高齢者夫婦、独居老人がどんどん増えていくので、相当の高齢になっても、自立できるようなスキル(料理、パソコンなど)を身に付ける機会を、行政と地域で設けてはどうか。又、学校(小、中)がコミュニティと経済的に交流する機会を複数回設けてはどうか。(1年に1度位では効果はない) 高齢者に教えるのは力(実力)の有る高齢者であることを理解して下さい。(寿)
- 参加しやすい行事計画。昔のままではダメ。行事消化の考え方ではダメ(柳河)
- 地域の行事、活動で、人と人との繋がりを深めていく事と思います。(柳河)
- 地域イベントを(皆が参加し易い、楽しそう)PR(柳河)
- 短期間で(日数をかけず)別の組織と一緒に集約的に活動、出来ると良いと思います。(渡里)
- コミュニティの活動を工夫し、人と接する機会を持てる組織作り(吉田)
- 日々近所づきあいを大切にしていく。活動する場所の提供をする。福祉の充実(民生委員、児



童委員)をはかっていく。(吉田)

- 高齢者がいつでも立ち寄れる場所が近くにあるとよい。(吉田)
- 高齢者が、これからの人生をどこでどう過ごすことが、最も幸福を感じられるか。一人一人違う状況で違う理想(何が理想かわからず、ただただ不安という人もいる)を共にゆっくり話し合い、考えていける場所が必要。サロンのような気軽に話せる場所を作っては。(吉田)
- 日常的な交流の機会が得られるようイベント、講演会等を開催すること(要望)(梅が丘)
- 対面で活動する機会を増やし、人的交流を活性化(稲荷第一)
- 生活支援のため定期的な訪問の実施(市がやるか、町内会でやるか要検討)・地域活動は、一度停滞すると再開が困難。新たな、参加し易いイベント等の創設が必要。(稲荷第一)
- 地域リーダーの人材育成を柱とした活動展開を実施し、リーダーへのボトムアップ式の問題の提起をしてもらい、その中で地域活動を図る様にする。(大場)

---

## 12. 国や自治体との関係性

---

- 自治会よりも、住民個人やアドホックなグループが、市町村／県／警察／学校と連携が取りやすい環境・雰囲気作り、特に(例えば)常磐人材情報バンクは好ましい方向のひとつだと思う。(常磐)
- 行政との情報共有を可能な限り密にすることにより、一部課題解消も可能と思われる。(常磐)
- 古い考えは全てダメではなく、国、県、市が中心となって「向う3軒両隣」的な、ご近所つきあいをする制度を造ってほしいと思います。そうすることで、1人暮らしの家庭、他から転居した家庭が安心して住める環境が生れると思います。※例えば、若い夫婦がちょっと買物に出るとき、隣のおばあちゃんに子供を見守ってもらえたら、安心して外出が出来るし、ついでに買物もしてあげれば老人も助かるのではないのでしょうか？(吉田)
- 高齢者(特に独居老人の増加)対策について、行政は直接的、間接的関与を更に高めるべき。例えば生活状況の把握、空家となった際の管理問題など地域活動員にとっては不安多い。相談される事もあるが、的確な返事は出来ない。町内会長を受けたが、住民からの問合せQ & A等の資料を引継いでいないし、行政のレクチャーも受けた事は無い。役員のなり手もいなくなっている事を行政は真剣に考えるべき。(千波)

---

## 13. その他

---

- 『家庭の日』の見直し。第3日曜日が『家庭の日』と知っていますか？※町内のゴミ0(ゼロ)を目指し30分住民で掃除をする。体力作り？※ラジオ体操の普及→例えば！！商店街で毎日9時にラジオ体操のCDを流してはどうか？(浜田)
- 国政に従ったがために課題が発生したのでしょうから、課題を解消するのを目的とするならば、国の決めごとを地域の状況に応じて、国政無視すべきと思います。(常磐)
- 自分で手いっぱいなのでそこまで考えられません。(常磐)
- 近所の病院で出来る様にしてもらいたい。(吉田)
- 1. 顕在化した現象、内容について、定量的に分析して解決の糸口を見出す(対策) 2. 行政の福祉機関との連携により、具体的な施策を講じる。(アクション) 3. 地域とのコミュニケーション

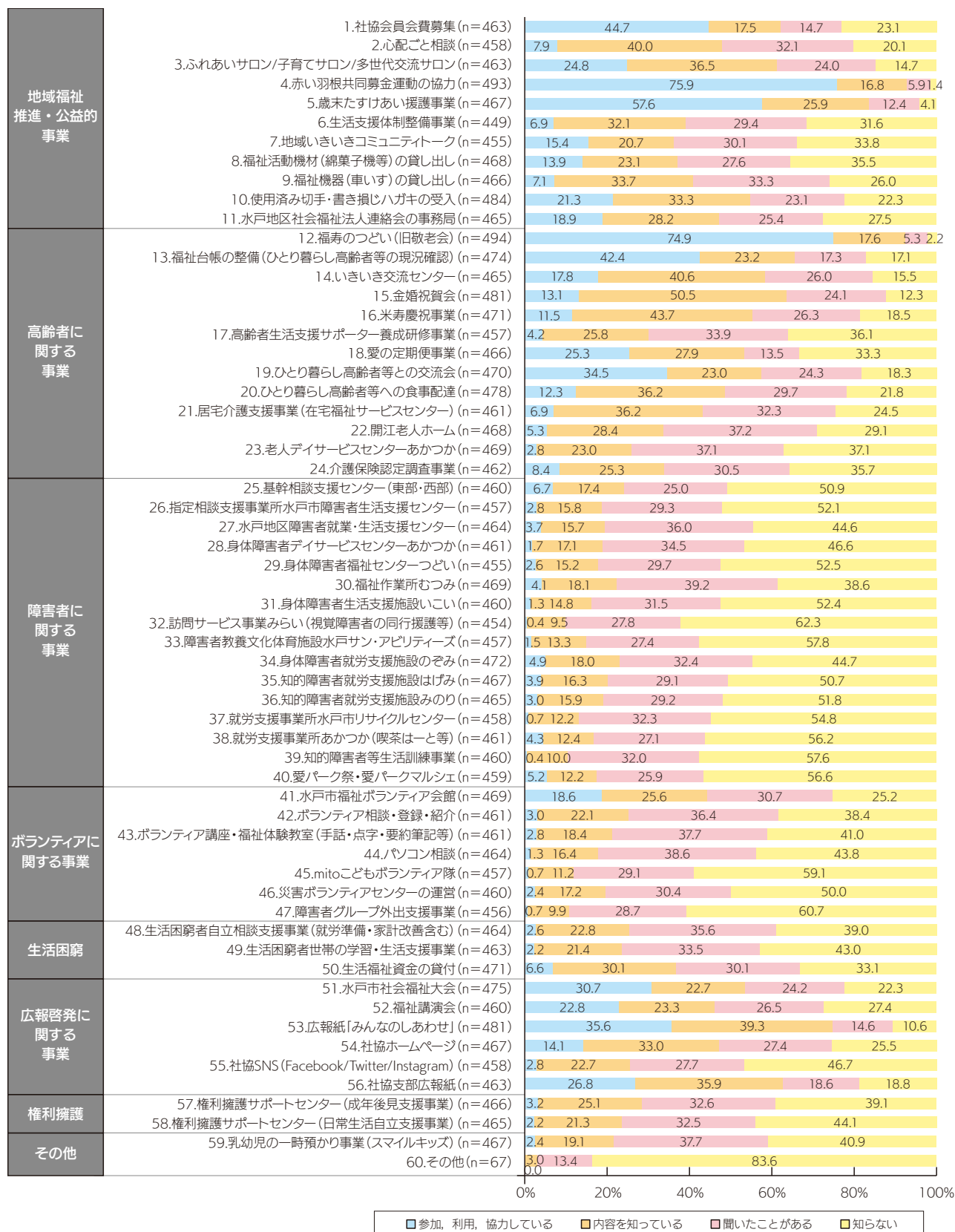
- ンを図るべく、各支部の事業内容を見直し。ブラッシュアップして改善していく。(吉田)
- 当自治会は、高齢者が多いにも関わらず、自治会の業務負担が大きな問題となり、役員のなり手を探すのも困難な状況です。自治会の仕事自体を減らしたいです。(酒門)
  - 市民センターの各所に体温測定器が入り口にある所ばかりではなく、決めて必ず置いてあれば、と不安でした。(石川)
  - 時代の流れと共に、どう生き抜いて行くか、一人一人考えること。本を読む事(見聞を豊かにする)(河和田)
  - 民生委員さん、隣同士など、知りえた問題を、そのままにしない。・買い物なども声かけして、手伝う。・医者など連れて行ってやるとよろこんだ。(梅が丘)
  - 行事に参加できない人こそ援助が必要と思われる。民生委員の一層の活動と、民生委員への応援が必要では？(梅が丘)
  - まず第1は自分自身の体が健康でなければ、次にステップできない。自治会等で行っている健康体操等々は参加する意味がある。(梅が丘)
  - 臨機応変で対応するしかないと思います。(山根)
  - これまでと同じように1つ1つ着実に実践していく他に方法はないと思う。(赤塚)
  - 従来と変わらず活動を進めるべき。(赤塚)
  - 財政的に、自分自身、人に頼らなくても生活に支障を余り感ずることなく普段生活できてしまったりすることが、当たり前。災害でもひとたび起これば、これは、自分だけでは、どうしようもない、そのように追い込まれないと、人々は、今の世の中、便利に過ごせてしまっている。だから困っている人たちの声が、大きく響いて来ないのかな？声高にも言いづらい。除草作業からでも、地域の美化活動を、老若男女が混じって、共同作業を取り組むなど、市民の問題を共有化できるなど実働の機会が必要な気がします。勝手なことを申してすみません。(吉沢)
  - 接触を嫌っている高齢者等に対する、何か事が発生した時の対応について悩ましい難しい問題があると思う。どのようにしたらいいかわからないので、何かの機会に提示していただけるようだと、ありがたいと思います。(稲荷第二)
  - 小さな単位で裁量と予算を持って動くこと。お役所言葉をキレイに翻訳して理解し、PUSH型でやっていくこと。(大場)
  - 福祉員は自動的に担当するものではないと思う。自治会長や民生委員児童員、その他の団体にはそれぞれの役割があります。福祉員は必要ですか？(内原)

## (7) 水戸市社会福祉協議会について

問15. 現在、水戸市社会福祉協議会は次の事業に取り組んでいます。あなたは、どの程度ご存じですか。4つの区分のうち、該当する区分に○をつけてください。

「参加、利用、協力している」の割合が最も高いのは、『4.赤い羽根共同募金運動の協力』(75.9%)となり、『12.福寿のつどい(旧敬老会)』(74.9%)が続く。「その他」の回答は見られなかった。

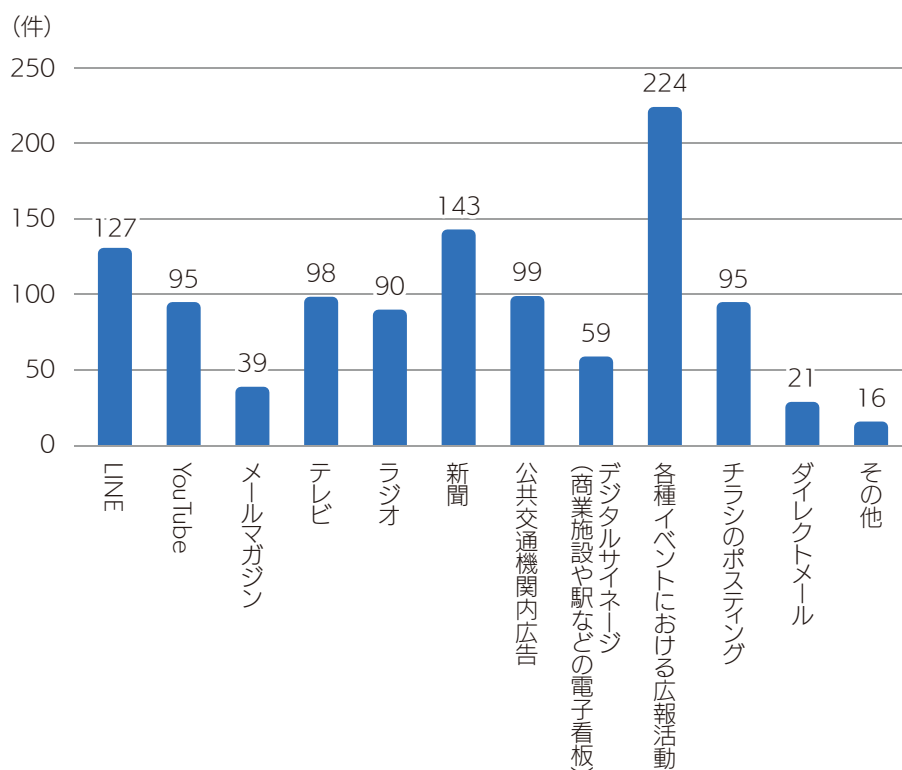
## Q15.水戸市社会福祉協議会の事業認知



問16.現在、水戸市社会福祉協議会では、広報紙、SNS (Facebook/Twitter/Instagram)、ホームページを活用して事業の周知を図っています。今後、どのような方法に取り組む必要があると思いますか。(〇はいくつでも)

「各種イベントにおける広報活動」が224件、「新聞」が143件、「LINE」が127件と続く。

Q16. 今後どのような方法に取り組む必要があるか (n=446)



#### 【Q16.その他回答】

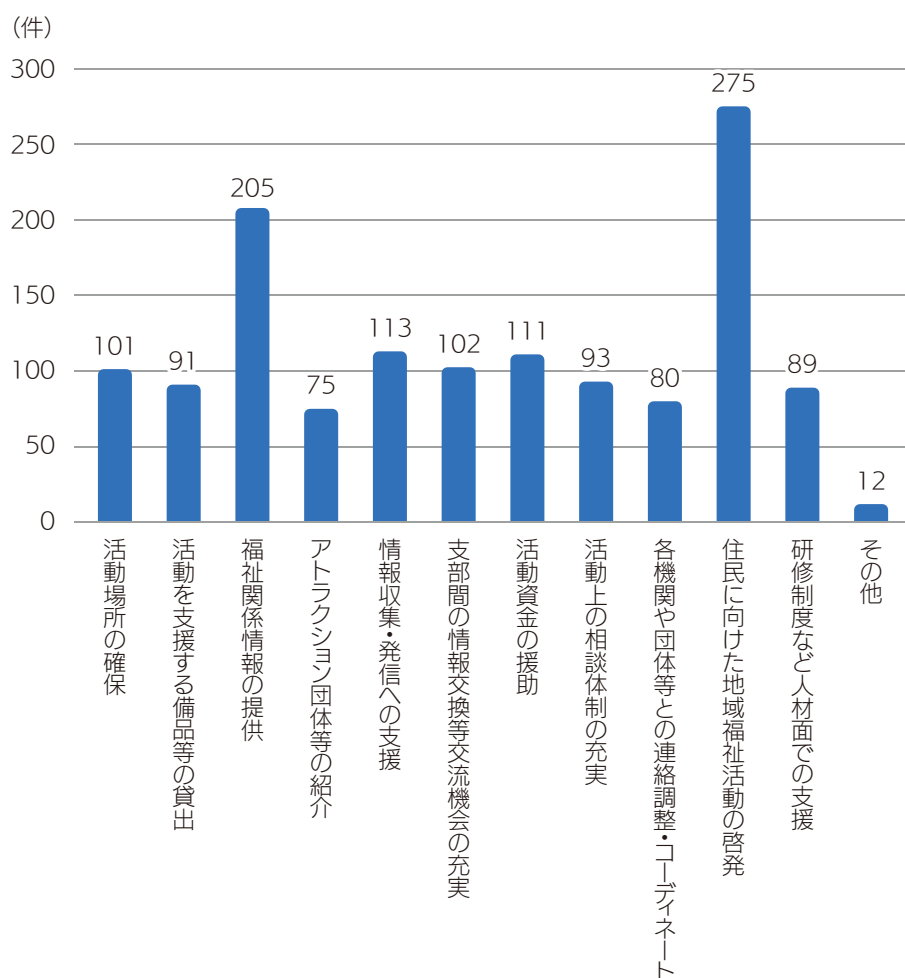
- ・ 不要
- ・ 現状維持
- ・ すべての人がSNSをやるとは、かぎりません(通信料の問題)
- ・ SNSのアピールを
- ・ 水戸市ホームページとの連携
- ・ 高齢者は、ラインやユーチューブ等ができない
- ・ 無駄な印刷物が多い。回覧した所で読む人は少ない
- ・ 他県のように県内テレビないので、設置するとよい。
- ・ 町内回覧板
- ・ 市民センターにチラシ。地域の役員が各家にお知らせ
- ・ 市報

など

問17.あなたは、様々な地域福祉活動を推進していく上で、水戸市社会福祉協議会に期待することは何ですか。(〇はいくつでも)

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」が275件、「福祉関係情報の提供」が205件、「情報収集・発信への支援」が113件と続く。

Q17.水戸市社会福祉協議会に期待すること (n=477)



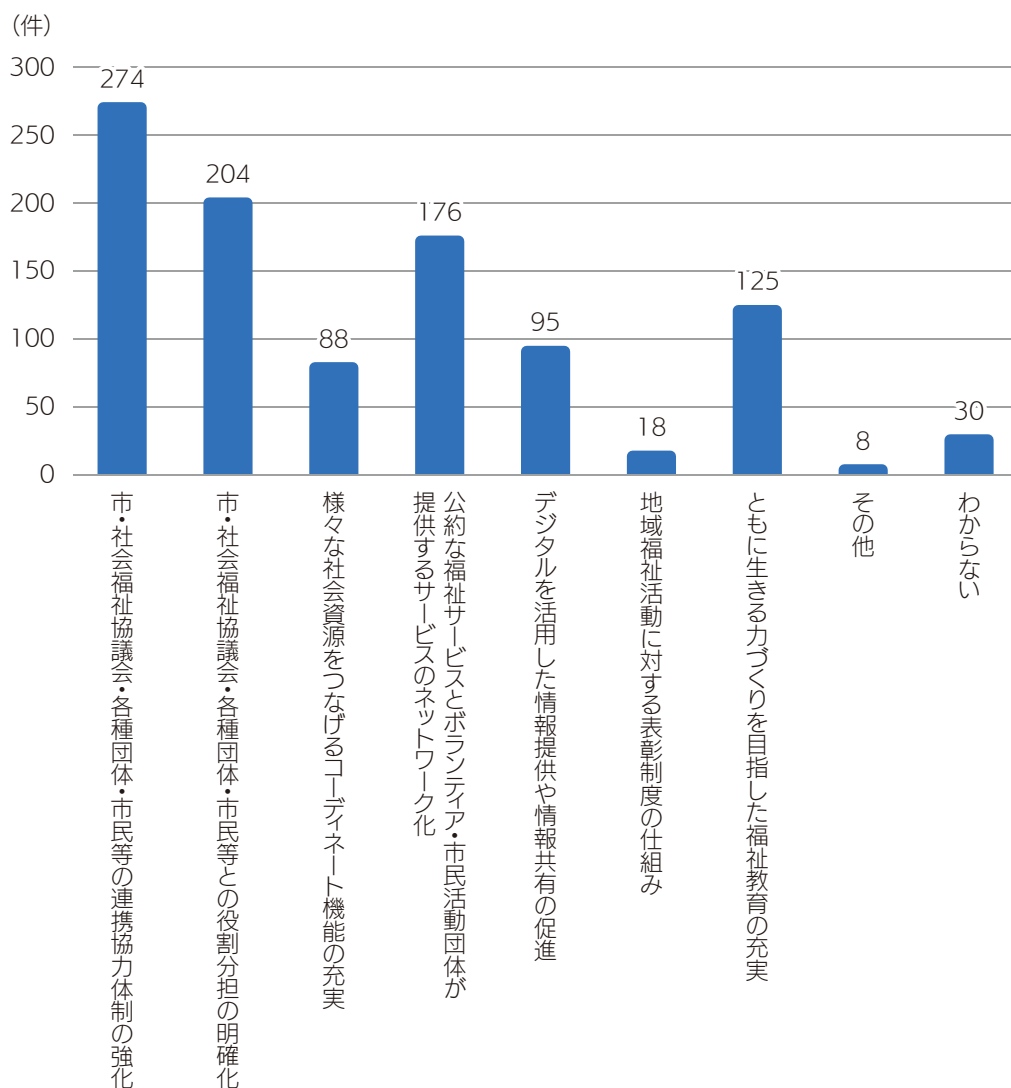
#### 【Q17.その他回答】

- ・活動場所がほしい！！
- ・次世代人材育成時の相談・支援
- ・インターネットに頼る事。※個人情報の流出(全ての人がインターネットを活用していません)
- ・活動機会の提供
- ・指令塔としての役割
- ・フードバンク活動
- ・社協の活動周知のための広報
- ・やりづらい
- ・わからない

問18 今後、地域福祉活動を市、社会福祉協議会、各種団体、市民等と協働で進めるにあたって、どのようなことが特に重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

「市・社会福祉協議会・各種団体・市民等の連携協力体制の強化」が274件、「市・社会福祉協議会・各種団体・市民等との役割分担の明確化」が204件、「公的な福祉サービスとボランティア・市民活動団体が提供するサービスのネットワーク化」が176件と続く。

Q18 今後、地域福祉活動を協働で進めるうえで重要なこと (n=475)



#### 【Q18.その他回答】

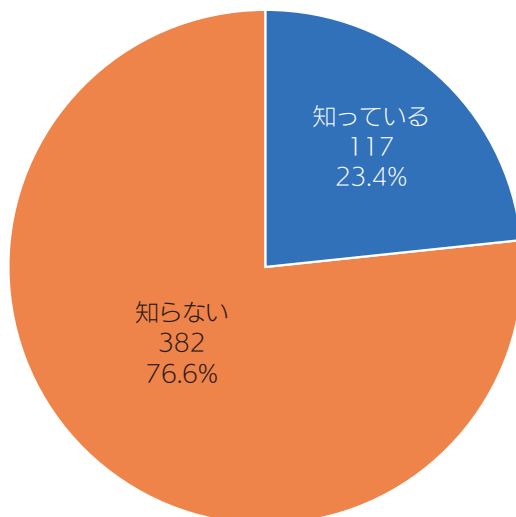
- ・市民等の意見を十分に生かして欲しい。
- ・リサイクル
- ・会長職の一般公募採用 (校長と同様)
- ・同じような内容のものは1本化していく。団体が多すぎる
- ・有料でA2版の印刷ができるようにしていただきたい。
- ・小、中、高でさらなる充実が必要
- ・近所つき合いの大切さを何とか工夫するアイデアは無いか。
- ・意味がない

## (8) 現行計画の取り組みに対する評価について

問19 あなたは、水戸市社会福祉協議会が令和2年3月に策定した「第3次水戸市地域福祉活動計画」についてご存じですか。(○は1つ)

「知らない」が76.6%、「知っている」が23.4%となった。

Q19「第3次水戸市地域福祉活動計画」についての認知 (n=499)

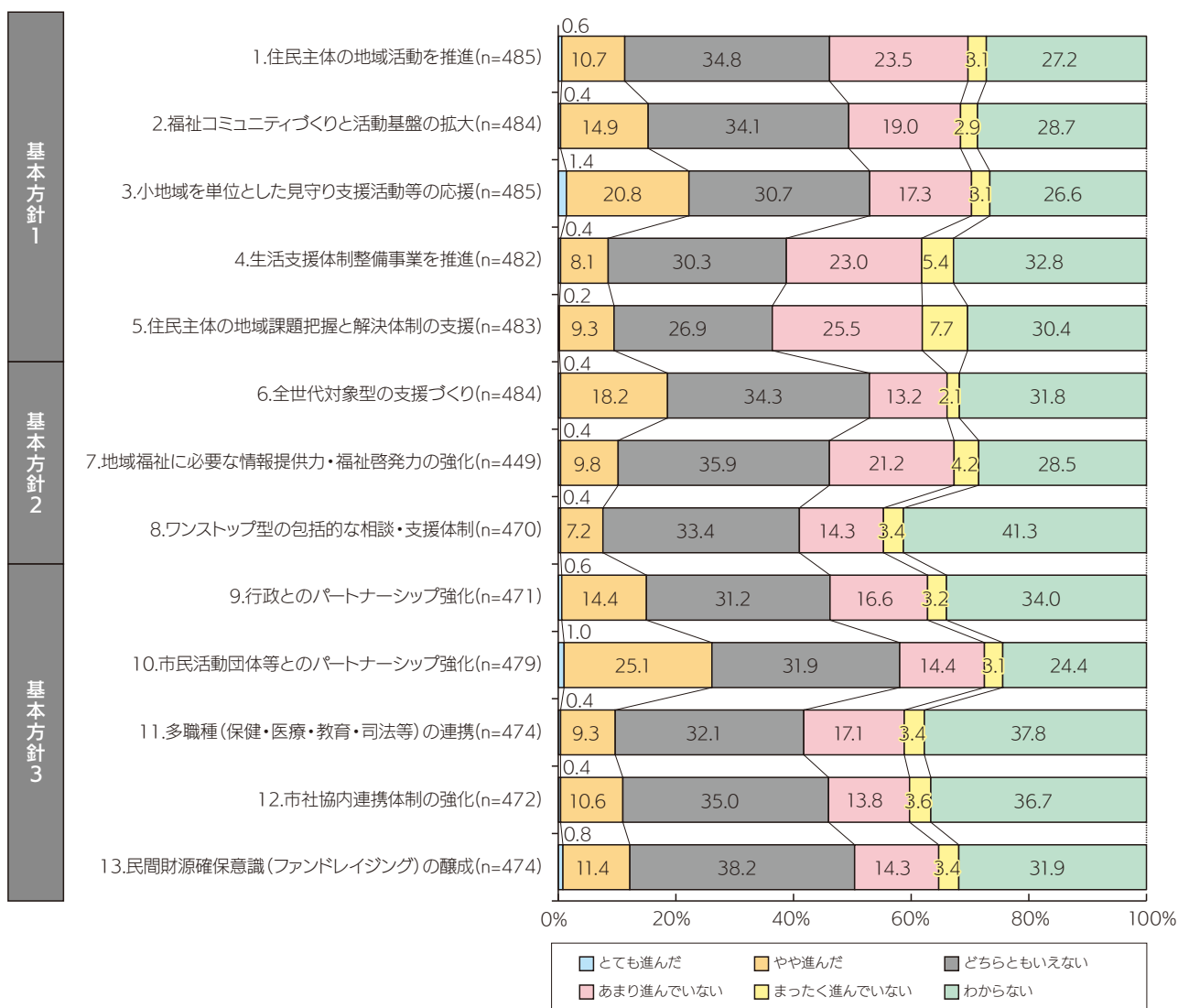




問20. 現行の計画では、次のように3つの基本方針と13の基本計画を掲げています。あなたは、これらの取組についてどのようにお考えですか。1～6のいずれかに○をつけてください。

「とても進んだ」の割合が最も高いのは、『3.小地域を単位とした見守り支援活動等の応援』（1.4%）、「やや進んだ」の割合が最も高いのは、『10.住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、市民活動団体等とのパートナーシップを強化する』（25.1%）、『3.小地域を単位とした見守り支援活動等を応援する』（20.8%）と続く。進んだ割合（「とても進んだ」＋「やや進んだ」）が最も高い取組は、『10.市民活動団体等とのパートナーシップ強化』（26.1%）であり、進んでいない割合（「あまり進んでいない」＋「まったく進んでいない」）が最も高い取組は『1.住民主体の地域活動を推進』（26.6%）となった。

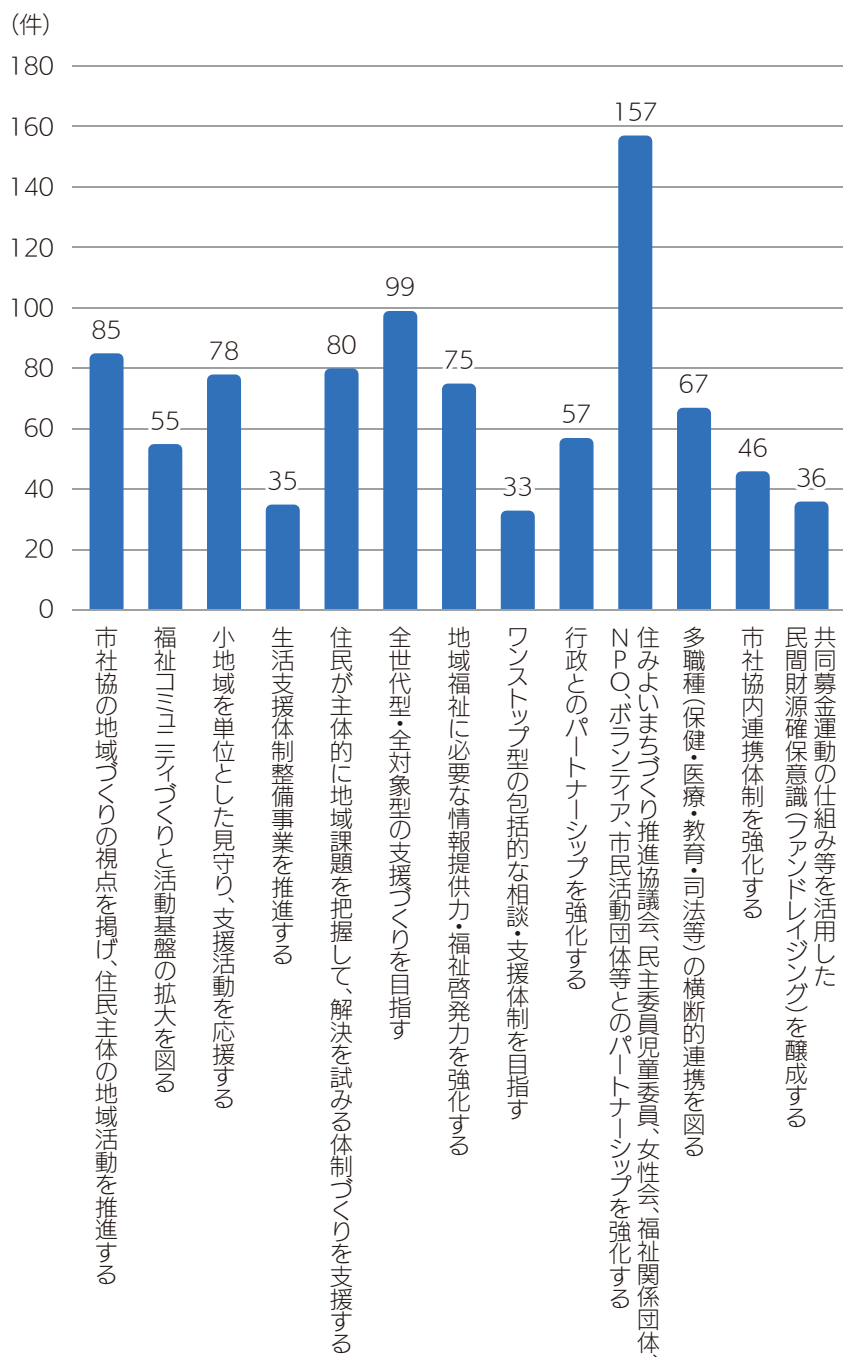
Q20. 現行計画の基本方針と取組について



問21. あなたは、今後、どの分野の施策を重点的に推進するべきだと思いますか。問20の基本計画の1～13の中から3つ選んで、その番号をお書きください。

「10.住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、市民活動団体等とのパートナーシップを強化する」が157件と最も多く、「6.全世代型・全対象型の支援づくりを目指す」が99件と続く。

Q21. 今後重点的に推進すべき施策 (n=342)



## (9) 地域福祉推進に向けたご意見について

最後に、これからの福祉のあり方や暮らしやすい地域づくりについて、ご意見やご提案ありましたら、ご自由にお書きください。

### 1. 地域福祉の問題点・課題・要望

- まちは住民だけのものではない。働く人や学生、店の客のものとしての位置づけがいつそう重要になっている。住民のものと決めつけすぎると将来を見誤るものになるかもしれない。通勤路として車で通り抜けるだけの人や、放課後に公園を利用する高校生の利益も考え合せながら取り組める深さのある懐がないと、問題への気づきが遅れるのではないのでしょうか。(常磐)
- 人口減。高齢化にむけた、福祉。(柳河)
- 少子、高齢化が進む地域社会にあって、世代を超えた協力、特に若年層時代の関心が希薄…ともに互助共助の精神に基づき、地域活動を推進する必要性があるのではないかと思います。(新莊)
- 昨年の12月に民生委員になるまでは福祉に関して無関心でしたので、社協の事業内容について知らないことばかりです。福祉についての窓口ですが、高齢者支援センターのような総合窓口があると、65才以上の相談等は全てそちらで出来るので、とても助かっています。高齢者以外の年齢の方についても、何か困りごとがある場合に、一箇所で事足りる総合窓口があれば便利だと思います。私自身、市と社協の福祉に関する役割の違いも理解していませんので、一般の方々も同様だと思います。(どこに連絡すればいいのか分からない) まずは、福祉に関する何でも相談窓口は〇〇〇-〇〇〇〇ですと、多くの方に周知していただくことが大事かと思います。(新莊)
- 福祉につき良い事と思いますが老人(1人)世帯の場合家にこもる事が多く対話に欠け不安がある。アンケートも分らない事が多くすいません(笠原)
- 若者からシニア世代まで地域から福祉関係の活動に参加したり、恩恵を受けたりしやすい関係作り、環境作りを望みます。(常磐)
- 支部活動に対しての家族の理解が得られない場合が多い、考えてみると事務的な文章や通知が多く、買物等もあり、自分自身のやりたい事、趣味などを諦めざる事がありとても残念です。これから先の人生を社協だけに縛られたくない。できれば社協本部の方にそれらの事務的な作業を担ってほしい。別にボランティアがいやな訳ではないが…。以前銀行の窓口で「社協さんはお盆休みはいつからですか」と聞かれた事があり、仕事でもないのにボランティアですとお話すると不思議に思われました。本当社協の仕事量が多過ぎます。もっと皆が協力できる体制作りの方法を考えたいです。(内原)
- 支援が必要な方は、自ら申し出ることがむずかしい。申し出を待つより、このような方々を探し出す努力が必要ではないか、民生委員、その他役員の方々大変だなと思いますが、よろしく。(緑岡)
- 福祉の仕事は人が快適に生きられるように社会的支援をする事です。すべての人々の生命を大切に暮らしを豊かにして生がいを見つけることを支えるのです。それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む事が大事である。(内原)
- 求める人、一人ひとりのニーズに対応した福祉が提供できて、ようやく暮らしやすい地域が作

れるのではないかと考えます。これまでの間、求める人のニーズを聞いたことがありません。求める人が100人いたら100のニーズがあるはずで、それに対応するためには現在の社協支部の人数（しかも、ほとんどの人が充て職で、高齢）では全くなりません。しかし近い将来、その人数すらそろわなくなるかも知れません。（極端な少子高齢地域のため）私の地域を暮らしやすい地域にするためには、少子高齢対策が急務と考えます。私の地域の福祉員で一番若い人は、58歳です。もっと若い人が福祉員をやる様な、社会になることが必要なのではないのでしょうか？しかし、私もそうでしたが、若い頃は、他にやらなければならないことがあり福祉員を受ける余裕は全くありませんでした。根本的に今の社会・行政の横の組織のつながりがなく、地域に色々な組織が出来すぎていると考えます。そこから見直さないとすべての組織が機能なくなることが懸念されます。（山根）

- 3年前から、担当者が会議等にも出席してくれ、一生懸命に「うちっこ広場」にもお手伝いしてもらい、とても助かっています。ありがたい事です！！今後とも、宜しくお願いしたいです。“福寿のつどい”が9月17日（日）に行なわれますが、年々、参加者が少なくなっています。もっと魅力あるつどいにしていかなければならないのでしょうか？準備等、一生懸命していますが、来てくれる人が年々減少してるのを見ると、ちょっとガッカリ感もします。多くの人に楽しんでもらえるようなつどいにしたいと思っているのですが…（内原）
- 関係者だけの閉じられた活動になっていて、関係者の自己満足で終わっている気がする。会合も大事だが、活動を知らせたり、実際に行ったりして、地域のための活動が分かるようにすべきである。どんな立派な計画が立てられていても、具体的に何をするのか、どんな成果を目指すのかが明確でないと意味がない。（飯富）
- 本福祉協議会の活動には、素晴らしいと考えますが、高齢者の多い地域では、リーダーがおりません。また、一般地域住民は、全体計画を理解できていません。施策の具体的活動が不明確。（常磐）
- 「福寿のつどい」「ふれいあいまつり」など参加したくても歩行困難の人が多く又、車なども家族に頼めず行きたくても行けないという声を聞く、一人でも多く参加できるよう考えてほしい。（梅が丘）
- 市民センター中心に様々な講座等行われておりますが、書類作成、準備、片付け等、全て、ボランティアにより行なわれておりますが、忙しさに疲弊している様子がうかがえます。お互いぎすぎすせず、楽しい雰囲気で行ける事が出来るようせめて事務、書類作成等（パソコン）社協の職員の方に担当して頂ければと願っております。地域での支えあう推進づくりとありますが、私の住む市民センター内で、ケアラー、ヤングケアラー、虐待、貧困等抱えている方が、どれ位いらっしゃるか…分かりませんが、その様な深刻な悩みを抱えた方の相談窓口を設置し、カウンセラーの方に来て頂ければと考えております。（内原）
- 今回地域福祉に関するアンケート書類を見て私は今地域で活動させていただいておりますが、まったくもって知らなかった事が多く恥ずかしい限りです。基本理念・目指す姿など知らず行動しておりました。国もそうですが、水戸市も福祉に関しては、すごく細やかに計画を立てている事を感じ取れます。生活困窮者や、1人暮らしの人の見守り、1人1人が尊重されている本当に有難い試みと感じています。日常的な交流機会（サロン）や多世代交流事業で色々な計画を立て多くの人参加をと考えていますが当日の様子を見るとだいたい同じ人の参加の様でやはり参加するのに勇気が必要なのかも知れません。これから少しずつどうしたら来事のない人



を呼び込められるかと思っております。今後地域で違う点が多数有ると思いますので交流会を開き意見を聞いていけたらと思います。(内原)

- 色々なお宅に伺うと、各々に困り事や問題があります。問題の大小はあっても、困り事の無い家は無いです。皆さん各々に頑張っていて、特に高齢の方達はきちんと、しっかり生活している方が多く、我慢強くて弱音をあまり吐きません。行政に、もっと深く市民に入り込むような人が居れば、と思います。タウンミーティングの様な型で、日常の困り事等を直接行政に話せば、例え、それが解決しなくてもある程度スッキリするとか、又、頑張ってみようかな、という気持ちになったりすると思います。(堀原)
- わからないことが多いです。もっと推進して欲しいと思います。
- 町内会自治会の交流行事に参加、高齢化の為地域づくりに向けた住民参加を促し機会を増やす。若い方の参加育成を望みます。私は食生活改善推進員として活動しています。同じ目標を持ち、地域の活動の様子等を情報提供したり、お互いに受ける事は非常に楽しく、食を通して相談、支援しております。まだまだ社会福祉事業に感心がない方がおります。知らない方も多い情報の提供をお願い致します。(笠原)
- 町内会を退会する住民を、どの様に説得し会に残っていただくか、今後の課題(大場)
- 各支部で行っている各種催しにおける、アトラクション団体について紹介と依頼できる体制を作っていただきたい。例、水戸市で行っている、「いきいき出前講座」(妻里)
- 町内会自治会加入率が年々減少しており、近所との付き合いが希薄となっている現況で、今後、行政の負担が多くなることが予見される。魅力ある地域作りの為の住民が参加できるイベントを出来るだけ多く計画し、まず、人と人との交流が最初にあり、その中から福祉の相談が生まれるのではないかと。地域のイベントには社協の方も積極的に参加願いたいと考えます。(吉田)
- 町内会をはじめ、地域のつながりが弱体化(コロナで更に)した。が年々すすむ高齢化。隣3軒すべて高齢者という現実では、やはり隣の高齢者を高齢者が手助けする他、手立てがない様に思える。(子どもと同居している人はわずか) どうかひとり暮らしをしている高齢者も家にこもりがち。なんとか、コミュニケーションをとる手だてをつくり、孤立する高齢者が少なくなる方策をとってほしい。(愛の定期便で訪問すると、待っていましたとばかり話に花が咲く。) スマホ、タブレット、インターネット、高齢者は苦手なのでネットでお買物が出来ず、お買物が出来るようなサービスがあると、ひとり暮らしも楽になると思います。(お米や水を買うのは大変。車も運転しないので。) ただ、福祉員はボランティアなので過大な活動は非常に負担です。70歳近くまで働いている人が多いので、福祉員もほとんど高齢者となっている事をお忘れなく。(石川)
- 福祉活動自体が暇老人の自己満足の為の活動となっており、社協の集りでも「水戸市から言われたから」「昨年もそうだったから」と改革の考え方を持たない人がリーダーとなっている。地域や住民の事情に合わせた活動に半一人分を集中すべき。特に民生委員の方は個別訪問等の仕事が多く大変な苦勞をしている。一番の原因は水戸市役所の怠慢に尽きると考えている。もっと各委員の困っていることをhearingして出来ることを早く実行するようにして頂きたい。システムやツールの見直し導入を実施すれば大幅に改善出来る部分もあると考えます。(柳河)
- 社協支部の役員が町内会役員などの充て職となっている。町内会役員のなり手が減り、高齢とともに町内会が衰退して行けば、支部も衰退してしまうのではないかと。(大場)
- 活動にたずさわって期間が短いのですが、地域福祉について知らない事が多い事に気づきまし

た。一人暮らしの高齢者で元気で過している方は多くずっと孤立せず困らず暮せるように福祉等がますます必要になると感じています。具体的な意見提案でなくて失礼します。(新荘)

- 暮らしやすい地域づくりの要となる今後の地域福祉について、書かせていただきます。地域福祉、特に高齢者に携わっている市民は、住み協や民生委員児童委員、女性会などの関係団体に所属している人が多いのではないのでしょうか。これらの各団体では、構成員の高齢化が進んでいることから、高齢者による高齢者福祉活動が行われているのが現状で、「2025年問題」の深刻さをうかがわせる状況です。このような状況を見ていると、既存の関係団体の協力をもらいながら高齢福祉の充実を図り、更に高齢になったら介護施設を利用してというシステムではいずれ機能しなくなるように感じます。近い将来、高齢者福祉だけではなく、障がい者福祉、児童福祉、母子・寡婦福祉も含めて、行政サービスによる福祉の充実と平行して、自助努力による地域福祉の充実が求められるようになると思います。今後の地域福祉活動では、既存の関係団体との協力関係を維持するだけでなく、これまでの活動を見直すとともに、ちょっとしたボランティア活動のシステムをつくるなどの工夫による地域福祉を推進出来るような人材の育成や身近な活動場所の確保、その為の情報提供や人的・予算的な支援等々について、本格的に取り組んでいく必要があると考えます。行政と市民活動の両者と深く関わり、本市の福祉活動の推進・指導にあたられています社会福祉協議会のリーダーシップに期待しています。(浜田)
- 学校教育の時間に福祉・道徳の時間を少しでもいいから取り入れて、小さいころから興味を持つことが出来れば良いと思います。今の若い人の福祉離れをくいとめることは出来ないと思います。(国田)
- 福祉を受けたいと思っていても、どういう種類のものがあるかわからないため、がまんして、とじこもりがちになってしまうので、わかりやすく教えてくれる場所や、チラシがあると良いと思います。(城東)
- 自治会に参加することが初めてなのでこのような団体、制度があること自体、知りませんでした。様々な支援が必要な人はたくさんいると思いますが、自治会で発信するのは限界があると思います。(鯉淵)
- 町内会の人でそれぞれが社協の会員であることを分かっている人は少ないのではないかと。会費を町会内でまとめて払っていることも一因と思う。まして町内会長が福祉員になることは分からない。まずは、地域の一人ひとりが社協の会員となっていることを周知することが必要と思う。また、現在のように町内会を通した会費の納入では、町内会未加入者は非会員となり、社協活動を周知することもできない。会員と非会員で差が出なければ不公平感や非会員の増加につながっていく。市や住み協の町内会加入促進に向けた取り組みと連携するとともに、社協の活動内容等の広報を強化することが必要と思う。(河和田)
- 定年になった高齢者中心の活動は大変です。働いている子育て世代の参加をふやしていく方法、なにかいい案ないのでしょうか。育成会とか、気力、体力、高齢者は持ちません。まとまりつかない文で申し訳ありません。どうぞよろしくお願いします。お世話になりました。(双葉台)
- 社会福祉としての印象と現実の活動を行なっている者に高齢者が多く、地域の中まで入り込んでいないのでは？子育ての母親、その配偶者等も巻き込む方策が必要。たとえば、親子で参加できる子育て支援(他の組織との共同で)、育て教育、物支援、近隣の事業所内に人材を育てさせる。(企業のコンプライアンスとの共同作業等)(吉田)
- 新しい家が建っても、町内会に加入しない人達ばかりです。その中で、暮らしやすい地域をと

1人で考えても、頭が痛くなってしまいます。1人暮らしの方をみつけるのも大変で、何か事件があってからの対応になってしまいます。高齢者が増えて行く世の中で、福祉のあり方が問われますが、現実はなかなか、むずかしいと思います。もう少し、地域での活動を考えて、皆さんで助け合える安心できる町に出来たらなあと思います。(笠原)

- 地域に住む1人1人の技術や資格、福祉に関して何が出来るかを調べ、どんなことに協力できるのか知ることが必要である。福祉推進員といっても何をするのか、何ができるのかまったく分らず行動しようがない。
- 専門用語の質問をしても何がどうなっているのか分らず、答えようがない。具体的に何が出来るのか、協力していただけるのか知る必要が有ると思います。それ無しにアンケートを取っても何の意味も無く、今後どう手伝ってもらうことができ、社会全体を幸せに導けるかが具体化されるものと思います。具体的に老人に遊びに付き合えるのか。歌、碁、将棋、体操、マッサージ、朗読等々、買い物の付添い、代行、送迎、洗濯、食事作り、草取り、片付け等々、家の修理、水漏れ等々 社協は現在施設運営で満足していないか、社会に目が向いているのか。社協とは何かをもう一度問いなおしたほうが良いのではないのでしょうか。困り事と手助けできる人をつなぐ関係作り、すぐ介護とかに繋いでいないか。地域社会でできることは何か考えているか。これができれば幸せで明るい社会、つながる社会ができる。何でも全て解決すれば地域でのつながりは希薄になるのはあたりまえである。社協の本来の有るべき姿にもどってはどうか。(鯉淵)

## 2. 地域福祉推進体制(人材等)

- 地域ぐるみで推進する
- そのため地域活躍の担い手、地域リーダーの育成確保が喫緊の最重要課題だと思う。(見川)
- 現在の福祉事業担当者が高齢になっていき、少子化によって、その事業を引き継ぐ人が不足していくことが予想される。行政や多職種を巻き込んだ活動の推進が必要であろう。(吉田)
- 後継者育成が課題です。模範的な事があれば知りたいです。(緑岡)
- 活動できる人の高齢化、にない手不足を真剣に考えないと町内会は先細り、自治活動のできない地区年々増える。市民センターをもっと活用できないか。いろいろな機関のハブとして、各機関の交流、情報交換等、もっともっとできると思う。若い世代への働きかけ、小、中学生との交流や、例えば町づくりの研修等に高校生、大学生の参加を呼びかけてほしい。水戸には大学が2つもある。学生が意見を述べ、活動する場を作してほしい。(常磐)
- 社会福祉協議会、赤塚支部の役員の中で20年以上も、携わっている方がいますが、長く在席していても、目にあまる方がいて移動か役員の終了ということは、ないのでしょくか。改善お願いします。民生委員の中でも赤塚地区は独特で全てに仕切る人がいて周りを困らせている人がいる。地域づくりにも全て口出しして声を張り上げて一気にまくしたてていて、福祉、暮らしやすさ?地域づくりには一歩後退です。職員を県や国の機関に出向させるなどして、広い視野を持った人材を育成してゆくことが肝要。(赤塚)
- 市民センターが活動のよりどころになります。市民センターで様々な活動ができるよう、人的、物的応援をお願いしたい。例、図書室の充実。いつでもパソコンが使える部屋など(山根)
- 私たち民生委員の活動も高齢化して大変な負担だと思います。地域の福祉にも、もっと若い方々



の参加をしてもらえないかと思っています。中高大生などのボランティアを学校の協力をもらいPTAの保護者の皆様の理解をいただき、地域全体でいろんな行事に参加してもらいたい。顔を知り、親交を深めて、日常生活を過ごせるようになったらと思います。災害時など助け合い、スムーズな行動ができるようになります。そんな行事がもっとあればいいと。(浜田)

### 3. 地域福祉に関する提案

- 従来型のイベント(福祉大会・福寿のつどい)の再考。動員するものから、日常に誰もが参加できるイベントの継続的な展開。支部の役割を高める、例・社協事業計画作成への参加・支部役員等地域の人材を社協事務局へ顧問等まで採用。(常磐)
- 相談しやすい窓口体制、声も上げづらい住民への対応調査、町内会長との連携強化、高齢者等への支援聞き取り調査、コミュニティ、集まりやすい(楽しみ)イベント立案等(吉田)
- 社会福祉協議会の事を地域の方の中には、どんな事をしているか理解していない方が多いと思いますので、社協の事をもっとPRして、世代間で交流するような楽しい行事などしたらどうでしょうか。「ささえあい出前講座」に申し込んで、地域の方々と勉強会、レクリエーション等、したらよいと思います。(赤塚)
- 若年層、賃貸住宅者の自治会加入率のアップ。高齢者の行事参加を促す。(城東)
- 高齢になっても、元気に過ごせる人が多ければ、高齢者同士お互いが助けあって、暮しやすい地域であると思います。その元気に活動できる方を増やすため、参加してみたくなる、皆さんと一緒に出かけてみたくなるような企画や、定期的な催しが、地域の中であれば、楽しい老後を送れる様に思います。スマホやパソコンが使えるれば足が悪くなくても、天気の悪い時でも、インターネットでスーパーの買物をして、届けてもらえる時代です。しかし、ネット上でクレジットを使うことに抵抗のある高齢者が多いと思います。身近に教えてくれる人のいない方でも、生活に密着したインターネットの使い方の講座など開かれれば、だんだん使える方が増えると思います。買物弱者が減らせるかもしれません。(新荘)
- 社会福祉協議会とは一般の人はあまり知らない人が多いと思います。福祉のつどい程度で共同募金の活用法などを知る機会がもう少しあればいいのかも。失礼しました。(稲荷第一)
- これからは、市民センターが中心となり、体制を強化して、各団体がやっている似たような行事を整理し、さらに団体を廃止して、単純化した方がよいと思う。(柳河)
- 高齢者が確実に増える今後の世の中、限られた予算の中での対応となるので何かと難しいが、一人で暮らす老人が安心して暮らし、死を迎えることができる社会や地域づくりが、目指すところになるのではないのでしょうか。具体的でなくて申し訳ありません。(山根)
- 十人十色という言葉がありますが、人によって色々な考え方があります。つつい上から目線になりがちですが、選択肢を増やして、考えて頂く事などが良いのではないのでしょうか？高齢者が生きる気力が弱くなっている様に感じます。
- 高齢者が元気に活躍できる場があるといいと思います。(梅が丘)
- 次代世の役員さんの育成。困ったことがあったら何でも相談して下さいと特に高齢者の方などにはきちんとお知らせしておく。近所のつながりもなくなっているため一人暮らしの方が部屋で亡くなっているも誰にも気付かれず、今の時期悪臭で近所の方が変だなと思う結果も残念だなと思います。もう少し交流の機会がないものかな？(赤塚)

- 私は、福祉関係に携わったことがなく、知識も乏しいため活動をどの様に推進するかも分からないので、社協の役割等を福祉員任命時に研修や講習をして載ければ、その後の活動を通じて様々な意見も出せるのではないかと思います。講習等が出来なければ、簡単な小冊子でも良いと思います。基本の基も知らず申し訳ありません。住民のつながりを促したり強化するために、防災の日等に市が中心になり各地域、各世代の住民が参加する避難訓練を実施し、ボランティア活動も織り込む。訓練終了後、各自治会に回覧板を利用して無記名アンケートを取ってははどうでしょう。(渡里)
- 超高齢化社会に向け、社協以外の団体とのつながりの充実。身近な相談窓口の充実(相談場所、専門相談員の増員、相談日の増加)(内原)
- 元気な人、家族には福祉に関心がすくないと思う。「暮らしやすい」とは家族が自由に生活できて、地域から課題をかせられない事のように思う。自治会に参加しない、ぬけるといった事が多いと言われている。自分のこれまでの生活を思い返した時、「福祉のあり方」「地域づくり」を考えた事が無い。たぶん、必要になった時考え出すのだと思う。今現在福祉・地域づくりが必要でない人・家族へ認知されるなにか(?)をする。必要になった時、相談先を知っているようにする。この様な事を考えました。(内原)

---

#### 4. 社協事業・社協支部

---

- 一般市民が社協という組織を知らない市民が多い。(吉田)

---

#### 5. 社協会費・運営費・助成金等

---

- 町内会・自治会加入が減少するなか、社協会費の納入減が予想される。社協の経済的基盤についての質問事項がないのはどうしてか。活動資金の確保対策を考える時代になって来ていると思う。(赤塚)

---

#### 6. 福祉員・福祉活動推進員

---

- 福祉員等の福祉活動の活発化が基本となろう。(河和田)

---

#### 7. 行政との連携

---

- 福祉の分野は多岐にわたる。社会的弱者をサポートすることは同じでも、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉(身体、知的、心身)、生活困窮者、シングルマザー(ファザー)家庭、ヤングケアラー、外国籍の人々の福祉等々ある。係わる人々の人数を増やすべきだと思う。ボランティアだけに頼るのではなく、行政が専門の担当者を増やすことを検討すべきだと思う。福祉はシステムだけではまわらない。人と人とのコミュニケーションが重要だと感じる。(常磐)
- 地域づくりのため根本的な改革が必要。高齢化社会に突入している中で、関わる委員自身が高齢化していることの認識を持ち、改善しなければならない。例、見守り・高齢者の交流でもできる。支援・中年者の関わりが必要。地域の活動へ中年者でも関われるよう「働き方改革」を

さらに今の時代に合うよう活用する。月一日、「地域活動」の休日を設定し、若い人でも会議や活動に参加できるよう工夫する。「住民主体」を掲げる前に、市や社協がいかに主体的にリードできるかが大切。(浜田)

---

## 8. 民生委員児童委員

---

- 民生の方はそれぞれでよく活動して自宅訪問してくれる方とそうでない方がいる。もうちょっとしっかりしてもらいたい。(浜田)
- 地域でのコミュニケーションを密にする為、民生委員の活躍に期待したいです。常に見守りの立場で身近な存在です。多種の団体で活動していますが、横の繋がりがあまり見られなくお互いの情報を交換する事もこれからもっと必要と思います。(新莊)

---

## 9. 敬老会

---

- 福寿のつどいについて見直しを。75, 80, 85, 90では途中の方が福寿ではなくなります。社協の労力が大変である。昔は60才から敬老会であった。その後65才, 75才と引きあげられました。従って財政がないなら, 80才以上全員を対象として実施してはどうか。今の時代お茶配布はないのではないか。(見川)

---

## 10. 災害・防災対策

---

- ページ6, 7に記載してある事業にわかりやすく内容を記載しており, 参加申し込み書のチラシ等が各市民センターにおいてあると協議会(社協)の事業内容がよくわかり, 困っている人が申し込みしやすくなると思う。防災(水害と地震と風災害)について以下のリーフレットを作り町内会員全戸に配布する。各自が自身にふりかかる災害が何かを考えさせる。
- 自から災害の教訓からの予防措置をとれるヒント集
- 避難所に行く時各自がこういうものがあったら避難生活が楽になると言うグッズ品の提示
- 行政が支援できる例の表示, 情報提供。
- 各自が災害対策準備用意する備品の具体例の表示とその品物の入手できる店の紹介。
- 被災者が生活再建できるフローチャートを災害直後, 数ヶ月後, その他に分けて提供する。自立再建が容易となる。(常磐)

---

## 11. ひとり暮らし高齢者等の見守り活動について

---

- 今後, 1人暮らしの高齢者が増えてくるのでこまめに, 見守る体制を社協で作ってもらいたい。認知症の1人暮らしの人を見のがさないでもらいたい。若い住民を巻き込んだ組織を作ってもらいたい。若い住民は, 子供の教育にほとんど尽くしているので老人には, 目をむけている時間がないと考えているが, 若い人に参加してもらいたい。(山根)

## 12. 交通手段等移動に関することについて

- 今後車の免許証返納をしようと思う。気軽に巡回バス（コミュニティバス）が走ってくれること期待してます。（上大野）
- コロナ禍で3～4年間地域活動が余儀なくされたものは大きく、少しずつ活動が動き出したにもかかわらず、モチベーションの低下により以前のような状態になる事はむずかしい。供なって参加者が少ない為、イベント中止又は廃止になりつつある。
- まずは地域の交流行事を持つ事から始め、気軽に出かけやすい雰囲気づくり、楽しみの場を持つ事。（食事会や日帰り旅行等）
- 近所、隣の人と仲良くする事。（常に情報交換できる様な仲間）。最近町内会を廃止する地域が多くコミュニケーションが取れていない。
- 地域福祉活動計画において、福祉サービスについての把握や確認を改めて認識しておく。（勉強会に参加しやすい雰囲気づくり）
- 公共交通機関が不便な地域では高齢者等が買い物出来ず不自由。タクシー利用もあるが、他地域でも出ている様なコミュニティバスの運行があると良い。（大場）
- 高齢者は足腰が弱ると外出する機会が減ってきます。行きたい所に行くために、循環バス（小型）が自宅前に通ってくれると利用できると思います。また1人暮らしになると不安がいっぱいです。親族以外にすぐに相談できるダイヤルがあると助かると思います。（吉田）

## 13. 個人情報に関することについて

- ネット、SNSの活用を促しますが、すべての人が利用している訳では有りません。個人情報を利用した時、流出する場合をお考えですか？（渡里）
- 民生協と行政の情報共有化が極めて少ない為、民児協担当者ベースでの活動が結果的に制限され、停滞することが危惧される。特に住民情報についての提供をお願いしたい。（常磐）
- 令和4年から、敬老会の催しが「福寿のつどい」になり、高齢者の名簿を見ることができなくなりました。私は民生委員をしています。担当地区の高齢者の方々のひとり暮らしか否かを知る機会が無くなり、活動の仕方が難しくなりました。個人情報の点から難しいと思われませんが、宜しくお願い致します。（常磐）

## 14. 空き家対策について

- 誰も一人では生きられません。近所づきあい、町内と身近な所から上手におつきあいして学区に目をむけてもらえるような環境づくりが必要だと思います。
- 空き家が一軒二軒と増えると、周りが荒れてきますので、きれいな町づくりにも力を入れて頂き暮らしやすい地域にしてほしい。
- 公園がきれいだと、子ども達が楽しく遊んだり、お年寄がゲートボールなどの社交の場所になるのでいつも整備されているとうれしいです。（城東）



## 15. ボランティアについて

- なり手がいないことで年齢を上げたり、年齢制限をしないことで組織に発展性がない。これでは若い人達は社協の中に入ってこない。80代で支部長などの声もききますが、そのような地区では発展なしと考えます。これからのボランティア活動は有償でしょう。ボランティア活動は無償があたり前などと言う人がいるから活動できる組織とはならないのです。市・県の人達は社協等の大変さを知っているから退職後に地域にもどらない、役をうけようとししない現実がありますね。これではいくら事業展開を工夫しても、集まってくるのは健康な高齢者ばかりです。これでは地域づくりにはならないでしょう。(緑岡)
- 各組織の体制が整ってきたので、ボランティアの活用を考えるのではなく、各関係機関との横の連携を強化してほしい。
- 課題が複雑化し、ボランティアで解決する内容でないことが多くなったと思います。消化できないからといって丸投げされては困ります。専門職をしっかり育て、職員を確保することが大事。一番優先すること。
- 市民の啓発活動に力点を置いて、社会的弱者に対する考え方を育てること。(五軒)
- アンケートはシンプルにして下さい。細かすぎ、内容がよくわからない。
- 現行計画はわからない。負担が多すぎる。地域福祉に対し根本的に見直し要す。何が必要で何を必要としているのか？
- ボランティアでは限界がある。(柳河)

## 16. 具体的なケースについて

- 高齢者の支援活動より、子供に対する活動資金などに力を入れた方が良いと思います。(常磐)
- 近所の交流が少なくなった。町内会の加入は少なく、新しく越してきた方は入らず、電気代だけを支出しているようです。入らない理由として町費を集めるのが面倒。回覧板を回すのが面倒。年齢だからという方もいました。
- 1人暮らしの方も多くなり、先日亡くなっていたにもかかわらず、八日間新聞がたまり、中央支援センターに行って警察に入ってもらいましたが、家の中で亡くなられていました。
- ゴミで埋もれた生活者が、家の堀のわきで排便をしてとても困っている。不衛生である、どうにかならないのか、困っている。アンケートは言葉が難しく理解出来ない所がある。(新荘)

## 17. 子どもに関することについて

- 市社協の会費徴収方法のあり方について常会加入者の減少が続いています。町内会費への加入は理解を得られていますが、町内会費からの支出はむずかしいため、新たな徴収方法を考えてほしい。
- 金婚式などのお祝いなどで会費の特別徴収のPRをしたらどうか。
- いま水戸市では第7次総合計画が策定中です。公立保育所の民営化を考えていますが、市社協は社会福祉法人であるので、保育所を社協で受けることを考えてはどうですか、市の財産をそのままにして受けることで市と社協両方とも得する方法だと思いましたが。検討してはどうです

か。期日を過ぎての送付で申し訳ございません。(稲荷第一)

- 高齢者の足の問題。市民センターなどに行く手段がない高齢者に対して、送迎バスを出してほしい。例えば、市民センターで何か行事がある時など、申請制で無料送迎バスを出すなど。予算はむずかしいかもしれませんが、むだな予算を見直すことも必要だと思います。(募金活動の戻り金や、マンネリ化しているたすけあい募金の補助金など、予算はへらせるのではないかと)
- 福寿のつどい(敬老会)の問題。敬老者が増加したことから、福寿のつどい対象者が限定されたことに対しては一步進んだと評価できると思います。が、まだまだ話し合いの継続が必要だと思います。将来のことを考えて毎年、話し合っていくべきだと思われます。
- ひとり暮らしの高齢者とのふれあい会の問題。こちらも毎年対象者は増加していくと思われます。離婚率も増えていますし、本当に必要なのか、ギモンです。ひとりでなくても、高齢者との交流会は必要です。
- 貧困家庭の子どもたちへの支援の問題。学習支援が行われていることにとても嬉しく思います。ぜひ、この活動を各地域の方に広げられるよう、ご指導をお願いしたいと思います。(見川)

---

## 18. 障がい者に関することについて

---

- これからの福祉のあり方について、障害のある子(地域の小学校でついていくのがやっと(支援級でも))、でも支援学校でもない子が多い。そういう子たちが楽しく学校に行けるような、福祉の制度もあって欲しい。(鯉淵)
- 障害者のいるご家庭では障害者の実体を地域(特に町内)において、理解を深め、何かのときには助け合い、支えあうことのできる地域でありたい。障害者がいることをかくさず皆に知ってもらえることが支えあい思いやりにつながると思う。私自身も70代後半にして独居老人である。何かがあっても発見されにくいことがあると思う。日頃から近所、特に町内での情報を交換し、だれもが幸せな毎日であってほしい。社協のあたたかい支援はありがたいと感じている。たくさんのボランティアの活動が地域の一人一人を何かの形で支え、応援していることも知ってほしい!!(浜田)

---

## 19. 広報に関することについて

---

- 社会福祉協議会、民生委員等の活動を住民の方々にわかってもらえるようにPR活動等をしてほしい。高齢者の方に社会福祉協議会と言ってもそれは何?と言いつかわからない方が多い。若い世代もわからない方が多いと思う。私自身も民生委員になってから内容がわかってきて、いろいろ活動して学ぶ所が多い。社会福祉協議会を身近に感じられるように愛称があれば覚えやすいと思う。広報紙等出す時にみたくなる愛称〇〇〇〇みんなの相談所・水戸を豊かに・みんな笑顔に、社会福祉協議会等。これからも社会が良くなるように共に頑張りましょう。(吉沢)
- 基本である自治会への加入率を向上させ、多くの市民が情報を共有し、市民主体で支え合う意識の醸成が必要。そのための広報活動や支援活動を行っていただきたいし、自らも、活動して行きたい。(浜田)



- 福祉活動をしている人の高齢化が著しい。メンバーの数も減少し、存続すら難しくなっている状況もある。若い世代も参加しやすい活動形態や内容を考えていく必要が有ると思う。また活動自体が認知されていないので、PR、啓発行動も重要だと思う。(城東)
- 社会福祉というものは自分や家族が元気に生活できている時には全く関心がないものと思う。しかし、家族の誰かが障害者になったり、介護を必要とするようになったり、高齢者の一人暮らしになった場合に初めて関心を持つようになるものと思う。それでよいのではないのでしょうか。元気な人に社協をいくらPRしても相手の心には響きません。要はどういう時にどのような支援が受けられるのかが判るようにしておく必要があります。その方法としては冊子での配布と水戸市のホームページだと思う。(稲荷第一)
- 広く一般の方の認知度を上げるのに病院、スーパー等でPRするといいと思う(見川)
- ①福祉、高齢、地域交流について、市の各部署の扱う内容、広報などが多岐にわたり過ぎてたいへんわかりにくい。市のホームページのトップからMENU>健康と福祉>高齢者福祉>高齢者向け施設>PDFファイルダウンロード>施設情報(一例28ページ) 高齢者が知りたいこと、希望(要望)などを、複雑な手続きを得なくとも手に入れられる手続きを各機関で考えて欲しい。検索を音声、AIでできれば良いのだが。②福祉に関して多くの部署が日々、御苦労されているのは承知しているが、知りたい情報について人間によるコンシェルジュ的な部署を設けてはどうか。よくある質問や枝別れの検索は、パソコンに慣れている高齢者は支障がないが、何と検索するかキーワードが思い付かない方もいることを意識してください。
- 地域への広報手段で一番有効なのは「ダイレクトメール」だと思います。根気よく続けた上で、実際に訪問すれば効果があるかと思います。(寿)

---

## 20. 主張・抱負・感想

---

- 福祉員の具体的仕事内容を把握する機会(研修会など)を持つようにして欲しいです。仕事内容をよく知らないのは私だけでしょうか? アンケートの記載に困った次第です。(常磐)
- 子供達にスポットがあたればそこに重点がいくことも必要ですがそのことで地域の高齢者が、大切にされていないのはさびしいです。生まれてすぐ高齢者ではない今までの人生を歩いてきた方にも、思いを。全体が明るい世の中に(酒門)
- 社協は福祉のために行動するのが仕事でしょうが、戦後から比べたら今はいたれり、つくせりの福祉。福祉は「これでよし」というところはないので、「住民の自立」を支応するような、活動が必要と思う。(寿)
- 現役で仕事してます。内容、事行でも、リタイヤ、定年を迎えた人が多い為、平日の昼間の行事が多いのがネックです。でも、人選含め、仕方ないのかもしれません。(浜田)
- 質問内容が充実しているがむずかしい発言や「そうでしたか」という事が多い。もっとPRをしたいものです。これらの事々をもっと身近になる輪の推進をのぞむ。それにはどうしたらいいのだろうか。(三の丸)
- 移動スーパー等の拡大。(飯富)
- 子供から大人まで参加出来るイベント作り・あそこに行くとか何かやっているよ!! 行って見ようと云う様な場所作り。(常磐)
- アンケートに記入していて、地域(住民)社会の変化に対応できる社会福祉協議会や自治会で

あってほしいと思いました。(内原)

- 他から移転して来た人に、地域のことを教える。集まってもらって説明する。また移動する人は来ないかもしれないが根気よく、この地域のことを話す。知ってもらう。(梅が丘)
- 私は毎年変わる福祉員等です。そのため、令和2年3月に策定した「第3次水戸市地域福祉活動計画」も全然分かりません。今年5月に総会に出席しましたが、このアンケート調査も不完全なもので申し訳ありません。(柳河)
- 社協の活動に直接関わる事が少なかったため、アンケートの内容も知らない事が多く、恥ずかしいばかりでした。地域の皆様にすこしでも安心して過せるよう、自分も知識を深めていきたいと、考えを新たにしました。困った方を、相談窓口に繋げる事が出来る事が一番大切だと思います。(山根)
- これといった提案は、ありませんが、少子高齢化がますます続く未来で、高齢者の孤独死が多発すると思われる。独居高齢者の早期把握も必要であるが各地区の情報共有を図る方法を、考えたい。(酒門)
- コロナ感染時代を経験して社会全体の生活状況が変化してきたと共に地域全体も個別の関係性も希薄になってきているこの頃です。隣人とも会っていなかったり、活動の中止停止により、人と話す事もだいぶなくなってきています。今後は、年代別の差も多くなってきているので、なかなかむずかしいですが若い人の参加が必要で、活気ある地域作りに皆で協力していくことが大切かと思います。(大場)
- 人それぞれ色々な考えを持っており、とても福祉活動は難しいです。出しゃばらず距離をおいて、活動しています。(山根)
- この3年間は、コロナ禍の中で、活動が制約を受けて来た。また同時に社会の構造も大きく変化してきた。この変化に対応した地域福祉活動が必要になってくると考えます。(但し、具体的に何をやるべきかは、思案中です)(城東)
- 高齢化が益々進むことが予想され、高齢夫婦、一人暮らし、どの様にサポートしていけば良いのか、考えさせられます。近所隣のつきあいを昔のように復活させる事が出来たらと思っています。(梅が丘)
- 今年4月より社会福祉協議会に入ったばかりで、まだまだ活動内容がわかっておりませんが、地域のために、努力して参ります。(飯富)
- これからも協力は致しますので、それなりに宜しくお願い致します。(赤塚)
- 高齢者向けのサービスは進んで来ていると思うが、若者や子供達にとっても、生きやすい、希望の持てる生活環境を整えるサービスも大切になってくる。地域の連携も必要不可欠であろうと思う。他人事にせず地域での住みよいまちづくりをしていきたい。(常磐)
- 住民自身も隣人との交流を避ける傾向がみられ高齢者クラブ会員も減少している。魅力的な会とは何か、日々考えていますがまだ分かりません。(梅が丘)
- 先日受けた研修の中で筑波大学教授水上先生が「地域づくり活動やコミュニティ・エンパワメントなどが、地域住民のメンタルヘルスの向上に有効」「地域づくり活動は、参加された方だけではなく、参加されていない方にとっても良い影響を与える」とご講義されていました。主催者も参加者も「いつもの顔ぶれ」に感じ、地域福祉推進活動の効果に疑問を抱き、活動の意義を見失いそうになることがあります。水上先生の言葉に勇気をもらい、地域福祉推進活動を続けることへの迷いを払拭することができました。(内原)

- 社協という団体そのものがわからない。ましてや地域福祉活動計画なるものが何なのかわからないし、見た事がない。まず上記を満足する様にすることが必要なのではないかな。(常磐)
- 元気である間は、働くことができることが大切だと思います。
- このアンケートにあるような、活動内容とほとんど知ることができませんでした。ボランティア等の登録制度はあるのでしょうか。メールの案内などで、気楽に受けられる、断われるような活動を知る方法があるのでしょうか。(酒門)
- 半年度の役員なので、内容がよくわからない。毎年、変わります。町内会なので。(柳河)
- 勉強不足で申し訳ありません。社協についての内容が理解できていません(柳河)
- 畑で仕事をしている脇を通りすぎる時、「こんにちは。」と声を時々かけられます。今の時代に面識もない大人に、あいさつしていく子が何人か、います。今ですよ。いい先生が、いるものだ、いつも思っています。小学生は、国田小学校の児童です。他でも、あるのでしょうか。(柳河)
- 先程も述べたように、地域に住みながらも、共通の話題がないと人は他の人とコミュニケーションを図れない。見知らぬ人、(地域に居ながら)がまわりになくなってしまいました。この水戸市でも。「誰もが、同じように考えること。」というのが、今一番難しい気がします。住みよいまちづくり、将来に渡って住みたいまちづくり、など理想は数多くあるかと思いますが。まずは、私は、地域の道路の美化、除草作業を地域ごとに決めて、一人でも多くの人の参加を得ながら、実施できるようにしてみたいと思います。何とか始めて行きたいです。(吉沢)
- 会議等を含め平日の開催が多く、働いている人や若者の参加が難しい事に変わりはないかと思っています。(常磐)
- 人間関係が希薄化している中、高齢化はどんどん進んで民生委員として訪問している先で個人の孤独に出会い、胸が痛みます。足腰が不自由、目、耳も遠くなっている中で外出することもままならず、行先がないお年寄りに少しでも力強く生きる希望を与えるには民生委員として定期的な訪問をかかさないう様に努めていきたいです。私自身も訪問活動で心がなごむことが多く任命された幸運を感じます。(石川)
- 私自身、自治会の習わしで、寄付に近い会費という感覚で納付しているが主体性を持って参加する意識は乏しい。社会福祉協議会の趣旨に賛同し、まちづくりの推進を支援に心がけたい。今後も参加、協力をして行きたい。(鯉淵)
- 物が増えた為に仲間と、物作りでコミュニティをとり合って助け合いや、考え合う事が希薄になったのではないかと思います。教え合う事も地域づくりだと思います(例えば、料理1つにしても、材料の使い方で楽しめる)(双葉台)
- 私は2年前に民生委員を引き受けるまで、市民センターに足を向けることもなく、地域の行事、役員さん達のご活躍を遠くから見ているだけでした。高齢の親達のお世話を精いっぱい消極的な性格もあり、コロナ禍で高齢の方々のお宅を回ること自体、迷惑ではないかと思いつつ、少しずつ訪問しました。すると、ほとんどの方々から、“日頃あまり人と口を聞かないし、出かけるのも大変だから、あなたが来てくれてうれしい”とってくださったので、びっくりと同時に、うれしくなりました。意外と苦にせず、人と話ができる自分の発見となりました。見廻り散歩で歩いていると、旧知の人々と会うことがあり、負担の少ないボランティアならやりたいという人々がたくさんいることに気づきました。こういう貴重な人材を生かし、拘束感のないボランティア活動を提案していただき、広く募集して、安心して暮らせる街づくりをしましょ



う。(石川)

- 地域福祉の推進への取り組みは、社会の人口動態の変化に応じた柔軟でフットワークの良さが求められるものと思います。立場の弱い方々も、幸せを感じながら日々安心した気持ちを持って日常生活が送れる石川地区であって欲しいと心から願っています。ひとりでも多くの方が、住みたい町として水戸市を選択し、更には石川地区で子育てや老後を過ごしたいと思っていただけの地域風土が構築していけたら何より嬉しいです。地域で私の子供達を成長させてもらいました。仕事をしながらではありますが、可能な限り協力していきたいと考えております。(石川)
- 住みよい環境のもと、各世代に調和のとれた地域づくりを目標に日々過ごしていきたい。(吉田)
- 一人一人に対してきめ細やかな対応をして行く事が大切だと感じている。福祉推進委員としての地域の行事や会議等も多くなり、個別に一人一人の悩みや、サポートをするのも自身の体力もあり、地域の皆様方に思う様に出来ているか考えてしまう！(緑岡)
- 自営業で生活が忙しく、地域福祉推進に協力する余裕がありません。(酒門)
- 今まで、興味すら持っていなかったが、このアンケートを通じて色々な知識を身につける事ができました。(梅が丘)
- 17年前に引っ越して来て、順番で、今年班長になったので、よくわかりません！(柳河)
- 困ったこと(小さな事でも)があつたら臆することなく誰か、(どこか)に伝えられる、相談できる社会(常磐)
- 全ての行事、催事には心くばり、気くばりのある活動を心掛けて行きたいものです。(渡里)
- コロナ禍からの今後の人との交流の充実(柳河)
- 耳あたりの良い言葉、文言の並びで、行政受けすることに、傾注してはいないか？皆さんの苦勞が空回りしては、いないか？総花的より、重点的！！難しいですね。何とか、考えて下さい。皆さんのお骨折には感謝しております。(柳河)
- まだまだ勉強しなければならないことが多いがやっている余裕がありません(常磐)
- 水戸市民憲章を土台に、横の連携を強化し、数多い市民が協力し合い、福祉も絡めて、お互い目標を認識・理解し、それを達成する事を、自分を含め、実施して行く事が重要である事をこのアンケートを通じ理解しました。それを踏まえ私もこれから、お役に立ちたいと思っております。(浜田)
- 昭和に義父を、平成に義母を、令和に夫を見送って、介護中の事を振り返ると、福祉も大分充実し、たくさん助けていただいたこと、感謝しております。今後共働き世帯や核家族が増え、でも若い人達が生き生きと心豊かな生活が送れる様な社会になって欲しいと願っています。(赤塚)
- 組織全体が惰性で仕事をしているとしか思えない事が多々見受けられますので、もっと真剣に処理するべきだと思います！！(新莊)
- 地域に関心のない人が多く、皆町内会を抜ける人が多く、これから先文化の保護をどう守ったらいんだろう！(河和田)
- 社協の支部活動が、地域福祉充実のために、重要な役割を担うものと漠然とは思っているものの、役員になってから、「福祉とはなんぞや」「社協とは何ぞや」と言った、基本的な部分の認識が不十分なまま、会議に出て、イベント等の対応の協議に提案を承認するばかりで、意見や、議論

にはならず本来の地域福祉向上に向けた、活動になっているのだろうかと、疑問に思う。せっかく、社協本部の方も同席しているのだから、もっと全体を(広義の福祉等)見通したコーディネートがあると良いのではと思います。(鯉淵)

- これから高齢化社会に向けていろいろな面で福祉活動が地域に浸透していただけたらありがたいと思います(いろいろなサービス面ですね)(鯉淵)
- 一ツツどれをとっても大変な事業と思います。係の人達の話ではなく1人の住民の話を大切に聞いてみる事は意外に良い話だったと思う時があります。(石川)
- 福祉ボランティア会館は、有効に活発に利活用すべし、活動率、どうなの?(吉田)
- 活動内容が難しすぎる。もっと楽しく活動したい。(石川)
- 地域福祉のあり方についてももう少し学習してから、ご提案させていただきます。(難しい!!)(吉田)
- 超高齢化社会そして、少子化による人口減少。誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、地域が支え合っていかなければなりません。そのためには、町内会、社会福祉協議会の役割は大きいと思います。(吉田)

---

## 21. ねぎらいの言葉

---

- 地区担当のKさんには、いろいろな行事等に参加・協力していただき感謝しております。
- 昨年から「福寿のつどい」となり、対象者も変わり私達の事前準備の負担が少なくなり、とてもよい敬老会になったと思っています。(城東)
- 若者が住みやすい、やりがいのある仕事がある、子育てしやすい市でありたい。
- 全世代が活躍できる社会づくりが豊かな人生を生むと信じる。社会福祉協議会の皆さんの姿勢と活動には頭が下がる思いである。(城東)
- 意見提案ではありません。先日福寿のつどいがありましたが、支部長を中心に打ち合わせをし、夜の会議では男性は晩酌もせず、女性は仕事や家事を効率よくこなし出席しました。当日も、地域で蓄積したノウハウを生かし、安全に滞りなく行うことができました。特に、女性会の方々は何か月も前からほぼ毎日のように準備をすすめ福寿のつどいを迎えました。それは、名簿の管理から招待状、記念品、御来賓のおもてなしなど数えきれないほどです。ひとりひとりのスペックが高いことはもちろん、団結力、瞬時の対応力、幅広い人間関係、どれも見事なものです。同じ支部の仲間ではありますが、頭がさがります。(寿)
- 特にありません。今後共ご指導方よろしくお願い申し上げます。(柳河)

---

## 22. アンケートに対するご意見

---

- アンケートの設問に難あり。(常磐)
- 問19についてですが、地域で町内会長になったり役員になったりした程度の方が読んでわかるような内容ではないです。我々は給料をもらって働いている訳ではありません。こういった計画を立てればよいのかは職員が考えるべきことではありませんか。(堀原)
- 現行計画の取組に対する評価について、第3次計画の時期が、コロナ禍と重なり、各種事業が制限された面もあり回答するに苦慮する。(梅が丘)

- ①～⑥までは進めてほしい内容だと思います。良い方に進めなければならないと(内原)
- このアンケートの目的, 必要性が良くわからない。すごく疲れを感じたし何のためにやっているの? 意識調査とは書いてあるけど, 質問をわかりやすくして下さい。「福寿のつどい」さえ高齢者に正しく認識されていない。市報で出したり, 回覧板でまわったりしていても認識されておらず通知届かないんだけど・その都度説明する事に。みんな読んでいないんだなあ(常磐)
- 答えにはなりませんが, 問20の基本計画の1～13の質問の言葉がむずかしく何度も読み返したのですが, 即答できず理解しづらかった。(石川)
- アンケート・調査も大事だがその結果, 内容・分析を公表し共有し, 前進を図って下さい。(寿)
- 余りにも範囲の広いことに対して答えることが出来ないというのが本音です。求められる意見は何をもって選ぶのかも漠然としていませんか?(吉沢)
- 高齢化は仕方ないです。その中でも若い人材が参加しやすい様な仕組みを考えていかないとです。あとこのアンケートのフィードバックは必ずお願いします。(支部に出すでいいです)(石川)



## 第3章 これまでの計画の取り組みと評価

### 第1節 水戸市地域福祉活動計画の系譜

#### 【水戸市地域福祉活動計画の系譜】

|         | 期 間                        | 基本理念                                              | 基本方針／行動目標                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次計画   | 平成7年度<br>～平成11年度<br>[5年間]  | 福祉のまちづくり<br>在宅福祉のネットワーク                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動推進組織の確立</li> <li>・地域住民の福祉意識の向上</li> <li>・地域住民の福祉ニーズの把握</li> <li>・人的財政的基盤の整備</li> <li>・在宅福祉サービスの充実</li> <li>・ボランティア活動の育成</li> </ul> |
| 計画未策定期間 | 平成12年<br>～平成21年度<br>[10年間] |                                                   |                                                                                                                                                                                  |
| 第2次計画   | 平成22年度<br>～令和元年度<br>[10年間] | 住民参加と協働による<br>安心安全で心豊かな福祉<br>のまちづくり               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちを健全に育むまちづくり</li> <li>・高齢者や障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちづくり</li> <li>・市民みんなで支えあうまちづくり</li> <li>・市民お互いを尊重しあうまちづくり</li> </ul>                  |
| 第3次計画   | 令和2年度<br>～令和5年度<br>[4年間]   | みんなのしあわせ地域<br>いきいきプラン<br>～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・水戸～ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが支えあう新たな地域づくりの推進</li> <li>・一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実</li> <li>・生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立</li> </ul>                                    |
| 第4次計画   | 令和6年度～<br>令和10年度<br>[5年間]  | 一人一人の願いと行動が<br>つながり、しあわせ（福祉）を実感できる<br>地域共生のまち・水戸  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・つながりあい助けあう地域づくりの推進</li> <li>・多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実</li> <li>・ともに支えあう人づくりの推進</li> </ul>                                                |



## 【地域福祉活動計画と関連する主な行政計画の計画期間】

| 年度(西暦)                  | 20  | 21  | 22 | 23 | 24  | 25 | 26 | 27   | 28 | 29  | 30   | 31 | 32 | 33   | 34 |
|-------------------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|------|----|-----|------|----|----|------|----|
| 水戸市総合計画                 | 第6次 |     |    |    | 第7次 |    |    |      |    |     |      |    |    |      | 8次 |
| 水戸市地域福祉計画               | 第3次 |     |    |    | 第4次 |    |    |      |    | 第5次 |      |    |    |      | 6次 |
| 水戸市障害者計画                | 第3次 |     |    |    | 第4次 |    |    |      |    | 第5次 |      |    |    |      | 6次 |
| 水戸市障害福祉計画               | 5期  | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    | 第8期  |    |     | 第9期  |    |    | 第10期 |    |
| 水戸市障害児福祉計画              | 1期  | 第2期 |    |    | 第3期 |    |    | 第4期  |    |     | 第5期  |    |    | 第6期  |    |
| 水戸市子ども・子育て支援事業計画        | 第2期 |     |    |    | 第3期 |    |    |      |    | 第4期 |      |    |    |      |    |
| 水戸市高齢者福祉計画<br>・介護保険事業計画 | 7期  | 第8期 |    |    | 第9期 |    |    | 第10期 |    |     | 第11期 |    |    | 第12期 |    |

## 第2節 第3次計画の成果(自己評価)と課題

第3次計画は、第1章第1節の「計画策定の基本的事項」において、「水戸市地域福祉計画」と整合を図りながら、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が共通の目標を持ち、協働により地域福祉の推進に取り組むための指針として位置付けました。第1次計画は、介護サービス事業を重点施策とし、第2次計画は、厚生労働省の提言をもとに学区を中心とした社協活動の重要性から支部活動の充実強化を最重点施策の柱としてきました。支部活動の重要性については引き続き第3次計画において継承しています。

2019年度末に新型コロナウイルス感染拡大により国の緊急事態宣言が発令された以降、新たな生活様式の実践に伴い、日常生活のあらゆる場面での大きな変化を余儀なくされました。感染予防対策による外出の自粛、地域の居場所(公共施設等)の利用停止、自治会等地域活動の中止などが継続し、高齢者等の体力・気力の低下、人と人とのつながりのさらなる希薄化など、新たな生活課題、地域課題が浮き彫りになりました。また、経済活動の停滞により増加した生活困窮世帯には、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の対象拡大といった施策をもって全国の社協が最前線の役割を果たしました。この施策は、2022年9月末日をもって終了しましたが、全国で380万件、1兆4,400億円余という未曾有の規模となり、茨城県では、75,000件超、市社協においても7,000件(約3,000世帯)を超える申請に対応しました。生活に困窮した多くの人々を支えるセーフティーネットの役割を果たした反面、貸付の迅速性を重視したことなどから、今後10年以上にわたる償還事務とともに、借受人の自立支援のためのフォローアップを進めることが重要な課題となっています。

コロナ禍が約3年間続く中ではありましたが、施設・事業においてコロナ禍でも実施できるように工夫した計画を考え実施し、地域活動についても、実施方法等を工夫することにより、概ね計画通りの事業を実施できました。

## 1 企画委員会の審議を踏まえた自己評価の集計

この計画は、水戸市の地域福祉計画と期間を同じとし、2020年度から4年間の計画として策定しています。2021年度は単年度評価と合わせて、中間評価も加味した内容となっています。2020年度の企画委員会において、評価基準の見直しや委員が評価するポイントの明確化等について整理が必要であるとの意見があり、それらの意見を踏まえた評価基準の見直し等を図るとともに、新たな基準を用いて2020年度は再評価しました。

| 評価基準 | 2020 | 割合     | 2021 | 割合     | 2022 | 割合     | 2023 | 割合     |
|------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| A    | 10   | 16.4%  | 10   | 16.4%  | 14   | 23.3%  | 24   | 40.0%  |
| B    | 39   | 63.9%  | 46   | 75.4%  | 42   | 70.0%  | 34   | 56.7%  |
| C    | 12   | 19.7%  | 5    | 8.2%   | 4    | 6.7%   | 2    | 3.3%   |
| 計画総数 | 61   | 100.0% | 61   | 100.0% | 60   | 100.0% | 60   | 100.0% |

※2021年度の計画見直しの際、2021年度末で事業終了となった計画（結婚相談事業）があるため、2022年度から計画総数が1減となっています。

- 「進捗した（A）」 …目標（値）を大きく上回り達成できた
- 「現状維持（B）」 …目標（値）を達成できた
- 「現状を維持できなかった（C）」 …目標（値）を達成できなかった

※新型コロナウイルスの影響に伴う評価について

主に施設・事業所において、利用者数の目標（値）を掲げていますが、コロナの影響を受け、下記のような理由があり達成できなかった場合は、C評価とせず、B評価としています。

- ア 休所（休館）による利用者数の減
- イ 利用人数制限（定員の50%など）による利用者数の減
- ウ 利用控え（本人又は家族に基礎疾患等がある利用者）による利用者数の減
- エ 外出制限（外出支援を主たるサービス内容としている事業）による利用者数の減
- オ 外部からのウイルス流入防止を目的とした短期入所制限による利用者数の減

## 2 基本方針ごとのまとめ

上記のとおり評価、分析した結果を実施計画に紐づく3つの基本方針ごとに整理し、以下にまとめました。

### 基本方針1 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進

#### (1) 実績の推移

##### ・市社協の認知度（水戸市が実施した市民意識調査から）

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 知っている | 68.1%（2018年）→ 70.9%（2022年） |
| 知らない  | 29.5%（2018年）→ 25.9%（2022年） |

##### ・福祉員・福祉活動推進員の役割の認知度（本会が実施した福祉員・福祉活動推進員意識調査から）

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| よく知っている  | 9%（2019年）→ 12.8%（2023年）  |
| 概ね知っている  | 41%（2019年）→ 44.6%（2023年） |
| 少し知っている  | 32%（2019年）→ 29.7%（2023年） |
| ほとんど知らない | 18%（2019年）→ 12.9%（2023年） |

・愛の定期利用者の孤独感解消と個別課題の早期発見・解決支援を目的とした暑中見舞いの郵送

(2020年) 回収件数108件 回収率27.4%

(2021年) 回収件数 70件 回収率19.5%

(2022年) 回収件数 74件 回収率23.3%

・ふれあいサロン活動(助成対象)の推進 52カ所(2018年) → 61カ所(2022年)

・子育てサロン活動(助成対象)の推進 6カ所(2018年) → 6カ所(2022年)

・地域ささえあい活動(助成対象)の推進 1件(2022年) → 2件(2023年)

・高齢者生活支援サポーター養成講座修了者

(2020年) 3回開催 参加者数延べ58名

(2021年) 3回開催 参加者数延べ72名

(2022年) 3回開催 参加者数延べ48名

・地域いきいきコミュニティトークの推進 **重点**

(2020年) 開催地区 4地区 開催日数 9日 参加者数延べ181名

(2021年) 開催地区 9地区 開催日数18日 参加者数延べ295名

(2022年) 開催地区 8地区 開催日数15日 参加者数延べ277名

・生活支援体制整備事業の推進(協議体の開催) **重点**

(2020年) 開催地区12地区 開催日数28日 参加者数延べ392名

(2021年) 開催地区11地区 開催日数18日 参加者数延べ230名

(2022年) 開催地区12地区 開催日数25日 参加者数延べ573名

・ボランティア登録者数

(2020年) 個人 3件 累計134名/団体1件 累計104団体 延べ4,293名

災害支援ボランティア6件(登録者214名 個人41名 2団体173名)

(2021年) 個人10件 累計134名/団体6件 累計104団体 延べ4,294名

災害支援ボランティア0件(登録者213名 個人40名 2団体173名)

(2022年) 個人10件 累計128名/団体3件 累計101団体 延べ3,774名

災害支援ボランティア5件(登録者207名 個人34名 2団体173名)

・新たなボランティア活動の推進

(2020年) 園芸ボランティア養成講座14名→2020年サークル「花hana」設立

(2021年) ベルマーク運動サポーター養成講座12名→2021年サークル「ベルサポ」設立

(2022年) 本修理ボランティア体験講座16名→2023年サークル「本の保健室」設立

・こどもボランティア隊の活動促進

(2020年) 登録者14名 開催日数 5日 延べ 60名

(2021年) 登録者20名 開催日数 8日 延べ116名

(2022年) 登録者20名 開催日数14日 延べ193名

・水戸サブリーンズ会(高校生ボランティア)の活動支援

(2020年) 会員数 104名

(2021年) 会員数 91名

(2022年) 会員数 117名



こどもボランティア隊  
「公園の花いっぱい運動及びクリーン  
作戦」への参加



## (2) 効果

- ・地域住民同士のみならず地域にある社会資源との顔が見える関係づくりにつながった。
- ・地区ごとの話し合いを通して、支えあう機運の醸成が図れた。
- ・世代や居住地を越えた新たなコミュニティ（ボランティアサークル等）ができた。
- ・次世代ボランティア活動に対する意識の広がりにつながった。

## (3) 課題

- ・町内会、自治会等加入率の低下により、地域活動の担い手不足が顕著になった。
- ・地域課題を共有することにより、支えあいに対する不安や負担感が増した。
- ・コロナ禍の影響で活動機会が減り、ボランティア登録者の人数が減少するとともに、ボランティアサークル構成員の高齢化等により活動継続困難な団体が増えた。
- ・サブリーダーズ会、子ども会、青少年育成会等子どもや若者が所属する団体との連携が不十分である。

## (4) 今後の方向性

- ・地域の実情・ニーズに応じた、参加・協働を目的としたプラットフォーム※を整備する。
- ・交流拠点としてのサロンの有意義性を啓発する。
- ・福祉共育の機会を増やす。（学校・地域・団体が連携した協働事業など）
- ・切れ目のない次世代ボランティアの育成の流れをつくる。

※プラットフォーム…世代を問わず様々な住民が活動分野や領域を超えて集える場所

住民・専門職・行政など多様な機関が参画することで、「相談・協議・学びの場」など、たくさんの機会が生まれ、利用者にとっては自分に合った地域の居場所を見つけることにつながる。

## 基本方針2 一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実

### (1) 実績の推移

#### ・いきいき交流センター 健康講座参加者数

(2020年) 延べ 9,776名

(2021年) 延べ15,227名

(2022年) 延べ22,011名

#### ・一時預かり事業所(乳幼児の一時預かり) 利用者数

(2020年) 延べ1,414.5名

(2021年) 延べ1,286.0名

(2022年) 延べ1,712.0名

#### ・基幹相談支援センター(障害者に関する相談機関) 相談者数 2020年10月開所

(2020年) 延べ 464名

(2021年) 延べ2,161名

(2022年) 延べ2,854名

(2023年) 1 か所増設し、2 か所体制



いきいき交流センター合同発表会の様子

・生活困窮者支援事業（自立相談支援事業） 相談件数

(2020年) 8,154件 (内新規7,109件)

(2021年) 3,068件 (内新規2,590件)

(2022年) 1,411件 (内新規 976件)

・生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金／総合支援資金） 申込受付件数

(2020年) 4,619件 申込金額 1,596,625,000円

(2021年) 2,165件 申込金額 728,100,000円

(2022年) 267件 申込金額 79,205,000円

・生活困窮者支援事業（学習・生活支援事業） 利用状況

(2020年) 4会場 利用登録者 86名 ボランティア登録者 73名 参加者数1,393名

(2021年) 4会場 利用登録者144名 ボランティア登録者109名 参加者数1,697名

(2022年) 6会場 利用登録者145名 ボランティア登録者151名 参加者数2,284名

(2023年) 8会場に拡大(赤塚・吉沢・末広・浜田・見和・平須・緑岡・堀原)

・県央地域成年後見支援事業※に基づく法人後見受任件数 **重点**

(2020年) 21件 市民後見人2件 後見監督人2件 受任審査会2回開催

(2021年) 26件 市民後見人2件 後見監督人2件 受任審査会5回開催

(2022年) 32件 市民後見人2件 後見監督人2件 受任審査会5回開催

※県央地域成年後見支援事業…いばらき県央地域連係中枢都市圏構想に基づき、県央地域の市町村が連携して、成年後見制度の普及啓発、相談支援、利用促進、後見人の支援、中核機関の共同設置・運営、法人後見の受任を行うもの。

・相談件数(2020年) 866件(2021年) 1,104件(2022年) 1,214件

・学習会・相談会・研修会の開催(2020年) 3回(2021年) 10回(2022年) 8回

・県央地域成年後見支援事業※に基づく市民後見人養成講座の開催 **重点**

(2018年) 第1回開催 修了者数18名

(2022年) 第2回開催 修了者数26名

・日常生活自立支援事業 利用者数 **重点**

(2020年) 168名(高齢90 知的25 精神41 その他12)

(2021年) 175名(高齢98 知的27 精神39 その他11)

(2022年) 179名(高齢94 知的28 精神47 その他10)

・水戸地区社会福祉法人連絡会の活動促進

(2020年) 会員数51法人 福祉よろず相談窓口

(2021年) 会員数50法人 福祉よろず相談窓口 フードパントリー事業の実施

(2022年) 会員数51法人 福祉よろず相談窓口 フードパントリー事業の実施



フードパントリー事業の様子

## (2) 効果

- ・新たな社会資源を設置運営することにより、包括的支援体制の整備を図ることができた。
- ・成年後見制度等の周知を図ったことにより、権利擁護事業の活用が促進された。
- ・生活困窮者に対して、一定の施策のもと迅速かつ効果的な支援を行うことができた。
- ・社会福祉法人の地域貢献活動の一環として、連携協働事業の推進を図ることができた。



### (3) 課題

- ・複合化、複雑化した課題に対して、横断的、重層的な支援体制の構築が必要である。
- ・生活困窮者支援に関して、アウトリーチができていないため、自立支援のためのフォローアップが不十分である。
- ・権利擁護対象者や対象者を支える方への情報提供等やニーズ把握が十分図れていない。

### (4) 今後の方向性

- ・福祉ニーズを的確に捉え、連携する仕組みをつくり、重層的な支援体制の構築を図る。
- ・生活困窮者や権利擁護対象者等が社会的孤立に陥らないシステムをつくる。
- ・社会福祉法人連絡会等を活用した更なる地域貢献活動の具現化を行う。

## 基本方針3 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立

### (1) 実績の推移

- ・水戸市と一体となった福祉施策等の立案、環境整備の実施
  - ・水戸市総合企画審議会への参加
  - ・水戸市社会福祉審議会への参加（全体会・民生委員審査分科会・高齢福祉専門分科会・障害福祉専門分科会・地域福祉専門分科会）
  - ・バリアフリー環境整備推進協議会への参加
  - ・水戸市地域自立支援協議会への参加
  - ・水戸市青少年育成推進会議への参加
  - ・複合的福祉課題対策会議との連携
- ・新たな高齢者慶祝事業（福寿のつどい）の開催
  - ・2020年度～2021年度 「敬老会事業のあり方検討委員会」の開催
  - ・2022年から新たな地域福祉推進・敬老慶祝事業「『福寿のつどい』～出会い・ふれあい・ささえあい 感謝とともに～」の開催  
34地区中、33地区で開催（対象者数17,033名 出席者数1,778名 出席率10.4%）  
※1地区はコロナ禍の影響で中止
  - ・2023年度（34地区全ての地区において開催）
- ・災害時対応体制推進事業の促進（災害ボランティアセンター事業等の推進） **重点**
  - （2020年）・水戸市との災害ボランティアセンターの設置等に関する協定締結
    - ・水戸青年会議所等との災害時の相互協力に関する協定締結
    - ・コロナ禍における災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し
    - ・災害時初動期対応メンバーの養成（1名）
  - （2021年）・コロナ禍における臨時福祉避難所の開設・運営訓練への参加
    - ・災害時初動期対応メンバーの養成（3名）
  - （2022年）・災害ボランティアセンター運営者研修の実施（全社協受託モデル研修）
    - ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム操作研修の実施
    - ・災害時初動期対応メンバーの養成（3名）
    - ・静岡市清水区災害ボランティアセンターへ職員派遣（延べ5名）

- (2023年) ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施(県社協との共催)
- ・災害時初動期対応メンバーの養成(7名)
- ・取手市・北茨城市・高萩市・日立市各災害ボランティアセンターへ職員派遣(延べ65名)
- ・輪島市 災害ボランティアセンターの開設準備, 関係団体との調整等  
1名職員派遣

#### ・共同募金運動の啓発, 推進

- (2020年) 目標額36,327,000円 総合計35,780,752円 達成率 98.5%
- (2021年) 目標額36,198,000円 総合計35,524,814円 達成率 98.1%
- (2022年) 目標額35,904,000円 総合計36,133,696円 達成率100.6%

#### ・市社協内連携体制の強化～わがまるセッションの実施(各課の実践発表会)2021年開始

- (2021年) 6回実施 延べ参加者数 154名
- (2022年) 9回実施 延べ参加者数 219名

### (2) 効果

- ・新たな地域活動の展開により, 地域福祉推進事業の均一化が図られ, 地域人材発掘の機会ができた。
- ・行政の施策立案に関わることによって, 住民主体の意見具申を行うことができた。
- ・災害時における被災者支援及びボランティア活動支援を行うための, 多種多様な団体との相互連携協力体制の強化が図られた。

### (3) 課題

- ・住みよいまちづくり推進協議会と連携した地域住民のつながりの強化に努める。
- ・類似の地域福祉活動等が多くあるため, 活動者の負担感がある。
- ・災害時における民生委員児童委員をはじめとした地域の活動者との連携協力体制の強化を図る必要がある。

### (4) 今後の方向性

- ・地域共生社会に基づく支えあい, 助けあい活動の促進を図る。
- ・地域包括ケアシステムにおける市社協の役割強化, 市社協事業の推進を図る。
- ・災害時における要援護者に対する支援協力体制の強化を行う。

## 第3節 計画策定の基礎となる事業と課題

### 1 計画策定の基礎となる事業

#### (1) 地域いきいきコミュニティトーク

住み慣れた地域で, ともに支えあう地域づくりを進めるために, 地域住民が地域課題を話し合う場として社協支部を中心に開催し, 3段階に分けて自分の住んでいる地域について話し合いました。

## ●STEP1 「私の住む〇〇編」

「私の住む〇〇」について、「良いところ」と「悩みごと（課題）」を話し合い、項目別に分類し、共有する。

## ●STEP2 「〇〇でこんなことがあったらいいな！編」

わたしが思う「こんなことがあったらいいな！」や「あったらいいな！」と思った背景や理由を話し合い、項目別に分類し、共有する。

## ●STEP3 「わたしたちの〇〇アクション」

第1段階、第2段階を踏まえて、これからより良い地域を作るために、「これからの〇〇アクション」として、具体的なアクションプランを作成する。

### ア アクションプラン及び新たな地域活動実績の一例（その他の地区においても、アクションプランが策定されている）

#### ●内原地区

地域の多世代交流イベントとして年数回開催を目指し、社協支部・自治会・民生委員・子ども会育成連合会・福祉事業所等が連携し開催に向けての検討会が実施され、希薄化した地域のつながりを、多世代交流を通じて住民同士の交流を促進し、新しい地域のつながり作りを目的として「うちっこ広場」実行委員会を発足させ実現させた。また、運営費の一部として、「地域ささえあい活動助成事業」を活用している。

#### ●山根地区

山根地区では、住民交流の機会や担い手不足の課題が共有された。協議に参加した地域事業所では、体育館や運動場といった社会資源を有しているが地域との連携が図れていない現状があり、解決策を模索していた。

そこで、事業所が企画するイベントに地域住民が企画参加することで、地域の交流拠点の創出、地区内外の住民への地域PR、住民交流の促進に繋げる「山根地区祭り」がアクションプランとして検討され、令和6年1月に開催が決定している。初回は、地域ブースとして地域PRや子供との交流企画を実施する。

#### ●常磐地区

常磐地区で出されたアクションプランは、「みんなで集える居場所づくり」「空き家の活用」など具体的なプランもあったが、地域のつながりが弱まっている中で、より良い常磐地区のまちづくりのために、地域の隠れた人材発掘や新たな繋がりへのきっかけとなる機会の創出について協議し、次年度以降の支部事業として、計画することを目的に、「常磐地区 福祉のまちづくり検討会」を設置した。

#### ●大場地区

大場地区では、高齢者等の移動や買物が地域課題として共有された。地域のいきいき交流センターを拠点として、センター機能と社会資源である移動販売事業を連携することで、地域の新しい交流拠点が創出できるのではないかと考えた。地域ニーズの充足を図り、社会的孤立の解消や介護予防事業の促進につなげるため、6年度の実施を目指している。

#### ●鯉淵地区

地区にある広大な農場を活用して、農業体験を通じた食育活動を実施している団体があり、この資源を活用した「多世代交流・子どもの遊び場づくり」、地域課題である高齢者の移動の問題があり、参加が難しい住民への対応として「移動型サロン」が、アクションプランとし

て出された。現在は、市民センターを拠点としたサロンを立ち上げ、9月より定期的に開催されている。今後は、地域の集会場へ出張サロンが出来ないか検討されている。

## (2) 生活支援体制整備事業

住民同士の助けあい活動が推進されるよう、推進員として生活支援コーディネーターを2名配置し、社協支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を協議する場（協議体）をつくり、地域での支えあい活動を展開しました。

### ア 主な協議内容

- ・各地区の地域福祉活動に関する情報共有
- ・高齢者支援センター等、関係機関からの情報提供
- ・生活支援体制整備事業で開発された地域活動の報告
- ・地域いきいきコミュニティトークの進捗について情報共有

### イ 協議体の種類

- ①社協支部のブロック会議と連携した協議体
- ②その他の協議体の一例

#### 『まちイス「…掛けてください」』（内閣府社会参加賞受賞）

北部圏域（飯富・国田・五中・石川中学校区）内の地域住民、地域団体、関係機関、福祉専門職が連携して、ベンチを製作・設置している。製作したベンチは市内の歩道等に設置するとともに、子どもたちとベンチに絵を描くワークショップやベンチ点検ウォーキングなども実施している。また、ベンチ製作に加え、コミュニケーションの場となる朝市を開催する任意ボランティア団体として、『まちイス「…掛けてください」』を設立し、活動している。

#### 『うちっこ広場』

内原地区の地域いきいきコミュニティトークにおいて話し合われたアクションを具現化した多世代交流イベントを開催している。地域団体、関係機関、福祉専門職等が連携し、多世代交流をきっかけとした地域の新しいつながりを創出している。

#### 『常磐地区福祉のまちづくり検討会』

常磐地区の地域いきいきコミュニティトークにおいて話し合われたアクションを、具現化するための検討会を設置した。地域の隠れた人材発掘や新たな繋がりへのきっかけとなる機会の創出を協議している。

## 2 地域課題と課題解決の方向性

本市を取り巻く現況を踏まえ、意識調査や基礎事業の結果から主な地域課題を整理すると、次のような課題解決に向けた方向性が見えてきます。

### (1) 主な地域課題

#### ●課題1 地域のあり方、地域づくり、地域の活動資源の再検討

- ・地域に関心のない人が多く、地域の付き合いやつながりが希薄化
- ・町内会、自治会等への関心の低下（加入割合の低下）
- ・町内会、自治会等未加入者を含めた地域活動の担い手の確保
- ・若い人や新たに転入してきた住民が参加できる機会の創出



**●課題2 複合化、複雑化した福祉課題に対応できる支援体制（ネットワーク）の構築**

- ・複合化、複雑化した問題を受け止めるわかりやすい窓口の設置及び包括的支援体制の整備
- ・住民だけでなく、企業や通学する学生等を巻き込んだ協働による地域活動の展開
- ・市、社会福祉協議会、各種団体、市民等の連携協力体制の強化
- ・社会的な孤立を防ぐための福祉に関する情報の提供や社会福祉法人等との連携

**●課題3 福祉マインドの醸成、福祉共育の実践（ボランティアの育成・支援含む）**

- ・住民に向けた地域福祉活動啓発の強化
- ・様々な世代に届く福祉関係情報の提供の工夫（各種イベントにおける広報活動等）
- ・より身近にボランティア活動ができるシステムづくりや活動場所の確保
- ・子どもたちとともに学び合う機会の創出

**（2）課題解決に向けた方向性****●解決に向けた方向性1（基本方針1）～つながりあい助けあう地域づくりの推進～**

誰もがつながりあい助けあう地域づくりに向けては、福祉分野の公的制度、ボランティア、地域福祉活動者のみでなく、福祉分野以外の企業や専門職等とも連携を深めることが求められています。その実現のため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域住民同士が互いに支えあい、助けあうことを基本としながら、支え手と受け手に分かれず誰もが役割を持ち、協働して参加できる機会をつくるなど、新たな地域づくりを推進します。また、地域の人材や社会資源に関する情報を蓄積し、職員によるアウトリーチや住民の気づきによって把握したニーズにつなげることができるよう、一体となって支えあう地域共生社会の実現を目指します。

**●解決に向けた方向性2（基本方針2）～多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実～**

ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加し、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、複合的な問題を抱える方や福祉制度の狭間で孤立する方などのニーズを早期に把握し、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うとともに、社会資源を開発・拡充するといった仕組みを構築することが必要です。そのため、行政や関係機関等が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。また、福祉・生活課題を抱える方に対して、様々な支援内容の周知を図り、理解を促進し、活用してもらえるよう、継続的なフォローアップ支援の取組を強化します。

**●解決に向けた方向性3（基本方針3）～ともに支えあう人づくりの推進～**

地域づくりや包括的な支援体制づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。市民の地域福祉活動への参加を促進しながら、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保に努めます。また、地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に広報啓発を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめとした、全世代を対象とした福祉共育（ともに生きる力を育む取組）を進めます。





## 第2部 基本構想

福祉のまちづくり推進計画



## 第2部 基本構想

### 第1章 基本理念(目指す姿)

すべての人がそれぞれの想いを抱き、しあわせに生きたいと願っています。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるようにするためには、地域住民や地域福祉に関する団体等が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。

本計画では、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられている「水戸市地域福祉計画(第4次)」の「すべての人が支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」という目指す姿を踏まえ、住民同士の支えあい、助けあい精神のもと、一人一人の願いと行動がつながった、しあわせ(福祉)を実感できる地域共生社会の実現を目指すこととします。

#### 《目指す姿》

一人一人の願いと行動がつながり、  
しあわせ(福祉※)を実感できる  
地域共生のまち・水戸

※『福祉』とは、一般的にすべての人が幸せに生活するための取り組みのことを指します。また、「ふだんのくらしのしあわせ」とも言われています。『福』も『祉』もどちらにも「しあわせ」という意味が込められており、特に『祉』は「めぐりあわせ」や「機会」、また「しあわせ」のためにそれぞれの人が、力や知恵を出し合う「仕合せ」という意味もあります。



## 第2章 基本方針（施策の基本的方向性）

本計画では、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

### 基本方針1 つながりあい助けあう地域づくりの推進

誰もがつながりあい助けあう地域づくりに向けては、福祉分野の公的制度、ボランティア、地域福祉活動者のみでなく、福祉分野以外の企業や専門職等とも連携を深めることが求められています。その実現のため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域住民同士が互いに支えあい、助けあうことを基本としながら、支え手と受け手に分かれず誰もが役割を持ち、協働して参加できる機会をつくるなど、新たな地域づくりを推進します。

また、地域の人材や社会資源に関する情報を蓄積し、職員によるアウトリーチや住民の気づきによって把握したニーズにつなげることができるよう、一体となって支えあう地域共生社会の実現を目指します。

### 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

福祉ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加し、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、複合的な問題を抱える方や福祉制度の狭間で孤立する方などのニーズを早期に把握し、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うとともに、社会資源を開発・拡充するといった仕組みを構築することが必要です。そのため、行政や関係機関等が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

また、福祉・生活課題を抱える方に対して、様々な支援内容の周知を図り、理解を促進し、活用してもらえるよう、継続的なフォローアップ支援の取組を強化します。

### 基本方針3 とともに支えあう人づくりの推進

地域づくりや包括的な支援体制づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。市民の地域福祉活動への参加を促進しながら、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保に努めます。

また、地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に広報啓発を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめとした、全世代を対象とした福祉共育（ともに生きる力を育む取組）を進めます。



第3章 基本計画(施策の体系)





## 第3部 実施計画

|       |          |    |
|-------|----------|----|
| 基本方針Ⅰ | アクションプラン | 12 |
| 基本方針Ⅱ | アクションプラン | 26 |
| 基本方針Ⅲ | アクションプラン | 8  |



**基本方針1** つながりあい助けあう地域づくりの推進  
**基本計画1** 住民主体の新たな地域づくりの推進  
**事業①** 社会福祉協議会支部活動促進事業



| 事業種別                      | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                      | 地域住民及び福祉組織・関係者の協働により、社協支部間の交流を促進し、複雑多様化する地域課題の対応できる体制を整備していきます。また、支部担当職員は運営支援や活動に対しての相談を含めた、情報提供を行い、ともに生きる豊かな地域社会づくりを目指すことを目的とします。                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                      | 概ね、各小学校区を活動エリアとする社協34支部を基盤とした地域での福祉活動の更なる推進を図ります。職員の支部担当制のもと、地域づくりの視点をもとに、地域福祉や地域共生社会についてともに考えます。                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                     | 地域福祉活動を中核となって推進している組織として、社協支部が設置され、福祉員、福祉活動推進員が活動しています。社協支部の構成員は、様々な団体（住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、高齢者クラブ、保健推進員、子ども会、育成会など）から構成されています。各団体それぞれの特色を活かしながら相互に連携し、活動により地域住民の支えあい意識が高まりつつある一方で、活動に参加しない住民へのアプローチや活動の担い手確保と人材育成が課題となっています。また、支部担当職員の支援の更なる充実などが必要です。<br>この他、各支部役員の高齢化・担い手不足にも着目し、体制づくりを支援していく必要があります。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標                 | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 事業数を増やす<br>アプローチ対象支部の数(0) | 1支部                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1支部             | 2支部             | 2支部             | 3支部             |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>改めて、地域住民とのつながりを構築するとともに、地域づくりの推進を図り、地域福祉の向上に努めます。</li> <li>各支部と担当職員の連携強化及び情報提供を行います。</li> <li>支部担当職員と事業の検討をし、支部活動の拡大に努めます。</li> <li>各支部の特色を生かした地域づくりに取り組みます。</li> <li>市内34支部、地縁団体との連携・協働をサポート、組織体制の見直しやお互いに交流を深めながら地域の福祉力を高めていきます。</li> </ul>                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック長会議等をとおり、各支部の課題の把握に努めます。</li> <li>ブロック長会議等、担当職員とともに支部活動について協議します。</li> <li>地域での課題解決に向けての協議し易い環境をつくります。</li> <li>解決に向けた具体的な行動に繋がるように支援します。</li> <li>支部活動の活性化に繋がるように、地縁団体との協働をサポートします。</li> </ul>                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標                | <ul style="list-style-type: none"> <li>社協支部の活動実施に際し、活動内容や組織の在り方などを協議しながら、住民同士が支えあう地域づくりを行います。</li> <li>いきいきコミュニティトーク等をはじめとした協議の場を生かし地域課題やニーズの発掘・地域資源の開発が行えるよう支援します。</li> </ul>                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する社会資源                | 水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な新たな社会資源           | 多世代及び多目的に交流できる場所（いきいき交流センター）<br>市内学校との連携                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |



基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画 1 住民主体の新たな地域づくりの推進  
 事業② 福祉員・福祉活動推進員活性化事業



|                                      |                                                                                                                                                                                                           |                            |                            |                            |                            |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 事業種別                                 | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                         |                            |                            |                            |                            |
| 事業目的                                 | 福祉のまちづくりを推進するために、福祉員及び福祉活動推進員を委嘱し、水戸市の福祉活動への理解促進を図ることで、住民主体の地域活動を推進することを目的とします。                                                                                                                           |                            |                            |                            |                            |
| 事業内容                                 | 福祉員及び福祉活動推進員へ委嘱状を発行し、役割、活動内容などの共通理解を図りながら、社協事業、支部活動等をはじめとする福祉事業を活性化し、多様化する福祉ニーズに柔軟に対応できる、住民主体の地域活動を支援してまいります。                                                                                             |                            |                            |                            |                            |
| 現状と課題                                | 福祉員は町内会長が委嘱されることが多く、1年ごとに交代してしまう地域もあるため、役割の理解が進まないまま任期が終わる方が多い現状です。<br>福祉員の役割については、支部長連絡協議会等を通じて各支部に説明していますが、広く理解されているとは言い難い状況があります。<br>福祉員の役割説明や委嘱方法に地域差があります。                                           |                            |                            |                            |                            |
| 年度数値<br>目標・指標                        | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目)            | 2026年度<br>(3年目)            | 2027年度<br>(4年目)            | 2028年度<br>(5年目)            |
| 福祉員委嘱数(692名)<br>福祉活動推進員<br>委嘱数(195名) | 福祉員700名<br>福祉活動推進員<br>200名                                                                                                                                                                                | 福祉員710名<br>福祉活動推進員<br>205名 | 福祉員720名<br>福祉活動推進員<br>210名 | 福祉員730名<br>福祉活動推進員<br>215名 | 福祉員740名<br>福祉活動推進員<br>220名 |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉員及び福祉活動推進員について地域福祉の推進役として周知を図ります。</li> <li>福祉員等の役割を周知するとともに、活動状況についてPRします。</li> <li>周知方法等をふりかえり、検証します。</li> </ul>                                                |                            |                            |                            |                            |
| 具体的な推進方法                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>支部を中心とした各団体へ説明等を行い、理解を促します。</li> <li>広報紙を活用します。</li> <li>SNSの活用等、若年層に関心を持っていただけるような情報媒体を活用します。</li> <li>チラシの作成を行います。</li> <li>支部を中心とした各団体の意見をあらためて伺います。</li> </ul> |                            |                            |                            |                            |
| 計画終了時の<br>達成目標                       | 福祉員及び福祉活動推進員が地域福祉の推進役として認知されるよう、活動環境を整えます。                                                                                                                                                                |                            |                            |                            |                            |
| 連携協働する<br>社会資源                       | 水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など                                                                                 |                            |                            |                            |                            |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                  |                                                                                                                                                                                                           |                            |                            |                            |                            |

**基本方針1** つながりあい助けあう地域づくりの推進  
**基本計画1** 住民主体の新たな地域づくりの推進  
**事業③** 生活支援体制整備事業



| 事業種別                   | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(主管課:高齢福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                   | 複雑多様化する地域課題, ニーズに対応していくために, 行政, 専門職, 住民が一体的に連動する包括的な支援体制システムの構築を推進するとともに, 共助を基本とする住民主体の取り組みを創設し, 住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創る地域共生社会の実現を目指すことを目的とします。                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                   | 社協支部, 地域住民, 地域組織, 行政, 各種団体, 企業などと連携し, 地域課題を協議する場(協議体), 地域資源開発から地域での支えあい活動を展開します。                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                  | 水戸市介護保険事業計画に基づき, 日常生活圏域(高齢者支援センターの8圏域)における第2層を担当する生活支援コーディネーターを配置し, 事業を推進しています。水戸市全域を担当する第1層(水戸市地域支援センター)との連携や高齢者支援センターをはじめとする専門職との連携を図りながら, 多様な主体が地域課題を共有する話し合いの場(協議体)の開催や, 地域資源の開発を通じて, 多様な主体が参画する地域福祉活動を推進しています。少子高齢化が進み, 担い手不足が深刻化する中で, 新たな地域コミュニティの形成が必要不可欠であることから, 現役世代の参入を含めた第2層協議体の設置を推進しています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標          | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 地域資源開発,<br>協議体の設置件数(0) | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | -               | -               | 2               | 2               |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2層の情報を整理, 視覚化し, 情報発信を行います。</li> <li>・課題, 地域資源等の共有から既存資源の再評価, 支援協力を検討します。</li> <li>・支援協力範囲の拡大を模索し, モデル地区の抽出を行います。</li> <li>・小地域における支えあい活動の創出に向けた協議体整備を行います。</li> <li>・モデル常設協議体の設置運営を行います。</li> </ul>                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源マップを作成し, ホームページ, SNS等の媒体にて情報発信を行います。</li> <li>・地域組織主催事業への支援から地域連携のプラットフォーム構築につなげます。</li> <li>・実践事例からの提案を行い, 周知啓発から連携地区の拡大につなげます。</li> <li>・コアメンバーの抽出から協議体制に必要な資源等のマッチングを図ります。</li> <li>・モデル協議体の選定, 継続した検討協議の場, 社会資源の創出につなげます。</li> </ul>                   |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標         | 第2層協議体をブロック圏域ごとに設置し, 新たな社会資源の開発, 担い手同士のネットワークの構築などについて協議, 検討を行い, 地域住民, 専門職, 企業の連携による支えあう, 協働の仕組みを築きます。                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源         | 水戸市地域支援センター, 高齢者支援センター, 協同組合, NPO法人, 民間企業, 社会福祉法人, 水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会, 水戸市住みよいまちづくり推進協議会, 水戸市民生委員児童委員連合協議会, 水戸市地域女性団体連絡会, 水戸市高齢者クラブ連合会, 水戸市保健推進員連絡協議会, 水戸市子ども会育成連合会, 水戸市青少年育成推進会議など                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間制約のないフリースペース</li> <li>・地域, 人材情報やニーズを集約する情報管理ツール</li> <li>・多世代が繋がれるネットワークシステム</li> </ul>                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |

基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画 1 住民主体の新たな地域づくりの推進  
 事業④ 長寿慶祝事業(福寿のつどい・金婚祝賀会・米寿の祝詞)



|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                    | 水戸市社会福祉協議会 / 各地域主催団体との共催事業 (福寿のつどい)<br>市との共催事業 (金婚祝賀会), 自主事業 (米寿の祝詞)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                    | 多年にわたり社会にご尽力いただいた高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝いながら地域交流の活発化を図るとともに、社会参画のきっかけづくりを目指し、地域福祉活動の推進に努めることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                    | 平均寿命が延伸している超高齢社会において、高齢者の方が地域活動に参加する機会をつくり、地域活動の一員としてご活躍いただくことを期待するとともに、多年にわたりご尽力いただいた高齢者に感謝と敬意を表し、長寿をお祝いする事業です。<br>【対象年齢】75歳・80歳・85歳・90歳以上の方<br>(該当年度に該当年齢に達する方≪学校教育法に定める同一学年単位≫)<br>また、金婚祝賀会の開催や満88歳を迎える方に対し、米寿の祝詞をお送りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                   | 令和4年度から新たな地域福祉推進・敬老慶祝事業として、社協支部の34地区において、地域の各種団体と連携協力しながら「福寿のつどい」を開催しています。これまでの「敬老会」では、財政面・運営面に課題が多く事業を維持することは困難な状況であったため、敬老事業のあり方検討会を開催し、新たな敬老事業として「福寿のつどい」を開催することに至りました。対象者を75歳以上の5歳刻みにしたことにより、共同募金が原資となる助成金についても見直しが行われるとともに、手続きや報告等が簡素化され、運営者側の負担感の軽減につながりました。しかしながら、ブロック支部長会等において振り返りを行った結果、地区ごとに様々な課題があり、継続開催に向けて解決を図る必要があります。<br>また、米寿の慶祝事業については、対象となる満88歳の方に郵送又は手渡しで祝詞をお届けしています。<br>「福寿のつどい」 令和5年度 市内34地区 式典開催<br>対象者数 14,970名、出席者数1,681名<br>参加率11.2% (出席者数/対象者数)<br>「高齢者慶祝事業」 令和5年度 祝詞贈呈者数1,624名<br>「金婚祝賀会」 令和5年度 招待者 184組 参加者159組 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標               | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 福寿のつどい<br>参加率の向上(11.3%) | 継続<br>13%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 継続<br>14%       | 継続<br>見直し・協議    | 継続<br>18%       | 継続<br>20%       |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)     | ・社協支部又は実行委員会が主催し、各地区の特色を生かした事業を開催します。<br>・既存の事業に併せた取り組みや、負担軽減が出来るように促しをします。<br>・見直し(従来の形式での事業が可能か否か、各地区とともに検討します。)<br>・地域力の向上を図る観点から、地域開催の新たな手法を検討し、確立できるようにします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                | ・地域の実情に応じて開催された内容の共有を図ります。<br>・地区それぞれの創意工夫を取り入れた内容の共有できる場を作ります。<br>・従来の形を継続しつつ、「見直しに係る検討委員会」を立ち上げ、議論します。<br>・新たな形態を推進し、地域の事業の一つとして捉えていただき、支援していきます。<br>・「福寿のつどい」の形態が構築できるように、事業の確立を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標          | 社会参加と敬老慶祝が両立した地域に親しまれる活動を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源          | 水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議、小中学校など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源     | 近隣の介護福祉事業所、学生ボランティア、福祉タクシー等のつながるネットワーク<br>多目的に集うことが出来る場所(民間施設等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |

**基本方針1** つながりあい助けあう地域づくりの推進  
**基本計画1** 住民主体の新たな地域づくりの推進  
**事業⑤** 愛の定期便事業



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(主管課：高齢福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 乳製品の配布を介した見守りを通して、一人暮らし高齢者の孤立化を防ぎ、住民相互が支えあう地域づくりを目指すことを目的とします。                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 市内に居住する満65歳以上のひとり暮らし高齢者で、身体的、精神的な不安があり、見守りが必要な方に対し、近隣の協力者が週3回乳製品を配達しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。民生委員の協力により対象となる高齢者を把握し、高齢者を訪問する訪問員(協力者)を探して、社協に利用申し込みをします。                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 新規の申し込み者数に対し、利用者の死亡や施設入所、十分な介護サービスの利用、家族との同居等による中止の数が上回り、利用者は減少傾向です。協力者については、民生委員が請け負っていることが多く、配布をしなくても民生委員活動として訪問による見守りが可能ではないかという声もあります。協力者が仕事をしていたり、利用者が通院や通所していたりするため、協力者と利用者間で柔軟な調整がされている現状もあるようです。対象者の決定について民生委員が判断に迷うケースや、協力者が見つからない、あるいは健康上・嗜好上の理由から利用に結びつかないケースもあります。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 月平均利用者数<br>(287人)   | 280人                                                                                                                                                                                                                                                                           | 300人            | 310人            | 320人            | 330人            |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主管課と連携し、現状の把握に努めます。</li> <li>・現状に沿った形で事業を継続します。</li> <li>・一人暮らし高齢者の見守り手段のひとつとして定着を目指します。</li> <li>・関係者の実施状況を確認します。</li> <li>・事業を通して地域課題の発見や解決に努めます。</li> </ul>                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力者の方々へアンケートを行い、配布方法や頻度などの把握をします。</li> <li>・把握した現状から見えた課題の改善に取り組みます。</li> <li>・必要な方々へ届くよう広報活動を行います。</li> <li>・民生委員を通して利用者・協力者の声を伺います。</li> <li>・振り返りを行い、必要な見直しを行って次年度以降につなげていきます。</li> </ul>                                           |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域での見守り活動の一つとして、対象者、地域住民の認知度を高め、課題発見、課題解決につなげます。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 民生委員児童委員、社協支部、自治会・町内会、女性会、保健推進員、水戸市、水戸ヤクルト販売株式会社、高齢者支援センターなど                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |



基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画 1 住民主体の新たな地域づくりの推進  
 事業⑥ 福祉台帳整備事業



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                        | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                        | 福祉台帳の整備により高齢者の孤立化を防ぎ，地域福祉の推進を目指すことを目的とします。                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                        | 民生委員の協力を得ながら水戸市内の援護を要するひとり暮らし高齢者などの現況確認を実施し，その情報を福祉台帳として整備します。福祉台帳の情報は，地域行事への案内や災害時における支援などに活用します。                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                       | 「ひとり暮らし高齢者，高齢者世帯の異動届及び現況調査票」により，随時の確認（新規・死亡・転居・解消など）及び年1回（2月）の定期的確認を民生委員が行っています。社協では，その情報を福祉台帳として管理しており，社協支部の行事の案内，災害時のボランティアニーズの把握，ボランティアの派遣などに活用しています。水戸市福祉総務課で管理している「災害時避難行動要支援者名簿」とは利用目的が異なっていますが，登録者が重なっていることもあり，福祉台帳の目的を再確認する必要があります。                    |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標                   | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 登録者数(5,326名)<br>情報提供件数(21件) | 5,330名<br>22件                                                                                                                                                                                                                                                  | 5,350名<br>23件   | 5,370名<br>24件   | 5,390名<br>25件   | 5,400名<br>26件   |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報を集約し，各地域の福祉活動を支えます。</li> <li>・福祉台帳の理解促進を目指します。</li> <li>・高齢者と地域とのつながりを促進します。</li> <li>・福祉台帳を通じた登録者，民生委員，地域団体それぞれの関わりや連携を強化します。</li> <li>・実態に沿った福祉台帳のあり方を検討します。</li> </ul>                                         |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員や行政機関等との連携を図りながら登録情報の更新を行います。</li> <li>・登録の目的や活用について対象となる方に分かりやすく説明します。</li> <li>・地域団体と登録者をつなぐ機会をつくっていきます。</li> <li>・活用の見える化や，協力への感謝を伝えることを通して貴重な情報資源であることを共有します。</li> <li>・振り返りを行い，次年度に向けて内容や活用を精査します。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標              | 地域での見守り活動や災害時の支援において，有効な情報資源の一つとして活用します。                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源              | 水戸市（福祉総務課・高齢福祉課），水戸市民生委員児童委員連合協議会，高齢者支援センターなど                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源         |                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針1 つながりあい助けあう地域づくりの推進

## 基本計画2 身近な地域・小さな地域活動の支援

## 事業⑦ ふらっと場(世代を問わず様々な住民が集える場づくり)の提案



| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                | 住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創る地域共生社会の実現を目指し、地域課題やニーズに対応するための、協議検討の場として開催してきた地域いきいきコミュニティワークの結果を引き継ぐとともに、地域状況に応じた検討の場、社会参加につながる通いの場、支えあい活動等の取り組みから新しい社会資源の創出を行います。                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 地域いきいきコミュニティワークから活動に繋がった取り組みに対する継続支援や、地域状況に応じた検討の場、社会参加につながる集いの場、支え合い活動等の取り組みから、新しい社会資源の創出を幅広く支援することを総称して「ふらっと場」といいます。全ての地域住民を対象に、各地域での話し合いや、垣根を超えた多世代で交流する機会につなげる他、既存の話し合いの場の活用や、地域事情に合わせたオーダーメイドな検討の場を支援します。地域いきいきコミュニティワークから立ち上がった新たな活動を含め、地域課題やニーズに対応していく取り組みを促進し、多様主体が参画します。 |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 住民交流の促進、新たな担い手の確保を柱とし、多世代交流等の活動を創出してきました。地域住民の自発的な共助の取り組みを更に推進するためには、新たな検討の形が必要です。そのため、各地域ごとに検討のしやすい形を新たに示し(オーダーメイド形式)実施する他、これまでの地域いきいきコミュニティワークで検討したアクションプランを実施検討を更に深めていく必要があります。                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 地域資源開発(0)           | 3                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3               | 4               | 4               | 5               |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の共有から地域での検討を実施します。</li> <li>・地域いきいきコミュニティワークで検討したアクションプランの振り返りを実施します。</li> <li>・開催地区を増やし、実施モデルを確立します。</li> <li>・実施モデルの広報啓発を行い、検討の促進を図ります。</li> <li>・更なる取り組みの拡充を図るとともに、取り組みの課題等を協議します。</li> </ul>                                      |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合わせた開催方法を組み立て、検討の場につなげます。</li> <li>・地域いきいきコミュニティワークで検討されたアクションプランの再検討を行います。</li> <li>・取り組みのバリエーションを増やし、様々な視点から活用できる資源を増やします。</li> <li>・活用できる媒体からの情報発信を強化します。</li> <li>・運営上の課題等を協議し、必要人材や資源の充実を検討します。</li> </ul>                     |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の活動が各地区で定着しながら、共に支えあう地域づくりのための連携が促進されるとともに、多様な主体が参画する形態が定着することを目指します。</li> <li>・地域住民の交流を促進し、地域住民同士の顔が見える地域づくりを目指します。</li> </ul>                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、協同組合、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、社協支部、自治会・町内会、民生委員児童委員、女性会、高齢者クラブ、保健推進員、子ども会、青少年育成会など                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間制約のないフリースペース</li> <li>・地域、人材情報やニーズを集約する情報管理ツール</li> <li>・多世代が繋がるネットワークシステム</li> <li>・スタートアップに適した助成</li> </ul>                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進

### 基本計画 2 身近な地域・小さな地域活動の支援

#### 事業⑧ ふれあいサロン、子育てサロン、多世代交流サロン、地域ささえあい活動



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | 住民が気軽に集える拠点をつくることを通じて、仲間づくり、出会いの場、健康増進活動、多世代が交流する機会を促進し、希薄化する住民関係を深めるとともに、孤立、フレイル予防や社会参加の機会につなげ、地域の支えあい活動の充実を目的とします。                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 地域住民がお互いに支えあいながら、生活することのできる仲間づくりの場となる「ふれあいサロン（高齢者や障害者）」「子育てサロン（子育て中の親など）」「多世代交流サロン」「地域ささえあい活動（地域課題解決につながる住民同士の支えあいの取組）」を支援します。                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | 従来から支援してきたサロン活動ですが、高齢化、コロナ禍により、継続的な活動が困難になったことに加え、団塊の世代を中心とする次世代においては、文化的背景の違いや、趣味活動の充実により活動の多様化が進んでおり、新たなメンバーの加入が困難な状況となっています。対象活動の拡大や助成の見直しを図りながら、現行の活動と新たな活動を両輪として掲げるほか、ICT技術を駆使するなど、次の時代を見据えた新たな地域のつながりの形にも考慮し、多様性を重視した活動による交流促進を深め、住民同士の支えあい活動を支援する必要があります。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                  | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 新規活動立ち上げ<br>(年平均1か所) | 1                                                                                                                                                                                                                                                                | 1               | 2               | 2               | 3               |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体の情報を発信します。</li> <li>・次世代の趣向調査を行い、ニーズの把握を行います。</li> <li>・多様な活動を支援していける基盤を整備します。</li> <li>・活動の広報、情報発信を支援し、資源情報を流布します。</li> <li>・交流活動の促進、新たなふれあい活動の形を提案します。</li> </ul>                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、社会福祉協議会ホームページ等の媒体にて情報発信を行います。</li> <li>・文化教養講座等の動向調査やアンケート調査を行います。</li> <li>・助成要項の見直しを行い、多様な活動を支援を行います。</li> <li>・活動取材をととした情報の周知拡散を行い、活用資源としての認知を深めます。</li> <li>・コンペティション等による交流促進、地域の実情に合わせた形態を検討します。</li> </ul>      |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心した生活が送ることができる地域づくりを行います。</li> <li>・地域住民が生きがいを持ち、支えあう態勢を形成できるような支援を行います。</li> <li>・対象世代に合わせた新たなつながりの促進を行います。</li> </ul>                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 社協支部、自治会・町内会、民生委員児童委員、専門職、企業など                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、人材情報やニーズを集約する情報管理ツール</li> <li>・多世代がつながれるネットワークシステム</li> </ul>                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |

基本方針1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画3 地域交流・地域窓口の活用  
 事業⑨ 水戸市いきいき交流センターの運営



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(指定管理/主管課:高齢福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                         |                 |                          |                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|
| 事業目的                 | 無料又は低額な料金で、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する高齢者施設です。さらに、介護予防事業、多世代交流事業、子育て支援事業(あかしあ)なども行いながら、健康で明るく楽しく生きがいづくりの場を提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                           |                         |                 |                          |                 |
| 事業内容                 | 市内の60歳以上の方に生きがいのある生活を送っていただくため、各種教養講座などを開催します。また、介護予防事業や広く地域との連携を図れるような多世代交流などを行います。また「あかしあ」では子育て支援事業も行います。                                                                                                                                                                                                                                               |                         |                 |                          |                 |
| 現状と課題                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内8カ所(柳堤荘・あかね荘・葉山荘・長者山荘・常澄・ふれしあ・あじさい・あかしあ)のセンター管理運営を行うとともに地域福祉の推進に努めています。</li> <li>・立地条件、地域性の違いや駐車台数、交流スペース、マイクロバスなどの設備面でセンターにより状況が異なります。</li> <li>・建物の老朽化に伴う改修工事等により、サービスが提供できない期間があることから、利用者に理解していただく必要があります(長寿命化改修を順次実施予定)。</li> <li>・超高齢社会のなか、地域福祉を推進する法人の運営する施設として、事業の見直しや新たな利用方法について検討する必要があります。</li> </ul> |                         |                 |                          |                 |
| 年度数値<br>目標・指標        | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目)         | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目)          | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間入館者数<br>(128,341人) | 149,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 140,000<br>(柳堤荘 長寿命化工事) | 158,000         | 143,000<br>(あかね荘 長寿命化工事) | 167,000         |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者を増やすための関係団体等へ周知を行うとともに、多世代が交流できる場づくりを進めます。</li> <li>・利用者ニーズに沿った事業運営に努めます。</li> <li>・毎日を健康でいきいきと過ごせるよう介護予防や機能回復の充実に努めます。</li> <li>・地域課題を共有したり多様な世代が交流できる場づくりを構築します。</li> <li>・世代や属性を超えた利用者(地域住民)が交流できる居場所にするとともに、多様な課題を解決に導けるようネットワークを形成します。</li> </ul>                                                         |                         |                 |                          |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設PRのための案内パンフレットチラシの作成や、多世代交流事業は他拠点の見学も行いながら事業を推進します。</li> <li>・教室の見直しに取り組みます。</li> <li>・様々な団体や関係機関、ボランティア等と協働して、利用者のニーズに応じた健康づくりを推進します。</li> <li>・様々な団体や関係機関、ボランティア等と協働して多世代交流の場を創出します。</li> <li>・利用者(地域住民)や関係団体等との信頼関係を深め、地域課題の解決や地域の活性化に繋がる施設運営を行います。</li> </ul>                                               |                         |                 |                          |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や様々な団体、機関と連携して地域福祉を推進するという市社協らしさを発揮した適切な運営を行います。</li> <li>・多世代交流事業を推進するとともに、利用者を増加させます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            |                         |                 |                          |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、高齢者支援センター、NPO法人、ボランティア、社協支部、住民の会、民生委員児童委員、女性会、高齢者クラブ、社会福祉施設、学校、PTAなど                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                         |                 |                          |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | 利用者(地域住民)が抱える様々な課題を伴走支援し、地域福祉を活性化するために多様な関係機関、団体等を包括的にマッチング、コーディネートする事業                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         |                 |                          |                 |

基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画 4 連携・協働の場の推進  
 事業⑩ 地域いきいき活性化協働事業



| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会/自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                | 地域団体や関係機関などと協働しながら、さまざまな福祉活動やニーズ把握に取り組むことにより、住民同士が互いにふれあい・支えあう関係を深め、安心して住み続けられる地域づくりを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 少子高齢化、人口減少社会が進展する中、地域団体の役割が重要となっています。各地域団体が置かれている立場や把握している課題、例えば町内会加入率の低下に伴う各事業への影響等に対して、更なる検討を深めます。                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 国は、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（地域共生社会の実現）を進めています。各地域団体は、社会環境の変化や価値観の多様化に伴う地域課題の変化を捉えながら、様々な取り組みを行っていますが、団体単独では解決が困難な課題が多くなっています。国が設置した地域力強化検討会では、『自分や家族が暮らしたい地域を考える』という主体的・積極的な取り組み、『地域で困っている課題を解決したい』という気持ちで活動する住民の広がり、『一人の課題』について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり』の3つの方向性を目指して、地域住民の「我が事」の意識を醸成することが必要であるとまとめています。それぞれの団体の活動目的を共有しながら、各団体の枠を超えて、話し合う場、意識をすり合わせる場、協働する場が必要となっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 新たな話し合う場の設定(0)      | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体と課題協議を行います。</li> <li>・他団体とのニーズキャッチや課題協議の場を改めて設定し、検証を深めます。</li> <li>・周知、アプローチ方法等を検証し、普及啓発の強化を行います。</li> <li>・本会内の各課、他団体が協働して、横断的に連携できるように、協議を深めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市住みよいまちづくり協議会等との協議を行います。</li> <li>・水戸市役所各課との協議を行います。</li> <li>・県内外の類似市、先進地との情報交換等を行います。</li> <li>・SNSの周知回数増等、若年層に関心を持っていただけるよう様々な情報媒体を活用します。</li> <li>・本会内においても課題が共有できるように、協議、周知の場を設けます。</li> </ul>                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 各地域団体との連携を強化し、協働体制の構築を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市ボランティア連絡協議会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 地域住民の「我が事」の意識を醸成する機会として、学校との協働                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |

**基本方針1** つながりあい助けあう地域づくりの推進  
**基本計画4** 連携・協働の場の推進  
**事業⑪** 水戸地区社会福祉法人連絡会の活動促進



| 事業種別                       | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                       | 水戸市内の社会福祉法人が、情報交換や研修等を通じて資質の向上に努め、信頼される社会福祉法人を目指すとともに、相互に連携し地域公益事業等に取り組むことで地域共生社会の実現に寄与することを目的とします。                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                       | 社会福祉法人相互の情報提供と協力による、地域貢献活動推進のため、連絡会の運営支援を行います。                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                      | <p>社会福祉法人の地域貢献活動の情報共有や活動内容の検討を行うために、法人連絡会は組織されています。会員には水戸市内に法人本部、又は事業所がある50以上の社会福祉法人等が加入しています。総会、役員会、研修会のほかに専門部会を設置し、具体的な地域貢献活動の取組内容を協議し、事業計画案を作成しています。よろず相談窓口、生活困窮者に対するフードパントリー事業を行っております。</p> <p>様々な社会環境の変化により地域貢献活動の在り方も変化しており、実例を見極めながら、社会福祉法人等が一丸となった地域貢献活動の在り方の検討をより一層進めることが課題となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標              | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| フードパントリー事業<br>協力法人件数(20法人) | 25法人                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 30法人            | 35法人            | 40法人            | 50法人            |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードパントリー事業のさらなる推進を行います。</li> <li>・よろず相談窓口について、さらなる周知を行います。</li> <li>・会員法人を増やすよう、働きかけます。</li> <li>・フードパントリー事業、よろず相談窓口について、機能を強化します。</li> <li>・地域貢献事業の新たな取り組みを検討します。</li> </ul>                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードパントリー事業について会員法人の協力を促し、よろず相談窓口についてチラシを作成します。</li> <li>・入会していない法人に対して、取り組みの紹介等を行い、入会を促します。</li> <li>・フードパントリー事業について会員法人の協力を促し、相談機能強化を目的とした研修会を行います。</li> <li>・専門部会において、具体的に検討し、実施につなげます。</li> </ul>                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標             | 社会福祉法人の地域貢献活動を通して、地域住民のニーズを把握し、法人と地域が支えあう「福祉のまちみと」をつくります。                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源             | 水戸市、社会福祉法人 NPO 法人など                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |



基本方針 1 つながりあい助けあう地域づくりの推進  
 基本計画 4 連携・協働の場の推進  
 事業⑫ 災害時対応体制推進事業(災害ボランティアセンターの運営)



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会/自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                 | 地震や風水害など災害発生時、災害ボランティアセンター(以下、「災害ボラセン」という。)の設置・運営を中心とした被災者の支援体制を整備し、法人全体で推進することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IVOS 操作訓練や災害ボラセン運営訓練を定期的に実施し、円滑な運営ができるようにするとともに、市民の防災意識の啓発に努めます。</li> <li>・ 災害時初動期対応チームメンバーの養成を推進します。</li> <li>・ 被災地の災害ボラセンに職員を派遣し、協力関係を強化します。</li> <li>・ 行政や関係機関、企業等との連携・対応を継続確認します。</li> <li>・ 策定した災害時事業継続計画(BCP)の周知を図ります。</li> </ul> ※ IVOS…いばらき型ボランティアセンター運営システムの通称で、ボランティアの受付からニーズ集計まで一元管理できるソフトのこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>令和元年10月、台風19号による被災者支援のために、災害ボラセンを立ち上げ、実際の運営を行いました。その後、令和2年8月水戸市災害ボラセンの設置等に関する協定を水戸市と締結し、令和2年9月災害時の相互協力に協定を水戸青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等と締結し、令和2年11月にも同じ協定を常澄商工会、内原商工会と締結しました。また、令和6年3月には、水戸市災害ボラセン設置に伴う駐車場の使用に関する協定を株式会社ダイナムと締結し、店舗の駐車場を使用できるよう協力関係を構築しました。</p> <p>運営訓練は現在まで3回実施しており、その他全社協から委託された協働型災害ボラセンのモデル事業も実施しました。IVOSの操作訓練は毎年実施しています。</p> <p>災害時初動期対応チームメンバーは、災害ボラセンのスムーズな立ち上げに向けた助言・支援などを行うもので、県内社会福祉協議会の職員で構成されています。養成講座を受講することでメンバーの登録がされるため、本会では積極的に受講し、現在13名が登録しています。</p> <p>令和5年度は県内においても災害が頻発したため、取手市、北茨城市、高萩市、日立市の災害ボラセンに職員を派遣するとともに、能登半島地震による石川県内の災害ボラセンにも輪島市に2回職員を派遣しました。</p> <p>災害は必ず発生することを念頭に置き、いざという時のために、日頃からの訓練や協力体制の整備が必要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 初動期対応チームメンバーの登録(13名) | 15名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 17名             | 20名             | 22名             | 25名             |
| 計画の5年間目標(施策の展開)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCP(障害者施設等)や災害ボラセン設置・運営マニュアルの周知を図ります。</li> <li>・ 地域住民やボランティアと協働して、運営訓練を実施します。</li> <li>・ 初動期対応チームメンバーのスキルアップを目指します。</li> <li>・ 被災者支援に関する協力体制について、検討します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議や研修会において、読み合わせを行います。</li> <li>・ 県社協と連携し、より効果的な訓練となるよう計画を立案します。</li> <li>・ 初動期対応チームメンバーフォローアップ研修を受講します。</li> <li>・ 被災者支援の取り組みについて、ボランティア等と話し合う機会をつくります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政、団体等との連携協力体制を強化します。</li> <li>・ 発災から、災害ボラセンの立ち上げ、運営、閉所、閉所後のフォローまで円滑に流れるような体制を日頃から整えます。</li> <li>・ 災害ボラセンのスムーズな立ち上げに向けた助言・支援ができる職員を増やします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する社会資源           | 水戸市、茨城県、茨城県社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)、民生委員児童委員、社協支部、町内会・自治会、ボランティア連絡協議会、青年会議所、商工会、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、ダイナム、市町村社会福祉協議会など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な新たな社会資源      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画1 相談支援体制の構築・推進

## 事業① 市民を対象とした相談支援事業(心配ごと相談事業)【「心配ごと相談所」の運営】



|                       |                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                  | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                  | 日常生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとに応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民が、安心して暮らせることを目的とします。                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                  | 市民福祉の増進を図るため、日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに応ずる相談所を開設します。                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                 | <p>【開設時間】 毎週木曜日 13～16時</p> <p>【相談員数】 17名(主任3名, 一般14名)</p> <p>【相談内容】 財産を含む家族内での相談が39%を占めています。</p> <p>【相談件数】 93件(令和5年度実績)</p> <p>令和元年度から5年度の平均相談件数76件</p> <p>・複合的な課題を含む相談が増加しています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標         | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                      | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 相談件数<br>(直近5年間の平均76件) | 80件                                                                                                                                                                                  | 85件             | 90件             | 95件             | 100件            |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員のスキル維持向上を図ります。</li> <li>・関係機関との連携を強化します。</li> <li>・資質向上のため研修内容の充実を図ります。</li> <li>・心配ごと相談事業について、周知の強化を図ります。</li> </ul>                     |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資質向上のため研修内容を検討し、実施します。</li> <li>・SNSの周知回数増や、紙媒体での周知強化等、様々な情報媒体を活用します。</li> <li>・関係機関との情報交換会を実施します。</li> </ul>                                |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標        | 各相談員が、地域住民の身近な相談窓口として、様々な悩みや生活課題の解決につながる相談支援を行うとともに、専門性が必要な相談については関係機関と連携し、必要な情報提供を行います。                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源        | 茨城県、水戸市、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、婦人相談、児童相談所、公共職業安定所、家庭裁判所、学校、税務署、警察署、保健所、社会福祉事業施設、その他必要な関係機関、民生委員児童委員連合協議会など                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源   |                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 1 相談支援体制の構築・推進

#### 事業②-1 障害者を対象とした相談支援事業【水戸市基幹相談支援センター】



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 障害者等が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう包括的に支援することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法等に基づく相談等の業務を総合的に行います。                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 水戸市では、身体、知的、精神のいわゆる3障害に加えて、難病、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児など課題のある相談案件の増加や障害者のニーズの多様化により、相談支援専門員へのサポートや緊急的な対応ができる体制整備が求められています。基幹相談支援センターと各障害福祉サービス事業所等が緊密な連携を図りながら、障害者にとって必要な社会資源等を構築するための地域づくりを進める必要があります。コロナ禍の影響により、地域生活支援拠点等における地域の体制づくりや地域移行、地域定着の促進のための普及啓発や体制づくりが未着手であるため、あらためて関係機関と協議を持ちながら、推進していきます。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 他市町村・他職種との合同研修会(1回) | 3回                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3回              | 3回              | 4回              | 4回              |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携による重層的な相談支援体制づくりに努めます。</li> <li>・地域生活支援拠点等における地域の体制づくりに努めます。</li> <li>・地域移行、地域定着の促進のための普及啓発や体制づくりに努めます。</li> <li>・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの体制づくりに努めます。</li> </ul>                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や研修等で関係機関との連携構築を図り、相談支援体制を構築します。</li> <li>・相談支援体制の構築後、地域生活支援拠点等の協力を得られるように説明します。</li> <li>・様々な障害者に対応するために、地域生活支援拠点事業所の拡充を図ります。</li> <li>・医療機関等と協議し、退院後の支援について連携体制の構築を図ります。</li> </ul>                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 水戸市における相談支援事業の中核的役割を果たします。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、医療機関、指定相談支援事業所、水戸市地域自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、茨城県障害児等療育支援事業所、水戸地区障害者就業・生活支援センターなど                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 児童相談所、法テラス、民生委員、薬局、高齢者支援センター、権利擁護サポートセンター、自立相談支援室など                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画1 相談支援体制の構築・推進

## 事業②-2 障害者を対象とした相談支援事業【水戸市障害者生活支援センター指定相談支援事業所】



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業（主管課：障害福祉課）                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 障害者等が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう支援することを目的とします。                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業及び指定一般相談支援事業を行います。福祉サービス利用時のサービス等利用計画の作成や継続的なモニタリング等を行います。                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 令和5年度から西部基幹相談支援センターとして、組織及び事業の変更があり、基幹相談支援センターの業務の一部として、「水戸市障害者生活支援センター指定相談支援事業所」として、新たにスタートしました。<br>計画相談の依頼に関する対応だけでなく、一般的な基本相談についての相談対応の強化を図るとともに、複合化する課題や障害者ニーズの多様化に伴い、相談支援専門員の援助技術の向上が必要となっています。                                            |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                 | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 計画相談契約者数<br>（275件）  | 278件                                                                                                                                                                                                                                            | 281件            | 284件            | 287件            | 290件            |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携や研修等の参加を積極的に行います。</li> <li>・新たな相談支援専門員の人材育成を行います。</li> <li>・BCP計画の見直しを行います。</li> <li>・主任相談支援専門員を誕生させ、2名体制にします。</li> <li>・相談支援専門員の短時間職員を正職員に変更します。</li> </ul>                                    |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月開催している相談支援事業所等連絡会議に積極的に参加します。</li> <li>・初任者研修を受講し、計画的な人材育成に努めます。</li> <li>・作成したBCP計画を見直し、対応可能な計画に修正します。</li> <li>・主任相談支援専門員研修を受講します。（受講条件あり）</li> <li>・主管課と協議し、相談支援専門員を正職員に変更して契約件数を増やします。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 地域で暮らす障害者が本人の意思決定に基づき、安心してその人らしく暮らせるよう自立生活を支援します。                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、指定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、水戸市地域自立支援協議会、茨城県自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、茨城県障害児等療育支援事業所、水戸地区障害者就業・生活支援センター、病院、警察、金融機関など                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 民生委員、社会保険労務士、法テラス、学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、スクールソーシャルワーカー、母子生活支援施設など                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 1 相談支援体制の構築・推進

#### 事業②-3 障害者を対象とした相談支援事業【水戸地区障害者就業・生活支援センター】



| 事業種別                     | 水戸市社会福祉協議会 / 国・県受託事業                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                     | 障害者雇用促進法に基づき、職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とします。                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                     | 就労支援として働きたいと就職を希望する方の相談及び在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談を行います。就職してから1年未満対象者の就労定着支援体制づくりを強化し、生活困窮者等の支援に関しては、関係機関と連携しながら対応していきます。また、生活支援として一般就労しながら地域生活をしていくための相談と生活支援を行います。                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                    | コロナ禍の影響により障害者雇用の求人数が減り、就職者数が大きく減少しました。元に戻りつつありますが、コロナ禍以前のように就職者数を増やすこと、また、就職してから職場に定着するように支援し、職場定着率を上げることが必要となっています。なお、就労支援事業所とのネットワーク構築のため、水戸市以外の地域の就労支援事業所との関係構築が必要となっています。<br>また、地域の就労支援力の底上げのため、企業や就労支援事業所とのネットワーク形成について、積極的に進めていくことが求められています。              |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                 | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 就職者数(39名)<br>職場定着(85.7%) | 50名<br>90%以上                                                                                                                                                                                                                                                    | 52名<br>90%以上    | 54名<br>90%以上    | 57名<br>90%以上    | 60名<br>90%以上    |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市以外の水戸地区の就労支援事業所との連携を強化します。</li> <li>・就職者数を増やします。</li> <li>・企業と就労支援事業所との交流会を積極的に実施します。</li> <li>・在職者交流活動を積極的に開催します。</li> <li>・登録者の現況確認と今後の支援の見直しを図ります。</li> </ul>                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市以外の水戸地区の就労支援事業所に訪問し、相互関係を構築します。</li> <li>・就労支援事業所と連携し、職場見学や実習など就職活動への支援を拡大します。</li> <li>・様々な企業や就労支援事業所との交流会を実施します。</li> <li>・様々なテーマを企画し、在職者同士の交流を図ります。</li> <li>・長期間支援の求めがない登録者の現状を確認し、必要に応じて支援の見直しを図ります。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標           | 地域で暮らす障害者が、働きながら自立した生活を送れるように就労と生活の両面から支援します。                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源           | 茨城労働局、茨城県、茨城県障害者職業センター、ハローワーク、特別支援学校、水戸市、指定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、水戸市地域自立支援協議会、茨城県自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、基幹相談支援センター、病院、警察、金融機関、他の障害者就業・生活支援センターなど                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源      | MSW, PSW, グループホーム, 弁護士, 社会保険労務士など                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画1 相談支援体制の構築・推進

## 事業③ 高齢者を対象とした相談支援事業【指定居宅介護支援事業所 在宅福祉サービスセンター】



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                        | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                        | 高齢者が住み慣れた地域において、自立しながら安心して暮らせるよう包括的に支援することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                        | 指定居宅介護支援事業所として、介護保険法に基づき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活するために、介護支援専門員が本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適正な支援を行います。                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                       | <p>現在、介護支援専門員は3名体制で業務を行っています。（うち主任介護支援専門員1名）職員を増員し、介護ニーズに対応できる体制をつくる必要があります。</p> <p>引き続き、利用者が安心して介護サービスを利用できるように利用者本人とその家族の意向に添いながら、利用者の自立支援に向けて専門的な立場から地域資源の活用など介護保険サービスに留まらないケアプランを作成し、利用者・家族の意思決定に基づいたサービス提供を行っています。</p> <p>また、介護支援専門員の専門性として、初見でも柔軟に対応できる高い相談援助技術やマネジメント力の向上が求められています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標                   | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 職員配置人数(3名)<br>モニタリング件(120件) | 職員4名<br>月160件                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 職員4名<br>月160件   | 職員5名<br>月200件   | 職員5名<br>月200件   | 職員5名<br>月200件   |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4名体制で業務を実施し、自主事業として収支を黒字にします。（1年目）</li> <li>・4名体制での事業を安定させ、職員を増員する準備を整えます。（2年目）</li> <li>・5名体制で業務を実施し、自主事業として収支を黒字にします。（3年目）</li> <li>・5名体制での事業を安定させ、職員を増員する準備を整えます。（4年目）</li> <li>・5名体制で業務を実施し、自主事業として収支を黒字にします。（5年目）</li> </ul>                      |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ unnecessary 支出を削減し、介護保険収入を増やします。</li> <li>・ 新規職員が加入してからの人材育成計画を実行し職場定着を図ります。</li> <li>・ 新規職員を採用してから、新規案件を積極的に受け付けます。</li> </ul>                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人一人のマネジメント力を向上します。</li> <li>・ 事業所の安定的な経営状態を維持します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源              | 水戸市、居宅介護支援事業所、水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、病院、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源         | 保健所、いきいき交流センター、市民センター、民生委員、薬局など                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |





**基本方針 2** 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実  
**基本計画 1** 相談支援体制の構築・推進  
**事業④-1** 生活困窮者を対象とした相談支援事業(自立相談支援事業)

| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：生活福祉課)                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある者に対して広く相談を受け付けるとともに、生活困窮者が抱える複合的な課題を本人の意思を確認した上で支援内容を策定し、支援後も本人の自立まで継続的に支えていくことを目的とします。                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 生活困窮者からの相談を丁寧に聞き取り、課題解決に向けた必要な情報の提供や助言を行います。生活困窮者の希望に応じ、居住支援・就労支援・家計改善支援・一時生活支援など個別の支援プラン(計画)を相談者と一緒に作成し、関係機関と連携して自立した生活の実現に向けた支援を行います。                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 生活困窮者自立支援事業は、住居確保給付金や就労準備支援事業、家計改善支援事業など延長を含む支援期間が決まっており、限られた時間の中で支援を実施し、結果を出さなければならない難しさがあります。就労準備支援事業や家計改善支援事業は、相談者本人が事業内容を理解し、本人が自ら変わろうとする意識が無ければ支援が成立しないため、事業を利用するまでの相談対応が極めて重要となっています。<br>また、ひきこもりのケースでは、自分では声が出せない(相談できない)ため、本人の意思を尊重した支援が求められています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 就労準備支援実績(4件)        | 4件                                                                                                                                                                                                                                                        | 5件              | 6件              | 7件              | 8件              |
| 家計改善支援実績(4件)        | 4件                                                                                                                                                                                                                                                        | 5件              | 6件              | 7件              | 8件              |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業の周知及び相談支援スキルの向上を図ります。</li> <li>積極的なアウトリーチを行います。</li> <li>担当している事業以外の事業内容を把握します。</li> <li>関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>重層的、横断的な連携体制を構築します。</li> </ul>                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関へ事業説明を行い、横断的なつながりを構築します。</li> <li>研修に参加し、自己研鑽に努めます。</li> <li>担当している事業以外の事業内容を学び、相談対応の幅を広げます。</li> <li>様々な分野の関係機関とのつながりを強化し、支援対応の選択肢を増やします。</li> <li>様々な相談に対応し、横断的なつながりを生かしながら関係を構築します。</li> </ul>              |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で暮らす生活困窮者が、生活保護を受けることなく自立した生活を送れるように支援します。</li> <li>生活困窮者が望む生活を地域で実現できるようにします。</li> </ul>                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 茨城県社会福祉協議会、水戸市、民生委員児童委員、NPOフードバンク茨城、ハローワーク、一般社団法人LANS、soratobunezumi合同会社、不動産会社、金融機関、公共料金(電気・水道・ガス・電話等)事業者など                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |

**基本方針2** 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実  
**基本計画1** 相談支援体制の構築・推進  
**事業④-2** 生活困窮者を対象とした相談支援事業(学習・生活支援事業)



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                          | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(主管課:生活福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                          | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の児童生徒が将来自立した生活が出来るように、学習支援や居場所づくり等を行い、貧困の連鎖を防止することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                          | 学習支援会を通して、学習支援や居場所づくり、保護者への進路相談を行います。ボランティアの確保、学習支援会の周知、利用申込みの受付と利用者管理、ボランティア対象の研修会、食糧支援等を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                         | 市内8会場(赤塚・吉沢・末広・浜田・平須・見和・緑岡・堀原)で学習支援会を実施しており、約140名の児童生徒が登録しています。ボランティア登録者数も150名を超え、支援体制の整備が図られています。しかし、参加者が少ない会場があり、対象世帯に対するより丁寧な事業の周知が必要となっています。また、参加者の中には、多動で落ち着きのない見守りが必要な児童もいることから、安全の確保にも細心の注意を払いながら対応しています。さらには、不登校やひきこもり等の児童生徒の居場所にもなっており、学校との情報共有を進め、生活の安定を図りながら社会生活が送れるようなサポートも実施しています。そのような子どもたちに対応するボランティアは大学生が7割を占めているため、心理理解をはじめとしたスキルの向上が求められています。また、子ども食堂については、現在、赤塚会場にてボランティア団体によるお弁当の提供がありますが、全会場で実施が出来ていないため、新たなボランティア団体の発掘と調整が必要になっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標                 | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 登録児童生徒数(142名)<br>平均参加者数(7.5名) | 160名<br>10名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 170名<br>11名     | 180名<br>12名     | 190名<br>13名     | 200名<br>14名     |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録児童生徒数を増やします。</li> <li>・平均参加者数を増やします。</li> <li>・生活保護世帯児童生徒の学習支援参加を促進します。</li> <li>・全会場で子ども食堂を実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に数回、小中学校の教員に学習支援事業の説明を行い、対象世帯に周知します。</li> <li>・登録した児童生徒が安心して参加できるように、過ごしやすい環境づくりを行います。</li> <li>・自宅を訪問し、保護者に対して学習支援事業について説明します。</li> <li>・新たなボランティア団体と協議し、実施に向けた調整を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒及びその家族の生活課題に着目し、それぞれが抱える課題を明らかにした上で、関係機関と連携を図りながら支援します。</li> <li>・地域における学びの機会を得られる拠点として、新たな社会資源に位置付けられるようにします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                | 水戸市、水戸市教育委員会、民生委員児童委員、退職校長会、退職教頭会、退職公務員連盟、茨城大学、常磐大学、茨城キリスト教大学、小・中・高等学校など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           | NPO団体、ボランティア団体、地域住民、スクールソーシャルワーカー、市民センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |

基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実  
 基本計画1 総合相談体制の構築・推進  
 事業④-3 生活困窮者を対象とした総合相談【生活福祉資金貸付事業】



| 事業種別                                        | 水戸市社会福祉協議会 / 県社協受託事業                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                                        | 生活困窮者に対し、資金の貸付けと必要な指導援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金貸付の相談対応や借入申込み書類の作成を行います。</li> <li>貸付の未償還者への督促相談や償還に関する事務を行います。</li> <li>緊急小口資金等の特例貸付について、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、訪問等のアウトリーチやフォローアップ支援を行います。</li> </ul>                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                                       | <p>令和4年9月末でコロナ禍に伴う特例貸付の申請が終了しましたが、現在も生活に困窮している方は多く、生活福祉資金借入の相談件数は増えています。しかし、特例貸付と比較して従来の本則貸付は審査基準が厳しく、実際の申請件数は少ない状況です。</p> <p>また、令和5年度から特例貸付に伴うフォローアップ支援事業がスタートしました。3,000人を超える借受人へのアプローチは電話、訪問、窓口で対応していますが連絡の取れない方も多い状況です。まずは、借受人本人との連絡ができるように様々な方法でアプローチしていくことが必要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標                                   | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 借受人への<br>アプローチ件数<br>(架電、訪問、窓口<br>対応、2,390件) | 3,000件                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3,000件          | 3,000件          | 3,000件          | 3,000件          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての借受人の生活状況の把握します。</li> <li>償還猶予延長申請者の償還免除対象となるか否か検討します。</li> <li>償還免除者及び償還猶予者以外の返済滞納者へのアプローチを行います。</li> <li>計画的な訪問及び借受人への丁寧な対応を行います。</li> </ul>                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての借受人へ架電及び訪問を実施します。</li> <li>本人との面接を行い丁寧な聞き取りをしたうえで、意見を県社協に報告します。</li> <li>様々な方法を使って面会し、生活状況を確認します。</li> <li>定期的な訪問を行い、現在の生活状況を把握します。</li> </ul>                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標                              | 貸付事業の制度目的に沿った運用を行い、対象者が地域で自立した生活が送れるようにします。                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                              | 茨城県社会福祉協議会、水戸市、民生委員児童委員、税務署、金融機関、法テラス、消費生活センターなど                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画2 権利擁護体制の構築・推進

## 事業⑤-1 権利擁護事業(権利擁護サポートセンター/県央地域成年後見支援事業)



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(主管課:高齢福祉課・障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 認知症, 知的障害及び精神障害などの理由により, 判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに, 権利を損なわれた場合に相談に応じることにより, 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援することを目的とします。                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 連携中枢都市圏構想における県央地域成年後見支援事業として, 県央地域の市町村(水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町及び東海村)が連携して成年後見制度の普及啓発, 相談支援, 利用促進, 後見人の支援を行います。また, 被後見人等に対し, 法人として成年後見人等を受任します。さらに, 広域中核機関として権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークを構築します。                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 成年後見制度については, 相談・問合せ件数の増加から, 地域住民だけでなく福祉専門職に対しても少しずつ普及啓発が進んできていると言えます。法人後見についても, 着実に受任件数は増えていきます。しかし, 連携中枢都市圏を構成する県央地域の市町村によって, 人口差だけでなく, 制度に対する意識, 理解, 体制, 相談件数等について違いがあるため, 地域の格差をなくすことが求められています。また, 後見受任団体によっては, 受任できる余裕が無くなってきており, 市民後見人にリレーする等の受任候補者を調整する必要があります。さらに, 任意後見についての相談やニーズがあり, 任意後見を受任するための体制づくりが求められています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 法人後見<br>新規受任件数(10件) | 10件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 10件             | 10件             | 10件             | 10件             |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな市民後見人を誕生させます。</li> <li>・任意後見を受任するための支援体制を整備します。</li> <li>・成年後見事業の普及啓発のためのイベントに参加します。</li> <li>・市民後見人の養成機会をつくります。</li> <li>・地域連携ネットワークの中心的な役割を担います。</li> </ul>                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在受任している案件を精査し, 適切なタイミングで市民後見人にリレーします。</li> <li>・情報収集し, 要綱を作成した上で任意後見支援事業を実施します。</li> <li>・市内のイベント等でブースを設置し, 成年後見事業の普及啓発を図ります。</li> <li>・3回目の市民後見人養成講座を実施します。</li> <li>・リレー案件等の調整など本会を中心とした受任者調整を確立させます。</li> </ul>                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 成年後見制度の利用を必要とする方が, 安心して利用できるようなネットワークの構築及び受任者調整の体制を確立させ, 住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るようにします。                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 行政機関, 弁護士会, 司法書士会, 社会福祉士会, 行政書士会, 税理士会, 家庭裁判所, 法テラス, 金融機関, 警察, 医療機関, 地域包括支援センター, 高齢者支援センター, 市町村社会福祉協議会, 民生委員児童委員など                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 茨城県, 茨城県社会福祉協議会, 居宅介護支援事業所, 相談支援事業所, 公証役場, 福祉施設, 地域住民, しんらいの会, 市民後見人養成講座修了生                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 2 権利擁護体制の構築・推進

#### 事業⑤-2 権利擁護事業(権利擁護サポートセンター / 日常生活自立支援事業)



| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 県社協受託事業                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                | 認知症，知的障害及び精神障害などの理由により，判断能力が不十分な方が福祉サービスの利用援助を中心に，日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して，高齢者や障害のある方等の権利を擁護することを目的とします。                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 判断能力が不十分な方を対象に，福祉サービスの利用援助，日常的な金銭の出し入れ，生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに，年金手帳や預金通帳等の預かりを行います。                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 年々利用者が増加しており，中でも複合的な課題を有する利用者が増加する等支援内容が困難化しています。現在，専任の専門員及び生活支援員が支援にあたっていますが，今後は職員体制の見直しとともに，困難な課題に対応するため，職員の専門性の向上，関係機関との調整などが必要となっています。また，慢性的な待機状態が続いているため，待機者数の減少が課題となっています。                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク回避のため，施設利用料等の口座引落としや銀行振り込み等を推奨します。</li> <li>・不正防止のため，チェック体制を強化します。</li> <li>・職員の専門性を向上します。</li> <li>・多くの利用者に対応するため，業務を効率化します。</li> <li>・相談受付から契約までの時間の短縮します。</li> </ul>                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・なるべく現金の取り扱いを少なくし，金銭管理の効率化を図ります。</li> <li>・金銭管理に係る職員の不正を防止するため，複数人でのチェック体制の強化を図ります。</li> <li>・研修等に参加し，困難なケースにも対応できる人材を育成します。</li> <li>・支援記録等の書類を簡素化し，事務作業の効率化を図ります。</li> <li>・待機者数を無くし，日常生活自立支援事業をすぐに利用できるようにします。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 社会資源として認知度が向上し，権利擁護意識の醸成が図られ，判断能力に課題があっても地域で自立した生活が送れるよう支援します。                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 行政機関，茨城県社会福祉協議会，相談支援専門員，ケアマネージャー，医療機関，民生委員児童委員，水戸地区障害者就業・生活支援センター，福祉サービス事業所，金融機関など                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑥-1 障害者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市身体障害者生活支援施設いこい】



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                          | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(指定管理/主管課: 障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                          | 主たる身体障害者の入所施設で、入所者のニーズを傾聴しながら、日常生活の継続ができるよう食事・入浴・排泄などの介護等を提供します。短期入所では行政と連携し緊急一時などの活用で地域生活に戻る支援を行うことを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                          | 主に身体障害者を対象とし、24時間体制で健康で充実した日常生活が送れるよう、施設入所支援、生活介護及び短期入所のサービスを提供します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                         | 利用定員は50名、短期入所定員は4名で随時受入れを行っています。日常の生活支援のほか、入所生活において季節感を感じられるよう、季節の行事(花見会、七夕、バーベキュー、納涼祭など)を開催しています。コロナ禍により外出行事は制限しましたが、現在も慎重に対応しています。日中活動支援では、本人の意向を尊重し希望する利用者に、計画相談員と調整して、「身体障害者福祉センターつどい」「福祉作業所むつみ」の生活介護と文化講座や「身体障害者就労支援施設のぞみ」「知的障害者就労支援施設はげみ」の就労継続B型のサービスも提供しています。外部や内部研修・自立支援協議会・勉強会に参加していますが、利用者の高齢化、重度化により介護保険等との連携の必要性が増えてきているため、関係機関とのマネジメント・調整力が必要となっています。また、就労している障害者をボランティアとして受入し、社会貢献活動に寄与するとともに、介護職員の負担軽減を図っています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標                 | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 施設入所<br>年間延べ利用人数<br>(15,796人) | 17,520                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 17,520          | 17,885          | 17,885          | 18,250          |
| 生活介護年間<br>延べ利用人数<br>(10,369人) | 10,530                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10,530          | 10,800          | 10,800          | 11,000          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の意向を尊重し、充実した日中活動の場を提供をしていきます。</li> <li>入所者の重度化・高齢化を考慮し、安心・安全な介護を目指します。</li> <li>地域の社会資源となるべき施設を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者とその家族や計画相談員と連携しながら、入所者の意向に沿ったサービスを提供します。</li> <li>導入したリフトの活用と重度化・高齢化に対応できる介助について研修を重ねます。</li> <li>先進施設の見学、介助方法を学び、施設内で応用します。</li> <li>地域行事等への参加や就労している障害者をボランティアとして受け入れを継続し、地域とのつながりを強化していきます。</li> <li>身体障害者以外の障害者の受け入れを最大限できるよう、職員のスキルアップを図ります。</li> </ul>                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の社会資源として開かれた施設を目指します。</li> <li>安全安心で充実した生活が送れるよう、利用者の生活の質の向上を目指した事業内容に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                | 水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           | 障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所などの視察                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

#### 事業⑥-2 障害者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市身体障害者福祉センターつどい】



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (指定管理 / 主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | (生活介護) 在宅の障害者に対して、創作活動や入浴等のサービスを提供することにより、自立と社会参加を促進するとともに、生きがいを高めることを目的とします。<br>(福祉センター) 在宅の障害者やその家族、ボランティアに対して、様々な活動を提供することにより、文化活動や親睦を深めるとともに、健康増進、社会参加の促進、社会福祉の啓発活動を目的とします。                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では介護とともに個別・集団の活動支援を提供することにより、在宅生活の支援を行います。また、市内居住の身体障害者とその付添い家族を主な対象に、各種文化講座の開催、地域交流や啓発活動などの福祉センター事業を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | 生活介護の利用定員は1日あたり15名ですが、平均利用者数は定員よりやや少なめです。午前は利用者の機能訓練、午後はレクリエーションを中心に、充実した日課が送れるような活動を行っています。また、「野外レク」を実施しており、年間を通して利用者に貴重な外出機会を提供しています。<br>福祉センター事業では、パソコン、吹き矢、陶芸、染色、絵手紙、押し花講座を年間を通して提供します。一の牧保育所園児との交流会や福祉講演会など、福祉への啓発や相互交流の場を提供しています。<br>50歳代、60歳代の利用者が多数を占め、利用者の高齢化、重度化が進んでいます。65歳以上での利用も可能となり切れ目のないサービス提供ができていますが、その一方で若い世代が利用しづらい状況になっている可能性があります。教養文化講座も、講師の高齢化が進んでいる講座もあり、継続に向けた新たな講師の採用、新たな活動、講座の検討が必要になっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(2,708人) | 2,750                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2,800           | 2,850           | 2,900           | 2,950           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要等認知度を高め、新規利用者の獲得につなげます。</li> <li>市内の事業所等に広報活動を行い、新規利用者の獲得を目指します。</li> <li>教養文化講座の種類・内容の検討を行い、幅広い世代の参加を目指します。</li> <li>利用者の満足度の向上を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等で、施設活動の魅力を継続的(月1回以上)に発信します。</li> <li>各種研修や自立支援協議会などに積極的に参加し、関係機関との関係づくりに努めます。</li> <li>他事業所の見学等を行い、新しい講座やクラブ活動を検討すると共に、新しい講師を採用します。</li> <li>若い世代にも興味を持ってもらえるような講座やクラブ活動を開設します。</li> <li>安心・安全にサービスが提供できるように、職員の研修や勉強会を通して、支援力の向上を図ります。</li> </ul>                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の社会資源として、また、数少ない身体障害者対象の生活介護事業所及び福祉センターとしての役割機能を明確にします。</li> <li>在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>65歳以上の支給決定については、関係機関との連携により切れ目のない支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化教養講座の講師</li> <li>ボランティア(講座手伝い、クラブ活動)</li> <li>自立支援協議会</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑥-3 障害者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか】



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(指定管理/主管課: 障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                 | 在宅の障害者に対して、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等を提供し、利用者に対し適切な障害福祉サービスを提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に在宅の身体障害者を対象に、個々の障害に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事など個々の支援計画に沿った活動を提供します。                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>利用定員は1日あたり15名ですが、平均利用者数は定員よりやや少なめです。サービス担当者会議やモニタリングを通して利用者ニーズを把握し、利用回数、送迎時間の変更、嗜好に合わせた給食の提供を行っています。職員会議、支援会議等で利用者一人ひとりの行動パターンを確認し、利用者への事故防止意識を高めています。利用者が機械浴から一般浴へ移行する等の目的を持った機能訓練に取り組んでいます。</p> <p>利用者ニーズに沿った個別支援計画を作成することが重要となっています。利用者に立ち上がりや動き出し時に不安定な動きが多くみられるため、利用者の事故防止への取り組みを更に進めなければなりません。機能訓練を通して利用者が家庭での日常生活動作に活かしていくことが必要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(3,459人) | 3,500                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3,550           | 3,600           | 3,650           | 3,700           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要等認知度を高め、新規利用者の獲得につなげます。</li> <li>・市内の事業所等に広報活動を行い、新規利用者の獲得を目指します。</li> <li>・あかつかの利便性を活かした企画事業を多く取り入れ、利用の増加を目指します。</li> <li>・安心安全なサービスに努め、事故ゼロを目指して取り組んでいきます。</li> <li>・利用者満足度が上がる支援により、利用者増につなげます。</li> </ul>                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等で、施設活動の魅力を継続的(月1回以上)に発信します。</li> <li>・各種研修や自立支援協議会などに積極的に参加し、関係機関との関係づくりに努めます。</li> <li>・近くの銀行やスーパーなど駅近の立地を生かした活動を多く実施します。</li> <li>・最新の介助方法を学び、職員の支援力の向上を図ります。</li> <li>・常に利用者のニーズ等を把握し、利用に満足いただけるサービスを提供していきます。</li> </ul>                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として、また、数少ない身体障害者対象の生活介護事業所としての役割機能を明確にします。</li> <li>・在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい機械浴の導入</li> <li>・介護記録等におけるパソコンソフトの活用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

#### 事業⑥-4 障害者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市福祉作業所むつみ】



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業（指定管理 / 主管課：障害福祉課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                 | 地域において就労が困難な知的障害者に対して、作業活動や創作的活動等を提供することにより、自立と生きがいを高めるとともにその家族に対して適切な支援を行い、負担の軽減を図る事を目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に在宅の重度知的障害者を対象とし、生活介護事業では、利用者それぞれの特性に応じた個別及び集団の支援を行います。また、自立訓練事業では、自宅での生活が中心の方を訪問し、通所支援につながるよう支援します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | 利用者定員は生活介護34名、自立訓練6名で、平均利用者数は定員より少なめです。生活介護事業については、集団での活動が難しい利用者には、個別での対応を適時取り入れています。集団での活動に適応できる利用者には、仲間との会話を楽しみながらのグループ活動を実施しています。写真やスケジュール表等、目で見てとらえやすい工夫をすることで、自分が今、どこで、何をすればよいのかわかりやすい環境を提供しています。利用者の希望や得意なことを尊重して作業に取り組めるよう支援しています。自立訓練については、利用者家族、または関係者からの問い合わせへの相談対応を行っています。個別対応時には、それぞれの利用者の障害特性を十分に理解することが求められるため、職員の更なるスキルアップが必要となっています。職員に対して継続して研修や学習する機会を設けていくことが必要となっています。また、利用者本人やその家族の高齢化に伴い、在宅での生活が困難になると予想される方が増えています。そのような方の受け入れに積極的に取り組むとともに、高齢の利用者と若い利用者とは、体力の差も大きいことから日課に配慮することが必要となっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 年間延べ利用人数<br>（7,061人） | 7,200                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 7,200           | 7,200           | 7,200           | 7,200           |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要等認知度を高め、新規利用者の獲得につなげます。</li> <li>強度行動障害者の受け入れに積極的に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等で、施設活動の魅力を継続的（月1回以上）に発信します。また、パンフレットを更新します。</li> <li>強度行動障害者の特性についての学習会を通して、職員間で共有します。</li> <li>強度行動障害支援者養成研修の受講者を増やし、中堅職員は研修講師を目指すようにします。</li> <li>本会内他施設職員との強度行動障害者事例検討会を開催します。</li> <li>強度行動障害者への支援体制の充実を目的とした中核的人材養成研修受講を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標           | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の社会資源として、また、強度行動障害対象の生活介護事業所として役割機能を強化します。</li> <li>在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>中核的人材養成研修修了者を配置し、加算を獲得します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する社会資源           | 水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な新たな社会資源      | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設の見学や交流</li> <li>心身協主催の強度行動障害支援者養成研修</li> <li>のぞみの園への研修</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑥-5 障害者を対象とした介護・生活支援サービス【訪問サービス事業所みらい】



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                 | 対象となる在宅の障害者の障害特性や家族構成など一人ひとりの状況に合わせて、通院や買い物などの日常生活の支援、余暇活動等の社会参加の機会の確保と、介護者である家族の負担軽減（レスパイト）を目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 在宅の障害者を対象に、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援及び福祉有償運送事業を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>訪問サービスや移動支援のニーズの増加、市内での同行援護や移動支援を提供する事業者の減少により、利用希望が多くなっています。個別支援計画と前月からの利用希望によりサービス提供を行っていますが、急なキャンセルや当日朝の利用希望にも可能な範囲で柔軟に対応しています。</p> <p>利用者ニーズに応じた質の高いサービス提供や安定的な事業運営のためには登録ヘルパーの確保が重要となっています。長時間の支援希望の利用者と登録ヘルパーとの調整、急な予定変更による支援時間の延長や急なサービス提供依頼への対応など、登録ヘルパーを含めた職員の動き方と利用者ニーズにとの効果的な調整が必要となっています。人員確保に加え、職員の資格取得（スキルアップ）、若年層職員の確保・育成も重要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 年間延べ利用人数<br>（2,240人） | 2,300                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2,350           | 2,400           | 2,450           | 2,500           |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の資格取得による安定したサービスの提供体制を整えます。</li> <li>・柔軟な対応で様々な利用者の要望に応えられるようにします。</li> <li>・次世代の育成を行い、事業継続と安定したサービス提供体制を整えます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講要件を満たした職員が研修に参加し、資格を取得します。</li> <li>・家族、関係機関と職員、登録ヘルパーの調整を細やかに行い、柔軟なサービス提供をします。</li> <li>・定年による職員入れ替えを想定した募集、育成を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | 利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、障害福祉サービス事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | 視覚障害者協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |



基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

事業⑦-1 高齢者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市立開江老人ホーム】



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業（指定管理 / 主管課：高齢福祉課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 入所者の心身の状態に対応した適切な処遇及び必要な指導訓練を行い，健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう，支援することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 自治体からの措置により，比較的身辺自立のできる高齢者を対象に，生活支援，保健衛生，余暇活動等のサービスを24時間体制で提供します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 利用定員は104名，短期入所定員は6名ですが，年々自治体からの措置入所者は減少しています。各利用者の個別支援計画を作成し，利用者の意向に沿った日常生活支援に取り組んでいます。日常の生活支援のほか，入所生活において季節感を感じられるよう，季節の行事として，花見会，毎月の誕生会，納涼祭，長寿を祝う会，クリスマス忘年会等を実施するとともに，クラブ活動としてレクリエーション，音楽療法，読書，環境整備などを実施しています。地元双葉台の小学校スクールガード（立哨），あいさつ運動等への参加，中学校職場体験等を通じた地域交流活動を推進しています。コロナの影響で中止していた納涼祭は令和5年に4年ぶりの開催となりました。以前より縮小した形となりましたが利用者にも近隣住民の方々にも楽しんでいただけた祭りとなりました。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 年平均利用者数<br>（64.6名）  | 60                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 60              | 60              | 60              | 60              |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のスキルアップを図ります。</li> <li>・利用者が地域住民の一人として自覚を持てるような取り組みを行います。</li> <li>・地域との交流を深めていきます。</li> <li>・利用者個々の課題の見直しを行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格取得，研修への積極的参加を行います。</li> <li>・地域と連携した祭りの開催，子供見守り活動への参加を行います。</li> <li>・地域住民，近隣住民の会，ボランティアサークルとの交流を行います。</li> <li>・個別支援の取り組みを行っていきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として開かれた施設を目指します。</li> <li>・安全安心で充実した生活が送れるよう，利用者の生活の質の向上を目指した事業内容に取り組めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市ほか県内の市町村，介護サービス事業所，病院，小中学校，近隣の商店など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 高齢者支援センター，市民センター，ボランティアサークル，双葉台住民の会，堀原住民の会，いきいき交流センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑦-2 高齢者を対象とした介護・生活支援サービス【水戸市老人デイサービスセンターあかつか】



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業(指定管理/主管課:高齢福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                 | 利用者の心身の特性を踏まえ、その方の有する能力に応じた日常生活ができるよう、送迎・入浴・機能訓練・給食サービス等を行い、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 在宅の要支援・要介護高齢者を対象に、必要に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、集団及び個別機能訓練や季節に応じた行事など、本人のニーズに合わせた活動を提供します。質の高い安全安心な支援を提供できるよう、利用者の状況と意向を把握し、適切な個別介護計画を作成します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>利用定員は1日あたり30名ですが、平均利用者数は年々減少しています。サービス担当者会議やモニタリングを通して利用者ニーズを把握し、利用回数、送迎時間の変更、嗜好に合わせた給食の提供を行っています。職員会議、支援会議等で利用者一人一人の行動パターンを確認し、事故防止意識を高めています。利用者が機械浴から一般浴へ移行する等の目的を持った機能訓練に取り組んでいます。外出行事等については、入浴後の限られた時間での活動のため、移動の距離や時間に制限があります。</p> <p>利用者ニーズに沿った個別支援計画を作成することが重要となっています。利用者に立ち上がりや動き出し時に不安定な動きが多くみられるため、利用者の事故防止への取り組みを更に進める必要があります。機能訓練を通して利用者が家庭での日常生活動作に活かしていくことが課題となっています。</p> <p>利用者数の減少により経営面で大きな影響が出ており、今後の方向性について水戸市と協議し、早急に結論を出す必要があります。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(3,791人) | 3,800                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3,900           | 4,000           | 4,100           | 4,200           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要等認知度を高め、新規利用者の獲得につなげます。</li> <li>市内の居宅介護支援事業所等に広報活動を行い、新規利用者の獲得を目指します。</li> <li>筋力低下予防訓練的なサービス内容の充実を図ります。</li> <li>利用者満足度が上がる支援により、利用者増につなげます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等で、施設活動の魅力を継続的(月1回以上)に発信します。</li> <li>各種研修や高齢者支援センター主催勉強会などに積極的に参加し、関係機関との関係づくりに努めます。</li> <li>筋力低下予防訓練に関する研修・勉強会を通して職員の支援力向上を図ります。</li> <li>筋力低下予防訓練的なサービスを実施している様子を外部へ発信し利用者増につなげます。</li> <li>常に利用者のニーズ等を把握し、利用に満足いただけるサービスを提供していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況と意向について把握し、更にニーズに合った個別支援計画作成に努めます。</li> <li>利用者の様々な動きを想定し、事故防止対策を徹底します。</li> <li>利用者の入浴やトイレ、移動の場面を想定し、安全にスムーズな行動が出来るように、介護機器利用や機能訓練を進めます。</li> <li>利用者の希望に沿った行事や外出活動になるよう更に努めます。</li> <li>地域住民のニーズを把握し、支援内容の充実を図りながら、事業PRを関係機関等へ積極的に行い、利用者の増加を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、居宅介護支援事業所、水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、病院、介護サービス事業所など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

#### 事業⑧ 子育て世代を対象とした生活支援サービス【一時預かり事業所あかつか スマイルキッズ】



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市補助事業 (主管課：こども政策課)                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | 保育所等を利用していない家庭の日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とします。                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった生後6か月以上の乳児又は未就学の幼児を一時的に預かり、必要な保護を行います。利用定員は1日当たり10人とし、保育士4人体制で事業を行っています。利用日時は月曜日から土曜日までの9時から17時までとし、利用料金は1日2,100円、半日1,050円(9時から13時まで又は13時から17時まで)としています。また、併設する身体障害者デイサービスセンター及び老人デイサービスセンターの利用者と、障害や世代にかかわらず交流することを目的とした事業を各事業所の職員が連携して行っています。 |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | 年間延べ利用者数は増加傾向にあり、内訳をみると、6か月から3歳未満までの低年齢児の利用割合が年々高くなっています。<br>今後は、誰でも通園制度など多様なニーズに合わせた子育て支援事業が拡充されていく中で、利用者のニーズを捉えた安全・安心な一時預かりの環境を整えとともに、オンライン予約システムの導入等による利便性の向上を図るほか、祝日に事業を実施している強みや施設活動の魅力をSNS等で広く周知し、利用者数を増やすことが重要です。                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標        | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                          | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(1,745人) | 1,750                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,750           | 1,750           | 1,750           | 1,750           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要等認知度を高め、新規利用者の獲得につなげます。</li> <li>低年齢児のお子さんを安心・安全にお預かりできるよう保育力の向上を目指します。</li> <li>月齢に応じた保育を提供し、どの年齢層にも充実した日課となるようにします。</li> <li>行事等の充実を図るように更に工夫し、利用者数の増加を目指します。</li> <li>一日平均、7.0人を受入れられる体制を整えます。</li> </ul>                 |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等で、施設活動の魅力を継続的(月1回以上)に発信します。</li> <li>内部・外部研修を通して保育士のスキルアップを図るとともに日課を見直します。</li> <li>あかつかの利便性や共生型の特色を生かした行事を実施します。</li> <li>保育士の勤務を、5日/週×3人体制を検討します。</li> </ul>                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心な保育環境、職員体制を維持します。</li> <li>子どもの年齢に応じた行事に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、水戸市子育て支援・多世代交流センター(わんぱーく・みと、はみんぐぱーく・みと)、水戸市いきいき交流センターあかしあなど                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン予約に対応できるシステムの積極的な活用</li> <li>記録、会計のパソコンソフトを活用</li> </ul>                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑨-1 障害者を対象とした就労支援サービス【水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ】



| 事業種別                       | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (指定管理 / 主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                       | 利用者本人が望む自立した地域生活を安心して営むことができるよう総合的に支援することを目的に、就労支援事業所として、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、一般企業に雇用されることが困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキル向上を図ります。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行い、生産活動に対する工賃を支給し、就労への意欲を高めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                       | 主に身体障害者を対象とし、生産活動として印刷・縫製・軽作業を行います。就労移行及び就労継続B型事業のサービスを、利用者本人の意思決定を尊重した個別支援計画に基づき支援を行います。また、地域との連携、交流を深め、地域に必要とされる施設であるために、利用者とともに地域の活動へ積極的に参加します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                      | <p>利用定員は就労移行6名、就労B型34名、令和5年度3月末の契約数は移行0名、B型35名です。身体障害の利用者は身体への、精神障害の方には心の負担軽減のため、半日の利用や曜日毎の利用にするなど、本人の意思を尊重したサービス、就労の場を提供しています。しかし、利用日数は1日平均24.7人（B型・令和5年度）と少なく経営上の課題となっています。障害特性に配慮した利用であるため、無理に利用日を増やすことはせず、契約者数を増やすことで、1日の平均利用者数を上げていくことが必要となっています。</p> <p>就労移行は新規利用もB型から移行への希望者もおらず、一般企業等への就職者もない状態です。のぞみの就労移行をアピールしていくため、利用者の希望に合わせた就労支援、一日のプログラム等を見直し、能力の向上が的確に図られるようにするとともに、関係機関と連携していく必要があります。</p> <p>地域のお祭りへ利用者とともに参加したり、施設主催のお祭りや販売会を開催し地域の方に施設へ来ていただくことで障害者に対する理解促進に努めています。しかし、施設がこの地域にあってよかったと思われるような社会貢献活動は不十分なため、地域住民のニーズを把握し、障害者施設で出来ることは何かを関係機関と協議しながら計画化することが必要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標              | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 就労移行<br>年間延べ利用人数(0)        | 150                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 300             | 450             | 600             | 750             |
| 就労継続B型年間延べ<br>利用人数(6,037人) | 6,070                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 6,560           | 7,050           | 7,530           | 8,020           |
| 平均工賃(35,430円)              | 36,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 37,000          | 38,000          | 39,000          | 40,000          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数増を図るため、自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。</li> <li>・目標平均工賃達成のため、生産活動の増強に努めます。</li> <li>・施設の概要、及び製品の認知度を高めます。</li> <li>・利用者一人ひとりの利用回数が増えるよう支援します。</li> <li>・新規利用者の受入れと新規の就職者輩出に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等で、施設と製品の魅力を継続的(月1回以上)に発信していきます。</li> <li>・精神保健福祉手帳保持利用者対応、及び身体介助や医療的ケアが必要な利用者受入れのための勉強会、計画相談支援員との情報交換会を実施します。</li> <li>・特別支援学校、なかぼつ支援C等との定期的な情報交換を実施します。</li> <li>・企業向けに製品受注の営業を行うとともに、販売会での売上げを増やします。</li> <li>・寄付付き商品等新たな商品を開発し、売上を増やします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が住み慣れた地域で生活できるように継続的な支援を行います。</li> <li>・精神保健福祉手帳保持利用者、身体介助や医療的ケアが必要な利用者が利用しやすい支援を行います。</li> <li>・作業収入の安定、向上、平均工賃4万円以上を達成します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源             | 水戸市、企業、特別支援学校、計画相談事業所、水戸市障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介助や医療的ケアを施設に出向き対応するヘルパー</li> <li>・地域のニーズを障害者施設へつなげる役割</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

### 基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

#### 事業⑨-2 障害者を対象とした就労支援サービス【水戸市知的障害者就労支援施設はげみ】



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業（指定管理 / 主管課：障害福祉課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | 利用者本人が望む自立した地域生活を安心して営むことができるよう総合的に支援することを目的に、就労支援事業所として、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、一般企業に雇用されることが困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキル向上を図ります。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行い、生産活動に対する工賃の支給し、就労への意欲を高めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に知的障害者を対象とし、生産活動として総合作業・園芸・クッキー製造販売を行います。就労継続B型事業のサービスを、利用者本人の意思決定を尊重した個別支援計画に基づき支援を行います。また、地域との連携、交流を深め、地域に必要とされる施設であるために、利用者と共に地域の活動へ積極的に参加します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>利用定員は30名、平均利用者数は定員よりやや少なめで、年々減少しています。利用者や家族の高齢化により、家族による送迎が困難になったり、親亡き後の生活に向けて施設入所等する方が見られています。</p> <p>企業から請負の仕事をする「総合作業班」と花苗等を作る「園芸班」、「クッキー班」の3つの班に分かれて作業しています。花苗は10種類以上、野菜はナス等を作っており、学校・公的施設や企業等への小売り、行政機関等との契約栽培を中心に、季節ごとの花壇整備やプランター植え替えも行っています。クッキー班では全12種類のクッキー、マドレーヌなどの焼き菓子を福祉の店や直売所、販売会などで販売しています。新型コロナウイルスの移行に伴い販売会も増え、コロナ以前に近い状態に回復していますが、光熱費や燃料費、原材料の価格も高騰しています。</p> <p>利用者支援においては、引き続き作業の効率性、生産性、品質の向上を目指すとともに、利用者が高齢化・重度化している中で一人一人が安定した環境の中で活動できることを意識した取り組みが必要となっています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標            | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 年間延べ利用人数<br>（6,392人） | 6,480                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 6,580           | 6,700           | 6,820           | 6,940           |
| 平均工賃（20,742円）        | 21,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 21,000          | 21,000          | 21,000          | 21,000          |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数増を図るため、自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。</li> <li>・目標平均工賃達成のため、生産活動の増強に努めます。</li> <li>・家族送迎が難しくなった利用者に対しての試験的送迎サービスを拡大します。</li> <li>・送迎サービスを本格的導入します。</li> <li>・現状の福祉地域資源との差別化を図ります。</li> <li>・近隣グループホームとの連携を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎拡大に伴う課題を整理し、職員体制、及び本会内施設との協力体制を整えます。</li> <li>・園芸、及びクッキーの販売機会を維持します。</li> <li>・本格的に送迎サービスを実施し、関係機関への周知を図ります。</li> <li>・差別化、特徴ある施設運営のため、本会内施設と協議検討します。</li> <li>・近隣のグループホームや関係機関と情報交換の場を設定します。</li> <li>・送迎ボランティアの育成について検討、実現します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | 送迎サービスの協力を依頼できる企業・団体<br>日中活動をサポートしてもらえるボランティア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑨-3 障害者を対象とした就労支援サービス【水戸市知的障害者就労支援施設みのり】



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (指定管理 / 主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | 利用者本人が望む自立した地域生活を安心して営むことができるよう総合的に支援することを目的に、就労支援事業所として、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、一般企業に雇用されることが困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキル向上を図ります。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行い、生産活動に対する工賃の支給し、就労への意欲を高めます。                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に知的障害者を対象とし、生産活動として清掃受託作業、パン・クッキー製造販売を行います。就労継続B型事業のサービスを、利用者本人の意思決定を尊重した個別支援計画に基づき支援を行います。また、地域との連携、交流を深め、地域に必要とされる施設であるために、利用者と共に地域の活動へ積極的に参加します。                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | <p>利用定員は30名、登録者は27名です。</p> <p>生産活動について、清掃班は、市民センター・一般企業等から受注した床・窓・カーペット等の清掃作業を行っています。清掃作業については、ほぼ作業可能範囲限界の受注数なので、作業の維持に努めます。ドリーム班(パン・クッキー製造販売)は、定期的な出張販売に加え、保育園や福祉施設等にパンやクッキーを納品しています。更なる販路拡大に努めます。</p> <p>利用者の心身の変化に適切に対応し、意思を尊重しながら安定した環境の中で活動できるよう支援しています。</p> <p>利用者の高齢化に伴い生活面での支援が増えており、また心身の不調による欠席者が目立つようになっているため、利用者ひとり一人に合った支援が必要です。</p> <p>工賃支給額を維持するには、安定的・継続的な作業受注が重要です。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標        | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(5,667人) | 5,700                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 5,800           | 6,000           | 6,100           | 6,200           |
| 平均工賃(32,663円)        | 30,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 30,000          | 30,000          | 30,000          | 30,000          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数増を図るため、自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。</li> <li>・目標平均工賃達成のため、生産活動の増強に努めます。</li> <li>・高齢化に伴う機能低下状況の把握します。</li> <li>・機能低下予防のための訓練の提供と作業方法の見直しを行います。</li> <li>・利用者一人ひとりの欠席回数が減るよう支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別(利用者と保護者)面談を実施します。また、清掃作業を維持するとともにパン・クッキー販売機会を維持します。</li> <li>・健康状態の把握と適切な支援を行い、家族との情報共有を図ります。</li> <li>・家族との連絡を密にし、利用者の通所意欲を高めます。</li> <li>・利用者の通所意欲維持する作業の提供と行事の充実を図ります。</li> <li>・法人内各施設や関係団体と連携した支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が住み慣れた地域で生活できるように継続的な支援を行います。</li> <li>・市民センター等の利用者に気持ちよく利用していただける清掃作業を行います。</li> <li>・市民に親しまれるパンとクッキーを継続的に提供します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市役所、一般企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | 医療機関、茨城県発達障害者支援センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |

基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

基本計画 3 福祉サービス支援体制の強化

事業⑨-4 障害者を対象とした就労支援サービス【就労支援事業所水戸市リサイクルセンター】



|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                           | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                           | 利用者本人が望む自立した地域生活を安心して営むことができるよう総合的に支援することを目的に、就労支援事業所として、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、一般企業に雇用されることが困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキル向上を図ります。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行います。また、生産活動に対する賃金 (最低賃金) を保障することで、作業意欲、就労意欲を高めます。                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                           | 主に知的障害者を対象とし、生産活動として空きビン・空き缶の選別作業を行います。就労移行及び就労継続A型事業のサービスを、利用者本人の意思決定を尊重した個別支援計画に基づき支援を行います。また、職場適応援助員を配置し、障害特性を踏まえ、職場適応、定着を目的とし一般就労の支援を行っています。                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                          | 利用定員は就労移行10名、就労継続A型10名で、平均利用者数は就労移行は一般企業等への就職が進んでいるため定員に大きく空きがありますが、就労継続A型はほぼ定員と同じです。就職希望者に対して、作業活動を通して本人の適性を確認しながら生活面を整える支援を行っています。また、利用者への一般就労に関する情報提供及び障害者就職面接会への参加支援を行っています。A型利用者は雇用契約を結んで作業に従事し、賃金の使い方等を含めて将来地域生活に移行するための支援、情報提供などを行っています。現利用者だけでなく、新規利用者獲得に向けて皆が通いやすく、安全安心に通所出来るよう、送迎場所の変更を検討しています。   |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標                  | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 就労移行<br>年間延べ利用人数<br>(276人)     | 240                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 360             | 480             | 480             | 480             |
| 就労継続A型<br>年間延べ利用人数<br>(2,171人) | 2,200                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2,200           | 2,400           | 2,400           | 2,400           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数増を図るため、自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。</li> <li>・工賃は、最低賃金の支払いに努めます。</li> <li>・障害者就労移行・継続A型施設として関係機関との関係を再構築します。</li> <li>・水戸駅を拠点とした送迎コースを確立し、利便性を高め、新規利用につなげます。</li> <li>・一般就労者を増やします。</li> <li>・利用者の日常生活の充実を図るため、計画年休の有効活用を推進します。</li> <li>・安全な作業提供を継続します。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修や自立支援協議会などに積極的に参加し、関係機関との関係づくりに努めます。</li> <li>・水戸駅拠点送迎サービスを実施し、関係機関への周知を図ります。</li> <li>・合同面接会への参加や関係機関と連携し、一般就労につなげます。</li> <li>・法人内事業所等と連携し、年次休暇を取得し、余暇活動を支援します。</li> <li>・受託契約更新に向けて現状と課題を整理し交渉の準備をします。</li> </ul>                                            |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                 | 水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源            | 公共交通機関、支援力向上のための研修、ピアサポーターなど                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画3 福祉サービス支援体制の強化

## 事業⑨-5 障害者を対象とした就労支援サービス【就労支援事業所あかつか】



| 事業種別                 | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                 | 利用者本人が望む自立した地域生活を安心して営むことができるよう総合的に支援することを目的に、就労支援事業所として、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、一般企業に雇用されることが困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキル向上を図ります。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行い、生産活動に対する工賃の支給し、就労への意欲を高めます。                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                 | 主に知的障害者を対象とし、生産活動として市福祉ボランティア会館の清掃、法人内各施設のごみ収集及び喫茶はーとの運営を行います。就労継続B型事業のサービスを、利用者本人の意思決定を尊重した個別支援計画に基づき支援を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                | 利用定員は20名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。水戸市福祉ボランティア会館の定期清掃業務を実施していますが、作業能力に差があるため利用者一人一人の清掃スキルの向上が必要となっています。同会館内にある「喫茶はーと」では、食事等の提供や接客業務等を実施していますが、食事を希望するお客様が増えており、提供数を増やしたいものの、厨房の容量及び利用者の作業スキル向上が課題となっています。全体的な課題として、利用者個々の状況に応じて、短時間利用や少ない日数での利用を希望するなど、多様で柔軟な就労形態に対するニーズがあります。事業所として、利用者のニーズに合った作業体制の再構築が課題となっています。<br>また、就労サービス提供時間以外にも、余暇活動を含めた充実した地域生活が送れるような支援が求められています。                              |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標        | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ利用人数<br>(3,203人) | 3,200                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3,300           | 3,400           | 3,500           | 3,600           |
| 平均工賃(24,810円)        | 24,500                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 25,000          | 25,500          | 26,000          | 26,500          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数増を図るため、自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。</li> <li>・目標平均工賃達成のため、生産活動の増強に努めます。</li> <li>・作業意欲を高め、収益増額に努めます。</li> <li>・利用者一人ひとりの利用回数が増えるよう支援します。</li> <li>・利用者の社会性・自立性を持てるように支援します。</li> <li>・利用者が自立した地域生活を送れるようにします。</li> </ul>                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者個々のニーズに合わせた、作業時間を含めた日課を提供します。喫茶はーとでは、常連のお客様から意見を聞き、メニューの見直しを図ります。</li> <li>・精神保健福祉手帳保持利用者対応のための勉強会、計画相談支援員との情報交換会を実施します。喫茶はーとでの提供食数増に取り組みます。</li> <li>・事業所の野外活動を充実させ、本会内外の行事参加を促します。職員及び利用者の作業スキルアップのための研修会を実施します。</li> <li>・利用者一人ひとりが余暇活動を選択できるよう個別に支援を行います。本会他施設と連携した商品の開発を検討します。</li> <li>・継続的な個別支援を強化します。作業効率及び商品開発等について、常に取り組める体制を構築します。</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心安全に、その人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>・安定した経営と、地域に必要とされる事業所を目指します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源       | 水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源  | 医療機関、相談支援事業所、市民センター等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

基本方針 2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実  
 基本計画 4 社会資源の充実  
 事業⑩ 主に高齢者を対象とした社会資源【介護保険認定調査事業】



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |                  |                  |                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：介護保険課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                  |                  |                  |                  |
| 事業目的                | 要介護認定調査事務を適正に実施することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |                  |                  |                  |
| 事業内容                | <p>指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規及び更新調査等を行います。</p> <p>※指定事務受託法人…保険者(市町村)からの委託を受けて、保険者事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                  |                  |                  |                  |
| 現状と課題               | <p>要介護認定調査を11名の職員(介護支援専門員)が、1人当たり1日3件の調査を行っています。調査は迅速かつ計画的に行う必要があるため、調査の申請日より、2週間以内に家族等に調査日の連絡を入れるように日程調整を実施しています。また、調査日の希望日がある場合は、希望に添えるように調整を行っています。調査依頼件数は変動があるため、件数の調整を一時的に行うほか、2020年度以降は新型コロナウイルス感染による調査のキャンセルによる影響も小さくありません。</p> <p>下記の年度数値目標は5年間とも同じ件数になっていますが、市介護保険課とは予算編成時期に毎年件数の調整を行っていきます。</p> <p>また、一定の知識・スキルが必要な業務であるため、認定調査員の確保・人材育成が求められるとともに、調査内容の精度を高めるための一人一人の業務の平準化・迅速化も課題となっています。</p> |                  |                  |                  |                  |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目)  | 2026年度<br>(3年目)  | 2027年度<br>(4年目)  | 2028年度<br>(5年目)  |
| 年間調査件数<br>(6,546件)  | 7,651件<br>(予定件数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,651件<br>(予定件数) | 7,651件<br>(予定件数) | 7,651件<br>(予定件数) | 7,651件<br>(予定件数) |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | ・1人当たり1日3件の調査件数を確保すると共に、公正・公平な調査に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                  |                  |                  |                  |
| 具体的な推進方法            | ・市介護保険課との連携に努め、研修やOJTを通して調査技術の向上を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                  |                  |                  |                  |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <p>・水戸市からの依頼件数を遅滞なく調査終了します。</p> <p>・指定事務受託法人として、中立公正な調査事務を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                  |                  |                  |                  |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、居宅介護支援事業所、病院など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |                  |                  |                  |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |                  |                  |                  |



## 基本方針2 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実

## 基本計画4 社会資源の充実

## 事業⑪-1 主に障害者を対象とした社会資源【水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ】

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |                  |                  |                  |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業種別                      | 水戸市社会福祉協議会/市受託事業（指定管理/主管課：障害福祉課）                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |                  |                  |                  |
| 事業目的                      | 主に障害者を対象に、体育室・多目的室等の貸し出しを行うことにより、健康増進や交流を深めることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                         |                  |                  |                  |                  |
| 事業内容                      | 障害者を対象に、体育室・多目的室等の各部屋の貸出及び健康増進や交流を目的としたふれあい講座を開催します。また、地域住民等一般の利用者の受入れも行います。                                                                                                                                                                                                                   |                  |                  |                  |                  |
| 現状と課題                     | <p>施設の利用に関しては、障害者は、3カ月前から優先的に予約を受け付け、その他の方は1カ月前から予約を受け付ける運営を行っています。コロナ禍以後、ほとんどの方が電話での申し込みになっています。駐車場（車いす用2台、一般18台）が狭く、予約状況によっては駐車整理が必要となっています。</p> <p>また、音楽室の窓や壁は遮音効果がなく、近隣への配慮が必要となっています。体育室の冷暖房設備がないため、体幹機能障害のある車いすの利用者、障害者施設の利用者から設置の要望があります。また、体育館の利用が最も多いため、体育用具等の老朽化に伴う買替が必要となっています。</p> |                  |                  |                  |                  |
| 年度数値<br>目標・指標             | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>（2年目）  | 2026年度<br>（3年目）  | 2027年度<br>（4年目）  | 2028年度<br>（5年目）  |
| 稼働率<br>（体育館60%<br>その他36%） | 体育室62%<br>その他38%                                                                                                                                                                                                                                                                               | 体育室64%<br>その他40% | 体育室66%<br>その他42% | 体育室68%<br>その他44% | 体育室70%<br>その他46% |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要等認知度を高め、障害者の利用促進を図ります。</li> <li>・教養文化講座の種類・内容の検討を行い、幅広い世代の参加を目指します。</li> <li>・障害者だけでなく、地域住民の利用拡大を図ります。</li> <li>・障害者と地域住民の交流を図ります。</li> </ul>                                                                                                     |                  |                  |                  |                  |
| 具体的な推進方法                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等で、施設活動の魅力を継続的（月1回以上）に発信します。</li> <li>・障害者団体に直接広報活動を展開します。</li> <li>・新しい講座やクラブ活動を検討します。</li> <li>・地域団体、市民センター等に広報活動を展開します。</li> <li>・障害者と地域住民が交流できる講座等を企画実施します。</li> </ul>                                                                          |                  |                  |                  |                  |
| 計画終了時の<br>達成目標            | 地域の社会資源として、障害者及び地域住民への認知度を上げ、誰もが利用しやすく、交流の図れる施設を目指します。                                                                                                                                                                                                                                         |                  |                  |                  |                  |
| 連携協働する<br>社会資源            | 水戸市                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                  |                  |                  |                  |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源       | 利用者団体の指導者                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                  |                  |                  |                  |



**基本方針 2** 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制の充実  
**基本計画 4** 社会資源の充実  
**事業⑪-2** 障害者を対象とした社会資源【知的障害者等生活訓練事業】



|                     |                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (主管課：障害福祉課)                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 自立と社会参加の促進を図るため、日常生活及び社会生活に必要な生活面での活動支援を行うことを目的とします。                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 主に知的障害者を対象にした余暇活動及び生活訓練を土曜日又は日曜日に行います。                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 社会の一員として、自立と社会参加を促進するために、日常生活及び社会生活上必要な礼儀作法、生活技術、コミュニケーション等の生活訓練指導や娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動を行っています。土曜日又は日曜日を使って年間40回程度の活動を予定しています。参加者の希望に沿った活動を計画していますが、コロナ禍前と比べると利用率が55%まで減少しています。魅力的な事業企画と新たな利用者を増やすことが必要となっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                    | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 年間延べ参加者数<br>(247人)  | 300                                                                                                                                                                                                                | 350             | 400             | 450             | 450             |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズに合わせた活動内容を企画し、参加人数を増やします。</li> <li>・地域で活動するボランティア等と連携したプログラムを企画し、参加人数を増やします。</li> </ul>                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就業・生活支援センターと連携し、一般就労者向け、就労支援事業所向けに広報します。</li> <li>・随時、利用者に聴き取り調査を行い、企画に反映します。</li> <li>・ボランティアセンターと連携し、新たな企画を実施します。</li> <li>・利用者のニーズが充足されるプログラムを継続的に提供します。</li> </ul>  |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 利用者が安心してその人らしく地域で自立した生活が送れるよう支援します。                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、企業、就労系障害福祉サービス事業所、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 | 一緒に活動できるボランティア、外部講師、ボランティアセンター                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |

基本方針3 ともに支えあう人づくりの推進  
基本計画1 支えあう市民福祉の向上  
事業名① 水戸市社会福祉大会の開催



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 地域共生社会の実現に向けて、市民への社会福祉の理解を図ることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 社会福祉への理解を図るための啓発活動として、講演会を開催するとともに、社会福祉活動にすぐれた働きをした方及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な方の顕彰を行い、市民が一体となった福祉イベントとして開催します。                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 令和5年度から新たな水戸市民会館に会場を変更しました。従来の講演や顕彰に加え、新しい会場の特性を生かし、障害者施設の自主製作品の販売会を企画し、開催しました。講演の部においては、その都度、社会情勢等を反映した講師の選定が必要であり、来場された方々の意見も踏まえて、選定理由を明確にすることが求められています。顕彰の部においては、自立生活者や介護者の区分で被推薦者が少なく、自立生活者は障害者就業・生活支援センターや福祉施設等に、介護者は民生委員に推薦の依頼をしていますが、推薦理由は十分に満たしているものの、受賞に値しないなどの理由により辞退する方も多くみられます。また、介護者の関わり方の程度の確認に時間を要することもあり、関わり方の基準の明確化が必要となっています。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 来場者数<br>(450人)      | 600人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 700人以上          | 800人以上          | 850人以上          | 900人以上          |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | ・来場者を増やすとともに、福祉イベント等の充実を図ります。<br>・社会福祉への貢献の範囲を広げ、市民全体でつくりあげる福祉を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法        | ・案内対象を拡大し、SNS等によるPR活動を強化します。<br>・障害者施設等の自主製作品の販売会やボランティア活動の振興を目的としたイベントを企画します。<br>・自立生活者や介護者以外の顕彰区分の拡大を検討します。                                                                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 市民に親しまれ、福祉のまち水戸を実感できるイベントとして開催します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市ボランティア連絡協議会、水戸市障害者(児)福祉団体連合会、水戸地区社会福祉法人連絡会など                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |

**基本方針 3**    ともに支えあう人づくりの推進  
**基本計画 1**    支えあう市民福祉の向上  
**事業②**    ともに生きる力を育む事業【愛パーク祭】



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことが出来ることを願い、障害者理解の促進と地域交流機会の創出を目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 水戸市をはじめ近隣市町村の地域住民への感謝を伝え、障害者が主役として楽しむことができるふれあいの場、地域交流の場を目指して開催します。                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | 「であい・ふれあい・ささえあい～共に生きる地域の実現を願って」をテーマに、地域住民への感謝、地域連携の大切さを掲げながら、毎年11月の第2土曜日に開催しています。事業内容は、ステージ発表、ワークショップ、福祉イベント、展示、模擬店などです。河和田事務局の各施設の利用者を中心とした事業で、職員で構成した運営委員会において企画立案し、実施しています。障害者も地域住民も愛パーク祭をお手伝いいただくボランティアも、みんなが楽しめる内容を心掛けています。以前は、祭の準備等に多くの時間と労力がかかることが課題となっていました。ステージの設営や音響については外部業者へ委託し、外部団体からの借用物を少なくするなど、運営面での見直しを図りました。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 来場者数<br>(800人)      | 800                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 900             | 900             | 1,000           | 1,000           |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者理解を促進する機会として、来場者数を増やします。</li> <li>・ ボランティアスタッフの拡充を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な住民が集える企画を盛り込み、積極的に広報します。</li> <li>・ 若い世代のボランティアに協力を依頼します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標          | 障害者が主役となり、誰もが楽しむことができるふれあいの場として、地域住民や関係機関などに理解を深めます。                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する社会資源          | 水戸市及び近隣市町村、ゆたかな河和田をつくる会、河和田小学校、桜川市民センター、水戸サプリーダーズ会、mitoこどもボランティア隊、高校、大学など                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な新たな社会資源     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |

**基本方針3** ともに支えあう人づくりの推進  
**基本計画1** 支えあう市民福祉の向上  
**事業③** 共同募金運動の啓発、推進



| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                         |                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|
| 事業目的                | 共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域の福祉活動を応援します。「じぶんの町を良くするしくみ。」の理解促進を図り、多くの住民が役割を持って支えあいながら生活していく地域づくりを目的とします。                                                                                                                  |                 |                 |                         |                          |
| 事業内容                | 社会福祉法人茨城県共同募金会が行う「共同募金・歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動に協力します。                                                                                                                                                                                   |                 |                 |                         |                          |
| 現状と課題               | 社会福祉法人茨城県共同募金会水戸市共同募金委員会として、共同募金運動を行っています。具体的には、街頭募金、戸別募金、イベント募金、法人・団体・篤志家募金、職域・学校募金及び災害義援金募集の広報啓発などが主な内容です。共同募金は、地域福祉を推進する上で重要な財源となっていますが、近年、戸別募金の金額が減少し、共同募金を財源とした事業の実施に影響を及ぼす懸念があります。                                             |                 |                 |                         |                          |
| 年度数値<br>目標・指標       | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                      | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目)         | 2028年度<br>(5年目)          |
| 新たな連携企業<br>(+1件)    | 新たな連携企業<br>+ 1 件                                                                                                                                                                                                                     | 学校募金協力<br>+ 5 校 | イベント募金<br>+ 3 件 | 寄付付き商品・<br>自販機<br>+ 3 件 | 各取り組みの<br>定着、募金実績<br>の維持 |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金のしくみや使いみちを伝えるための情報発信をします。</li> <li>・次世代を担う子どもたちへの働きかけを行います。</li> <li>・地域コミュニティとの協力関係を強化します。</li> <li>・募金手法の拡大により、様々な協力の形を展開します。</li> <li>・各取り組みの定着を図るとともに、より効果的な募金活動の展開を考えます。</li> </ul> |                 |                 |                         |                          |
| 具体的な<br>推進方法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等の活用や企業との連携強化により、積極的な広報を行います。</li> <li>・学校との連携により、福祉教育の一環として、共同募金の理解促進を図ります。</li> <li>・地域団体との連携により、募金活動の更なる拡大を目指します。</li> <li>・寄付付き自販機や寄付付き商品など多様な募金手法の更なる充実を目指します。</li> </ul>            |                 |                 |                         |                          |
| 計画終了時の<br>達成目標      | 世代や分野の垣根を越えた協力の輪を広げ、地域のつながりを意識した活動を展開していきます。                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                         |                          |
| 連携協働する<br>社会資源      | 茨城県共同募金会、水戸市共同募金委員会、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、学校、保育所(園)、幼稚園、企業など                                                                                                                                                           |                 |                 |                         |                          |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                 |                         |                          |

基本方針3 ともに支えあう人づくりの推進  
基本計画1 支えあう市民福祉の向上  
事業④ 歳末たすけあい援護事業



| 事業種別                         | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                        |                          |                          |                          |                          |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 事業目的                         | 共同募金歳末助け合い運動の配分金により、在宅で援護を必要としている世帯への年末の助成金及び歳末に実施されるふれあい支えあい事業への助成を目的とします。                                                                                                                                                              |                          |                          |                          |                          |
| 事業内容                         | 共同募金歳末たすけあい運動で集められた募金により、<br>①新たな年を迎える時期に、支在宅で援護を必要としている世帯に対して援護金を助成します。<br>②水戸市民を対象に、地域の障害者・高齢者等の見守り活動、児童育成活動、社会参加・生きがい支援活動、食事サービス、三世代交流事業などのふれあい支えあいを目的として実施する事業に援護金を助成します。                                                            |                          |                          |                          |                          |
| 現状と課題                        | 複雑化する社会や多様化する価値観の中で、事業助成に関する内容の変化が見られます。在宅援護金の申請者は年々増加しており、それに伴い助成額も増加し、事業実施に影響を及ぼす懸念があります。<br>また、変化する社会情勢や、増加する申請者へ対応するための助成基準の見直しについての検討が必要となっています。                                                                                    |                          |                          |                          |                          |
| 年度数値目標・指標                    | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                          | 2025年度<br>(2年目)          | 2026年度<br>(3年目)          | 2027年度<br>(4年目)          | 2028年度<br>(5年目)          |
| 在宅援護金<br>406件<br>事業助成<br>77件 | 在宅援護金<br>400件<br>事業助成80件                                                                                                                                                                                                                 | 在宅援護金<br>400件<br>事業助成81件 | 在宅援護金<br>400件<br>事業助成82件 | 在宅援護金<br>400件<br>事業助成83件 | 在宅援護金<br>400件<br>事業助成84件 |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合わせたニーズを把握します。</li> <li>・実状に合わせたニーズと、助成基準の整合性を検証します。</li> <li>・地域の実情に合わせた新たな助成基準を示します。</li> <li>・新たな基準に基づいた助成を実施します。</li> <li>・実施された助成内容について、現状に即しているか検証します。</li> </ul>                    |                          |                          |                          |                          |
| 具体的な推進方法                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容を検証します。</li> <li>・ニーズに合わせた助成基準や事業のPR方法について検討します。</li> <li>・新たな助成基準や、PR方法について協議します。</li> <li>・協議された助成基準のPRを行うと共に、地域の実情に即した助成を実施します。</li> <li>・引き続きPR活動を行うとともに、新たな基準で課題について検証を行います。</li> </ul> |                          |                          |                          |                          |
| 計画終了時の達成目標                   | 新たな基準に基づいた、適正な助成を行います。                                                                                                                                                                                                                   |                          |                          |                          |                          |
| 連携協働する社会資源                   | 茨城県共同募金会、水戸市共同募金委員会、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、学校、保育所(園)、幼稚園、企業など                                                                                                                                                               |                          |                          |                          |                          |
| 目標達成に必要な新たな社会資源              |                                                                                                                                                                                                                                          |                          |                          |                          |                          |



**基本方針3** ともに支えあう人づくりの推進  
**基本計画1** 支えあう市民福祉の向上  
**事業⑤** 福祉に関する共育推進事業



|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                  | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                  | 住民同士が多世代・多文化・多様性の相互理解、関心を深め、ともに生きる豊かな地域社会の価値を実感できる機会をつくることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                  | 様々な職業やライフスタイル等を知る機会をつくるとともに、様々な人生観をもった人たちが、出会い、交流し、一緒に行動するといった機会をつくります。<br>ふらっと場との連携を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                 | <p>地域共生社会の実現のためには、地域に多様な人が存在し、多様な生き方があることに気づき、それを受け入れる意識を醸成することが大切です。地域の様々な人たちとの出会いを通じて、自分も地域の一員であり「ともに生きる」存在であるという社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の意識を育てることは、「地域において共生の文化を創造する総合的な活動」として必要になっています。地域住民が地域福祉を担っていくためには、住民自身が地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて自ら取り組んでいく手法を学ぶ、「気づきと学び」のプロセスが必要です。そのことを通して、福祉課題に主体的に取り組む意識が形成され、地域の福祉力が培われます。地域福祉の推進には、「福祉に関する共育の推進」が不可欠になっています。</p> <p>※社会的包摂…社会的に弱い立場にある人をも含め、市民一人一人排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値<br>目標・指標         | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 福祉共育の場(0)<br>(福祉体験除く) | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1               | 2               | 2               | 2               |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉共育に関する情報収集・分析をします。</li> <li>福祉共育の場をつくります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>先駆的な福祉共育を実践している団体等へヒアリングを行います。</li> <li>福祉共育の場を企画し、試行的に実施し、振り返りを行います。</li> <li>試行結果を踏まえ、福祉共育の場を設定し、実践します。</li> <li>参加したメンバーに対してアンケートやヒアリングを行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標        | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会に参加することの面白さを実感できるようにします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源        | 水戸市、小中学校、高等学校、大学、福祉団体、水戸市サブリーダーズ会、水戸市ボランティア連絡協議会、福祉サービス事業者、NPO法人、市町村社会福祉協議会、水戸市国際交流協会など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |                 |                 |                 |

基本方針 3 とともに支えあう人づくりの推進  
 基本計画 2 ボランティアの振興  
 事業⑥ 水戸市福祉ボランティア会館の運営



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 市受託事業 (指定管理 / 主管課：福祉総務課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業目的                | 福祉ボランティア活動の推進を目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | 水戸市の指定管理を受け、水戸市福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | <p>午前・午後・夜間の3区分に分けて部屋の貸出しを行っていますが、昼間に比べて夜間の利用が少ない現状です。夜間利用希望する団体は、若年層や企業等が多いため、免除団体要件を満たさない場合もあることから、他の無料施設に流れる傾向があります。福祉ボランティア活動の推進においては、ボランティアセンターを中心に進めていますが、個人、団体ともボランティア登録者数は減少傾向にあります。毎年、養成講座を開催し、1団体は設立しているものの、既存のボランティアサークルの中には高齢化などにより活動継続が困難になり、解散する団体もあります。しかし、災害ボランティアや市民活動ボランティアに対する関心は高く、ボランティア活動のきっかけづくりが重要であると考えています。</p> |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>(2年目) | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |
| 夜間帯の<br>平均予約率(10%)  | 20%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 25%             | 30%             | 35%             | 40%             |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間帯の利用率を上げます。</li> <li>・ボランティア活動に参加する人数を増やします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅隣接の立地条件や無線LANなど設備面での利便性を中心に広報活動をします。</li> <li>・SNSを活用し、タイムリーなボランティア活動を広報するなど、参加意欲を高める取組を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の<br>達成目標      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市福祉ボランティア会館の認知度を高め、誰も利用しやすい施設を目指します。</li> <li>・ボランティア活動の中核となる役割を担います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源      | 水戸市、水戸市ボランティア連絡協議会、ボランティアサークルなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |

## 基本方針3 ともに支えあう人づくりの推進

## 基本計画2 ボランティアの振興

## 事業⑦ ボランティアセンターの運営及びボランティア振興事業



| 事業種別                | 水戸市社会福祉協議会 / 自主事業                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                | 地域住民が自ら地域課題の解決に取り組めるよう、行政機関など様々な団体と人的ネットワークの構築をしながら、ボランティア活動を支援することを目的とします。<br>また、ボランティア相互の交流の場やボランティア関連情報を提供し、住民の生きがいづくりを通じて地域の活性化につなげることを目的とします。                                                                                                                                                        |                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアコーディネーター（3名）による相談や情報提供</li> <li>・ ボランティア養成講座の開催</li> <li>・ 体験教室の開催（手話、要約筆記、点字）</li> <li>・ ボランティア活動パネル展の開催</li> <li>・ 寄付物品の預託と配分</li> <li>・ ボランティア保険の窓口</li> <li>・ 福祉体験器材とイベント機材の貸し出し</li> <li>・ ボランティア活動に対する資金助成事業</li> <li>・ その他ボランティア振興に関する事業</li> </ul> |                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録ボランティア（サークル） 101サークル</li> <li>・ 登録ボランティア（個人） 128人</li> </ul> （令和6年3月末現在）<br>少子高齢社会が進行している中、地域コミュニティにおけるボランティア活動も同じ傾向であり、次世代の地域を担うボランティア人材育成が課題となっています。                                                                                                         |                 |                 |                 |                 |
| 年度数値目標・指標           | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年度<br>（2年目） | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 登録数<br>（個人128人）     | 135                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 140             | 145             | 150             | 160             |
| 登録数<br>（団体101サークル）  | 103                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 105             | 110             | 115             | 120             |
| 計画の5年間目標<br>（施策の展開） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録ボランティアの現状把握をします。</li> <li>・ 新たなボランティア人材を発掘します。</li> <li>・ 既存サークルなどと新たなボランティア活動の形を協議します。</li> <li>・ 全世代型のボランティア支援体制を構築します。</li> <li>・ ポータルサイトの試行版の運用を開始します。</li> </ul>                                                                                          |                 |                 |                 |                 |
| 具体的な推進方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送またはメールでの実態調査を実施します。</li> <li>・ 各サークルの協力を得ながら、体験教室を開催します。</li> <li>・ 複数のサークルが共催でのイベントなどを開催します。</li> <li>・ 情報交流・共有のポータルサイトの開設に向け要件と構成を協議します。</li> <li>・ ポータルサイト構築を外注します。</li> </ul>                                                                              |                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動を通して、多くの住民が余暇活動の充実を図れるようにします。</li> <li>・ 双方（ボランティアを頼む人・ボランティアをする人）にとって、気軽に「探せる」「見つかる」「頼める」とボランティア活動が身近なものになるようにします。</li> </ul>                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 連携協働する社会資源          | 登録ボランティア（団体・個人）、水戸市、市ボランティア連絡協議会、社協支部、高等学校、大学、企業、社会福祉法人、NPO法人など                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な新たな社会資源     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                 |                 |                 |

基本方針3 ともに支えあう人づくりの推進  
基本計画3 広報・情報発信の強化  
事業⑧ 戦略的広報啓発事業



| 事業種別                                                                              | 水戸市社会福祉協議会/自主事業                                                                                                                                                                                                                         |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 事業目的                                                                              | 地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に広報啓発を行い、住民同士の支えあい、助けあい精神の意識の醸成を図るとともに、必要な情報を確実に見える形で届けることを目的とします。                                                                                                                               |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 事業内容                                                                              | 社会福祉に対するポジティブなイメージ形成と地域福祉の理解促進を目的とした広報啓発活動を戦略的な視点で行います。                                                                                                                                                                                 |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 現状と課題                                                                             | 地域福祉等に関する事業や活動は多岐にわたり、それらの情報はあふれています。地域福祉活動の理解促進を図るためには、多くの情報の中から確実に見える形で、地域住民に届けることが必要となっています。従来の広報紙、ホームページ、SNSといった媒体の活用を更に進めるとともに、情報を受け取る側の視点を持ちながら、情報を発信する側の明確な目的に裏付けされた戦略的な広報活動の在り方を再構築し、実行することが課題となっています。                          |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 年度数値目標・指標                                                                         | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                         | 2025年度<br>(2年目)                                             | 2026年度<br>(3年目)                                             | 2027年度<br>(4年目)                                             | 2028年度<br>(5年目)                                             |
| 【SNS発信数】<br>30件/月平均(Facebook)<br>10件/月平均(Instagram)<br>10件/月平均(X)<br>0件/月平均(LINE) | 40件(Facebook)<br>15件(Instagram)<br>15件(X)<br>5件(LINE)                                                                                                                                                                                   | 50件(Facebook)<br>20件(Instagram)<br>20件(X)<br>10件(LINE)      | 60件(Facebook)<br>25件(Instagram)<br>25件(X)<br>15件(LINE)      | 70件(Facebook)<br>30件(Instagram)<br>30件(X)<br>20件(LINE)      | 80件(Facebook)<br>35件(Instagram)<br>35件(X)<br>25件(LINE)      |
| 【SNSフォロワー数】<br>905件(Facebook)<br>541件(Instagram)<br>430件(X)<br>0件(LINE)           | 950件(Facebook)<br>600件(Instagram)<br>450件(X)<br>50件(LINE)                                                                                                                                                                               | 1000件(Facebook)<br>650件(Instagram)<br>470件(X)<br>100件(LINE) | 1050件(Facebook)<br>700件(Instagram)<br>500件(X)<br>150件(LINE) | 1100件(Facebook)<br>750件(Instagram)<br>520件(X)<br>200件(LINE) | 1150件(Facebook)<br>800件(Instagram)<br>550件(X)<br>250件(LINE) |
| 計画の5年間目標<br>(施策の展開)                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな視点による広報活動の展開を検討します。</li> <li>・より身近な地域(社協支部)での活動や福祉関係情報の提供を強化します。</li> <li>・様々な媒体を活用し、住民に向けた地域福祉活動の啓発を展開します。</li> </ul>                                                                       |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 具体的な推進方法                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の広報媒体の充実のため、SNS発信の法人内ガイドラインを作成します。</li> <li>・広報紙各号に、支部活動の記事を掲載します。</li> <li>・新たなSNS媒体としてLINEを活用します。</li> <li>・各種イベントでの広報活動や啓発内容を検討します。</li> <li>・ニュースリリースを活用した新聞での広報啓発について情報収集します。</li> </ul> |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 計画終了時の達成目標                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の認知度を高めます。</li> <li>・社会福祉協議会の認知度を高めます。</li> <li>・地域住民に親しまれる広報紙等を目指します。</li> </ul>                                                                                                           |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 連携協働する社会資源                                                                        | 水戸市、新聞社、ラジオ局、テレビ局、WEB制作会社、広告会社、印刷会社、大学、高等学校など                                                                                                                                                                                           |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 目標達成に必要な新たな社会資源                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |







第4次  
水戸市社会福祉  
協議会  
中期経営計画

## 第4次 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 中期経営計画

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

社会保障・社会福祉の制度改革が行われる中で、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）を取り巻く状況も大きく変化しています。「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を掲げた生活困窮者自立支援制度（生活困窮者自立支援法）、住民主体の生活支援サービスの開発や日常生活圏域での協議体整備を推進する生活支援体制整備事業（介護保険法）、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置（成年後見制度の利用の促進に関する法律）、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされる（社会福祉法）など、「地域福祉の施策化」が進んでいます。さらには、令和2年6月の改正社会福祉法において、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設される等、地域共生社会の推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるための取り組みが全国各地で進められています。

かつてのように、地域住民の福祉活動やボランティア活動が地域福祉の主な内容であった時代では、地域福祉の担い手は社協が中心でした。しかし、重層的支援体制整備事業のように市町村が実施主体となり、「地域福祉の施策化」が進められ、事業に公費が充当されるようになった今日、社協以外の様々な主体が地域福祉の領域に参入することが想定されています。社協以外の他の主体と連携・協働し、地域福祉の推進主体として社協がその役割を果たせるか、今まさに社協の真価が問われています。

また、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が取りまとめた「市区町村社協経営指針（第2次改定版）」が示す今後の市区町村社協の経営課題としては、「連携・協働の場としての機能強化」「行政とのパートナーシップの構築」「人材の確保・育成・定着」「収支バランスの維持・改善、自主財源づくり」「ガバナンスの強化、透明性の確保」「災害に備えた組織づくり」「2040年問題への対応」などが挙げられています。

市町村社協を取り巻く環境が大きく変化する中で、各市町村社協がそれぞれの地域において、その使命や役割を果たし続けるためには、中長期的な展望に基づく「将来ビジョン」（その時点で到達すべき社協像）を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、計画的に取り組めるように具体的な方法を定める必要があります。

水戸市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、これからも「福祉のまち水戸」の実現を目指し、第4次水戸市地域福祉活動計画の策定主体として、その実効性を担保し下支えをするとともに、あらためて本会の使命や経営理念、経営ビジョン等を明確化し、全役職員が共有することで、経営環境の変化や新たな経営課題が生じた場合であっても継続性、計画性に基づいた意思決定を推し進め、社協に対する信頼性や業務の発展性につなげなければなりません。以上を踏まえ、公共性の高い社会福祉法人としての責務を果たすため、本会を取り巻く様々な変化に対応しながら、重点課題の解決に計画的に取り組むことを目的とした中期経営計画を策定します。

## 第2章 これまでの計画の取り組みと評価

### 1 現状と課題

#### (1) 組織

本会の設立目的は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の増進を図ることです。(定款第1条)

本会の概要については以下のとおりです。

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| ア 設立             | 昭和44年3月27日       |
| イ 代表者            | 会長 保立 武憲(理事)     |
| ウ 基本財産           | 4,000千円          |
| エ 役員             | 17人(理事14人, 監事3人) |
| オ 評議員            | 27人              |
| カ 評議員選任・解任委員会委員  | 5人               |
| キ 委員会(委員会規程に基づく) | 6委員会             |
| ク 職員             | 320人             |

※役員、評議員、職員の人数は、令和6年4月1日現在の人数

本会は、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民が自ら地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間の福祉組織です。(新・社会福祉協議会基本要項より)

本会の組織体制は、理事会、評議員会が法人経営の中心となり、34の社協支部が地域福祉推進の中核をなしています。事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する様々な案件について、理事会や評議員会に先立ち実施する各種委員会において協議し、運営全般に渡る審議を的確かつ適正に行っています。事務局組織は、5課体制(総務企画課・地域福祉課・相談支援課・生活支援課・就労支援課)により運営しており、職員数は320名(自主事業含む)を超え、市の外郭団体等においてはもちろんのこと、県内市町村社会福祉協議会においても最大の規模となっています。

誰もが住み慣れた地域の中で、お互いに支え合いながら安心して元気に暮らせる「福祉のまち水戸」の実現のため、関係団体等と連携・協力を図りながら、本会の基本理念や重点目標に沿った法人経営、地域福祉推進、ボランティア活動の振興、権利擁護、相談支援、高齢者支援、障害者支援、生活困窮者支援、子育て支援など各種事業を積極的に実施しています。

## 「みんなの福祉のまちづくり憲章」について

「みんなの福祉のまちづくり憲章」は、市民の皆さんに、日頃から福祉に関心を寄せていただき、福祉のまちづくりに目を向け、みんなの力で福祉のまち水戸を目指していこうと、水戸市社会福祉協議会が、平成25年7月5日制定いたしました。

今後、地域のイベント、会議や集会などを通して、市民がいつでもどこでも、福祉のまちづくり意識の高揚が図れるよう、各種資料への掲載や唱和を行うなど、幅広く活用していただくことを目指しています。

### みんなの福祉のまちづくり憲章

わたくしたちは

住み慣れた地域の福祉を増進し

ふれあいと優しさ溢れる

福祉のまち「水戸」を目指します。

I みんなで 安全安心な暮らしにしよう

I みんなで 子供たちを健やかに育てよう

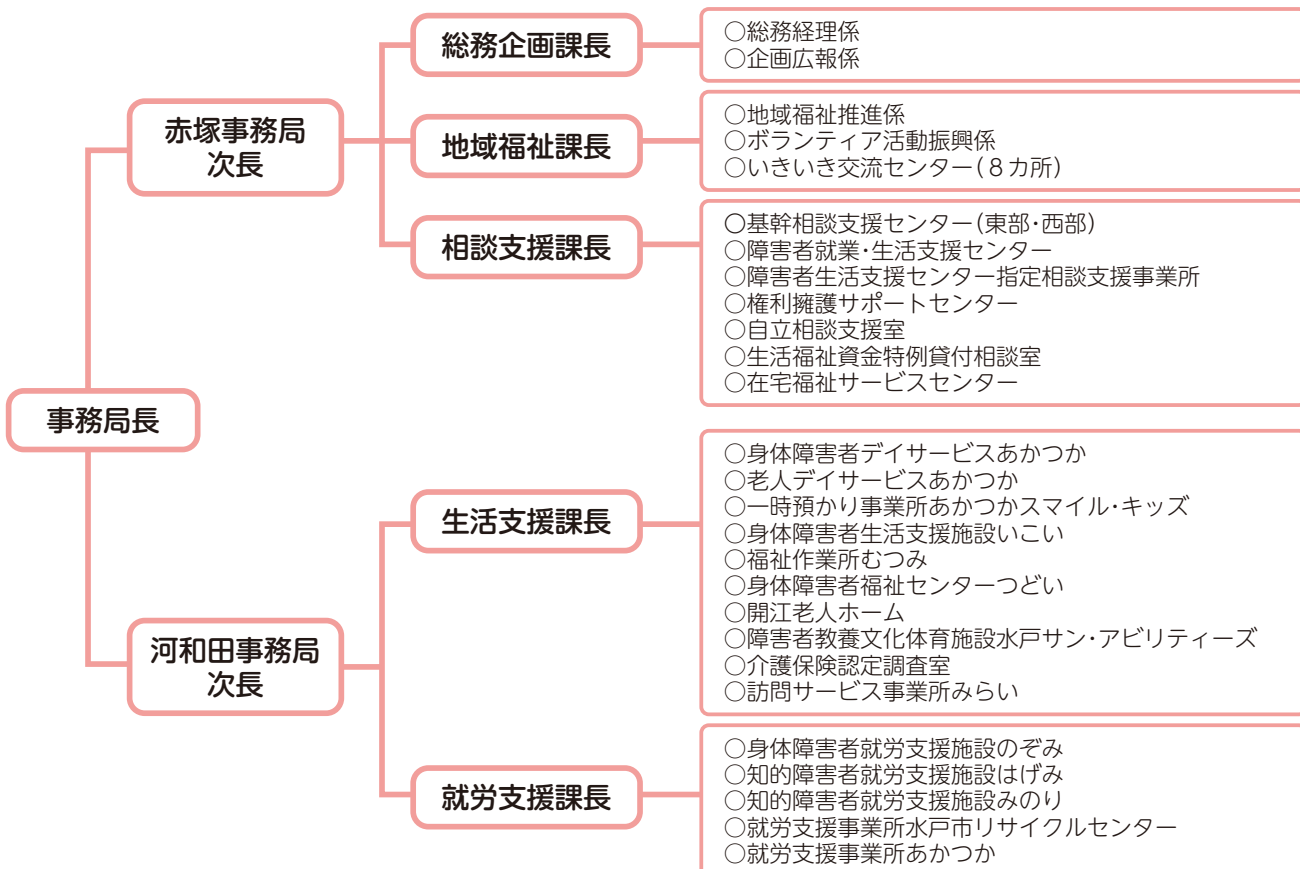
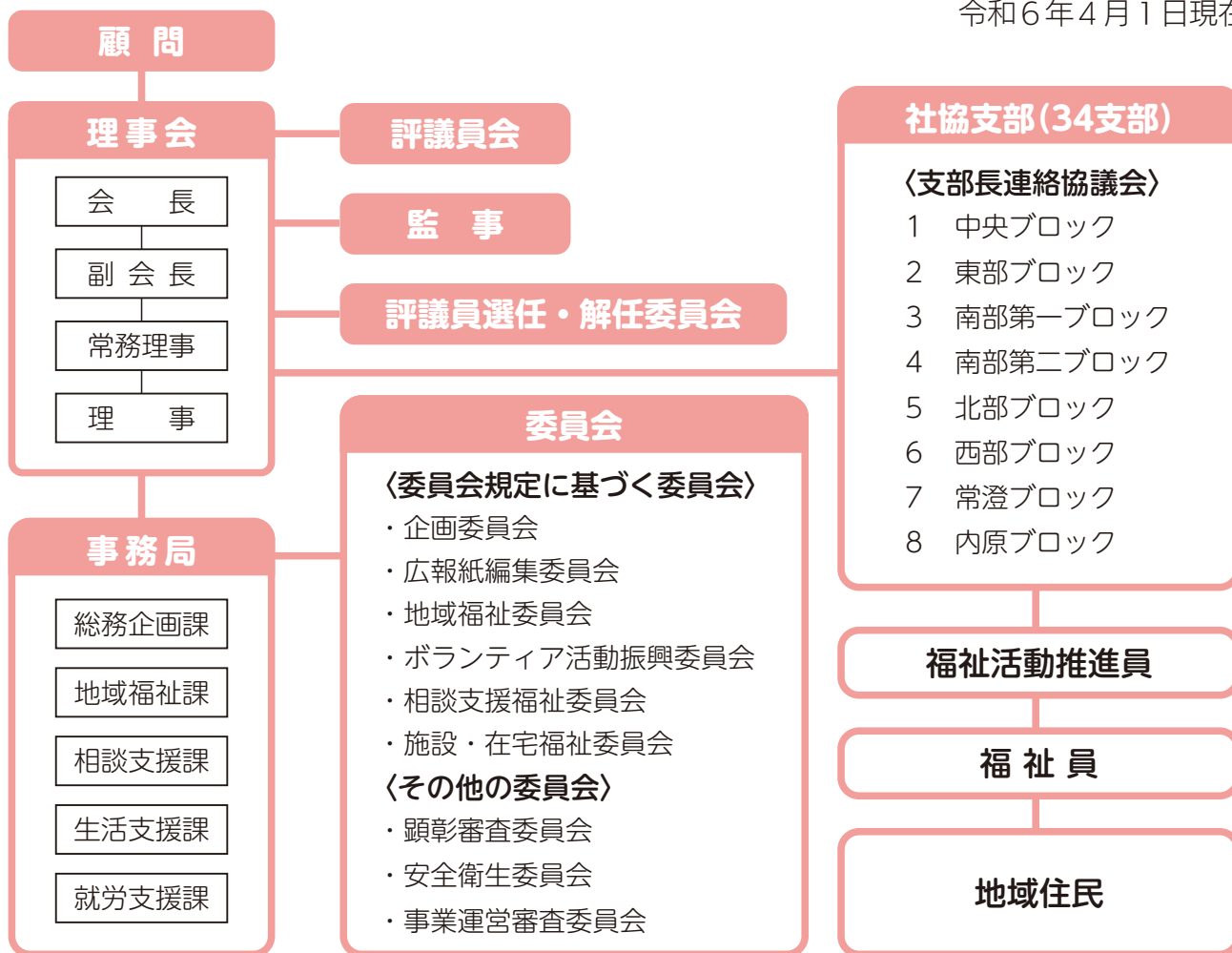
I みんなで 互いを理解し尊重しよう

I みんなで 絆を大切にし支え合おう

I みんなで 福祉のまち「水戸」にしよう

【組織図】

令和6年4月1日現在





## (2) 財務部門

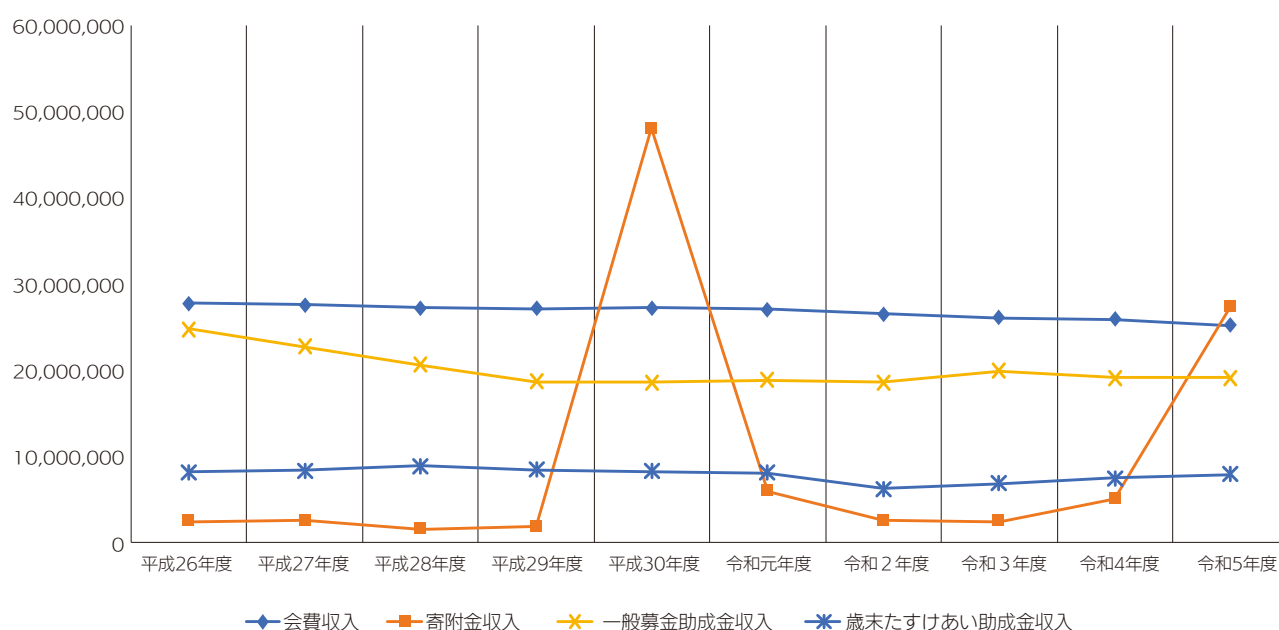
本会運営の財源は、公的補助金のほか、自主活動財源は、主に各世帯からの拠出による会員会費と共同募金配分金です。社会経済状況の低迷や町内会・自治会への世帯加入率の低下等は、少なからず実績に影響を及ぼしていると考えられますので、地域福祉活動を一層充実するためにも、諸課題を解決し財源を安定的に確保する必要があります。

また、施設及び事業の財源は、大きく区分すると受託金収入と介護保険事業等収入（自主財源）になります。受託金収入については自立支援給付費や措置費といった特定財源があるものについても、一部において市の一般財源の補填を受けています。介護保険事業等収入や自立支援給付費などの法で定められた報酬のみによって運営している施設及び事業は、安定的な経営状態を保つために適正な利用率に基づく収入を確保し、管理経費等の支出を抑制していかなければなりません。会計処理を適正に行いながら、施設及び事業単位の収支のみならず法人単位の財務状況を考えたうえで、財政計画等の立案をする必要があります。

### 水戸市社会福祉協議会 自主財源収入の推移（平成26年～令和5年度）

単位：円

|              | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 会費収入         | 27,772,150 | 27,613,000 | 27,307,908 | 27,149,286 | 27,236,637 |
| 寄附金収入        | 2,476,623  | 2,589,390  | 1,579,056  | 1,853,079  | 48,085,620 |
| 共同募金助成金収入    | 33,036,716 | 31,117,703 | 29,578,859 | 27,165,868 | 26,892,128 |
| 一般募金助成金収入    | 24,811,699 | 22,736,473 | 20,684,053 | 18,668,868 | 18,606,128 |
| 歳末たすけあい助成金収入 | 8,225,017  | 8,381,230  | 8,894,806  | 8,497,000  | 8,286,000  |
|              | 令和元年度      | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      |
| 会費収入         | 27,137,000 | 26,604,420 | 26,114,190 | 25,949,760 | 25,273,150 |
| 寄附金収入        | 6,027,461  | 2,568,236  | 2,430,645  | 5,151,487  | 27,414,879 |
| 共同募金助成金収入    | 27,057,271 | 24,710,387 | 26,726,847 | 26,656,687 | 27,087,139 |
| 一般募金助成金収入    | 18,912,538 | 18,578,827 | 19,900,757 | 19,163,987 | 19,169,139 |
| 歳末たすけあい助成金収入 | 8,144,733  | 6,231,560  | 6,897,210  | 7,492,700  | 7,918,000  |



### (3) 事業部門

本会は、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動等を通して、市民福祉の向上を図っていく組織です。これまで、地域福祉推進の中核となっている支部活動、ボランティアセンターにおけるボランティアの養成と活動の振興などに加え、障害者や高齢者等を対象とした福祉サービスも展開しています。また、生活困窮者支援や権利擁護など、年々行政からの受託事業も多くなっており、本会の目指すべき方向性を見極めながら、本会が持つ機能と関係機関等の社会資源とを効果的にネットワーク化し、地域福祉を推進する必要があります。さらに、居住支援や自殺防止対策、孤独・孤立対策、地域交通、食品アクセス(買い物難民)など、様々な社会的課題の解決における重要な担い手として社協への期待が高まっています。また、近年多発する自然災害に対する災害ボランティアセンターの主体として、社協の求められる役割は拡大する一方です。

令和6年度の主要事業は次のとおりです。

### 令和6年度主要事業一覧

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

| 重点新規 | No | No | 委託先等     | 形態   | 事業名                         | 担当課 |
|------|----|----|----------|------|-----------------------------|-----|
| 重    | 1  | 1  | 市        | 補助事業 | 福寿のつどい                      | 地域  |
|      | 2  | 2  | 市        | 共催事業 | 金婚祝賀会                       | 地域  |
|      | 3  | 3  | 市・市障連    | 共催事業 | 障害者スポーツ・レクリエーション大会          | 総務  |
| 重    | 4  | 1  | 県共募      | 協力事業 | 共同募金運動(歳末たすけあい含む)           | 地域  |
|      | 5  | 1  | 市        | 指定管理 | 福祉ボランティア会館                  | 総務  |
|      | 6  | 2  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センター柳堤荘               | 地域  |
|      | 7  | 3  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センターあかね荘              | 地域  |
|      | 8  | 4  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センター葉山荘               | 地域  |
|      | 9  | 5  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センター長者山荘              | 地域  |
|      | 10 | 6  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センター常澄                | 地域  |
|      | 11 | 7  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センターふれしあ              | 地域  |
|      | 12 | 8  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センターあじさい              | 地域  |
|      | 13 | 9  | 市        | 指定管理 | いきいき交流センターあかしあ              | 地域  |
|      | 14 | 10 | 市        | 指定管理 | 身体障害者生活支援施設いこい              | 生活  |
|      | 15 | 11 | 市        | 指定管理 | 福祉作業所むつみ                    | 生活  |
|      | 16 | 12 | 市        | 指定管理 | 身体障害者福祉センターつどい              | 生活  |
|      | 17 | 13 | 市        | 指定管理 | 開江老人ホーム                     | 生活  |
|      | 18 | 14 | 市        | 指定管理 | 障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ     | 生活  |
|      | 19 | 15 | 市        | 指定管理 | 身体障害者デイサービスセンターあかつか         | 生活  |
|      | 20 | 16 | 市        | 指定管理 | 老人デイサービスセンターあかつか            | 生活  |
|      | 21 | 17 | 市        | 指定管理 | 身体障害者就労支援施設のぞみ              | 就労  |
|      | 22 | 18 | 市        | 指定管理 | 知的障害者就労支援施設はげみ              | 就労  |
|      | 23 | 19 | 市        | 指定管理 | 知的障害者就労支援施設みのり              | 就労  |
|      | 24 | 1  | 国(茨城労働局) | 受託事業 | 雇用安定等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター) | 相談  |
|      | 25 | 1  | 県        | 受託事業 | 生活支援等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター) | 相談  |

| 重点<br>新規 | No | No | 委託先等 | 形態   | 事業名                                       | 担当課   |
|----------|----|----|------|------|-------------------------------------------|-------|
|          | 26 | 2  | 県    | 受託事業 | 第1号職場適応援助者事業                              | 就労    |
|          | 27 | 1  | 県社協  | 受託事業 | 生活福祉資金貸付事業                                | 相談    |
| 重        | 28 | 2  | 県社協  | 受託事業 | 日常生活自立支援事業(権利擁護サポートセンター)                  | 相談    |
| 重        | 29 | 3  | 県社協  | 受託事業 | 生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業                     | 相談    |
|          | 30 | 1  | 市    | 受託事業 | 愛の定期便事業                                   | 相談    |
| 重        | 31 | 2  | 市    | 受託事業 | 生活支援体制整備事業                                | 地域    |
|          | 33 | 3  | 市    | 受託事業 | 障害者グループ外出支援事業                             | 地域    |
| 重        | 34 | 4  | 市    | 受託事業 | 基幹相談支援センター(東部・西部)                         | 相談    |
|          | 35 | 5  | 市    | 受託事業 | 障害者生活支援センター指定相談支援事業所                      | 相談    |
| 重        | 36 | 6  | 市    | 受託事業 | 生活困窮者自立相談支援事業                             | 相談    |
| 重        | 37 | 7  | 市    | 受託事業 | 生活困窮者就労準備支援事業                             | 相談    |
| 重        | 38 | 8  | 市    | 受託事業 | 生活困窮者家計改善支援事業                             | 相談    |
| 重        | 39 | 9  | 市    | 受託事業 | 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業                       | 相談    |
| 新        | 40 | 10 | 市    | 受託事業 | 生活困窮者一時生活支援事業                             | 相談    |
| 重        | 41 | 11 | 市    | 受託事業 | 県央地域成年後見支援事業(広域中核機関含む)(権利擁護サポートセンター)      | 相談    |
|          | 42 | 12 | 市    | 受託事業 | 介護保険認定調査室                                 | 生活    |
|          | 43 | 13 | 市    | 受託事業 | 就労支援事業所水戸市リサイクルセンター                       | 就労    |
|          | 44 | 14 | 市    | 受託事業 | 就労支援事業所あかつか                               | 就労    |
|          | 45 | 15 | 市    | 受託事業 | 知的障害者等生活訓練事業                              | 就労    |
|          | 46 | 1  | 市    | 補助事業 | 一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ                       | 生活    |
|          | 47 | 1  |      | 自主事業 | 水戸市社会福祉大会(社会福祉功労者等の顕彰含む)                  | 総務    |
|          | 48 | 2  |      | 自主事業 | 広報啓発事業(広報紙「みんなのしあわせ」, ホームページ, SNS等)       | 総務    |
| 新        | 49 | 3  |      | 自主事業 | 第4次水戸市地域福祉活動計画・水戸市社協中期経営計画の推進             | 総務    |
|          | 50 | 4  |      | 自主事業 | 役職員の人材育成(研修会の開催及び参加)                      | 総務    |
| 重        | 51 | 5  |      | 自主事業 | 会員(会費)募集                                  | 地域    |
| 重        | 52 | 6  |      | 自主事業 | 支部活動・地域でつながる支えあい活動の推進                     | 地域    |
|          | 53 | 7  |      | 自主事業 | 高齢者慶祝事業(米寿の祝詞)                            | 地域    |
|          | 54 | 8  |      | 自主事業 | 心配ごと相談所の運営                                | 地域    |
|          | 55 | 9  |      | 自主事業 | 福祉台帳の整備                                   | 地域    |
|          | 56 | 10 |      | 自主事業 | ふれあいサロン・子育てサロン・多世代交流サロン助成事業               | 地域    |
|          | 57 | 11 |      | 自主事業 | 地域ささえあい活動助成事業                             | 地域    |
|          | 58 | 12 |      | 自主事業 | 社会福祉法人連絡会事務局の運営                           | 地域    |
|          | 59 | 13 |      | 自主事業 | ボランティアセンター(災害支援含む)の運営                     | 地域    |
| 重        | 60 | 14 |      | 自主事業 | ボランティア振興事業(地域活動ボランティア養成講座・次世代ボランティア育成講座等) | 地域    |
|          | 61 | 15 |      | 自主事業 | 福祉機器貸出事業／福祉活動機材等貸与事業                      | 地域    |
|          | 62 | 16 |      | 自主事業 | 指定居宅介護支援事業所(在宅福祉サービスセンター)                 | 相談    |
|          | 63 | 17 |      | 自主事業 | 訪問サービス事業所みらい                              | 生活    |
|          | 64 | 18 |      | 自主事業 | 愛パーク祭                                     | 生活・就労 |

※「新」は新規事業, 「重」は重点事業

## 2 第3次計画の評価

### (1) 自己評価の集計(企画委員会にて承認)

| 評価基準 | 令和2年度<br>進行管理 | 令和3年度<br>進行管理 | 令和4年度<br>進行管理 | 令和5年度<br>進行管理 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| A    | 3             | 3             | 4             | 4             |
| B    | 5             | 5             | 4             | 4             |
| C    | 2             | 2             | 2             | 2             |
| 総数   | 10            | 10            | 10            | 10            |

- 「進捗した(A)」 …目標(値)を大きく上回り達成できた  
 ○「現状維持(B)」 …目標(値)を達成できた  
 ○「現状を維持できなかった(C)」 …目標(値)を達成できなかった

### (2) 実施計画項目別一覧

|    | 実施計画項目                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1  | 役員・評議員・委員会委員の役割と機能の向上 | B     | B     | B     | B     |
| 2  | 社協会員会費制度の確立           | C     | C     | C     | C     |
| 3  | 事務局体制の整備              | A     | A     | A     | A     |
| 4  | 自主財源の確保と増強            | C     | C     | C     | C     |
| 5  | 安定的経営への取組             | B     | B     | B     | B     |
| 6  | 福祉意識の啓発               | B     | B     | A     | A     |
| 7  | 地域福祉推進活動の強化           | A     | A     | A     | A     |
| 8  | ボランティアの養成と活動の振興       | B     | B     | B     | B     |
| 9  | 相談支援体制の充実             | A     | A     | A     | A     |
| 10 | 指定管理者としての施設運営の充実      | B     | B     | B     | B     |

## 第3章 基本構想

基本構想の策定にあたって、使命、経営理念、経営ビジョン、経営戦略を見直し、改めて定義しました。

### 1 使命（法人として、職員として、成し遂げなければならないこと）

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

### 2 経営理念（法人として、職員として、常に意識しなければならない価値観や理想像）

本会は、この使命を達成するため、変わることのない価値観及び理想像として以下の経営理念を掲げます。

- (1) 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- (5) 持続可能で責任ある自立した組織経営

### 3 経営ビジョン（経営理念の実現に向けて、達成すべき目標や方針）

本会は、経営理念の実現に向けて、以下の経営ビジョンに基づき事業を展開します。

- (1) 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- (2) 誰一人取り残さない福祉を信条に、地域住民から寄せられる多様な福祉・生活課題を受け止め、地域を基盤として解決につなげる支援やその仕組みづくりを行うとともに、新たな社会資源が開発できるようチャレンジを続けます。
- (3) 支援を必要とする方には、地域社会の一員として尊厳を持って生活できるよう福祉サービス等を提供し、あらゆる社会資源を活用しながら地域社会において自立した生活ができるよう支援活動を展開します。
- (4) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域住民に認知され、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- (5) 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適正に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- (6) すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守するとともに、人材育成方針に基づいた実践や研修等を重ね、各部門が行う事業に必要な専門性を備えるとともに、新たなニーズに対応できるソーシャルワークの価値規範、知識、技術を身に付け、地域共生社会の実現を推進します。



## 4 経営戦略（経営ビジョンを達成するための方策全般）

### （1）基本戦略

生活困窮者や認知症高齢者の増加，災害の激甚化などにより，生活困窮者自立支援，権利擁護，包括的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の活用），ボランティア活動のより一層の振興，災害ボランティアセンターの運営及び被災地支援の協力など，社会福祉協議会に求められる業務の範囲が拡大しています。しかしながら，職員体制や財政面での課題も多く，あらためてその組織，財務，事業のあり方についての検討や関係機関等との連携・協働の取組促進が必要となっています。

第4次水戸市地域福祉活動計画との一体的進行を踏まえ，以下の項目を基本戦略と位置付け，法人経営に取り組みます。

○社協の社会的意義を明確にし，事業の見える化・見せる化により透明性を確保するとともに社会的認知度を上げ，より信頼され，より期待される社協を目指します。

○福祉施設のあり方検討をはじめとした事業仕分けによる事業の廃止，統合，アウトソーシング等を通じて業務改善を図り，人的余裕の確保に努めながら新たな業務への対応を強化します。

○これから目指すべき社協の姿を定めた「社会福祉協議会基本要項2025」（令和7年3月決定）を踏まえて，社協の使命，組織特性，活動原則，機能の見直しを図ります。

### （2）部門別戦略

#### ア 組織部門

本会は，公共性が高く，かつ民間団体としての性格を合わせ持っており，理念に基づく計画的な経営及び主体的な経営判断が求められます。社会福祉法人としての経営責任を果たしていくためには，財務，労務，法務，リスクマネジメント等の経営上必要な判断を行える役員体制のもと，理事会・評議員会の適切な運営及び活性化，法令遵守の徹底，内部牽制体制の整備，事業継続計画（BCP）の策定・運用，人材育成，財源確保，行政各課との連携推進，広報・情報発信など，組織全体に渡る企画・調整が必要となっています。

##### （ア）理事会・評議員会・委員会の機能強化

理事や評議員に対して，日頃から，社協の事業・活動や課題について分かりやすく情報提供するとともに研修等を実施し，理事会においては社協の経営や事業・活動に関する方針について活発な意見が交わされるようにし，評議員会においては理事会の意思決定に関し，適切なチェックが行われるよう相互牽制機能を強化します。また，委員会においては，より専門的な議論が進むよう事業の進捗状況管理と併せて経営課題を明確にしながら実施します。

##### （イ）職員人材確保・育成・定着支援

各事業を推進する上で，定型的な業務等についてはIT化による効率化を進め，必要な人材を確保し，サービスの向上に向けた職員研修の充実等による育成，定着を図るとともに，新たな取組にチャレンジできる組織風土への改革を目指します。

##### （ウ）広報・情報発信

住民の信頼を得るため，社協の社会的意義を含めた社協に関する情報を世代に応じた見せ方で発信し，社会的認知度を上げます。また，社協職員自らが広報媒体となって様々な機会で説明責任を果たし，信頼感，期待感のある組織にします。

### (エ) 法令遵守の徹底

法令や政省令に加え、通知や条例、諸規則、各種規程類のほか、倫理、社会規範、モラル、マナー等、社会的な評価・信頼を得るために必要なルールすべてを、日常のあらゆる活動において役職員が遵い守ります。

## イ 財務部門

本会の財政面については、自主財源の獲得に向けた目標管理の徹底及び対策の具体化が求められています。会員会費、寄付金、共同募金配分金等の確保が、地域福祉活動の糧となる自覚を全職員が持ちながら、自主財源の獲得に努力しなければなりません。特に、商品購入金額の一部が特定の団体やその活動の寄付に充てられる寄付付き商品の積極的な活用は、協力企業の社会貢献活動にもつながることから、取組を強化する必要があります。

### (ア) 社協会員制度

社協会員制度について、広報活動やイベント等の機会を通じて、市民福祉意識の啓発に努め、創意工夫を図りながら理解促進を図ります。また、目標管理を徹底し、具体的な改善策を立案します。

### (イ) 安定的経営への取り組み(多様な財源の確保・活用)

適正な事業収入の目標管理を徹底し、安定的収入の確保を目指すとともに、財務分析による経営課題に基づき、事業別に目指すべき方向性を明確にし、事業内容の見直しや充実を図ります。また、長期的な視点で、財源確保・活用の方法を検討します。

## ウ 事業部門

新しい時代に対応する社協の姿について、2025年に向けて社会福祉協議会基本要項の見直しが進められています。市町村によって社協の活動・事業、組織体制の違いがある中で、本会の新たに定義した使命、経営理念、経営ビジョンに基づき現在の事業の継続や見直し等を図るとともに、未来に向けてなすべき事業に取り組んでいきます。

### (ア) 地域福祉活動計画の策定・推進

第4次水戸市地域福祉計画と相互に連携しながら、第4次水戸市地域福祉活動計画の着実な進行管理(見直し含む)を行うとともに、次期計画の策定を行います。

### (イ) しゃきょう・みらい・プロジェクト

民間事業者との競合状況や公設施設としての役割を踏まえつつ、提供サービスの変更や廃止、民営化など、今後の施設運営のあり方を水戸市とともに検討し、あわせて、これからの社協の役割を見据えた新たな事業等を検討します。

### (ウ) 重層的支援体制整備事業の活用

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会がとりまとめた、提言「包括的支援体制の構築に向けた社協の取組について～重層的支援体制整備事業の活用～」に基づき、水戸市が実施主体となる重層的支援体制整備事業について、積極的な受託を検討します。

## 第4章 実施計画

### 部門別戦略 ア 組織部門

#### (ア) 理事会・評議員会・委員会の機能強化



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   |                                   |                                   |                                   |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 事業目的                          | 地域福祉課題を解決するための話し合いの場として、また、組織のガバナンス機能としての理事会、評議員会の機能を強化することを目的とします。<br>本会事業の部門別事項について審議する委員会の機能を強化することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                   |                                   |                                   |                                   |
| 事業内容                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本会の意思決定機関及び執行機関である理事会を開催し、事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する様々な案件について審議を行いながら、代表理事などの職務のチェックを担い、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。</li><li>・ 本会の議決機関である評議員会を開催し、社協の事業方針、事業計画・予算の決定、役員の選任・解任など重要事項に関する様々な案件について議決を経て、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。</li><li>・ 委員会規程に基づき、企画委員会、広報紙編集委員会、地域福祉委員会、ボランティア活動振興委員会、施設・在宅福祉委員会、相談支援福祉委員会の6つの常設委員会を中心に運営します。</li></ul>                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                   |                                   |                                   |
| 現状と課題                         | <p>本会の理事や評議員は、高い公益性や住民ニーズ基本の原則を踏まえ、住民代表から構成されています。理事については、令和5年度の一斉改選に伴い、学識経験者数の見直しを図り、選出区分が重複するものについては減員しました。より多くの情報を提供し、わかりやすい資料提示にも努めていますが、専門用語や制度上の仕組みには理解が困難なものも多く、議題によっては議論が深まらない傾向があります。監事は、事業・会計監査及び理事の執行に関する監査を行い、運営の適正化及び透明化を図っています。</p> <p>評議員については、令和7年度の一斉改選時に人数の見直しを図る予定です。議決機関として正確に判断できる体制の強化が必要となっています。</p> <p>また、委員会については、本会事業の部門別事項について、本会の運営に参画し、会長の諮問に答えるとともに、本会に対し意見具申する役割があります。現在、年2回(10月・2月)の議案様式を変え、特に10月においては次年度の予算編成に合わせ事業執行課題及び課題についての対応の明確化を図っています。委員会の構成員が理事及び評議員のため、理事会や評議員会前に本会事業の深掘りをする場となっていますが、理事会や評議員会との論点の整理や差別化が必要となっています。</p> |                                                   |                                   |                                   |                                   |
| 計画終了時の達成目標                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事会が業務執行機関として、組織運営や事業に住民ニーズを反映する仕組みをつくり、適切な業務執行の決定ができるようにします。</li><li>・ 理事会と評議員会が一定の緊張関係を保ち、評議員会が議決機関として正確に判断できる体制を構築します。</li><li>・ 監事が理事又は職員の執行を適正に監査できるよう、情報交換をより一層図り、適正な運営を継続します。</li><li>・ IT化による効率化を進め、業務改善の習慣化ができる組織を目指します。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                   |                                   |                                   |                                   |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標 | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年度<br>(2年目)                                   | 2026年度<br>(3年目)                   | 2027年度<br>(4年目)                   | 2028年度<br>(5年目)                   |
| 【研修機会の提供】<br>役員研修会<br>年1回実施   | 役員研修会<br>年1回以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 役員研修会<br>年2回以上                                    | 役員研修会<br>年2回以上<br>評議員研修会<br>年1回以上 | 役員研修会<br>年2回以上<br>評議員研修会<br>年1回以上 | 役員研修会<br>年2回以上<br>評議員研修会<br>年2回以上 |
| 計画の<br>5年間目標<br>(施策の展開)       | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 内部会議(役職員会議・事業評価会議)と理事会・評議員会との連動性を高めます。            |                                   |                                   |                                   |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 評議員の定数を見直し、より議論が深まり、より正確に判断できる体制をつくります。(評議員一斉改選年) |                                   |                                   |                                   |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新任、再任にかかわらず、社会福祉法人の理事・評議員としての機能強化を推進します。          |                                   |                                   |                                   |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 理事の一斉改選に際し、これまでの運営方法について評価し、必要に応じて改善します。(理事一斉改選年) |                                   |                                   |                                   |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 理事会・評議員会の中で提起された議題に対し、理事・評議員とともに資源開発を行います。        |                                   |                                   |                                   |
| 具体的な<br>推進方法                  | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 内部会議(役職員会議・事業評価会議)の議案を必要に応じて理事会等へ報告し、協議します。       |                                   |                                   |                                   |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 評議員の推薦区分ごとに、適正な人数を精査します。(評議員一斉改選年)                |                                   |                                   |                                   |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 役員研修会の内容を見直すとともに、評議員対象の研修会等を行います。                 |                                   |                                   |                                   |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 理事・評議員へのアンケートやヒアリングにより、これまでの評価分析を行います。(理事一斉改選年)   |                                   |                                   |                                   |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 提起された議題に対し、具体的な資源や施策についてともに考える場を設定します。            |                                   |                                   |                                   |
| 連携協働する<br>社会資源                | 支部長連絡協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市住みよいまちづくり連絡協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市ボランティア連絡協議会、水戸地区社会福祉法人連絡会、水戸市障害者(児)福祉団体連合会、水戸市高齢者クラブ連合会など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                   |                                   |                                   |                                   |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   |                                   |                                   |                                   |



## 部門別戦略 ア 組織部門 (イ) 職員人材確保・育成・定着支援



|                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 事業目的                                              | 各事業を推進する上で、必要な人材を確保し、サービスの向上に向けた職員研修の充実等により育成し、定着を図るとともに、新たな取組にチャレンジできる組織風土への改革を図ることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
| 事業内容                                              | ・ 本会の経営理念・経営ビジョンの実現に向けて、求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針、職員体制に関する基本的な考え方を明確化します。<br>・ 年度ごとに研修計画を策定し、OJT、Off-JT、SDSを計画的に実施します。<br>・ 職員の管理・教育・支援のため、スーパービジョンやコンサルテーションの体制を構築します。<br>・ 社協職員による質の高いサービスや活動を実施するため、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等資格取得を促進します。<br>・ マネジメントを担う職員（管理職）の計画的な能力開発・育成を進めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
| 現状と課題                                             | 社協の果たすべき役割の増加、事業の拡大に伴い、社協職員としての価値観や基本的考え方を共有することが難しくなっており、アイデンティティの揺らぎが生じています。また、労働力人口の減少による福祉人材の採用難も依然として解決しておらず、職場環境の改善を図りながら、人材育成、定着支援に努めている現状です。<br>福祉施設の管理運営業務については、他の民間事業者との競合にさらされ、高いサービス水準が求められることから、他事業者のサービス内容を検証するとともに、サービスの向上に向け、さらなる職員研修の充実等による人材育成に努める必要があります。また、法人をまとめる幹部職員はもとより、事業所ごとに配置している管理者のマネジメント能力についても、事業継続を念頭に置いた組織目標の達成に向けて強化を図らなければなりません。<br>社会福祉法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」については、事業の仕組みを機能させていくうえで、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活躍が期待されていますが、CSWと地域福祉コーディネーターの力を兼ね備えた人材は質・量とも十分とは言えません。新たなニーズや事業に対応できる人材の育成が急務となっています。<br>将来的には、人事評価制度の導入により、年功序列の要素を薄め、団体としての組織目標への貢献度で人材を評価する成果重視への組織へと変革し、組織の活性化を図ることが必要であると考えています。 |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
| 計画終了時の達成目標                                        | ・ 人材育成方針（「社協職員行動原則」「職員倫理綱領・行動規範」）に基づいた実践や研修等を重ね、各部門が行う事業に必要な専門性を備えた職員を過不足なく配置します。<br>・ すべての職員が新たなニーズに対応できるソーシャルワークの価値規範、知識、技術を身に付け、同じアイデンティティをもって地域共生社会の実現を目指します。<br>・ IT化による効率化を進め、業務改善の習慣化ができる組織を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標                     | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2025年度<br>（2年目）                                                          | 2026年度<br>（3年目）                   | 2027年度<br>（4年目）                    | 2028年度<br>（5年目）                    |
| 【国家資格有資格者割合】<br>社会福祉士12%<br>精神保健福祉士6%<br>介護福祉士22% | 社会福祉士14%<br>精神保健福祉士7%<br>介護福祉士23%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 社会福祉士16%<br>精神保健福祉士8%<br>介護福祉士24%                                        | 社会福祉士18%<br>精神保健福祉士9%<br>介護福祉士25% | 社会福祉士20%<br>精神保健福祉士10%<br>介護福祉士26% | 社会福祉士22%<br>精神保健福祉士11%<br>介護福祉士27% |
| 計画の<br>5年間目標<br>（施策の展開）                           | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | CSWとしての力を備えた国家資格保有者の割合を増やすとともに、新たなニーズ及び新たな業務（重層事業等）に対応できる知識・スキルの向上を図ります。 |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 増加するニーズに対し、効率的・効果的に業務を遂行できる職員体制の構築を目指します。                                |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | IT化による業務の効率化を図り、市民ニーズの把握や企画等に要する時間を作ります。                                 |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 組織目的の実現に寄与する管理職のマネジメント能力を強化します。                                          |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 人事評価制度の方針を決定し、制度設計を行います。                                                 |                                   |                                    |                                    |
| 具体的な<br>推進方法                                      | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 職員研修計画に基づき、計画的な人材育成を図ります。                                                |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 人材確保・育成・定着に関する方針を定め、職員体制に関する考え方を明確化するとともに、IT化の調査研究を進めます。                 |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 調査研究結果を踏まえて文書決裁等のIT化を図り、アウトリーチ活動を増やします。                                  |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 職員の資質向上やバーンアウト防止のためのスーパービジョン体制の構築を図ります。                                  |                                   |                                    |                                    |
|                                                   | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 人材育成の視点に立った能力・業務重視の人事管理の実現に向けて、人事評価制度の導入を検討します。                          |                                   |                                    |                                    |
| 連携協働する<br>社会資源                                    | 水戸市、茨城県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会（中央福祉学院）、外部研修機関など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                          |                                   |                                    |                                    |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                               | ハローワーク、茨城県社会福祉士会、各専門職団体、キャリアコンサルタント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                          |                                   |                                    |                                    |

|                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 事業目的                                                                              | 地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に広報啓発を行い、住民同士の支え合い、助けあい精神の意識の醸成を図るとともに、必要な情報を確実に見える形で届けることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 事業内容                                                                              | ・ 社会福祉に対するポジティブなイメージ形成と地域福祉の理解促進を目的とした広報啓発活動を戦略的な視点で行います。<br>・ 社会福祉協議会の認知度を向上させる施策を展開します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 現状と課題                                                                             | 地域福祉等に関する事業や活動は多岐にわたり、それらの情報はあふれています。地域福祉活動の理解促進を図るためには、多くの情報の中から確実に見える形で、地域住民に届けることが必要となっています。従来の広報紙、ホームページ、SNSといった媒体の活用を更に進めるとともに、情報を受け取る側の視点を持ちながら、情報を発信する側の明確な目的に裏付けされた戦略的な広報活動の在り方を再構築し、実行することが課題となっています。<br>また、水戸市が実施した市民意識調査によると、社会福祉協議会の認知度は、2018年度調査で「知っている」が68.1%、「知らない」が29.5%、2022年度調査で「知っている」が70.9%、「知らない」が25.9%と微増しています。しかしながら、行政や民間の社会福祉法人と比較すると、取り組んでいる事業内容が多岐にわたっていることから、どのような法人なのか、どのような事業を実施しているのかわかりづらい側面があります。さらなる市民の信頼を得るためにも、事業内容だけでなく経営理念や経営ビジョン等を公開し、認知度を高める必要があります。 |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 計画終了時の達成目標                                                                        | ・ 地域福祉の認知度を高めます。<br>・ 市民に認識され、信頼される社会福祉協議会を目指します。<br>・ 地域住民に親しまれる広報紙等を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 評価基準の項目として<br>数値化・可視化した目標・指標                                                      | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2025年度<br>(2年目)                                             | 2026年度<br>(3年目)                                             | 2027年度<br>(4年目)                                             | 2028年度<br>(5年目)                                             |
| 【SNS発信数】<br>30件/月平均(Facebook)<br>10件/月平均(Instagram)<br>10件/月平均(X)<br>0件/月平均(LINE) | 40件(Facebook)<br>15件(Instagram)<br>15件(X)<br>5件(LINE)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 50件(Facebook)<br>20件(Instagram)<br>20件(X)<br>10件(LINE)      | 60件(Facebook)<br>25件(Instagram)<br>25件(X)<br>15件(LINE)      | 70件(Facebook)<br>30件(Instagram)<br>30件(X)<br>20件(LINE)      | 80件(Facebook)<br>35件(Instagram)<br>35件(X)<br>25件(LINE)      |
| 【SNSフォロワー数】<br>905件(Facebook)<br>541件(Instagram)<br>430件(X)<br>0件(LINE)           | 950件(Facebook)<br>600件(Instagram)<br>450件(X)<br>50件(LINE)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1000件(Facebook)<br>650件(Instagram)<br>470件(X)<br>100件(LINE) | 1050件(Facebook)<br>700件(Instagram)<br>500件(X)<br>150件(LINE) | 1100件(Facebook)<br>750件(Instagram)<br>520件(X)<br>200件(LINE) | 1150件(Facebook)<br>800件(Instagram)<br>550件(X)<br>250件(LINE) |
| 計画の<br>5年間目標<br>(施策の展開)                                                           | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 様々な媒体を活用し、住民に向けた地域福祉活動の啓発を展開します。                            |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | より身近な地域(社協支部)での活動や福祉関係情報の提供を強化します。                          |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 職員の広報啓発意識を高めます。                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 新たな視点による広報活動の展開を検討します。                                      |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 市民意識調査による社会福祉協議会の認知度を8割以上にします。                              |                                                             |                                                             |                                                             |
| 具体的な<br>推進方法                                                                      | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 新たなSNS媒体としてLINEを活用します。                                      |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 広報紙各号に、支部活動の記事を掲載します。                                       |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 従来の広報媒体充実のため、SNS発信の法人内ガイドラインを作成します。                         |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 各種イベントでの広報活動や啓発内容を検討します。                                    |                                                             |                                                             |                                                             |
|                                                                                   | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ニュースリリースを活用した新聞での広報啓発について情報収集します。                           |                                                             |                                                             |                                                             |
| 連携協働する<br>社会資源                                                                    | 水戸市、新聞社、ラジオ局、テレビ局、WEB制作会社、広告会社、印刷会社、大学、高等学校など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                             |                                                             |                                                             |                                                             |



# 部門別戦略 ア 組織部門 (エ) 法令遵守の徹底



|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                              |                           |                           |                           |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 事業目的                                   | 本会の全役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進し、本会が実施する全ての業務の適正を確保することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                              |                           |                           |                           |
| 事業内容                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施し、徹底を図ります。</li><li>・コンプライアンスに関する管理体制（必要な規程やマニュアルの整備、担当者の設置や委員会の設置等）を整備します。</li><li>・リスクマネジメントに関する指針策定や体制構築，サイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティの構築を進めます。</li><li>・内部けん制体制を強化し，経理規程に基づく適切な経理処理を行います。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                |                                              |                           |                           |                           |
| 現状と課題                                  | <p>法人運営や福祉サービスを展開する上で，日々法令を意識して業務を遂行することは極めて重要になっています。介護保険法や障害者総合支援法に基づく法令遵守責任者を配置し，業務管理体制の整備を図っています。</p> <p>また，労務管理においても，働き方改革やハラスメント対策など，法令や通達に基づく労働環境の改善が必須となっています。本会では，個人情報の保護，時間外勤務や年次有給休暇の適正管理，ハラスメントマニュアルの徹底，育児介護休業の取得促進，最低賃金の適用など行っているところです。また，労働安全衛生法に基づく衛生管理者を配置するとともに，定期的な安全衛生委員会を開催し，ストレスチェックをはじめとした精神衛生面の改善等にも取り組んでいます。</p> <p>しかしながら，近年の情報化社会の進展に伴う各個人の情報モラルやリテラシーの不足により，情報漏洩や不適切な情報発信などが増加傾向にあります。想定するリスクの範囲が拡大していることから，サイバーセキュリティ対策を含めたリスクマネジメント体制を構築する必要があります。</p> |                                              |                           |                           |                           |
| 計画終了時の達成目標                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・職員一人一人が，社会的な信頼・評価を得るために，必要なモラル，ルールを遵守します。</li><li>・法令等に則った快適な職場環境を実現します。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |                           |                           |                           |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標          | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年度<br>（2年目）                              | 2026年度<br>（3年目）           | 2027年度<br>（4年目）           | 2028年度<br>（5年目）           |
| 【研修機会の確保】<br>コンプライアンス等<br>研修<br>各年1回実施 | コンプライアンス<br>等研修<br>各年1回以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | コンプライアンス<br>等研修<br>各年1回以上                    | コンプライアンス<br>等研修<br>各年2回以上 | コンプライアンス<br>等研修<br>各年2回以上 | コンプライアンス<br>等研修<br>各年2回以上 |
| 計画の<br>5年間目標<br>（施策の展開）                | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 職員のコンプライアンス，リスクマネジメント意識をより高めます。              |                           |                           |                           |
|                                        | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 本会規程，要綱，内規等が法令等と齟齬がないか再確認を行います。              |                           |                           |                           |
|                                        | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 本会規程，要綱，内規等が法令等と齟齬がないか再確認を行います。              |                           |                           |                           |
|                                        | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 必要な体制構築や規程等の整備，既存の取組強化を進めます。                 |                           |                           |                           |
|                                        | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 必要な体制構築や規程等の整備，既存の取組強化を進めます。                 |                           |                           |                           |
| 具体的な<br>推進方法                           | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 職場研修計画に基づき研修等を実施し，業務を遂行する上で常に意識するようにします。     |                           |                           |                           |
|                                        | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 顧問弁護士や社会保険労務士と連携して，規程等の内容をチェックします。           |                           |                           |                           |
|                                        | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 顧問弁護士や社会保険労務士と連携して，規程等の内容をチェックします。           |                           |                           |                           |
|                                        | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | コンプライアンス，リスクマネジメント，内部けん制体制に係る体制整備や取組強化を図ります。 |                           |                           |                           |
|                                        | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | コンプライアンス，リスクマネジメント，内部けん制体制に係る体制整備や取組強化を図ります。 |                           |                           |                           |
| 連携協働する<br>社会資源                         | 弁護士，税理士，社会保険労務士，水戸市，茨城県など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |                           |                           |                           |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                              |                           |                           |                           |



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                            |                 |                 |                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                          | 市社協の会員制度を多くの住民や企業等に知っていただき、活動の趣旨に賛同を得ながら、福祉への関心を高め、地域福祉の啓発を図ることを目的とします。また、社協支部における活動の自主財源として、福祉ニーズに柔軟に対応されており、より多くの会員が地域福祉活動に参加できるようにすることを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                            |                 |                 |                 |
| 事業内容                          | ・ 会員制度について、趣旨や使途の理解を促進しながら、地域福祉活動の貴重な自主財源としての安定的な確保に努めます。<br>・ 自主財源増強のための目標管理を徹底し、具体的な改善策を立案します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                            |                 |                 |                 |
| 現状と課題                         | 市社協活動に賛同していただける世帯・団体・企業等から会費を募っています。世帯からいただいた会費は、2分の1を地域に還元し、社協支部活動の財源として活用するとともに、2分の1は市全体の福祉活動の財源として社協が行う事業に活用しています。各世帯を対象とした「一般会員」、個人を対象とした「特別会員」、社会福祉施設及び社会福祉団体等を対象とした「団体会員」、篤志家及び企業を対象とした「賛助会員」に分類しています。<br>社協会員制度は、町内会・自治会を通じて世帯ごとに募っている一般会員の割合が97%を超えているため、町内会・自治会の加入率低下の影響により、年々会費総額は減少しており、今後、地域福祉活動が縮小してしまう恐れがあります。また近年、増加していた団体会員や賛助会員もやや減少傾向となっています。より多くの住民の理解を得るためには、福祉教育を活用するなど新たな会員制度の啓発や町内会・自治会未加入世帯へのアプローチが必要不可欠です。 |                                            |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標                    | ・ 多くの住民から会員制度に対する賛同が得られるようにします。<br>・ 町内会・自治会未加入世帯に対するアプローチ方法を確立します。<br>・ 効率的かつ利便性の高い加入方法、徴収方法を確立します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                            |                 |                 |                 |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標 | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年度<br>（2年目）                            | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 【会員会費実績】<br>25,307千円          | 25,400                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 25,400                                     | 25,400          | 25,400          | 25,400          |
| 計画の<br>5年間目標<br>（施策の展開）       | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 会員制度の趣旨や使途について、積極的な広報・情報発信をします。            |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 会員制度の趣旨や使途を直接住民に伝える機会を検討し、実践します。           |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 町内会・自治会未加入世帯に対する効果的なアプローチを検討します。           |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 将来的な会員制度のあり方について検討します。                     |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | より住民の理解が得られるような会員制度に改善します。                 |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法                  | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新たな媒体（LINE・YouTube）を活用して、会員会費の見える化を行います。   |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 商業施設の活用やイベント等を通じて、会員制度に関する広報啓発の機会をつくります。   |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 町内会等未加入のマンションの管理組合などに会員制度について説明する機会をつくります。 |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 住民アンケート等を実施するとともに他市町村の会員制度を調査し、改善案をまとめます。  |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改善案を元に新たな会員制度を構築し導入します。                    |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                | 地域住民、支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、企業、社会福祉施設、水戸市など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                            |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           | キャッシュレス決済                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                            |                 |                 |                 |

## 部門別戦略 イ 財務部門

## (イ) 安定的経営への取り組み(多様な財源の確保・活用)

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                         |                 |                 |                 |  |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 事業目的                                             | 社協における事業を継続していくために、長期的な視点で財源確保・活用の方法を検討・実施することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                 |                 |                 |  |
| 事業内容                                             | ・社協事業の理解促進を図り、安定的な財源を確保します。<br>・具体的な施策及び目標管理方法を構築します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         |                 |                 |                 |  |
| 現状と課題                                            | 社協の財源は、会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源等の「民間財源」、補助金、委託金等の「公的財源」、介護報酬等の「事業収入財源」といった内訳で成り立っています。社会福祉法に規定された公益性、公共性の高い地域福祉を推進する団体として、法人運営費といった公的財源を確保しつつ、多くの委託事業や指定管理施設の積極的な受託を推進してきた経緯から、運営費の約8割は公的財源が占めています。<br>また、民間財源については、総じて減少傾向にありますので、地域福祉活動の糧となる自覚を全職員が持ちながら、財源獲得に努力しなければなりません。特に、商品購入金額の一部が特定の団体やその活動の寄付に充てられる寄付付き商品の積極的な活用は、協力企業の社会貢献活動にもつながることから、地域福祉部門と連携し積極的な取組を強化する必要があります。さらには、地域福祉の推進を目的とした、一般寄付、相続財産からの寄付、遺贈等の受け入れについても、新しい仕組みとして整備している社協も増えてきていることから、今後は検討していきたいと考えています。 |                                         |                 |                 |                 |  |
| 計画終了時の達成目標                                       | ・事業継続が可能となるよう安定した財政基盤を確立します。<br>・民間財源について、効果的な目標管理に基づく対応策を確立します。<br>・全職員に対し、支出の抑制と新たな収入源発掘の意識の醸成を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                 |                 |                 |  |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標                    | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2025年度<br>(2年目)                         | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |  |
| 【自主財源目標額】<br>(会費・共募・寄付金等合計)<br>(3年度実績 55,271千円※) | 55,400                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 55,400                                  | 55,400          | 55,400          | 55,400          |  |
| 【寄付付き商品協力事業所】<br>4事業所                            | 5事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 6事業所                                    | 7事業所            | 8事業所            | 9事業所            |  |
| 計画の<br>5年間目標<br>(施策の展開)                          | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 公的財源の適正な事業収支について目標管理します。                |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 民間財源の目標管理方法、獲得方法について検討します。              |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 目標管理(公的財源・民間財源)を徹底します。                  |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 必要に応じて目標管理(公的財源・民間財源)の見直しを図ります。         |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 安定的な財源確保方法を確立し、事業の継続性を高めます。             |                 |                 |                 |  |
| 具体的な<br>推進方法                                     | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 月ごとの経常増減差額や事業収入額を確認し、課題を把握します。          |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 目標値を定め、目標管理シートを作成するなど、管理方法を確立します。       |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 目標額の達成状況を分析・評価し、その結果を踏まえて具体的な改善案を立案します。 |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改善案に基づき、目標管理方法や財源獲得方法を見直します。            |                 |                 |                 |  |
|                                                  | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 新たな目標管理方法や財源獲得方法を実践し、安定的な経営を行います。       |                 |                 |                 |  |
| 連携協働する<br>社会資源                                   | 銀行、証券会社、税理士、監事、水戸市など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |                 |                 |                 |  |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                              | クラウドファンディング、キャッシュレス決済、国債・外貨等の資産運用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                         |                 |                 |                 |  |

※4年度、5年度実績は、寄付金収入が臨時的に通常の年より多かったため、平均的な寄付金収入であった3年度実績を記載  
自主財源目標内訳：会費 2,540万円、募金 2,700万円、寄附金 300万円

部門別戦略 ウ 事業部門  
(ア) 地域福祉活動計画の策定・推進



|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                              |                 |                 |                 |  |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 事業目的                                    | 地域福祉活動計画を策定し、5年後の達成目標に向けて進行管理を行うことにより、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |                 |                 |                 |  |
| 事業内容                                    | 地域福祉活動計画は、行政が策定する地域福祉計画と整合性を図りながら、SDGsの理念を踏まえ、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア等が地域共生社会の実現に向けた共通の目標を持てるよう、地域福祉の推進に取り組むための指針として策定するものです。第4次水戸市地域福祉活動計画の基本理念(目指す姿)である「一人一人の願いと行動がつながり、しあわせ(福祉)を実感できる地域共生のまち・みと」を目指し、具体的なアクションプランを推進していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                              |                 |                 |                 |  |
| 現状と課題                                   | 第3次水戸市地域福祉活動計画(2020～2023年)は、第3次水戸市地域福祉計画との整合性を図りながら、福祉員・福祉活動推進員の意識調査やみとの福祉を考える座談会の結果を踏まえ、策定しました。コロナ禍の影響を考慮し、計画内容や評価方法の見直しを行い、適切な進捗管理に努めました。水戸市地域福祉活動計画は、水戸市地域福祉計画の具現化を担うアクションプランの位置付けもあり、進捗管理を行う本会内企画委員会委員には市担当課職員(福祉部長、福祉総務課長)を委嘱するとともに、市の地域福祉専門分科会委員には本会事務局長が参加し、相互に連携を図りました。<br>第4次水戸市地域福祉活動計画についても、第3次計画に準じた作成過程を踏まえながら、地域のニーズや新たな制度等を反映させるとともに、年度ごとの数値目標・指標や具体的な推進方法を明記することで、より適切な進捗管理ができるようにしました。住民の様々な願いや願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能も含んでいるため、いかに地域住民に理解を図り、あらゆる関係者の参加と協働を促していくことができるかが重要となっています。 |                                              |                 |                 |                 |  |
| 計画終了時の達成目標                              | ・単年度ごとに年2回実施する事業評価会議を開催し、進捗管理と合わせて人材育成を含めた将来構想が協議できる会議体とするとともに、客観的な評価体制の構築を目指します。<br>・効果測定結果として、地域の変化が実感できるようにします。<br>・水戸市地域福祉計画で定めた理念が、すべて具体的な実施成果となるようにします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                              |                 |                 |                 |  |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標           | 2024年度<br>(1年目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年度<br>(2年目)                              | 2026年度<br>(3年目) | 2027年度<br>(4年目) | 2028年度<br>(5年目) |  |
| 【評価結果の向上】<br>(46アクションプラン中の<br>A・B評価の割合) | 50%以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 60%以上                                        | 70%以上           | 80%以上           | 90%以上           |  |
| 計画の<br>5年間目標<br>(施策の展開)                 | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第4次水戸市地域福祉活動計画の広報周知を図ります。                    |                 |                 |                 |  |
|                                         | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 計画見直しに向けて、新たなニーズの把握をするとともに、効果測定方法を整備します。     |                 |                 |                 |  |
|                                         | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3年間の評価及び効果測定を行い、各施策の目標設定や推進方法等の見直しを行います。     |                 |                 |                 |  |
|                                         | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行計画の現状や新たなニーズを踏まえ、次期計画の策定方針やスケジュール等を調整します。  |                 |                 |                 |  |
|                                         | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第5次水戸市地域福祉活動計画を策定します。                        |                 |                 |                 |  |
| 具体的な<br>推進方法                            | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 広報紙「みんなのしあわせ」に特集を組むとともに、本会ホームページにおいて情報公開します。 |                 |                 |                 |  |
|                                         | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市と定期的な協議を重ね、ニーズのすり合わせを行うとともに、効果測定方法を作成します。   |                 |                 |                 |  |
|                                         | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 本会内事業評価会議において見直しに係る協議を行い、本会内企画委員会に提案します。     |                 |                 |                 |  |
|                                         | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 策定委員会を設置し、次期計画の策定方針やスケジュール等を決定します。           |                 |                 |                 |  |
|                                         | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 策定委員会等において策定作業を行い、理事会において次期計画の審議、決定を行います。    |                 |                 |                 |  |
| 連携協働する<br>社会資源                          | 水戸市役所、企画委員会、支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市ボランティア連絡協議会、水戸市障害者(児)福祉団体連合会、水戸地区社会福祉法人連絡会、茨城県社会福祉協議会、茨城県共同募金会など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                              |                 |                 |                 |  |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源                     | 教育関係機関、司法関係機関、医師会、児童相談所、公共職業安定所、シルバー人材センター、金融機関、消費生活センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                              |                 |                 |                 |  |



## 部門別戦略 ウ 事業部門 (イ) しゃきょう・みらい・プロジェクト



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                          | 水戸市とともに公設福祉施設のあり方を整理し、社会資源の効果的な調整を行うとともに、社会福祉協議会基本要項2025（全国社会福祉協議会令和7年3月決定）に基づき、これからの市社協に求められる役割を踏まえた事業の見直しについて検討することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                          | ・ 公設福祉施設のあり方について、民間との競合状況や公設施設としての役割を踏まえつつ、提供サービスの変更や施設の廃止、民営化など、今後の施設運営のあり方を検討し、決定します。<br>・ 福祉施設のあり方検討以外にも、本会が実施している事業を見直し、事業仕分けによる事業の廃止、統合、アウトソーシング等を通じて業務改善を図り、今後社協に求められている新たな事業への対応について検討し、決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                         | <p>令和2年度から5年度までを計画期間とする「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画」において、公共施設等の適正管理として「福祉施設のあり方の検討」が位置付けられています。本検討に係る本会が管理する施設は18施設（福祉総務課所管：1施設、障害福祉課所管：8施設、高齢福祉課所管：9施設）にのぼります。福祉部内での検討による公設福祉施設のあり方（案）を踏まえ、令和6年度から、本会において福祉施設のあり方検討担当職員を配置し、市とともに具体的な検討を開始しました。（現在の指定管理期間は、令和3年度から7年度までの5年間）</p> <p>また、社会環境の変化による複合的な福祉・生活課題の増加に伴い、社協に求められる業務の範囲が拡大しています。激甚化、頻繁化する自然災害についても、災害ボランティアセンターの設置・運営は必須となり、復興支援が長期化する傾向があります。水戸市の社会資源の現状や全社協が策定する社会福祉協議会基本要項2025を踏まえて、市社協の新しい時代に対応する法人の在り方や事業の見直しを図る時期に来ていると言えます。</p> |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標                    | ・ 公設福祉施設の役割が標準化され、その役割を踏まえた施設運営が適正かつ効果的にできるようにします。<br>・ 市社協の経営ビジョンや経営戦略に基づく長期的な事業展開の方向性を明確化します。<br>・ 地域の困りごとや市民の生きづらさを解決し、伴走する法人として社会的意義を高めます。<br>・ 基本要項2025における「これからの社協が果たすべき役割」を反映した法人となるようにします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標 | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2025年度<br>（2年目）                                                                 | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 基本要項2025に基づく<br>法人の在り方の検討     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 計画の<br>5年間目標<br>（施策の展開）       | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 福祉施設のあり方検討に基づき、老人デイサービスセンターの廃止、身障福祉センターと身障デイサービスセンターの統合、開江老人ホームの民間譲渡を市とともに進めます。 |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 福祉施設のあり方検討に基づき、開江老人ホームの民間譲渡を市とともに進めます。                                          |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 福祉施設のあり方検討に基づき、開江老人ホームの民間譲渡を市とともに進めます。                                          |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 継続事業についても、環境変化等に伴い市とともに見直しを図ります。                                                |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 新たなビジョンに基づき、事業の廃止、統合や新たな事業へ対応します。                                               |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法                  | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本会内や市において定期的に会議を開催し、必要な調整をします。                                                  |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本会内や市において定期的に会議を開催し、必要な調整をします。                                                  |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本会内や市において定期的に会議を開催し、必要な調整をします。                                                  |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本会内や市において定期的に会議を開催し、方向性を整理します。                                                  |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 基本要項2025に基づく法人の方向性を定め、新たな事業の展開等を行います。                                           |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                | 水戸市、全国社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会、他市町村社会福祉協議会など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                 |                 |                 |                 |



部門別戦略 ウ 事業部門  
(ウ) 重層的支援体制整備事業の活用



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                 |                 |                 |                 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事業目的                          | 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                 |                 |                 |                 |
| 事業内容                          | 重層的支援体制整備事業とは、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために、必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |                 |                 |                 |
| 現状と課題                         | <p>令和2年の社会福祉法の改正により、創設された事業です。従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であり、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きいことから、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとしてできました。</p> <p>この事業は、市町村の手上げに基づく任意事業ですが、社協が今まで取り組んできた事業（相談支援、権利擁護、地域コミュニティづくり等）との親和性が高く、職員の専門性を活かすことができるため、自治体とともに取り組んでいるケースが多くなっています。</p> <p>既存制度とは別に新たな制度をつくるものではなく、既存の相談支援や地域福祉の取組を活かし、市町村と関係機関・団体が地域住民等が目指す方向性を共有し、より緊密に連携することで課題解決力や支援効果を高める基盤づくりを進めることは、現在社協が目指している「ともに生きる豊かな地域社会」の実現のプロセスと合致するものです。</p> <p>以上のことから、水戸市における本事業の実施計画の策定に積極的に参画し、組織体制の強化を図りながら、事業受託の推進を図っていきたいと考えています。</p> <p>※令和6年4月1日現在、茨城県内で実施している自治体は4つです。（古河市・東海村・土浦市・那珂市）</p> |                                                 |                 |                 |                 |
| 計画終了時の達成目標                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築します。</li><li>・個別支援と地域づくりの一体的な展開を目指します。</li><li>・市社協の存在意義、価値が高まるようにします。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                 |                 |                 |                 |
| 評価基準の一項目として<br>数値化・可視化した目標・指標 | 2024年度<br>（1年目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2025年度<br>（2年目）                                 | 2026年度<br>（3年目） | 2027年度<br>（4年目） | 2028年度<br>（5年目） |
| 【研修機会の確保】<br>随時               | 重層関係研修<br>年2回以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 重層関係研修<br>年2回以上                                 | 重層関係研修<br>年3回以上 | 重層関係研修<br>年3回以上 | 重層関係研修<br>年3回以上 |
| 計画の<br>5年間目標<br>（施策の展開）       | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 法人内で事業の理解を深めるとともに、人材育成等の組織体制の強化を図ります。           |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」の受託を検討します。 |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 重層的支援体制整備事業を受託します。                              |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 福祉分野以外の主体との連携・協働を強化します。                         |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 地域福祉計画と地域福祉活動計画が目指す「包括的な支援体制」を構築します。            |                 |                 |                 |
| 具体的な<br>推進方法                  | 1年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 研修会への参加や自主勉強会の実施を通して、コミュニティソーシャルワーク力を研鑽します。     |                 |                 |                 |
|                               | 2年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 市と協議し、事業受託にあたり必要な人員、予算を確保します。                   |                 |                 |                 |
|                               | 3年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受託した事業の周知を図るとともに、目的・目標に沿った事業を推進します。             |                 |                 |                 |
|                               | 4年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支援会議の活用を図り、支援方法や役割分担、連携について検討・調整する仕組みをつくります。    |                 |                 |                 |
|                               | 5年目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支援会議の活用を図り、支援方法や役割分担、連携について検討・調整する仕組みをつくります。    |                 |                 |                 |
| 連携協働する<br>社会資源                | 水戸市、茨城県、他市町村、茨城県社会福祉協議会、茨城県共同募金会、他市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員、医療機関、福祉サービス事業所、学校、児童相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、公共職業安定所、シルバー人材センター、保護観察所、地域生活定着支援センター、子ども・若者総合支援センター、ひきこもり地域支援センター、NPO法人、警察など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                 |                 |                 |                 |
| 目標達成に必要な<br>新たな社会資源           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                 |                 |                 |                 |





# 資料編

## 第4次水戸市地域福祉活動計画策定の経過

| 期日        | 策定委員会                                                                      | 関係会議           | 策定委員会事務局           |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 令和4年3月    | 策定委員会設置要綱の承認                                                               | 理事会／評議員会にて決定   |                    |
| 令和4年4月    | 策定委員会の設置                                                                   |                |                    |
| 令和4年6月    | 市民委員公募                                                                     |                |                    |
| 令和4年11月   | 委員委嘱                                                                       |                |                    |
| 令和5年3月    | <u>第1回策定委員会</u><br>・委員長及び副委員長の互選について<br>・策定スケジュールについて<br>・(報告)第3次計画の進捗について |                |                    |
| 令和5年5月～6月 |                                                                            | 理事会／評議員会にて経過報告 |                    |
| 令和5年6月    |                                                                            | 支部長連絡協議会にて経過報告 |                    |
| 令和5年5月    | <u>第2回策定委員会</u><br>・福祉員・福祉活動推進員意識調査の実施について                                 |                |                    |
| 令和5年6月～9月 |                                                                            |                | 福祉員・福祉活動推進員意識調査の実施 |
| 令和5年8月    | <u>第3回策定委員会</u><br>・第4次水戸市地域福祉活動計画策定基本方針について                               |                |                    |
| 令和5年12月   |                                                                            | 理事会／評議員会にて経過報告 |                    |
| 令和6年1月    | <u>第4回策定委員会</u><br>・福祉員・福祉活動推進員意識調査結果の概要について<br>・第4次水戸市地域福祉活動計画(素案)について    |                |                    |
| 令和6年3月    |                                                                            | 理事会／評議員会にて経過報告 |                    |
| 令和6年5月    | <u>第5回策定委員会</u><br>・第4次水戸市地域福祉活動計画(案)について                                  |                |                    |
| 令和6年5月    |                                                                            | 理事会承認          |                    |
| 令和6年6月    |                                                                            | 評議員会議決         |                    |
| 令和6年7月    |                                                                            | 水戸市関係部署との最終調整  |                    |

## (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する地域福祉増進のための活動を、水戸市の関係福祉計画との整合性を図り、計画的かつ効率的に実施するため、地域福祉活動計画の策定を目的として、本会委員会規程第2条第2項に基づき、特別委員会を設置する。

## (名 称)

第2条 この委員会は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (所管事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域福祉活動計画を策定するための基本的事項の検討及び総合的な調整に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

## (構 成)

第4条 委員会の委員は、次の各号により構成する。

- (1) 本会副会長
- (2) 本会の企画、地域福祉、ボランティア活動振興、施設・在宅福祉、相談支援福祉委員会の委員長又は副委員長
- (3) 本会支部長連絡協議会会長及び副会長
- (4) 本会所管の市部長
- (5) その他会長が必要と認める者

2 委員会に、委員の互選による委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は、委員会を代表し議長となり、議事その他の会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (委員の委嘱)

第5条 委員は、本会会長が委嘱する。

## (会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときは随時開くものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 会議においては、委員以外の者から幅広く意見又は説明を聞くことができる。

## (会議の成立等)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、第1条の目的完了日を以って廃止する。



## 水戸市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期 平成4年4月1日から令和6年5月31日まで

| 役職   | 委嘱区分                                | 氏 名   | 関係役職                            | 備考            |
|------|-------------------------------------|-------|---------------------------------|---------------|
| 委員長  | その他会長が必要と認める者                       | 池田 幸也 | 茨城キリスト教大学講師                     |               |
| 副委員長 | 社協副会長                               | 菊地 則行 | 市民生委員児童委員連合協議会会長                |               |
|      | 社協副会長<br>社協支部長連絡協議会会長<br>地域福祉委員会委員長 | 本多 雄二 | 社協寿支部長                          |               |
|      | 社協副会長<br>企画委員会委員長                   | 堀井 武重 | 市住みよいまちづくり推進協議会会長               |               |
|      | 社協副会長                               | 林 由香里 | 市地域女性団体連絡会会長                    |               |
|      | 社協支部長連絡協議会副会長                       | 田上 恵子 | 社協吉田支部長                         |               |
|      | 社協施設・在宅福祉委員会<br>委員長                 | 大野 光一 | 市障害者（児）福祉団体連合会会長                | R5.3.31<br>まで |
|      | 社協施設・在宅福祉委員会<br>委員長                 | 兼清 紀郎 | 市障害者（児）福祉団体連合会会長                | R5.12.1<br>から |
|      | 社協相談支援福祉委員会委員長                      | 楢崎ひろ子 | NPO 法人 M・I・T・O21 理事             |               |
|      | 社協ボランティア活動振興委員会<br>委員長              | 平沼 賢治 | 市ボランティア連絡協議会会長                  | R5.3.31<br>まで |
|      | 社協ボランティア活動振興委員会<br>委員長              | 谷萩美智子 | 市ボランティア連絡協議会会長                  | R5.12.1<br>から |
|      | その他会長が必要と認める者                       | 岡田 澄子 | 水戸地区社会福祉法人連絡会会長<br>社会福祉法人恵和会理事長 |               |
|      | その他会長が必要と認める者                       | 笹沼 慎一 | ゆたかな河和田をつくる会会長                  | R5.3.31<br>まで |
|      | その他会長が必要と認める者                       | 矢代美智子 | 公募委員（市民）                        |               |
|      | その他会長が必要と認める者                       | 富山 葉子 | 公募委員（市民）                        |               |
|      | 本会所管の市部長                            | 横須賀好洋 | 市福祉部長                           | R5.3.31<br>まで |
|      | 本会所管の市部長                            | 小林秀一郎 | 市福祉部長                           | R5.4.1<br>から  |

(役職名等は、委員委嘱時のもの、敬称略、順不同)



## 令和5年度水戸市社会福祉協議会支部社協実施事業一覧

| 支部名 | 会議等                      | 地域たすけあい事業                 | 敬老会(主体)      | 広報紙発行                | 会費募集 |
|-----|--------------------------|---------------------------|--------------|----------------------|------|
| 三の丸 | 合同総会、役員会、支部部会、監査、広報編集委員会 | ひとり暮らし・寝たきり高齢者への歳末慰問      | 支部           | 福祉三の丸<br>(女性会・自治連合同) | 支部役員 |
| 五 軒 | 合同総会、役員会、福祉委員会、監査        | 五軒地区ふれあい交流会               | 支部           | ふあいぶたうん<br>(五軒地区広報紙) | 支部役員 |
| 新 荘 | 合同総会、役員会、監査              |                           | 実行委員会        |                      | 支部役員 |
| 常 磐 | 合同総会、役員会、事務局会議、監査        | ふれあい交流会                   | 支部           | 常磐支部通信               | 支部役員 |
| 堀 原 | 総会、三役会議、役員会、監査、部会別会議     | あったか広場                    | 支部           | 生き活き堀原               | 支部役員 |
| 浜 田 | 総会、役員会、監査、広報編集委員会        | 一人暮らしの方との集い<br>(きんもくせいの会) | 支部<br>高齢者クラブ | 福祉はまだ                | 支部役員 |
| 城 東 | 総会、幹事会、監査、役員会、広報編集委員会    | コスモスのつどい                  | 支部           | 福祉城東                 | 支部役員 |
| 千 波 | 総会、役員会、監査、広報編集委員会        |                           | 実行委員会        | ふくし千波                | 支部役員 |
| 見 川 | 合同総会、役員会、監査、広報編集委員会      |                           | 支部           | みがわの福祉               | 支部役員 |
| 梅が丘 | 総会、役員会、監査、広報編集委員会        | おひとり暮らしのふれあいの会            | 支部           | 福祉梅が丘                | 支部役員 |
| 石 川 | 総会、役員会、監査、福祉員会、広報編集委員会   | 第32回ふれあい昼食会               | 支部           | 石川社協だより              | 支部役員 |

| 共同募金 | 研修会等                                                                  | その他の事業(昨年度実施)                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女性会  | 支部役員研修<br>福祉まちづくり講演会                                                  | 福祉のまちづくり講演会<br>合同新春交流会                                                                               |
| 女性会  | 五軒地区各種団体合同視察研修会<br>五軒地区各種団体合同新年研修会<br>福祉体験講座<br>地域福祉講演会<br>地域ケア事業への協力 | 福祉の街づくりの推進<br>五軒サマーナイトコンサート&ふれあい祭り<br>健康講座<br>ふれあいサロン<br>ふれあい交流会<br>要援助者の慰問と激励<br>イベント募金             |
| 女性会  | 福祉講演会(人権講演会)<br>支部役員研修<br>地域いきいきコミュニティトーク                             | 新荘地区福祉講演会(水戸の街を電車が走っていた)<br>イベント募金<br>見守り活動を考える会                                                     |
| 支部   | 常磐人材情報バンク募集<br>福祉講演会<br>「お口から始める健康管理」                                 | イベント募金<br>ときわ春・夏まつり<br>地域いきいきコミュニティトーク<br>福祉のまちづくり検討会<br>常磐支部福祉員研修会<br>在宅介護慰労金贈呈                     |
| 支部   | 福祉員研修会「HUG研修」<br>いきいき健康クラブとの会との交流会                                    | ひとり暮らし高齢者への年賀状<br>ひとり暮らし皆様との交流会<br>ラジオ体操<br>堀原子育て広場<br>福祉員研修会(水戸市清掃工場「えこみっと」見学)<br>まちイスづくり<br>イベント募金 |
| 女性会  | 懇談会の開催<br>はまだふれあいの広場(むかし遊び)<br>まちづくり研修会(取手市水害双葉地区、筑波宇宙センター、他)         | 高齢者介護施設への慰問<br>桜川クリーン作戦<br>下市タウンフェスティバル<br>浜田ふれあいサロン<br>イベント募金                                       |
| 支部   | 小学校への講師派遣<br>「城東の歴史を学ぶ会」<br>福祉講演会 支部移動研修(学習)<br>防災訓練(共催)              | 城東地区賀詞交歓会<br>城東ふれあいサロン<br>城東小「未来に羽ばたく会」<br>ゴキブリ退治団子配布<br>コスモスの集い<br>防災講演会<br>年賀状作成<br>イベント募金         |
| 女性会  | 民生委員との合同研修会<br>防災訓練                                                   | 昔話を聞く会<br>一人暮らし高齢者への暑中見舞い・年賀状の作成<br>学校へようこそ<br>三世代交流<br>ふれあい祭り福祉バザー<br>高齢者疑似体験<br>地域いきいきコミュニティトーク    |
| 支部   | 福祉のまちづくり講座<br>福祉体験講座「転倒予防の運動」                                         | 登校時あいさつ見守り<br>おしゃべりサロン・すごろく大会<br>ニュースポーツ(ボッチャ)<br>一人暮らし高齢者に暑中見舞い状・年賀状のお届け<br>朝のラジオ体操<br>イベント募金       |
| 女性会  | 福祉のまちづくり活動<br>福祉講座の開催<br>防災避難訓練                                       | あけぼの学園清掃奉仕<br>寝たきり・認知症老人介護者訪問<br>イベント募金<br>支部研修会「ゴミ分別カードゲーム」                                         |
| 女性会  | 福祉講演会「名字の謎を解く」<br>移動学習                                                | かぼちゃ祭り<br>街頭募金・イベント募金<br>なかよしサロン開催<br>ひとり親世帯への食料支援(小中学校保護者対象)<br>市民運動会<br>スマイルコンサート                  |

| 支部名 | 会議等                    | 地域たすけあい事業                           | 敬老会(主体)       | 広報紙発行                    | 会費募集           |
|-----|------------------------|-------------------------------------|---------------|--------------------------|----------------|
| 赤 塚 | 合同総会、役員会、監査            |                                     | 支部            |                          | 支部役員           |
| 河和田 | 総会、役員会、監査、広報編集委員会      |                                     | 支部            | 社協だより                    | 社協事務局<br>郵便振込  |
| 上中妻 | 総会、役員会、監査、理事会          |                                     | 実行委員会         |                          | 支部役員           |
| 双葉台 | 福祉員総会、役員会、監査、広報編集委員会   | お一人暮らし高齢者宅訪問                        | 実行委員会         | ふれあい双葉                   | 支部役員           |
| 山 根 | 総会、役員会、監査              | 福寿そば出前サービス<br>(寝たきり・一人暮らし等の高齢者への慰問) | 自治連合会         |                          | 支部役員           |
| 緑 岡 | 福祉員総会、役員会、監査、広報紙発行編集会議 | ふれあい昼食                              | 支部<br>実行委員会   | ふれあい福祉みどりおか              | 支部役員           |
| 笠 原 | 合同総会、役員会、監査            | ひとり暮らし高齢者とのふれあい交流事業                 | 実行委員会         |                          | 支部役員           |
| 寿   | 総会、役員会、監査、広報編集委員会      | まごころ弁当プレゼント                         | 支部<br>(女性会)   | ふれあいことぶき<br>(自治連合同)      | 支部役員<br>郵便振込   |
| 吉 田 | 総会、役員会、理事会、監査、広報編集委員会  | ひとり暮らし高齢者の年末見守り訪問                   | 支部<br>(実行委員会) | 福祉よしだ                    | 支部役員           |
| 吉 沢 | 総会、役員会、監査会             | 「ひとり暮らし高齢者」との食事会及びプレゼント配布           | 支部            | 広報誌<br>(社協・自治連共催)        | 支部役員<br>郵便振込   |
| 酒 門 | 総会、役員会、監査、広報編集委員会      | ひとり暮らし高齢者との親睦会                      | 支部<br>(実行委員会) | コミュニティペーパー<br>さかど(自治連合同) | 支部             |
| 上大野 | 合同総会、役員会、監査            | 「オレンジランプ」映画上映会                      | 支部            |                          | 市民センター<br>支部役員 |



| 共同募金       | 研修会等                                                              | その他の事業(昨年度実施)                                                                                                                                    |
|------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支部<br>郵便振込 | 赤塚地区ふれあい交流サロン                                                     | 高齢者への年賀状の送付<br>ふるさと赤塚まつり(文化展・模擬店・バザーへ参加)<br>赤塚地区ふれあいミニシアター イベント募金<br>オセロでふれあい交流会 赤塚地区ふれあいサロン                                                     |
| 支部<br>郵便振込 | コミュニティトーク<br>「これからの地区活動」                                          | ひとり暮らし高齢者とのふれあい事業<br>米寿祝・安否確認 「ゆたかな河和田まつり」参加<br>地縁団体等への協力<br>地区研修会「これからの地区活動」<br>いきいきサロン 地域いきいきコミュニティトーク                                         |
| 住民の会       | 福祉施設視察交流研修<br>民生委員との情報交換会                                         | 「長寿祝」99歳以上の対象者<br>一人暮らし高齢者への見守り訪問<br>ふれあいサロン「おおつか」<br>見守り活動(ゴミ袋配布) 防災訓練<br>高齢者スポーツ交流会<br>地域いきいきコミュニティトーク                                         |
| 支部         | 福祉講演会<br>視察研修                                                     | サロン交流会 サロンおしゃべり会双葉<br>イベント募金 ご近所安心ネット<br>ひとり暮らし高齢者宅訪問<br>双葉台地区地域コミュニティトーク<br>双葉台地区防災訓練 双ツ山まつり<br>各種団体の福祉関係事業に協力                                  |
| 支部         | 合同研修会(自治連と共催)<br>地域いきいきコミュニティトーク                                  | 介護を要する者等調査(民生委員と連携)<br>高齢者クラブ等の関係団体との連携<br>地縁団体への活動協力                                                                                            |
| 支部         | 福祉講演会「身体の衰えを防ぐ」<br>視察研修(つくば市方面)<br>ボランティア体験講座<br>地域いきいきコミュニティトーク  | ボランティア体験講座<br>イベント募金<br>福祉講演会「新聞の楽しみ方を遊ぶ」                                                                                                        |
| 支部         | 地域いきいきコミュニティトーク                                                   | ふれあいサロン活動<br>新年顔合わせ会(祝賀交歓会)                                                                                                                      |
| 支部<br>郵便振込 | ボランティアミニ体験講座<br>視察研修                                              | 愛の通信(暑中見舞い・年賀状:70歳以上の高齢者)<br>米寿祝いメッセージのお届け<br>寿地区高齢者ニュースポーツ大会<br>寿地区高齢者対象グランドゴルフ大会<br>地域いきいきコミュニティトーク<br>みんなみんなの寿まつり<br>福祉活動推進員親睦視察研修会(ひたちなか市方面) |
| 支部         |                                                                   | ひとり暮らし高齢者への年賀状・訪問<br>ふれあい吉田秋祭り 子育て広場クリスマス会支援<br>視察研修                                                                                             |
| 支部         | 支部役員研修会<br>福祉員研修会<br>(車いす体験・アイマスク体験)<br>視察研修<br>(水戸市障害者就労支援施設はげみ) | 三世代交流会(ピンポン大会)<br>よしざわ祭り<br>イベント募金                                                                                                               |
| 支部         | 福祉講演会 研修視察<br>地域いきいきコミュニティトーク                                     | イベント募金 ふれあい酒門まつり<br>視察研修(常陸那珂港会場視察) 暮らしの相談会                                                                                                      |
| 支部         | 地区福祉活動<br>子ども食堂(検討)                                               | イベント募金 ふれあいサロン活動(高齢者支援C協力)<br>映画上映会「ケアニン2」                                                                                                       |

| 支部名  | 会議等                                        | 地域たすけあい事業                        | 敬老会(主体)       | 広報紙発行              | 会費募集                             |
|------|--------------------------------------------|----------------------------------|---------------|--------------------|----------------------------------|
| 柳 河  | 総会、役員会、監査、<br>広報編集委員会                      | ひとり暮らし高齢者を対象とした粗品進呈              | 支部<br>(実行委員会) | ふくしのわ柳河            | 支部役員                             |
| 渡 里  | 総会、役員会、理事会、<br>監査、広報編集委員会                  | 高齢者とのふれあい交流                      | 支部<br>(企画委員会) | わたり福祉だより           | 支部役員<br>(いきいき<br>交流センター<br>長者山荘) |
| 国 田  | 総会、役員会、監査、<br>福寿のつどい実行委員会、<br>ふれあい食事会実行委員会 | ふれあい食事会                          | 支部            |                    | 郵便振込                             |
| 飯 富  | 合同総会、役員会、<br>監査、広報編集委員会                    | いいとみふれあいの集い                      | 支部            | 幸せだより              | 郵便振込                             |
| 下大野  | 総会、役員会、<br>監査、三役会議、<br>福寿のつどい実行委員会         |                                  | 支部<br>(住み協)   | 支部だより              | いきいき交流<br>センター常澄                 |
| 稻荷第一 | 総会、役員会、監査                                  | ひとり暮らし高齢者に対する<br>年末弁当配布          | 支部            | ふれあい稲荷一<br>(自治連合同) | いきいき交流<br>センター常澄                 |
| 稻荷第二 | 総会、役員会、監査、<br>福寿のつどい実行委員会                  | 長寿祝い品配布<br>(90歳以上の長寿者対象)         | 支部            |                    | いきいき交流<br>センター常澄                 |
| 大 場  | 総会、役員会、監査、<br>福寿のつどい実行委員会                  | ふれあい食事及びケーキ<br>配布                | 実行委員会         |                    | いきいき交流<br>センター常澄                 |
| 内 原  | 福祉員総会、役員会、<br>部会長会議、監査、<br>部会別会議           | ひとり暮らし高齢者ふれ<br>あい食事会<br>(クリスマス会) | 支部            | 福祉うちらは             | 郵便振込                             |
| 鯉 淵  | 福祉員総会、役員会、<br>部会長会議、監査、<br>部会別会議           | 鯉淵地区ふれあい食事会                      | 支部            | 福祉 こいぶち            | 郵便振込                             |
| 妻 里  | 福祉員総会、役員会、<br>部会長会議、監査、<br>部会別会議           | 一人暮らし高齢者クリスマス会                   | 支部            | 福祉 つまさと            | 郵便振込                             |

| 共同募金             | 研修会等                                                               | その他の事業(昨年度実施)                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵便振込             | 支部役員研修「適切な塩分のおはなし<br>～自分の血管年齢を図る～」<br>出前講座<br>自主防災訓練<br>福祉まちづくり懇談会 | 地域交流会「エンジョイやなかわワールド」<br>ふれあいまつり<br>イベント募金<br>70歳以上ひとり暮らしの方へ粗品贈呈と安否確認<br>支部役員研修「応急処置について」<br>三世代交流スポーツ大会                                                                                                                    |
| 支部役員             |                                                                    | 渡里すずらん苑夏祭り イベント募金<br>地域ふれあい奉仕作業活動<br>水戸5中部活動へようこそ<br>北部ブロック支部長会                                                                                                                                                            |
| 郵便振込             |                                                                    | 高齢者の見守り活動<br>米寿のお祝い(花鉢贈呈)                                                                                                                                                                                                  |
| 郵便振込             | 福祉まちづくり懇談会 共催<br>研修・報告会                                            | 絵手紙によるひとり暮らし高齢者への年賀状<br>米寿祝い品の贈呈<br>福祉のまちづくり懇談会(青少年育成会と共催)<br>イベント募金 ふれあいサロン活動<br>いいとみふれあいの集い                                                                                                                              |
| いきいき交流<br>センター常澄 |                                                                    | 支部研修会<br>イベント募金                                                                                                                                                                                                            |
| いきいき交流<br>センター常澄 |                                                                    | 米寿祝い品贈呈<br>イベント募金                                                                                                                                                                                                          |
| いきいき交流<br>センター常澄 | 講演会<br>地域いきいきコミュニティトーク                                             | イベント募金                                                                                                                                                                                                                     |
| いきいき交流<br>センター常澄 | 研修視察                                                               | ひとり暮らし高齢者へ食事サービス<br>大場ふれあいまつり 大場地区市民運動会<br>イベント募金 石川川清掃<br>地域いきいきコミュニティトーク                                                                                                                                                 |
| 支部役員             | 内原3支部合同研修会<br>「幸せを考えよう」                                            | おしゃべりサロンかたくり会(毎月)<br>スクエアステップうちらは(毎月)<br>支部長杯高年者スポーツ大会(G.G、ペタンク)<br>イベント募金(イオン内原店)<br>ふれあいまつりへの模擬店出店(鯉淵・妻里合同)<br>子ども広場「ひまわり」(毎月)<br>内原子育て支援の会 米寿祝詞贈呈<br>「うちっこ広場」開催(7月・11月・3月)<br>役員研修会「埼玉・常総方面」<br>支部役員研修会(高齢者90歳の視点 VR体験) |
| 郵便振込             | 内原3支部合同研修会<br>「幸せを考えよう」                                            | 支部長杯高年者スポーツ大会<br>サロン「こいぶち」 スクールガード<br>ふれあいまつりへの模擬店出店(内原・妻里合同)<br>高齢者慶祝事業(米寿) 祝詞贈呈<br>地域いきいきコミュニティトーク                                                                                                                       |
| 郵便振込             | 内原3支部合同研修会<br>「幸せを考えよう」                                            | 支部長杯高年者スポーツ大会 スクールガード<br>ふれあいまつりへの模擬店出店(内原・鯉淵合同)<br>高年者ひとり暮らし茶話会 イベント募金<br>サロンつまさと                                                                                                                                         |

## 用語集

| 行  | 用 語               | 説 明                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行 | アウトリーチ            | 英語で「手を差し伸ばす」という意味。社会福祉を利用するすべての人々が、自ら進んで申請をするわけではなく、むしろ社会福祉の実施機関がその職権により潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるよう積極的な支援を行うこと。                                                                                                                   |
|    | アセスメント            | 支援を行うにあたり、事前に面談や観察・調査などを行い、利用者の課題を明らかにし、支援の方向性や目標を把握するために評価・分析すること。                                                                                                                                                               |
|    | 意思決定支援（障害者）       | 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。                                              |
|    | 意思決定支援（認知症高齢者）    | 認知症の人の能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う、意思決定支援者による本人支援のこと。認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。                                                          |
|    | 意思決定支援ガイドライン（障害者） | 事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みのこと。                                                        |
|    | 意思決定支援ガイドライン（認知症） | 日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したもの。認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指している。 |
|    | 遺贈                | 亡くなった人の遺言書によって、財産の一部または全部を法定相続人以外の第三者に無償で譲渡すること。                                                                                                                                                                                  |

| 行  | 用語                    | 説明                                                                                                                     |
|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 移動支援                  | 単独で移動することが困難な障害者(児)に対して付添いを行う支援員を派遣して、外出のための必要な支援を行うこと。                                                                |
|    | S N S                 | Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。               |
|    | N P O                 | Non-Profit Organization の略語。組織として活動し、公益的なサービスを提供する民間の非営利組織。                                                            |
| か行 | 介護支援専門員<br>(ケアマネージャー) | 要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切なサービスが受けられるように、ケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う専門職。                                           |
|    | 寄付付き商品                | 商品やサービスを購入・利用することで、売上げの一部を赤い羽根共同募金等に寄付する仕組みのこと。                                                                        |
|    | キャリアコンサルタント           | 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家のこと。                                                                |
|    | 強度行動障害                | 激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態。                                                             |
|    | 居宅介護                  | ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスである。 |
|    | 計画相談支援                | 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス利用計画を作成すること。                                                    |
|    | 行動援護                  | 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。                       |
|    | 高齢者クラブ                | おおむね60歳以上の高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かにするとともに、知識と経験を生かし多様な地域活動を行い、社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主組織。                             |



| 行  | 用語                    | 説明                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 合理的配慮                 | 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。                                                                                                                                 |
|    | 国立社会保障・人口問題研究所        | 厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。                                                                                                                                          |
|    | 子ども会                  | 子ども会は、幼児から高校3年生年齢相当までを構成員とした、地域を基盤とした異年齢の集団において、仲間と活動を共有することにより、子どもたちのより望ましい成長を意図したコミュニティ活動を行っている。仲間集団のもつ形成力と、活動（経験）を通しての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動を目指している。                                       |
|    | 子ども食堂                 | 無料又は低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。                                                                                                                                                                           |
|    | 個別支援計画                | 必要なアセスメントを深め、本人の願いをかなえるためにより具体的な支援内容を盛り込んだもの。サービス提供の根拠となる計画。                                                                                                                                              |
|    | コミュニティ                | 地域社会、協働生活体、協働生活が行われる一定の地域及びそこに住む人の総称。地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任を自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって行動がとられようとする地域社会の条件であり、また、これを支えるその態度のうちに見い出されるものである。自然にできるものではなく、意識的に形成されるもの、つくっていくべきものとして方向付けられている。 |
|    | コミュニティワーク<br>(地域援助技術) | 地域住民が、その地域生活上に生ずる様々な問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助すること。                                                                                                                               |
|    | コミュニティ<br>ソーシャルワーク    | 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践のこと。                                                                                                                  |
| さ行 | サービス管理責任者             | 障害福祉サービス分野で利用者の個別支援計画を作成してアセスメント・モニタリングを行ったり、他の職員への指導を行ったりするなど、サービス提供プロセス全般を管理する人。                                                                                                                        |

| 行 | 用 語                      | 説 明                                                                                                                                                          |
|---|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | サービス提供責任者                | 訪問介護事業所等に勤務する職員で、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランに基づいた訪問介護計画を作成し、訪問するヘルパーの調整や指導を行う役割を担う人。訪問系の障害福祉サービス事業所にも配置される。                                                   |
|   | サービス等利用計画                | 生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの。支給決定の根拠となる計画。                                                                                  |
|   | 災害初動期対応チーム               | 茨城県社会福祉協議会が結成した災害ボランティアセンターの設置・運営経験を持つ県内社会福祉協議会の職員チーム。県内で災害が発生した場合に、被災地の社会福祉協議会に派遣され、災害ボランティアセンターのスムーズな立ち上げに向けた助言・支援などを行う。                                   |
|   | CSW<br>(コミュニティソーシャルワーカー) | 地域において公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を抱えた制度の狭間で困窮している個人や家庭に対して、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、関係機関・団体などへの働きかけを含めた新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートなど、コミュニティソーシャルワークを実践する専門職のこと。   |
|   | CW<br>(コミュニティワーカー)       | 地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に援助していく専門職のこと。                                                        |
|   | 施設入所支援                   | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。 |
|   | 事業継続計画（BCP）              | 地震等の自然災害やインフルエンザ等、災害の種類や規模により、事業継続にあたっての影響度等見積もり、事業を継続・再開するための具体的方策、経営者の役割、日頃の教育・訓練方法等を記載した計画。BCP (Business Continuity Plan) ともいう。                           |

| 行 | 用語         | 説明                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 自立訓練（生活訓練） | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、知的障害又は精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある方の地域生活への移行を支援する。                      |
|   | 市民後見人      | 成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、他人の成年後見人等になることを希望し、家庭裁判所から選任された後見人。                                                                                                                                                                                              |
|   | 社会的排除      | 何らかの原因で個人又は集団が社会から排除されている状態。社会的包摂の反対の状態。若年層（20歳から39歳）においても、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域から排除され、社会の周縁に位置する人々が存在する。彼らが抱える問題は、高校中退、非正規労働、生活保護受給、住居不安定（ホームレス）、シングル・マザー、薬物・アルコール依存症、結果としての自殺と多岐にわたる。彼らは、将来の展望をもちにくく、孤立化し、基礎的な生活基盤の獲得・保持さえも危ぶまれるという点において、類似した状態にある。 |
|   | 社会福祉法      | 社会福祉関係事業（社会福祉を目的とする事業）の全分野共通の基本的事項について定めた法律。平成12（2000）年の社会福祉事業法から改称した際に、「福祉サービスの利用者の保護」と「地域における社会福祉の推進」が目的に明示された。                                                                                                                                           |
|   | 就労移行       | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指す。                                                                                                |
|   | 就労継続A型     | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指す。                                                                                                                |

| 行 | 用 語            | 説 明                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 就労継続B型         | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指す。                                                                                  |
|   | 重層的支援体制整備事業    | 地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業                                                                                                                                                                       |
|   | 重度訪問介護         | 重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。                                                                                                   |
|   | スーパービジョン       | スーパーバイザー（指導者）とスーパーバイジー（指導を受ける者）との間における専門家養成及び人材活用の過程のこと。                                                                                                                                                                                   |
|   | 住みよいまちづくり推進協議会 | 水戸市民憲章に則り、福祉と文化、生活環境の向上を図り、住みよいまちづくりを行政と共に推進することを目標に掲げ、各種の活動を展開している団体。基幹としての役割を担っている町内会・自治会等は、それぞれ地域社会において人々が、お互いに理解し合い、連帯意識を持って、快適で安全な潤いと思いやりのある地域社会を創るため、それぞれの地域で住民が組織し、運営され、地域住民の親睦・連帯及び地域のさまざまな問題の調整等を行っている。                           |
|   | 生活介護           | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援する。 |
|   | 生活支援コーディネーター   | 生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う人。                                                                                                                                                                      |

| 行  | 用 語        | 説 明                                                                                                                                             |
|----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 生活福祉資金特例貸付 | 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業により収入が減少した世帯に一時的に貸付を行うこと。緊急小口資金（緊急かつ一時的な生活維持のための生活費の貸付）と総合支援資金（収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間の生活費の貸付）がある。 |
|    | 成年後見制度     | 認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の意思を尊重し，法的に保護・援助する制度。具体的には財産管理や契約の締結，身上面での監護を行う。対象者の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。                               |
|    | 全国社会福祉協議会  | 各市区町村，都道府県・指定都市に設置・運営されている社会福祉協議会（略称「社協」）の全国組織として，各地の社協とのネットワークにより，福祉サービスの利用者や社会福祉関係者との連絡調整や活動支援，制度改善に取り組んでいる。                                  |
|    | 総合事業       | 介護保険法で「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められている事業。市町村が中心となって，地域の実情に応じて，住民等の多様な主体が参画し，多様なサービスを充実することで，地域の支え合い体制づくりを推進し，要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指している。 |
|    | 相談支援専門員    | 障害のある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職。                      |
|    | ソーシャルアクション | 社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し，世論を喚起しつつ組織化することで，議会や行政機関に圧力をかけたり，直接的に関係各方面に働きかける活動。                                                                       |
| た行 | 第1号被保険者    | 介護保険法で定められた被保険者の一つで，65歳以上の方が対象。保険料は所得に応じて支払うこととなり，一定額以上の年金受給者は年金から天引きされ，一定額以下の年金受給者は市町村が徴収することとなる。                                              |
|    | 第一層・第二層協議体 | 生活支援体制整備事業における市全域（第一層）又は日常生活圏域（第二層）を対象とした支え合いの地域づくりを検討する場。地域住民，NPO，民間企業，協同組合，ボランティア，社会福祉法人等多様な担い手から構成されている。                                     |



| 行  | 用 語        | 説 明                                                                                                                                                             |
|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 短期入所       | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っている。 |
|    | 地域共生社会     | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という枠を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。                                        |
|    | 地域福祉計画     | 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。  |
|    | 地域包括ケアシステム | 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。                                                    |
|    | D V        | 配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。 |
|    | 同行援護       | 移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うこと。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う。               |
| な行 | 2040年問題    | 少子高齢化や人口減少が進むことで2040年に顕著に表面化する一連の経済的・社会的問題のこと。2040年頃に団塊ジュニア世代層（1971～1974年生）が65歳を超え、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約35%に達すると予想されている。                                        |
|    | 認知症        | 一度獲得した知識が、後天的に脳や身体的疾患を原因として慢性的に低下した状態。                                                                                                                          |

| 行  | 用語          | 説明                                                                                                                                                               |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ノーマライゼーション  | 障害者や高齢者が特別な存在として見られることなく、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。                                                                                          |
| は行 | 8050問題      | 長期間の引きこもりをしている50代前後の子どもを80代前後の親が養い続けていることで発生する問題。                                                                                                                |
|    | バリアフリー      | 高齢者や障害者を含む全ての人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。                                                                                                                            |
|    | 伴走型支援       | 深刻化する「社会的孤立」に対応するため、つながり続けることを目指すアプローチのこと。                                                                                                                       |
|    | 避難行動要支援者    | 災害時に自力で避難が困難な者。                                                                                                                                                  |
|    | フードドライブ     | 家庭で余っている食品を持ち寄る活動。                                                                                                                                               |
|    | ファンドレイジング   | 民間非営利団体 (Non-Profit Organizations：日本では公益法人、特定非営利活動法人、大学法人、社会福祉法人などを含む) が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語であるが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もある。 |
|    | フードバンク      | 企業や団体などから寄贈された食品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動。                                                                                                                      |
|    | フードパントリー    | 企業や団体などから寄贈された食品等を、地域で無料配付する活動(場所)。また、生活上の困りごとがある人を適切な相談支援機関につなぐ活動も行われる。                                                                                         |
|    | 複合的福祉課題対策会議 | 複雑化・複合化した福祉課題への対応を検討するための包括的な連携体制を構築し、当該課題の迅速な解決に向けた支援及び必要な合意形成を図るための会議。                                                                                         |
|    | 福祉共育        | 一般的には「福祉教育」という用語が使用されているが、子どもから高齢者までが共に生きる社会を目指して、共に考え、学び合うことを通じて共に育ち合っていくという考えのもと、「福祉共育」とした。                                                                    |
|    | 福祉避難所       | 災害時に、一次避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち(要支援者)に配慮した市町村指定の避難施設。水戸市内に47か所あり、市社協が運営する福祉避難所は、開江老人ホーム、いきいき交流センター(8か所)、デイサービスセンターあかつかである。                        |

| 行  | 用語                   | 説明                                                                                                                                                            |
|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 福祉有償運送事業             | 社会福祉法人やNPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。                                                                                                     |
|    | プラットフォーム             | 共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場（空間）のことで、福祉の場合、世代を問わず様々な住民が活動分野や領域を超えて集える場所を指す。住民・専門職・行政など多様な機関が参画することで、「相談・協議・学びの場」など、たくさんの機会が生まれ、利用者にとっては自分に合った地域の居場所を見つけることにつながる。 |
|    | 法人後見                 | 社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。                                                        |
|    | 保健推進員                | 主な活動として、健康教室・健康診査・がん検診などの説明や受診の推奨を行い、住民の健康づくりのため活動している。また、安心して子育てをするためのアドバイスや悩み相談も受け付けている。                                                                    |
|    | ボランティア               | 社会をよりよくするため、自発的に自分の技能と時間を対価代償などの要求をすることなく提供する人たちのこと。                                                                                                          |
| ま行 | 水戸市安心・安全見守り隊         | 高齢者、障害者や子どもなど支援を必要とする方が、住み慣れた場所で安心して暮らせるように、地域の団体や事業者などが行政と連携しながら、地域をさりげなく、ゆるやかに見守るために、要援護者見守りネットワークとして平成25年1月21日発足した。2024年3月現在211団体が参加している。                  |
|    | 水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク | 高齢者等が行方不明になった際に、市から協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力することで、すみやかに行方不明者を発見・保護するための仕組み。                                                                                      |
|    | 水戸市障害者共同受発注センター      | 一般就労が困難な障害者の収入拡大に向け、企業や障害者就労支援事業所の受発注をコーディネートする機関。障害者就労支援事業所等において受注する業務のコーディネートや障害者就労支援事業所等による製品の販路確保などを行っている。                                                |
|    | 民生委員・児童委員            | 厚生労働大臣から委嘱され、高齢者等が地域で安心して暮らせるように、無報酬で福祉に関する相談に応じ、専門機関の紹介などをする者。                                                                                               |

| 行  | 用語       | 説明                                                                                                                                                                |
|----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | モニタリング   | 利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、当初のケアプランやサービス等利用計画どおりで良いのかどうかを確認する作業のこと。介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の仕事のなかでは、最も時間を必要とするプロセスと言える。                                                |
| や行 | ヤングケアラー  | 本来大人が担うと予想されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。                                                                                                                  |
|    | 要介護認定    | 被保険者や家族に申請に対し、介護認定審査会が訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書に基づき、要介護状態か要支援状態か自立かの判定を行うもの。                                                                                             |
| ら行 | 連携中枢都市圏  | 連携中枢都市となる県域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、医療、福祉、観光、地域公共交通など、様々な分野における広域連携事業を推進する圏域のこと。県央地域の場合、9市町村（水戸市（中心市）、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）で構成される。              |
|    | 老人短期入所事業 | 65歳以上で養護者（介護する家族等）が病気等の理由により、自宅で介護を受けることが一時的に困難な方を短期間養護することを目的とした事業。介護保険法上では、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）にあたる。やむを得ない理由により介護保険法によるサービスを受けられない場合に、措置として市区町村が提供する。 |
| わ行 | ワークショップ  | 日本では「体験型講座」を表す、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法である。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。                                    |
|    | 我が事・丸ごと  | 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決を目指す地域福祉の推進の理念。他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能と「丸ごと」受け止める場をつくること。                                     |
|    | ワンストップ型  | 複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一カ所でまとめて提供するようにしたもの。行政が関連する手続きの窓口を一本化することや企業が様々なサービスを一体的に提供することなどを指す。                                                              |





2024年度▶2028年度

## 第4次水戸市地域福祉活動計画【福祉のまちづくり推進計画】

一人一人の行動がつながり、しあわせ（福祉）を実感できる地域共生のまち・水戸

## 第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画

2024年10月

〔発行〕

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

茨城県水戸市赤塚1-1 水戸市福祉ボランティア会館内

Tel.029-309-5001（代）

